阿南市地域防災計画

資 料 編

令和４年２月修正

阿南市防災会議

資料編　目次

第１編　防災上注意すべき自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　市内の主要な山岳・河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（１）山岳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（２）河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（１）震度計設置場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（２）危機管理型水位計一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（３）雨量観測所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３　急傾斜地崩壊危険区域表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

４　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（１）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（２）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

（３）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

５　地すべり防止区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

６　地すべり危険箇所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

（１）国土交通省所管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

（２）農林水産省農村振興局所管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

７　砂防指定地一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

８　山地災害危険地区一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

９　土石流危険渓流一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

（１）土石流危険渓流Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

（２）土石流危険渓流Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

（３）土石流危険渓流Ⅲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

１０　重要水防区域等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

１１　海岸保全区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

第２編　災害対策に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

12　災害救助法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

（１）災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

（２）災害救助の主な事務のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

（３）「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表・・・・・・・・・66

（４）災害救助法による救助の実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

13　無線局局名録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

14　（一般社団法人）日本アマチュア無線連盟・・・・・・・・・・・・・・・・71

15　指定緊急避難場所（一次避難場所）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・72

16　　指定避難所（二次避難所）一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
17　　要配慮者利用施設一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
18　　医療機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
（１）市内医療機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
（２）救急病院等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
19　　薬剤師会開局会員一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
19-1　ＡＥＤ設置箇所（公的施設）一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
（１）阿南市施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
（２）その他（県施設等） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
20　　市有自動車保有台数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
21　　輸送業者（トラック） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
22　　輸送業者（タクシー） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
23　　油類等事故防災関係資材保有数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
（１）オイルフェンス保有数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
（２）化学消火剤保有数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
（３）油処理剤保有数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
24　　消防力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（１）消防職員及び消防団員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（２）公設消防水利状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
（３）消防力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
（４）水防倉庫及び備蓄資材の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
（５）重要な水門・樋門、排水機（ポンプ）場・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
24-1　阿南市自主防災組織一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
25　　都市公園一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
26　　都市公園以外の公園一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
27　　ため池一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
28　　過去における主要台風経路図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
29　　主な台風の経路図及び月別の台風主要経路傾向図 ・・・・・・・・・・・・・・ 168
30　　注意報・警報発表の細分区域名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
30-1　徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図 ・・・・・・・・・・・・ 170
31-1　那賀川タイムライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
31-2　桑野川タイムライン（国管理区間） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
31-3　桑野川タイムライン（県管理区間） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
31-4　福井川タイムライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
31-5　高潮タイムライン（紀伊水道西沿岸） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
31-6　高潮タイムライン（海部灘沿岸） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
31-7　防災用無線システムの全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180

第３編　協定及び条例に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

32　阿南市防災会議条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
33　阿南市防災会議運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
34　阿南市災害対策本部条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
35　阿南市災害対策本部運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
36　阿南市水防協議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
37　日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱 ・・・・・・・・・・・・・・ 191
38　徳島県４市の災害時相互応援に関する協定書（徳島市、鳴門市、小松島市） ・・ 193
39　徳島県消防防災ヘリコプター応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
40　徳島県市町村消防相互応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
41　災害時における物資供給の応援に関する協定書（生活協同組合とくしま生協） ・ 204
42　米子市及び阿南市の災害時相互応援協定（鳥取県米子市） ・・・・・・・・・・ 207
43　米子市及び阿南市の災害時相互応援協定実施細目（鳥取県米子市） ・・・・・・ 209
44　災害・事故等時の医療救護に関する協定書（社団法人阿南市医師会） ・・・・・ 211
45　災害事故等時の医療救護に関する協定書　実施細則（社団法人阿南市医師会） ・ 214
46　災害事故等時の医療救護に関する協定書に関する覚書（社団法人阿南市医師会） 221
47　災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)） 222
48　災害時タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定 ・・・・・・・・・ 224
49　大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書
（阿南市指定上下水道工事店協同組合） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
50　大規模災害発生時における支援活動に関する協定
（社団法人徳島県建設業協会阿南支部） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
51　徳島県広域消防相互応援協定書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
52　大規模災害発生時における支援活動に関する協定（阿南市電設協会） ・・・・・ 234
53　大規模災害等における資機材の供給に関する協定書（ダイキ(株)、他４社） ・・ 236
54　津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書
(阿波製紙(株)） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
55　防災情報に関する協定書（国土交通省四国地方整備局） ・・・・・・・・・・・ 243
56　施設利用の協定書（国土交通省四国地方整備局） ・・・・・・・・・・・・・・ 247
57　LP ガス事故及び災害発生時の協力に関する協定書
（社団法人徳島県エルピーガス協会） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
58　災害時における避難所への飲料水供給に関する協定書
（四電エンジニアリング(株)） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
59　災害時における飲料供給に関する協定書（サントリーフーズ(株)） ・・・・・・ 259
60　災害時における救援物資提供に関する協定書（徳島ペプシコーラ販売(株)） ・・ 261
61　災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書
（社団法人徳島県環境技術センター） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
62　災害時における車両の津峯スカイライン無料通行に関する協定書（津峯観光(株)） 264
63　災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局） 266
64　災害時用医薬品等備蓄供給に関する協定書（阿南医師会中央病院、阿南共栄病院） 269
65-1　災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書（平成２４年度）

＜老人ホーム福寿荘、他９社＞ ・・・・・・・・・ 274
65-2 災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書（平成２６年度）
＜介護老人保健施設正静絹、他２３社＞・・・・・ 294
66 大規模災害発生時のおける支援活動に関する協定書（(株)島田組） ・・・・・・ 297
67 徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書 ・・・・・・・・ 301
68 徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定実施細目 ・・・・・ 303
69 津波避難ビルとしての使用に関する協定書
（徳島県南部総合県民局　保健福祉環境部阿南庁舎）・・・・・・・・・・・・・・ 305
70 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書（(株)那賀川開発土木） ・・ 307
71 津波時における一時避難施設としての阿南労働総合庁舎使用に関する協定書
（阿南労働総合庁舎管理庁） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
72 津波避難ビルとしての使用に関する協定書
（徳島県南部総合県民局　阿南庁舎本館） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
73 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書
（徳島南部電気工事業協同組合） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
74 災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書
（大塚製薬(株)徳島支店）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317
75 緊急時解放備蓄型自動販売機設置等に関する協定書（大塚食品(株)広島支店） ・ 319
76 災害時の協力に関する協定書（四国電力(株)） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 321
77 災害時の施設使用に関する協定書（(有)大和） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 323
78 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
79 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
（(株)レーザーシステム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
80 災害時における緊急放送に関する協定書
（徳島県南メディアネットワーク(株)、(株)ケーブルテレビあなん） ・・・・・・ 330
81 光ファイバ芯線等の使用に関する協定書（徳島県南メディアネットワーク(株)） 334
82 鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定 ・・・・・・・・ 339
83 徳島県排出油等防除協議会会則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
84 徳島県排出油等防除協議会運営要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344
85 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
86 徳島県排出油等防除協議会阿南地区流出油等防除計画 ・・・・・・・・・・・・ 348
87 阿南市防災士の会の活動支援に関する協定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
88 指定各機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355
89 阿南市消防本部及び消防署設置条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
90 阿南市消防警防規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
91 阿南市消防団条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378
92 阿南市消防団規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
93 徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389
94 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領 ・・・・・・・・・・・・・・・ 391
94-1 大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定（阿南警察署） ・・・ 396

94-2　大規模災害における物資供給の応援に関する協定書（消防協定分）　・・・・・・　398
94-3　阿南市・御坊市パートナーシティ協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　403
94-4　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書　・・・・・・・・・・・・・・・　404
94-5　大規模災害発生時における支援活動に関する協定（徳島建機）　・・・・・・・・・　410
94-6　大規模災害発生時における支援活動に関する協定（四国土木開発）　・・・・・・　413
94-7　大規模災害発生時における支援活動に関する協定（ダイケン美装商事）　・・・・　415
94-8　避難所等施設利用に関する協定書（海部観光）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　417
94-9　阿南市内郵便局及び阿南郵便局の協力に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・　422
94-10　大規模災害時における住民等の相談業務に関する協定書　・・・・・・・・・・・　427
94-11　災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書・・・　429
94-12　災害時に必要な資機材の調達に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　431
94-13　災害時における相互応援協定書（島原市）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　433
94-14　災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定　・・・・・・・・・・・　435
94-15　GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書・・・　440
94-16　災害時における一時避難所等施設利用に関する協定書　・・・・・・・・・・・・　443
94-17　大規模災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書　・・・・・　445
94-18　災害時における民泊施設等の提供に関する協定書　・・・・・・・・・・・・・・　447
94-19　大規模災害時における医療救護活動に関する協定書
（特定非営利活動法人アムダ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　450
94-20　大規模災害時における相互協力に関する協定書（美波町、外２）　・・・・・・　452
94-21　災害時における物資提供等の協力に関する協定書（王子コンテナー株式会社）　454
94-22　阿南市と徳島文理大学との連携協力に関する包括協定書（徳島文理大学）　・・　456
94-23　災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）　・・・・・・・・・・　458
94-24　大規模災害時における物資の支援に関する協定書
（徳島県畳商工業組合　阿南市部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　460
94-25　災害時における物資の供給に関する協定書（王子ネピア株式会社）　・・・・・　462
94-26　大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書
（株式会社コート・ベール徳島、那賀川地区自主防災連絡協議会、徳島県）・・　466
94-27　災害時等における無人航空機の運用に関する協定書
（株式会社タチバナコンサルタント）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　469
94-28　阿南市・合志市パートナーシティ協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　472
94-29　広告付防災標識看板に関する協定書
（株式会社アクセル徳島、株式会社井内）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　473
94-30　大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書
（社会福祉法人お山保育所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　475
94-31　阿南市と四国電力株式会社との連携協定書
（四国電力株式会社）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　478
94-32　災害時における仮設トイレの運搬及び設置等に関する協定書
（有限会社三共クリーン）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　480
94-33　大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書

（大和観光株式会社）　・・482
94-34　大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書
（宮和海運株式会社）　・・484
94-35　災害時の避難所における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書
（徳島トヨタ自動車株式会社）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・486
486
94-36　阿南市公共施設太陽光発電設備設置事業に関する協定書・・・・・・・・・・・・489
94-37　災害時の避難所における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書
（ネッツトヨタ徳島株式会社）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・497

第４編　　様　式　・・500

95　罹災証明交付申請書・・501
96　罹災届出証明交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・502
97　自衛隊派遣要請文書様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・503
98　火災・災害等即報要領に基づく様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・504
99　災害中間報告・災害確定報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・510
100　災害報告記入要領・・・511
101　通行の禁止又は制限するときの標識（様式１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・515
102　緊急通行車両の標章（様式２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・515
103　緊急通行車両確認証明書（様式３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・516
104　避難情報の放送に係る申し合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・517
105　避難行動要支援者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・520
106　消防防災ヘリコプター緊急運航要請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・523
107　徳島県管理河川水防警報発表受報用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・524
108　徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・526
109　緊急消防援助隊応援要請連絡様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・527

第１編　防災上注意すべき自然条件

１．市内の主要な山岳・河川

（１）山　　岳

山　岳　名	標　高（m）	所　在　地
太　龍　寺　山	618	加　茂　町　黒　川
矢　筈　山	570	新　野　町　元　信
後　世　山	539	福 井 町　久 保 野
高　雄　山	533	吉　井　町　高　雄
鶴　林　山	516	大　井　町　中　筋
明　神　山	442	椿　町　旭　野
か　ぶ　と　山	415	楠　根　町　七　浦

（２）河　　川

河川名称等		延長（km）	最大川幅（m）	最少川幅（m）	平均川幅（m）	備　考
那賀川水系	那賀川	30.0	800	300	500	那賀郡那賀町より太平洋に至る（加茂谷上流が県管理）
	加茂谷川	3.8	60	20	40	加茂町貝河より那賀川に合流（上流に阿瀬比川）
	桑野川	18.2	90	20	60	新野町元信より派川那賀川に至る（大原観測所上流が県管理）
	岡　川	10.9	130	30	80	下大野町より桑野川に至る
	畑田川	2.5	15	5	10	下大野町畑田より岡川に合流
	蛭地川	3.0	15	5	10	桑野町浦の内より桑野川に合流
	北谷川	1.9	15	5	10	山口町北谷より桑野川に合流
	南　川	3.0	20	8	15	新野町常政より桑野川に合流
	他に大田井川、臼台川、若杉谷川、野尻川が那賀川水系河川となり、大津田川、堂谷川が桑野川水系となる。					
福井川水系	福井川	8.0	100	20	60	福井町後世山より橘湾に至る
	椿地川	2.0	10	5	8	福井町柿谷より福井川に合流
その他河川	椿川	9.0	20	5	10	椿町船頭ヶ谷より太平洋に至る
	出島川	3.2	150	5	－	那賀川町上福井より紀伊水道に至る
	苅屋川	2.3	40	3	－	那賀川町苅屋より紀伊水道に至る
	幾島川	1.5	50	10	－	那賀川町黒地より紀伊水道に至る
	太田川	2.8	30	4	－	那賀川町島尻より小松島市に至る
	落合川	1.2	10	4	－	那賀川町今津浦より紀伊水道に至る

※注　国管理区間の河川は、　那賀川　　（18.04km～紀伊水道）
桑野川　　（ 7.00km～派川那賀川）
派川那賀川（ 3.63km～紀伊水道）

※注　その他河川で、本市の準用河川は37河川である。

2. 気象

（1）震度計設置場所一覧

	所　管	設　　置　　場　　所	
1	気象庁	富岡西高等学校	富岡町小山１８－３
2	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	桑野公民館	山口町内田１５０－１
3	徳島県	阿南市羽ノ浦支所	羽ノ浦町中庄なかれ１６－３
4	徳島県	阿南市那賀川支所	那賀川町苅屋３２３
5	阿南市	阿南市消防本部	辰己町１－３３

（2）危機管理型水位計一覧

観測所	河川名	所属	所在地	量水標管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
左岸(サガン) 2k300	那賀川	国	阿南市那賀川町中島	国土交通省					
左岸(サガン) 3k400	那賀川	国	阿南市那賀川町赤池	国土交通省					
左岸(サガン) 3k900	那賀川	国	阿南市那賀川町三栗	国土交通省					
左岸(サガン) 4k800	那賀川	国	阿南市那賀川町大京原	国土交通省					
左岸(サガン) 5k800	那賀川	国	阿南市那賀川町西原	国土交通省					
左岸(サガン) 7k600	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町岩脇	国土交通省					
左岸(サガン) 8k600	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町明見	国土交通省					
左岸(サガン) 10k000	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町古毛前須賀	国土交通省					
左岸(サガン) 11k000	那賀川	国	阿南市羽ノ浦町古毛覗石	国土交通省					
左岸(サガン) 12k700	那賀川	国	阿南市楠根町新田	国土交通省					
左岸(サガン) 14k200	那賀川	国	阿南市楠根町	国土交通省					
左岸(サガン) 16k200	那賀川	国	阿南市深瀬町大畝町	国土交通省					
右岸(ウガン) 0k800	那賀川	国	阿南市辰巳町	国土交通省					
右岸(ウガン) 2k700	那賀川	国	阿南市住吉町西畷	国土交通省					
右岸(ウガン) 3k700	那賀川	国	阿南市横見町上畷	国土交通省					
右岸(ウガン) 4k600	那賀川	国	阿南市那賀川町大京原	国土交通省					
右岸(ウガン) 5k600	那賀川	国	阿南市柳島町六反地	国土交通省					
右岸(ウガン) 7k600	那賀川	国	阿南市上中町	国土交通省					

観測所	河川名	所属	所在地	量水標管理者	水位				
					水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	堤防高
ウガン 右岸 9k000	那賀川	国	阿南市下大野町渡り上り	国土交通省					
ウガン 右岸 9k700	那賀川	国	阿南市中大野町大坪	国土交通省					
ウガン 右岸 10k600	那賀川	国	阿南市上大野町南豊年	国土交通省					
ウガン 右岸 11k400	那賀川	国	阿南市上大野町南浦	国土交通省					
ウガン 右岸 13k200	那賀川	国	阿南市上大野町久留米田	国土交通省					
ウガン 右岸 14k200	那賀川	国	阿南市吉井町地神北	国土交通省					
ウガン 右岸 15k400	那賀川	国	阿南市吉井町賀美	国土交通省					
クスネ　カリュウ　ナイスイ 楠根下流（内水）	那賀川	国	阿南市楠根町沖台	国土交通省					
クスネ　ジョウリュウナイスイ 楠根上流（内水）	那賀川	国	阿南市楠根町津越	国土交通省					
フカセ　ナイスイ 深瀬（内水）	那賀川	国	阿南市深瀬町岡崎	国土交通省					
ヒガシカモ　ナイスイ 東加茂（内水）	那賀川	国	阿南市加茂町不け前	国土交通省					
ニシカモ　ナイスイ 西加茂（内水）	那賀川	国	阿南市加茂町高田	国土交通省					
サガン 左岸 0k300	派川那賀川	国	阿南市辰巳町	国土交通省					
サガン 左岸 3k100	桑野川	国	阿南市住吉町南久保	国土交通省					
サガン 左岸 4k900	桑野川	国	阿南市富岡町中川原	国土交通省					
サガン 左岸 5k800	桑野川	国	阿南市宝田町出口	国土交通省					
サガン 左岸 7k600	桑野川	国	阿南市長生町平久保	国土交通省					
ウガン 右岸 2k300	桑野川	国	阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎	国土交通省					
ウガン 右岸 4k100	桑野川	国	阿南市富岡町佃町	国土交通省					
ウガン 右岸 5k400	桑野川	国	阿南市富岡町	国土交通省					
ウガン 右岸 6k600	桑野川	国	阿南市宝田町	国土交通省					
ウガン 右岸 7k200	桑野川	国	阿南市長生町寺ノ前	国土交通省					
ウガン 右岸 8k200	桑野川	国	阿南市長生町	国土交通省					
ウガン 右岸 8k600	桑野川	国	阿南市長生町長谷	国土交通省					
ヒキフネバシ 引舟橋	打樋川	徳島県	阿南市見能林町【引舟橋】	南部総合（阿南）					
コモウ　バシ 古毛橋	福井川	徳島県	阿南市福井町古毛【古毛橋】	南部総合（阿南）					
シンニシガタバシ 新西方橋	岡川	徳島県	阿南市長生町西方【新西方橋】	南部総合（阿南）					
サカリ　オオハシ 十八女大橋	那賀川	徳島県	阿南市十八女町宮ノ前【十八女大橋】	南部総合（阿南）					
オオツ　ダ 大津田	大津田川	徳島県	阿南市長生町大津田橋	南部総合（阿南）					
オオハシ 大橋	畑田川	徳島県	阿南市下大野町大橋	南部総合（阿南）					
アキバ　シタ 秋葉下	熊谷川	徳島県	阿南市熊谷町熊谷大橋	南部総合（阿南）					
アオキ 青木	三谷川	徳島県	阿南市見能林町青木	南部総合（阿南）					

（３）雨量観測所一覧

所　有　者	観測所	所在地	型　式	管理者	データ所得個所
徳島地方気象台	蒲生田	阿南市椿町蒲生田	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台	徳島地方気象台
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	福　井	阿南市福井町日の地134-3	テレメーター	徳島河川国道事務所	徳島河川国道事務所
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	谷　口	阿南市新野町久田85-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	那賀川河川事務所	那賀川河川事務所
	山　口	阿南市山口町平野77-9	1.0mm転倒ます型隔測雨量計	〃	〃
	富　岡	阿南市領家町室ノ内３９０ （那賀川河川事務所）	〃	〃	〃
	古　庄	阿南市上中町南島230-2	1.0mm転倒ます型隔測雨量計 テレメーター	〃	〃
	大　原	阿南市長生町川ハタ	〃	〃	〃
徳島県県土整備部	太田井	阿南市大井町〆谷２－４	1.0mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 （阿南）	徳島県 砂防防災課
	上大野	阿南市上大野町須賀６１－２	〃	〃	〃
	桑　野	阿南市桑野町４１番地先	〃	〃	〃
	津乃峰	阿南市津乃峰町新浜 ３３－２９	〃	〃	〃
	福　井	阿南市福井町山下２１１－２	〃	〃	〃
	椿　泊	阿南市椿泊町大瀬井１０－２	〃	〃	〃
	東椿泊 (IoT)	阿南市椿泊町東	0.5mm転倒ます型雨量計	〃	〃
	阿南山口 (IoT)	阿南市山口町久延６９－１ （山口小学校）	〃	〃	〃
	羽ノ浦 (IoT)	阿南市羽ノ浦町１３８－１ （羽ノ浦スポーツランド公園）	〃	〃	〃
	橘 (IoT)	阿南市橘町 （橘地区防災公園）	〃	〃	〃
	椿 (IoT)	阿南市椿町黒田４７ （椿小学校）	〃	〃	〃
	見能林 (IoT)	阿南市見能林町南勘高１ （阿南中学校）	〃	〃	〃
	伊島 (IoT)	阿南市伊島町	〃	〃	〃
	阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷４６	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計、テレメーター	〃	徳島県 河川振興課
	新　野	阿南市新野町秋山３５０－５	〃	〃	〃
	福井ダム	阿南市福井町鉦打	〃	〃	〃
	加茂谷	阿南市加茂町野上２２－６	〃	長安口ダム 管理事務所	〃
四国旅客鉄道株式会社	阿　南	阿南市富岡町今福寺	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
阿南市	阿南市 消防本部	阿南市辰己町１－３３	転倒ます型雨量計	阿南市消防本部	阿南市消防本部
	古庄	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原 ３０－４	〃	阿南市	阿南市
	深瀬岡崎	阿南市深瀬町大畝町３６－１	〃	〃	〃
	福井中分 （４）	阿南市福井町鉦打４７	〃	〃	〃

３．急傾斜地崩壊危険区域表

令和３年３月 31 日現在

No.	急傾斜地名	告示年月日	告示番号	水平面積（ha）	斜面面積（ha）	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	人家戸数	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
102	大潟	S 49. 3. 26	172	0.66	0.79	1		擁壁工2種、アンカー工、防護柵、法枠工
233	大潟(2)	S 58. 3. 25	264	1.05	1.18	1		擁壁工、防護柵、法枠工、法面工、落石防護柵
233	大潟(2)(追加)	H 1.11. 28	894	1.61	1.83	1		未
233	大潟(2)(追加)	H 3. 1. 14	19	3.20	3.58	1		未
308	大潟(3)	H 2. 2. 6	98	1.78	2.01	1	23	擁壁工、防護柵、ストーンガード
102	大潟(第２回追加)	H 11. 2. 5	71	0.22	0.24	1		未
102	大潟(追加)	H 10. 2. 24	150	0.91	1.02	1		未
103	大浜	S 49. 3. 26	172	1.39	1.61	1		擁壁工2種、ストーンガード
429	西浦	H 17. 8. 16	722	1.50	1.77	1	74	擁壁工、張コンクリート工、法枠工、植生工
300	楠木	H 1.11. 28	894	2.16	2.65	1		擁壁工、ストーンガード、現場打吹付、法枠工、防護柵
300	楠木（追加）	H 5. 9. 17	731	0.96	1.02	1		未
410	北浦	H 15. 2. 10	105	2.07	2.36	1	12	コンクリート擁壁、法面工、排水工、落石防護工
313	小谷口	H 3. 1. 14	19	7.50	8.73	1	29	擁壁工、防護柵、法枠工、水防、厚層基材、落石防護柵
100	加茂(1)	S 49. 3. 26	172	2.60	3.01	1		擁壁工2種、アンカー工、法枠工、ストーンガード、防護柵
101	加茂(2)	S 49. 3. 26	172	2.40	3.00	1		重力式擁壁工、現場吹付法枠工、落石防護柵
99	十八女	S 49. 3. 26	172	0.54	0.57	1		擁壁工、落石防護柵
418	大屋	H 17. 3. 29	239	0.97	1.08	1		未
368	岡元	H 10. 2. 24	150	1.66	1.93	1	30	もたれ式擁壁工、現場吹付法枠工、落石防護柵
384	宮ノ森	H 13. 3. 27	1238	0.60	0.76	1		未
14	桑野大地	S 46.12. 10	926	6.60	7.41	1		防護柵
192	桑野大地(2)	S 53.11. 10	1000	1.82	2.03	1		防護柵、擁壁工、障壁
57	汐谷	S 51.10. 8	791	5.82	6.61	1	14	擁壁工、防護柵、アンカー工、施設工
293	森国	S 63.11. 8	755	1.95	2.35	1	14	擁壁工、防護柵、アンカー工、ストーンガード
367	蛭地	H 10. 2. 24	150	5.12	5.78	1	29	もたれ式擁壁工、現場吹付法枠、落石防護柵、厚層基材吹付工
333	北山	H 5. 1. 19	28	2.30	2.63	1	17	擁壁工、落石防護柵、アンカー工
357	元信	H 8. 6. 25	395	1.73	1.97	1	15	擁壁工、落石防護柵、アンカー工、法枠工
294	秋山	S 63.11. 8	755	1.79	2.20	1	21	擁壁工、落石防護柵、アンカー工、ストーンガード、法枠工
294	秋山（追加）	H 3. 1. 14	19	1.92	2.17	1		未
399	生谷	H 14.10. 15	867	1.98	2.19	1		未
301	実用	H 1.11. 28	894	1.79	2.17	1	16	擁壁工、防護柵、ストーンガード
256	西の前	S 60.10. 4	796	0.79	1.01	1	11	擁壁工、防護柵、アンカー工
383	大西	H 13. 3. 27	1238	4.24	5.01	1		未
222	中連	S 56. 2. 24	149	2.68	3.25	1	20	擁壁工、防護柵、アンカー工

No.	急傾斜地名	告示年月日	告示番号	水平面積（ha）	斜面面積（ha）	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	人家戸数	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
124	内歩	S 50. 4. 11	249	12.38	14.98	1	7	擁壁工、防護柵擁壁工
124	内歩（追加）	S 55. 4. 30	349	0.61	0.78	1		未
246	湊(1)	S 59. 8. 24	550	1.38	1.71	1	18	擁壁工、防護柵
246	湊(1)（追加）	H 3. 1. 14	19	0.18	0.23	1		未
247	湊(2)	S 59. 8. 24	550	1.28	1.61	1	19	擁壁工、防護柵、アンカー工
247	湊(2)（追加）	H 4. 3. 31	235	0.18	0.21	1		未
274	蒲生田	S 62. 1. 23	50	0.43	0.53	1	7	擁壁、防護柵
105	小吹川原	S 49. 3. 26	172	14.38	18.80	1		未
13	東椿泊	S 46.12. 10	926	14.84	16.90	1	330	擁壁工、防護柵、アンカー工、もたれ式擁壁工、現場吹付基材・落下防護柵
60	伊島	S 48. 3. 13	165	1.02	1.31	1		擁壁工（ブロック積）、防護柵
58	高田	S 56. 2. 13	119	2.51	2.94	1	29	擁壁工、防護柵、アンカー工、ロックボルト、法枠工
58	高田（追加）	S 58.10. 11	764	0.32	0.40	1		擁壁工、防護柵、アンカー工、ロックボルト、法枠工
245	山下	S 59. 8. 24	550	0.55	0.80	1	10	擁壁工2種、防護柵、張コンクリート工、現場吹付工、鉄筋挿入工、落石防護柵
245	山下（追加）	H 11. 7. 6	466	3.48	5.01	1		未
400	新開	H 14.10. 15	867	1.59	1.78	1		未
325	前田	H 4. 3. 31	235	2.45	2.88	1		擁壁工、ストーンゲート、防護柵、落石防護柵
325	前田（追加）	H 9. 3. 11	143	1.78	1.93	1	25	アンカー工、かご枠工、現場吹付工
382	中野	H 13. 3. 27	1238	2.86	3.49	1	22	擁壁工２種、落石防護柵
442	大谷	H 20. 6. 25	389	1.60	1.76	1		

（徳島県資料より）

４．急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

定義

（１）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ　傾斜度３０°以上、高さ５m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある箇所。

（２）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ　傾斜度３０°以上、高さ５m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所。

（３）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ　傾斜度３０°以上、高さ５m 以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

（１）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

令和３年３月３１日現在

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1591	1	そうず谷（1）	富岡町	そうず谷	10	無	未
1592	1	あ王谷	富岡町	あ王谷	23	無	未
1593	1	西池田	富岡町	西池田	1	阿南市文化会館、夢ホール	コンクリート擁壁工２工種、擁壁上部ふとん籠
1594	1	東池田（1）	富岡町	東池田口	17	無	未
1595	1	滝の下	富岡町	滝の下	7	無	未
1596	1	亀崎	畭町	亀崎	10	無	未
1630	1	新開地	富岡町	トノ町	14	無	未
2076	2	牛岐城跡	富岡町	トノ町	11	無	未
1538	1	西分（1）	津乃峰町	西分	10	無	未
1539	1	東分（1）	津乃峰町	東分	12	無	未
1540	1	東分（2）	津乃峰町	東分	21	無	未
1541	1	長浜（1）	津乃峰町	長浜	6	無	未
1542	1	大潟	大潟町		10	無	未
1543	1	大潟（3）	大潟町		23	無	未
1544	1	大浜	中林町	大浜	20	無	未
1545	1	畠田	中林町	畠田	6	無	未
1546	1	東	中林町	東	6	無	未
1547	1	青木	見能林町	青木	6	無	未
1548	1	大坪	見能林町	大坪	5	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1549	1	平石	見能林町	平石	9	無	未
1550	1	高道（1）	見能林町	高道	5	無	未
1551	1	三谷	見能林町	三谷	5	無	未
1555	1	中分（1）	津乃峰町	中分	11	無	未
1629	1	戎山（1）	津乃峰町	戎山	13	無	未
1634	1	旭越山（1）	才見町	旭越山	11	無	未
1636	1	長浜（2）	津乃峰町	長浜	10	無	未
1645	1	大潟（2）	大潟町		119	無	未
1661	1	築溜	見能林町	築溜	2	無	未
1662	1	戎山（2）	津乃峰町	戎山	13	無	未
2074	2	西分(2)	津乃峰町	西分	6	無	未
1529	1	関地（1）	橘町	関地	10	無	未
1530	1	鵠（1）	橘町	鵠	8	無	未
1531	1	大浦（1）	橘町	大浦	5	無	未
1532	1	大浦（2）	橘町	大浦	25	無	未
1533	1	江ノ浦（1）	橘町	江ノ浦	10	無	未
1534	1	西浦	橘町	西浦	20	医院2	対策工事 植生工、擁壁工等４工種
1535	1	中浦	橘町	中浦	14	無	未
1536	1	汐谷	橘町	汐谷	82	無	未
1537	1	汐谷山（1）	橘町	汐谷山	7	無	未
1668	1	青木（1）	橘町	青木	8	無	未
1669	1	関地（2）	橘町	関地	7	無	未
1670	1	日開谷	橘町	日開谷	6	無	未
1671	1	六反地（1）	橘町	六反地	5	無	未
1672	1	西浦（2）	橘町	西浦	8	無	対策工事 植生工、擁壁工３工種
1673	1	西浦山	橘町	西浦山	1	無	対策工事 植生基材吹付工、延長45.0m、高さ6.7～8.5m
1674	1	汐谷山（2）	橘町	汐谷山	30	無	未
1675	1	幸野（1）	橘町	幸野	2	無	未
1676	1	大浦（3）	橘町	大浦	9	無	未
1677	1	江ノ浦（2）	橘町	江ノ浦	42	無	未
2072	2	幸野(2)	橘町	幸野	15	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
2077	2	大浦(4)	橘町	大浦	7	無	未
2078	2	汐谷山(3)	橘町	汐谷山	15	無	未
1590	1	井関（1）	宝田町	井関	0	無	未
1578	1	南川	長生町	南川	6	無	未
1579	1	明谷中沢（1）	長生町	明谷中沢	6	無	未
1580	1	北浦	長生町	北浦	24	無	対策工事 擁壁工、のり枠工の３工種
1581	1	西山（1）	長生町	西山	10	無	未
1582	1	祖ヶ谷	長生町	祖ヶ谷	6	無	未
1583	1	山地（1）	長生町	山地	7	無	未
1584	1	諏訪ノ端	長生町	諏訪ノ端	8	無	未
1585	1	南平岡	長生町	南平岡	19	無	未
1586	1	坪井	長生町	坪井	5	無	未
1587	1	岩ノ下（1）	長生町	張	7	無	未
1588	1	中ノ谷	長生町	宮内	32	無	未
1589	1	鍛冶ヶ西	長生町	西方	5	無	未
1597	1	別所	上大野町	別所	8	無	未
1598	1	清松（1）	上大野町	清松	10	無	未
1599	1	久留米田（1）	上大野町	久留米田	5	無	未
1600	1	西谷	上大野町	西谷	6	無	未
1647	1	萱原（1）	上大野町	萱原	8	無	未
1648	1	畑田	下大野町	南傍示	13	無	未
1461	1	宮ノ下(1)	岩脇	宮下	4	無	H7年、擁壁工、法枠工の２工種
1462	1	小谷口	古毛	小谷口	29	無	未
1463	1	宮ノ下(2)	岩脇	宮ノ下	8	無	ブロック積み擁壁、延長70.0m、高さ2.2～5.7m
1464	1	阿千田(1)	岩脇	阿千田	6	無	未
1465	1	恵田(1)	宮倉	恵田	4	無	未
1466	1	恵田(2)	宮倉	恵田	4	無	未
1467	1	沢田(1)	宮倉	沢田	0	無	未
1468	1	沢田(2)	宮倉	沢田	5	羽ノ浦町総合体育館	コンクリート擁壁工+フェンス、延長10.0m、 高さ5.3～7.4m
1469	1	小谷口(2)	古毛	小谷口	6	無	未
2062	2	羽ノ浦中学校	宮倉	沢田	3	羽ノ浦中学校 羽ノ浦中学校（剣道場）	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
2063	2	南浦	宮倉	南浦	14	羽ノ浦町交番	擁壁工、吹付工等５工種
2064	2	春日野(1)	宮倉	南浦	0	無	未
2065	2	橋ノ本	宮倉	橋ノ本	18	無	ブロック積擁壁工+落石防護柵、延長71.0m、 高さ1.5m
2066	2	恵田(3)	宮倉	恵田	2	無	未
2067	2	恵田(4)	宮倉	恵田	0	無	モルタル吹付工、延長110.0m、 高さ5.0～35.0m
2068	2	奥ノ谷(1)	岩脇	奥ノ谷	62	無	擁壁工、法枠工４工種
2069	2	奥ノ谷(2)	岩脇	奥ノ谷	4	無	ブロック積み擁壁、一部斜面上部
1601	1	熊谷（1）	熊谷町	熊谷	9	無	未
1602	1	野尻	吉井町	野尻	8	無	未
1603	1	日ノ浦（1）	吉井町	日ノ浦	10	無	未
1604	1	片山	吉井町	片山	35	施設１	擁壁工、吹付工２工種
1605	1	加茂（1）	加茂町	南不ケ	18	加茂谷郵便局 加茂谷公民館加茂分館、他１	対策工事 H7～H１１年、擁壁工、吹付工等９工種
1606	1	加茂（2）	加茂町	南不ケ	17	加茂谷分団第７班詰所	対策工事 S５５～H４年、擁壁工、のり枠工等５工種
1607	1	南不ケ	加茂町	南不ケ	5	無	未
1608	1	大谷（1）	加茂町	大谷	8	無	未
1609	1	吉元	加茂町	吉元	20	無	未
1610	1	宗田	加茂町	宗田	6	無	未
1611	1	宿居谷	加茂町	宿居谷	8	無	未
1612	1	高田	加茂町	高田	23	無	未
1613	1	中野	水井町	東・中野	10	無	未
1614	1	西	水井町	西	8	無	未
1615	1	宮平（1）	大田井町	宮平	12	無	未
1616	1	十八女	十八女町	十八女	5	無	未
1617	1	大屋（1）	十八女町	新開	34	無	未
1618	1	岡崎	深瀬町	岡崎	5	無	未
1619	1	深瀬	深瀬町	中峰	8	無	未
1620	1	北久保	深瀬町	北久保	21	無	未
1621	1	七浦（1）	楠根町	七浦	5	無	未
1622	1	津越（1）	楠根町	津越	11	無	未
1623	1	奥山（1）	楠根町	助峰	6	無	未
1624	1	助峰	楠根町	助峰	10	無	未
1625	1	盛大	楠根町	盛大	8	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1626	1	奥條	楠根町	美濃谷	13	無	未
1627	1	菖蒲	楠根町	菖蒲	6	無	未
1628	1	中上（1）	細野町	中上	7	無	未
1637	1	金石	楠根町	金石	7	無	未
1660	1	シル谷	熊谷町	シル谷	7	無	未
1663	1	黒河（1）	加茂町	黒河	3	無	未
1664	1	黒河（2）	加茂町	黒河	1	無	未
1552	1	山下	内原町	山下	7	無	未
1553	1	大谷（1）	内原町	大谷	5	無	未
1554	1	中分	内原町	中分	9	無	未
1556	1	柳橋	内原町	柳橋	10	無	ブロック積擁壁工+落石防護柵、延長17.0m、 高さ7.0m
1557	1	蛭地	内原町	蛭地	15	無	対策工事 コンクリート擁壁工、法枠工４工種
1558	1	竹の内	内原町	竹の内	9	無	未
1559	1	中富（1）	桑野町	中富	5	無	未
1560	1	西谷	桑野町	西谷	2	無	H10年、擁壁工の２工種
1561	1	浦の内	桑野町	浦の内	25	無	未
1562	1	岡元	桑野町	岡元	29	無	H11年、擁壁工の２工種
1563	1	中コソ	山口町	中コソ	10	無	未
1564	1	末広	山口町	末広	24	無	未
1565	1	南谷（1）	山口町	南谷	12	無	未
1566	1	北谷（1）	山口町	北谷	7	無	未
1567	1	平野	山口町	平野	19	無	未
1568	1	久延（1）	山口町	久延	10	無	未
1569	1	森国	山口町	森国	14	無	未
1570	1	嵐谷	山口町	久延	12	山口小学校、体育館	未
1571	1	北山	山口町	北山	17	無	未
1572	1	蓮花寺	山口町	蓮花寺	11	無	未
1573	1	大谷	桑野町	大谷	11	無	未
1574	1	光源寺（1）	桑野町	光源寺	9	無	未
1575	1	車ノ口	桑野町	車ノ口	14	無	未
1576	1	桑野大地	桑野町	大地	19	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1577	1	桑野大地（2）	桑野町	大地	5	無	未
1635	1	切石	桑野町	切石	7	無	未
1644	1	桜木（1）	内原町	桜木	8	無	未
1649	1	宮ノ森（1）	桑野町	宮ノ森	5	無	未
1650	1	中富（2）	桑野町	中富	7	無	未
1651	1	池ノ内（1）	桑野町	池ノ内	6	無	未
1652	1	池ノ内（2）	桑野町	池ノ内	8	無	未
1653	1	尾花（1）	桑野町	尾花	5	無	未
1658	1	舟子田（1）	山口町	舟子田	7	無	未
1659	1	大久保（1）	山口町	大久保	7	無	未
2073	2	杉谷(1)	山口町	杉谷	15	無	未
1492	1	新田(1)	新野町	新田	12	無	未
1498	1	平川内	新野町	平川内	12	無	未
1499	1	月夜	新野町	月夜	8	無	未
1500	1	東谷(1)	新野町	東谷	7	無	未
1501	1	生谷(1)	新野町	生谷	9	無	未
1502	1	助道(1)	新野町	助道	9	無	未
1503	1	行友(1)	新野町	行友	9	無	未
1504	1	西地	新野町	西地	12	無	未
1505	1	是国	新野町	是国	12	無	未
1506	1	重友（1）	新野町	重友	13	無	未
1507	1	重友（2）	新野町	重友	15	無	未
1508	1	宇井谷（1）	新野町	宇井谷	14	無	未
1509	1	大歳（1）	新野町	大歳	12	無	未
1510	1	入田（1）	新野町	入田	8	無	未
1511	1	秋山	新野町	秋山	21	無	未
1512	1	西光寺（1）	新野町	西光寺	11	無	未
1513	1	西光寺（2）	新野町	西光寺	5	無	未
1514	1	岡花（1）	新野町	岡花	19	無	未
1515	1	安行（1）	新野町	安行	7	無	未
1516	1	安行（2）	新野町	安行	7	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1517	1	久田（1）	新野町	久田	9	無	未
1518	1	清貞（1）	新野町	清貞	32	無	未
1519	1	海老川（1）	新野町	海老川	17	無	未
1520	1	海老川（2）	新野町	海老川	5	無	未
1521	1	友常（1）	新野町	友常	5	無	未
1522	1	谷口（1）	新野町	谷口	6	無	未
1523	1	川亦（1）	新野町	川又	11	無	未
1524	1	前田	新野町	前田	25	無	未
1525	1	前田（2）	新野町	前田	9	無	未
1526	1	喜来（1）	新野町	喜来	5	無	未
1527	1	本田（1）	新野町	本田	6	無	未
1528	1	元信	新野町	元信	16	無	未
1631	1	広重	新野町	広重	8	無	未
1638	1	久田（2）	新野町	久田	13	無	未
1639	1	安行（3）	新野町	安行	6	無	未
1640	1	安行（4）	新野町	安行	7	無	未
1641	1	入田（2）	新野町	入田	5	無	未
1642	1	宮前（1）	新野町	宮前	8	無	未
1654	1	清貞（2）	新野町	清貞	5	無	未
1655	1	清貞（3）	新野町	清貞	7	無	未
1656	1	谷口（2）	新野町	谷口	5	無	未
1657	1	谷口（3）	新野町	谷口	5	無	未
1480	1	色面(1)	福井町	色面	12	無	未
1481	1	中内	福井町	中内	8	無	未
1482	1	大戸(1)	福井町	大戸	5	無	未
1483	1	大原(1)	福井町	大原	6	無	未
1484	1	高田	福井町	高田	33	福井小学校 福井中学校（体育館）、他１	対策工事 Ｓ５７～Ｈ７年、擁壁工、のり枠工
1485	1	山下	福井町	山下	10	無	未
1486	1	内歩	福井町	内歩	58	無	未
1487	1	内歩(2)	福井町	内歩	5	無	未
1488	1	古毛(1)	福井町	古毛	16	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
1489	1	実用	福井町	実用	16	無	未
1490	1	羽広(1)	福井町	羽広	12	無	未
1491	1	西の前	福井町	西の前	11	無	未
1493	1	茶畦(1)	福井町	茶畦	10	無	未
1494	1	元末(1)	福井町	元末	23	無	未
1495	1	中連	福井町	中連	20	無	未
1496	1	馬路(1)	福井町	馬路	7	無	未
1497	1	鉦打	福井町	鉦打	12	無	未
1632	1	湊（1）	福井町	湊	18	無	未
1633	1	湊（2）	福井町	湊	19	無	未
1643	1	古津（1）	福井町	古津	12	無	未
1665	1	山下（2）	福井町	山下	7	無	未
1666	1	吉谷（1）	福井町	吉谷	6	無	未
1667	1	吉谷（2）	福井町	吉谷	7	無	未
2070	2	大西(1)	福井町	大西	0	福井小学校	未
2071	2	大西(2)	福井町	大西	0	福井町総合センター	コンクリート擁壁工、延長35.0m、高さ5.0～6.3m
2075	2	吉谷(3)	福井町	吉谷	6	無	未
1470	1	蒲生田	椿町	蒲生田	5	無	未
1471	1	須屋東側(1)	椿町	須屋東側	10	無	未
1472	1	旭野(1)	椿町	旭野	15	無	未
1473	1	幸野(1)	椿町	幸野	6	無	未
1474	1	豊野	椿町	豊野	8	無	未
1475	1	高岸	椿町	高岸	9	無	対策工事 H13～H14年、擁壁工、上部空石積み
1476	1	楠木	椿町	楠木	18	無	対策工事 擁壁工、法枠工
1477	1	宮ヶ谷(1)	椿町	宮ヶ谷	11	椿町中学校	対策工事 H4～H11年、擁壁工、法枠工等
1478	1	小吹川原	椿泊町	小吹川原	193	椿泊町駐在所 阿南市消防団椿分団第２班、他２	対策工事 S52～H14年擁壁工等
1479	1	東椿泊	椿泊町		303	椿公民館椿泊分館 阿南市消防団椿分団第１班 椿泊小学校、他５	対策工事 Ｓ４８～Ｈ１４年擁壁工、アンカー工等
1646	1	伊島	伊島町	瀬戸	19	伊島中学校 伊島消防詰所、他２	対策工事 Ｈ８～Ｈ１７年、擁壁工、張工等６工種、 一部ロックボルト
1678	1	瀬戸（1）	伊島町	瀬戸	6	伊島診療所、 高齢者ふれあいセンター	未
1679	1	瀬戸（2）	伊島町	瀬戸	7	無	ブロック積擁壁工、延長15.0m、高さ2.8m

（徳島県資料より）

（２）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

令和３年３月31 日現在

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5845	1	東池田(2)	富岡町	東池田	4	無	未
5846	1	そうず谷（2）	富岡町	そうず谷	1	無	未
6213	1	亀崎（1）	畭町	亀崎	2	市道	未
6214	1	亀崎（2）	畭町	亀崎	1	無	未
6216	1	北勘高	学原町	北勘高	1	市道	未
6217	1	上水田	学原町	上水田	3	阿南公園	未
5946	1	中分（2）	津乃峰町	中分	1	無	未
5947	1	中分（3）	津乃峰町	中分	1	無	未
5948	1	中分（4）	津乃峰町	中分	2	無	未
5949	1	中分（5）	津乃峰町	中分	1	市道	未
5950	1	中分（6）	津乃峰町	中分	1	市道	未
5951	1	中分（7）	津乃峰町	中分	2	無	未
5952	1	長浜（3）	津乃峰町	長浜	3	市道	未
5953	1	長浜（4）	津乃峰町	長浜	2	市道	未
6168	1	旭越山（2）	才見町	旭越山	3	市道	未
6169	1	鴨田	才見町	鴨田	1	無	未
6211	1	林崎（1）	中林町	林崎	2	市道	未
6212	1	林崎（2）	中林町	林崎	1	無	未
6218	1	大潟（4）	大潟町		1	市道	未
6219	1	大潟（5）	大潟町		3	無	対策工事 コンクリート擁壁、延長5.0～7.0m、高さ20.0m、ストンガード
6220	1	南林（1）	見能林町	南林	2	県道	未
6221	1	南林（2）	見能林町	南林	2	市道	未
6222	1	南林（3）	見能林町	南林	1	市道	未
6223	1	南林（4）	見能林町	南林	2	市道	未
6224	1	南林（5）	見能林町	南林	1	市道	未
6225	1	勘高原	見能林町	勘高原	2	市道	未
6226	1	南勘高	見能林町	南勘高	2	JR牟岐線	未
6227	1	猫谷（1）	見能林町	猫谷	3	市道	未
6228	1	猫谷（2）	見能林町	猫谷	1	市道	未
6229	1	かご谷	見能林町	かご谷	1	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6230	1	高道（2）	見能林町	高道	2	市道	未
6231	1	高道（3）	見能林町	高道	1	市道	未
6232	1	花谷（1）	見能林町	花谷	2	市道	未
6233	1	花谷（2）	見能林町	花谷	2	無	未
6234	1	白かい谷	見能林町	白かい谷	1	市道	未
7817	2	いもじ原	見能林町	いもじ原	2	市道	未
5922	1	大浦（5）	橘町	大浦	1	無	未
5923	1	大浦（6）	橘町	大浦	4	国道	未
5924	1	大浦（7）	橘町	大浦	2	無	未
5925	1	江ノ浦（3）	橘町	江ノ浦	1	無	未
5926	1	一升ヶ森	橘町	一升ヶ森	2	県道	未
5927	1	袴傍示（1）	橘町	袴傍示	2	無	未
5928	1	袴傍示（2）	橘町	袴傍示	1	市道	未
5929	1	袴傍示（3）	橘町	袴傍示	4	無	コンクリート擁壁、延長32.0m、高さ3.0～4.3m
5930	1	袴傍示（4）	橘町	袴傍示	2	市道	未
5931	1	幸田（1）	橘町	幸田	2	国道	未
5932	1	関地（3）	橘町	関地	3	無	コンクリート擁壁、延長32.0m、高さ1.4～4.3m
5933	1	関地（4）	橘町	関地	1	無	未
5934	1	大坪（1）	橘町	大坪	1	市道	未
5935	1	大坪（2）	橘町	大坪	2	無	未
5936	1	青木（2）	橘町	青木	1	無	未
5937	1	青木（3）	橘町	青木	3	無	コンクリート擁壁、延長50.0m、高さ1.4～2.0m
5938	1	青木（4）	橘町	青木	1	無	未
5939	1	中尾	橘町	中尾	1	無	未
5940	1	鵠（2）	橘町	鵠	1	無	未
5941	1	六反地（2）	橘町	六反地	1	無	未
5942	1	六反地（3）	橘町	六反地	2	県道	未
5943	1	湊	橘町	土井崎	4	市道	未
5944	1	汐谷山（4）	橘町	汐谷山	1	市道	未
5945	1	幸田（2）	橘町	幸田	2	無	未
7816	2	家の前	橘町	家の前	2	県道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6170	1	井関（2）	宝田町	井関	1	無	未
6171	1	井関（3）	宝田町	井関	3	市道	未
6124	1	畑田（1）	下大野町	畑田	1	市道	未
6125	1	畑田（2）	下大野町	畑田	3	無	未
6126	1	畑田（3）	下大野町	畑田	2	市道	未
6127	1	畑田（4）	下大野町	畑田	2	市道	ブロック積擁壁工、延長30.0m、高さ4.0m
6128	1	平山（1）	下大野町	平山	1	無	未
6129	1	平山（2）	下大野町	平山	1	市道	未
6130	1	羽坂	下大野町	羽坂	3	市道	未
6131	1	藪呂	下大野町	藪呂	3	市道	未
6132	1	菅原（2）	上大野町	菅原	2	県道	未
6133	1	大山田	上大野町	大山田	1	市道	未
6134	1	小山田	上大野町	小山田	1	市道	未
6135	1	久留米田（2）	上大野町	久留米田	2	無	未
6136	1	久留米田（3）	上大野町	久留米田	2	市道	未
6137	1	清松（2）	上大野町	清松	3	市道	未
6138	1	清松（3）	上大野町	清松	4	市道	コンクリート擁壁工、延長40.0m、高さ2.0m、落石防御柵、延長40.0m、高さ2.0～8.0m
6139	1	清松（4）	上大野町	清松	1	市道	未
6164	1	畑田	中大野町	畑田	1	無	未
6165	1	南傍示（1）	中大野町	南傍示	2	市道	未
6166	1	南傍示（2）	中大野町	南傍示	2	市道	未
6167	1	南傍示（3）	中大野町	南傍示	1	無	未
6172	1	おわた	長生町	おわた	1	市道	未
6173	1	久保田	長生町	久保田	1	市道	未
6174	1	西方	長生町	西方	1	市道	未
6175	1	常泉寺	長生町	松尾	4	市道	未
6176	1	山地（3）	長生町	山地	2	無	未
6177	1	山地（4）	長生町	山地	1	無	未
6178	1	山地（5）	長生町	山地	1	市道	未
6179	1	西山（2）	長生町	西山	2	市道	未
6180	1	西山（3）	長生町	西山	1	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6181	1	西山（4）	長生町	西山	2	市道	未
6182	1	西山（5）	長生町	西山	2	市道	未
6183	1	古地（1）	長生町	古地	4	市道	未
6184	1	古地（2）	長生町	古地	2	市道	未
6185	1	西ノ谷	長生町	西ノ谷	1	市道	未
6186	1	大原中ノ谷	長生町	大原中ノ谷	1	市道	未
6187	1	東谷	長生町	東谷	1	市道	未
6188	1	ロノ岩戸	長生町	ロノ岩戸	1	市道	未
6189	1	竹瀬	長生町	竹瀬	1	無	未
6190	1	水ヶ谷	長生町	水ヶ谷	1	無	未
6191	1	赤坂（1）	長生町	赤坂	2	市道	未
6192	1	赤坂（2）	長生町	赤坂	1	市道	未
6193	1	赤坂（3）	長生町	赤坂	1	無	未
6194	1	長谷	長生町	長谷	2	市道	未
6195	1	長丁	長生町	長丁	1	無	未
6196	1	明谷中沢（2）	長生町	明谷中沢	3	市道	未
6197	1	南山	長生町	南山	1	無	未
6198	1	角ノ谷（1）	長生町	角ノ谷	1	無	未
6199	1	角ノ谷（2）	長生町	角ノ谷	1	無	未
6200	1	角ノ谷（3）	長生町	角ノ谷	1	無	未
6201	1	堂谷	長生町	堂谷	1	無	未
6202	1	寺ノ前（1）	長生町	寺ノ前	2	無	未
6203	1	寺ノ前（2）	長生町	寺ノ前	2	市道	未
6204	1	寺ノ前（3）	長生町	寺ノ前	1	市道	未
6205	1	岩ノ下（2）	長生町	切石	3	県道	未
6206	1	黒岩	長生町	黒岩	2	市道	コンクリート擁壁
6207	1	水ヶ谷	長生町	水ヶ谷	2	無	コンクリート擁壁
6209	1	谷々	長生町	谷々	1	市道	未
6210	1	下小原	長生町	下小原	1	市道	未
5824	1	宮ノ前(1)	中庄	宮ノ前	2	寺院	未
5825	1	宮ノ前(2)	中庄	宮ノ前	2	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5826	1	千田池	中庄	千田池	4	無	未
5827	1	背戸田(1)	宮倉	背戸田	1	無	未
5828	1	春日野(2)	宮倉	春日野	2	町道	未
5829	1	宮ノ下(3)	岩脇	宮ノ下	4	無	コンクリート擁壁、延長32.0m、高さ3.0～4.3m
5830	1	阿千田(2)	岩脇	阿千田	3	無	未
5831	1	阿千田(3)	岩脇	阿千田	3	無	コンクリート擁壁、延長20.0m、高さ2.3～2.4m
5832	1	奥ノ谷(3)	岩脇	奥ノ谷	2	無	ブロック積擁壁工、延長14.0m、高さ5.0m
5833	1	沢田(3)	宮倉	沢田	4	無	ブロック積擁壁工、延長10.0m、高さ3.0m
5834	1	沢田(4)	宮倉	沢田	4	無	未
5835	1	沢田(5)	宮倉	沢田	2	町道	未
5836	1	細谷(1)	古毛	細谷	2	無	未
5837	1	細谷(2)	古毛	細谷	6	無	コンクリート擁壁、延長50.0m、高さ1.4～2.0m
5838	1	松ノ本(1)	古毛	松ノ本			
5839	1	三百歩(1)	古毛	三百歩	2	無	未
5840	1	三百歩(2)	古毛	三百歩	2	町道	未
5841	1	三百歩(3)	古毛	三百歩	2	無	未
5842	1	三百歩(4)	古毛	三百歩	2	無	未
5843	1	覗石(1)	古毛	覗石	1	県道	未
5844	1	覗石(2)	古毛	覗石	2	県道	未
7812	2	背戸田(2)	宮倉	背戸田	3	町道	未
7813	2	宮ノ前(3)	中庄	宮ノ前	3	寺院	石積工（城壁風）、延長45.0m、高さ5.0～6.0m
7814	2	萱原	古毛	萱原	0	無	未
6092	1	東(2)	水井町	東	3	無	未
6093	1	新居田	水井町	新居田	0	無	未
6094	1	中野(1)	水井町	中野	2	無	未
6095	1	中野(2)	水井町	中野	2	無	未
6096	1	中野(3)	水井町	中野	1	無	未
6097	1	倉野(1)	大井町	倉野	4	無	未
6098	1	倉野(2)	大井町	倉野	2	無	未
6099	1	倉野(3)	大井町	倉野	3	無	未
6100	1	田舎谷	大井町	田舎谷	1	無	未
6101	1	竹鼻	大井町	竹鼻	4	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6101	1	竹鼻	大井町	竹鼻	4	無	未
6102	1	南平	大井町	南平	4	無	未
6103	1	喜来	大井町	喜来	1	無	未
6104	1	〆谷（1）	大井町	〆谷	1	無	未
6105	1	〆谷（2）	大井町	〆谷	1	市道	未
6106	1	〆谷（3）	大井町	〆谷	1	無	未
6107	1	東平	大井町	東平	1	市道	未
6108	1	松ノ岡（1）	大田井町	松ノ岡	2	市道	未
6109	1	松ノ岡（2）	大田井町	松ノ岡	2	市道	未
6110	1	松ノ岡（3）	大田井町	松ノ岡	1	市道	未
6111	1	松ノ岡（4）	大田井町	松ノ岡	0	市道	未
6112	1	松ノ岡（5）	大田井町	松ノ岡	3	県道	未
6113	1	松ノ岡（6）	大田井町	松ノ岡	1	県道	未
6114	1	宮平（2）	大田井町	宮平	3	県道	未
6115	1	奥山（2）	楠根町	奥山	1	市道	未
6116	1	宮谷（1）	楠根町	宮谷	1	県道	未
6117	1	宮谷（2）	楠根町	宮谷	2	市道	未
6118	1	金石（1）	楠根町	金石	0	県道	未
6119	1	金石（2）	楠根町	金石	1	県道	未
6120	1	七浦（2）	楠根町	七浦	2	県道	未
6121	1	七浦（3）	楠根町	七浦	2	市道	未
6122	1	七浦（4）	楠根町	七浦	3	市道	未
6123	1	津越（2）	楠根町	津越	1	県道	未
6140	1	貝ノ河（1）	加茂町	貝ノ河	2	無	未
6141	1	貝ノ河（2）	加茂町	貝ノ河	2	無	未
6142	1	貝ノ河（3）	加茂町	貝ノ河	2	無	未
6143	1	貝ノ河（4）	加茂町	貝ノ河	2	無	未
6144	1	貝ノ河（5）	加茂町	貝ノ河	2	市道	未
6145	1	貝ノ河（6）	加茂町	貝ノ河	3	市道	未
6146	1	西ながせ	加茂町	西ながせ	2	無	未
6147	1	東ながせ	加茂町	東ながせ	1	市道	未
6148	1	惣道（1）	加茂町	惣道	4	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6149	1	惣道（2）	加茂町	惣道	2	無	未
6150	1	大谷（2）	加茂町	大谷	2	無	未
6151	1	東だいご（1）	加茂町	東だいご	4	無	未
6152	1	東だいご（2）	加茂町	東だいご	1	無	未
6153	1	東だいご（3）	加茂町	東だいご	4	県道	未
6154	1	西だいご	加茂町	西だいご	2	無	未
6155	1	東だいご（4）	加茂町	東だいご	0	県道	未
6156	1	原田（1）	熊谷町	原田	1	無	未
6157	1	丸山ノ下	熊谷町	丸山ノ下	2	市道	未
6158	1	熊谷（2）	熊谷町	熊谷	1	市道	未
6159	1	正境（1）	熊谷町	正境	4	市道	未
6160	1	ヨノエ	熊谷町	ヨノエ	1	市道	未
6161	1	正境（2）	熊谷町	正境	1	市道	未
6162	1	大屋（2）	十八女町	大屋	3	県道	未
6163	1	宮ノ前	十八女町	宮ノ前	3	ため池	未
6495	1	宮ノ前（1）	吉井町	宮ノ前	2	市道	未
6496	1	宮ノ前（2）	吉井町	宮ノ前	4	市道	未
6497	1	天ケ谷（1）	吉井町	天ケ谷	2	市道	未
6498	1	天ケ谷（2）	吉井町	天ケ谷	2	市道	ブロック積擁壁工、延長15.0m、高さ5.0m 落石防護柵、延長15.0m、高さ2.0m
6499	1	天ケ谷（3）	吉井町	天ケ谷	1	市道	未
6500	1	天ケ谷（4）	吉井町	海山谷	2	市道	未
6501	1	日塚口（1）	吉井町	日塚口	3	市道	未
6502	1	日塚口（2）	吉井町	日塚口	1	市道	未
6503	1	日ノ浦（2）	吉井町	日ノ浦	3	市道	未
6504	1	北久保（1）	深瀬町	北久保	1	県道	未
6505	1	北久保（2）	深瀬町	北久保	1	県道	コンクリート擁壁工、延長10.0m、高さ2.0～10.0m
6506	1	新開	深瀬町	新開	2	市道	未
6507	1	中上（2）	細野町	中上	3	市道	未
7815	2	原田⑵	熊谷町	原田	3	無	未
5847	1	日開谷	阿瀬比町	日開谷	1	無	未
5848	1	中村（1）	阿瀬比町	中村	2	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5849	1	中村（2）	阿瀬比町	中村	2	無	未
5850	1	中村（3）	阿瀬比町	中村	2	市道	未
5851	1	前田（1）	阿瀬比町	前田	2	無	未
5852	1	前田（2）	阿瀬比町	前田	3	無	未
5853	1	前田（3）	阿瀬比町	前田	3	無	コンクリート擁壁工、高さ7.0m
5854	1	前田（4）	阿瀬比町	前田	2	無	未
5855	1	阿利田	阿瀬比町	阿利田	4	無	未
5856	1	西内（1）	阿瀬比町	西内	2	無	未
5857	1	西内（2）	阿瀬比町	西内	1	市道	未
5858	1	西内（3）	阿瀬比町	西内	1	市道	未
5859	1	南谷（2）	山口町	南谷	2	市道	未
5860	1	南谷（3）	山口町	南谷	2	無	未
5861	1	南谷（4）	山口町	南谷	2	無	未
5862	1	南谷（5）	山口町	南谷	2	無	未
5863	1	南谷（6）	山口町	南谷	2	市道	未
5864	1	南谷（7）	山口町	南谷	2	市道	未
5865	1	南谷（8）	山口町	南谷	1	市道	未
5866	1	串坂（1）	山口町	串坂	1	市道	未
5867	1	串坂（2）	山口町	串坂	2	市道	未
5868	1	串坂（3）	山口町	串坂	1	無	未
5869	1	壱万	山口町	壱万	2	市道	未
5870	1	北谷（2）	山口町	北谷	2	市道	未
5871	1	舟子田（2）	山口町	舟子田	2	無	未
5872	1	森国（2）	山口町	森国	2	無	未
5873	1	森国（3）	山口町	森国	2	無	ブロック積擁壁工、高さ3.0m
5874	1	森国（4）	山口町	森国	4	無	未
5875	1	久延（2）	山口町	久延	1	市道	未
5876	1	久延（3）	山口町	久延	2	無	未
5877	1	吉宗	山口町	吉宗	1	市道	未
5878	1	杉谷（2）	山口町	杉谷	4	無	未
5879	1	杉谷（3）	山口町	杉谷	2	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5880	1	前山田	山口町	前山田	2	市道	未
5881	1	北山（2）	山口町	北山	2	市道	未
5882	1	北山（3）	山口町	北山	2	無	未
5883	1	蛋石谷	山口町	蛋石谷	4	市道	未
5884	1	大久保（2）	山口町	大久保	1	無	未
5885	1	岡ノ鼻（1）	桑野町	岡ノ鼻	1	無	未
5886	1	岡ノ鼻（2）	桑野町	岡ノ鼻	1	市道	未
5887	1	光源寺（2）	桑野町	光源寺	2	市道	未
5888	1	光源寺（3）	桑野町	光源寺	4	無	未
5889	1	桑野谷（1）	桑野町	桑野谷	2	市道	未
5890	1	桑野谷（2）	桑野町	桑野谷	1	市道	未
5891	1	宮ノ森（2）	桑野町	宮ノ森	2	無	未
5892	1	岡元（2）	桑野町	岡元	2	市道	未
5893	1	岡元（3）	桑野町	岡元	19	桑野小学校 中野地区多目的集会所、他１	擁壁工、張工４工種
5894	1	花井（1）	桑野町	花井	2	国道	未
5895	1	花井（2）	桑野町	花井	1	無	未
5896	1	中ヶ谷（1）	桑野町	中ヶ谷	3	市道	未
5897	1	中ヶ谷（2）	桑野町	中ヶ谷	1	市道	未
5898	1	中ヶ谷（3）	桑野町	中ヶ谷	4	市道	未
5899	1	池ノ内（3）	桑野町	池ノ内	3	無	未
5900	1	池ノ内（4）	桑野町	池ノ内	4	無	未
5901	1	長崎	桑野町	長崎	2	無	未
5902	1	壱町ヶ坪（1）	桑野町	壱町ヶ坪	4	無	未
5903	1	壱町ヶ坪（2）	桑野町	壱町ヶ坪	3	市道	未
5904	1	山田	桑野町	山田	2	無	未
5905	1	西谷（1）	桑野町	西谷	3	市道	未
5906	1	西谷（2）	桑野町	西谷	1	市道	未
5907	1	尾花（2）	桑野町	尾花	2	市道	未
5908	1	井ノ原	桑野町	井ノ原	1	市道	未
5909	1	蛭地（2）	桑野町	蛭地	6	無	H10～H12年、擁壁工５工種
5910	1	めい谷	内原町	めい谷	4	市道	コンクリート擁壁工+落石防護柵、延長19.0m、高さ2.0m

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5911	1	桜木（2）	内原町	桜木	2	市道	未
5912	1	桜木（3）	内原町	桜木	2	市道	未
5913	1	いや谷（1）	内原町	いや谷	2	市道	未
5914	1	いや谷（2）	内原町	いや谷	1	無	未
5915	1	いや谷（3）	内原町	いや谷	2	市道	未
5916	1	こせ谷	内原町	こせ谷	1	無	未
5917	1	三ツ栗	内原町	三ツ栗	2	無	未
5918	1	天神	内原町	天神	4	無	未
5919	1	大谷（2）	内原町	大谷	4	市道	未
5920	1	山腰	内原町	山腰	1	市道	未
5921	1	櫛ヶ谷	内原町	櫛ヶ谷	1	無	未
6208	1	日開谷	阿瀬比町	日開谷	1	無	未
6215	1	大谷（3）	内原町	大谷	2	無	未
5954	1	秋山（2）	新野町	秋山	2	無	未
5955	1	秋山（3）	新野町	秋山	4	無	未
5956	1	秋山（4）	新野町	秋山	2	無	未
5957	1	宇井谷（2）	新野町	宇井谷	4	無	未
5958	1	宇井谷（3）	新野町	宇井谷	1	市道	未
5959	1	重友（3）	新野町	重友	2	無	未
5960	1	重友（4）	新野町	重友	0	無	未
5961	1	重友（5）	新野町	重友	2	市道	未
5962	1	重友（6）	新野町	重友	4	市道	未
5963	1	葉池谷（1）	新野町	葉池谷	1	市道	未
5964	1	葉池谷（2）	新野町	葉池谷	4	市道	未
5965	1	廿歩（1）	新野町	廿歩	2	無	未
5966	1	廿歩（2）	新野町	廿歩	4	市道	対策工事 コンクリート擁壁工、延長30.0m、高さ3.0m
5967	1	花坂	新野町	花坂	4	市道	ブロック擁壁工、延長20.0m、高さ2.0m
5968	1	大歳（2）	新野町	大歳	2	無	未
5969	1	大歳（3）	新野町	大歳	2	市道	未
5970	1	大歳（4）	新野町	大歳	1	市道	未
5971	1	大歳（5）	新野町	大歳	2	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
5972	1	大歳（6）	新野町	大歳	1	無	未
5973	1	大歳（7）	新野町	大歳	0	無	未
5974	1	西馬場	新野町	西馬場	2	無	未
5975	1	東山	新野町	東山	2	市道	未
5976	1	花免（1）	新野町	花免	1	市道	未
5977	1	花免（2）	新野町	花免	2	無	未
5978	1	花免（3）	新野町	花免	2	無	未
5979	1	西地（1）	新野町	西地	1	無	未
5980	1	西地（2）	新野町	西地	2	無	未
5981	1	信里（1）	新野町	信里	1	無	未
5982	1	信里（2）	新野町	信里	2	無	未
5983	1	鉛ヶ谷	新野町	鉛ヶ谷	0	無	未
5984	1	宮前（2）	新野町	宮前	2	無	未
5985	1	宮前（3）	新野町	宮前	2	無	未
5986	1	室ノ久保（1）	新野町	室ノ久保	3	市道	未
5987	1	室ノ久保（2）	新野町	室ノ久保	2	市道	未
5988	1	行友（2）	新野町	行友	1	無	コンクリート擁壁工、延長25.0m、高さ4.0m・
5989	1	行友（3）	新野町	行友	2	無	未
5990	1	行友（4）	新野町	行友	1	市道	未
5991	1	岡ノ端	新野町	岡ノ端	4	県道	未
5992	1	助道（2）	新野町	助道	1	市道	未
5993	1	助道（3）	新野町	助道	2	市道	未
5994	1	助道（4）	新野町	助道	1	無	未
5995	1	西光寺（3）	新野町	西光寺	2	無	未
5996	1	西光寺（4）	新野町	西光寺	2	無	未
5997	1	岡花（2）	新野町	岡花	3	無	未
5998	1	安行（5）	新野町	安行	4	市道	未
5999	1	安行（6）	新野町	安行	2	市道	未
6000	1	宮ノ久保	新野町	南宮ノ久保	4	無	未
6001	1	木戸（1）	新野町	木戸	2	無	未
6002	1	木戸（2）	新野町	木戸	3	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6003	1	木戸（3）	新野町	木戸	0	無	未
6004	1	貞持（1）	新野町	貞持	2	無	未
6005	1	貞持（2）	新野町	貞持	2	無	未
6006	1	貞持（3）	新野町	貞持	1	無	未
6007	1	貞持（4）	新野町	貞持	1	無	未
6008	1	貞持（5）	新野町	貞持	2	無	未
6009	1	貞持（6）	新野町	貞持	4	市道	コンクリート擁壁工、延長20.0m、高さ8.0m 落石防護柵、延長20.0m、高さ2.0m
6010	1	海老川（3）	新野町	海老川	1	市道	未
6011	1	海老川（4）	新野町	海老川	3	市道	コンクリート擁壁工２工種、落石防護柵
6012	1	海老川（5）	新野町	海老川	3	市道	未
6013	1	海老川（6）	新野町	海老川	2	市道	未
6014	1	海老川（7）	新野町	海老川	1	無	未
6015	1	海老川（8）	新野町	海老川	1	市道	未
6016	1	海老川（9）	新野町	海老川	4	市道	未
6017	1	海老川（10）	新野町	海老川	2	市道	未
6018	1	海老川（11）	新野町	海老川	4	市道	未
6019	1	海老川（12）	新野町	海老川	2	無	未
6020	1	海老川（13）	新野町	海老川	1	無	未
6021	1	海老川（14）	新野町	海老川	1	市道	未
6022	1	海老川（15）	新野町	海老川	2	市道	未
6023	1	海老川（16）	新野町	海老川	2	市道	未
6024	1	海老川（17）	新野町	海老川	3	無	未
6025	1	生谷(2)	新野町	生谷	3	市道	未
6026	1	生谷(3)	新野町	生谷	1	市道	未
6027	1	生谷(4)	新野町	生谷	2	無	未
6028	1	生谷(5)	新野町	生谷	2	無	未
6029	1	本田(2)	新野町	本田	2	河川	未
6030	1	本田(3)	新野町	本田	1	無	未
6031	1	本田(4)	新野町	本田	4	無	未
6032	1	本田(5)	新野町	本田	2	無	未
6033	1	本田(6)	新野町	本田	2	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6034	1	本田(7)	新野町	本田	1	市道	未
6035	1	谷口(4)	新野町	谷口	4	市道	未
6036	1	谷口(5)	新野町	谷口	3	市道	未
6037	1	平川内(1)	新野町	平川内	4	市道	未
6038	1	平川内(2)	新野町	平川内	2	無	未
6039	1	平川内(3)	新野町	平川内	4	市道	未
6040	1	平川内(4)	新野町	平川内	2	無	未
6041	1	平川内(5)	新野町	平川内	1	無	未
6042	1	平川内(6)	新野町	平川内	3	無	未
6043	1	大谷(1)	新野町	大谷	3	市道	未
6044	1	大谷(2)	新野町	大谷	2	市道	未
6045	1	大谷(3)	新野町	大谷	4	市道	未
6046	1	友常(2)	新野町	友常	0	県道	未
6047	1	友常(3)	新野町	友常	4	県道	未
6048	1	友常(4)	新野町	友常	2	市道	未
6049	1	友常(5)	新野町	友常	1	市道	未
6050	1	友常(6)	新野町	友常	2	市道	未
6051	1	友常(7)	新野町	友常	1	市道	未
6052	1	清貞(4)	新野町	清貞	1	無	未
6053	1	清貞(5)	新野町	清貞	1	無	ブロック積擁壁工、延長30.0m、高さ5.0～8.0m・
6054	1	喜来(1)	新野町	喜来	2	県道	未
6055	1	喜来(2)	新野町	喜来	3	県道	未
6056	1	喜来(3)	新野町	喜来	1	県道	未
6057	1	喜来(4)	新野町	喜来	2	県道	未
6058	1	喜来(5)	新野町	喜来	2	市道	未
6059	1	喜来(6)	新野町	喜来	1	無	未
6060	1	喜来(7)	新野町	喜来	2	県道	未
6061	1	喜来(8)	新野町	喜来	4	県道	未
6062	1	喜来(9)	新野町	喜来	1	県道	未
6063	1	喜来(10)	新野町	喜来	1	県道	未
6064	1	林(1)	新野町	林	1	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6065	1	林(2)	新野町	林	2	無	未
6066	1	林(3)	新野町	林	1	市道	未
6067	1	林(4)	新野町	林	2	市道	未
6068	1	常政(1)	新野町	常政	2	市道	未
6069	1	常政(2)	新野町	常政	4	市道	未
6070	1	常政(3)	新野町	常政	2	市道	未
6071	1	川又(2)	新野町	川又	2	無	未
6072	1	川又(3)	新野町	川又	2	市道	未
6073	1	東谷(2)	新野町	東谷	1	無	未
6074	1	東谷(3)	新野町	東谷	3	無	未
6075	1	東谷(4)	新野町	東谷	2	市道	コンクリート擁壁工、延長30.0m、高さ3.0m
6076	1	東谷(5)	新野町	東谷	2	市道	未
6077	1	動々原(1)	新野町	動々原	1	無	未
6078	1	動々原(2)	新野町	動々原	2	無	未
6079	1	城田(1)	新野町	城田	1	無	未
6080	1	城田(2)	新野町	城田	1	無	未
6081	1	新田(2)	新野町	新田	2	無	未
6082	1	北樫谷	新野町	北樫谷	4	無	未
6083	1	貞信	新野町	貞信	2	無	未
6084	1	片山	新野町	片山	4	無	もたれ式擁壁工、落石防護柵
6085	1	暮石	新野町	暮石	4	無	未
6086	1	小砂取	新野町	小砂取	1	無	未
6087	1	柳田	新野町	柳田	1	無	未
6088	1	妙見前	新野町	妙見前	3	無	ブロック積擁壁工、延長40.0m、高さ5.0m
6089	1	新富(1)	新野町	新富	2	無	未
6090	1	新富(2)	新野町	新富	2	無	未
6091	1	桑内	新野町	桑内	2	無	未
7818	2	信里(3)	新野町	信里	2	市道	未
7819	2	元信(2)	新野町	元信	2	無	未
7820	2	元信(3)	新野町	元信	1	無	未
7821	2	東谷(6)	新野町	東谷	2	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6235	1	大西（1）	福井町	大西	2	国道	未
6236	1	大西（2）	福井町	大西	7	無	擁壁工２工種
6237	1	大西（3）	福井町	大西	1	無	未
6238	1	古津（2）	福井町	古津	3	無	未
6239	1	古津（3）	福井町	古津	4	市道	未
6240	1	古津（4）	福井町	古津	1	無	もたれ式コンクリート擁壁、延長20.0m、 高さ3.8～4.7m
6241	1	吉谷（4）	福井町	吉谷	2	無	未
6242	1	吉谷（5）	福井町	吉谷	3	市道	未
6243	1	湊（3）	福井町	湊	1	無	コンクリート擁壁工
6244	1	湊（4）	福井町	湊	6	無	落石防護柵、他３種
6245	1	袴（1）	福井町	袴	2	無	未
6246	1	袴（2）	福井町	袴	2	無	未
6247	1	袴（3）	福井町	袴	1	無	未
6248	1	袴（4）	福井町	袴	3	市道	未
6249	1	袴（5）	福井町	袴	2	無	未
6250	1	土佐谷（1）	福井町	土佐谷	2	市道	コンクリート擁壁工、延長14.0m、高さ2.8m
6251	1	西の前（2）	福井町	西の前	3	市道	未
6252	1	西の前（3）	福井町	西の前	1	市道	未
6253	1	実用（2）	福井町	実用	2	市道	未
6254	1	森（1）	福井町	森	1	無	未
6255	1	森（2）	福井町	森	3	無	未
6256	1	茶畦（2）	福井町	茶畦	2	無	未
6257	1	古毛（2）	福井町	古毛	2	市道	未
6258	1	裂股（1）	福井町	裂股	1	市道	未
6259	1	裂股（2）	福井町	裂股	1	市道	未
6260	1	元末（2）	福井町	元末	3	市道	未
6261	1	元末（3）	福井町	元末	2	市道	未
6262	1	元末（4）	福井町	元末	4	市道	未
6263	1	馬路（2）	福井町	馬路	2	市道	未
6264	1	中連（2）	福井町	中連	3	市道	未
6265	1	中連（3）	福井町	中連	2	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6266	1	中連（4）	福井町	中連	2	市道	未
6267	1	土佐谷（2）	福井町	土佐谷	4	市道	未
6268	1	土佐谷（3）	福井町	土佐谷	3	市道	未
6269	1	土佐谷（4）	福井町	土佐谷	2	市道	未
6270	1	西の前（4）	福井町	西の前	4	市道	未
6271	1	西の前（5）	福井町	西の前	3	市道	未
6272	1	西の前（6）	福井町	西の前	1	市道	未
6273	1	久保野（1）	福井町	久保野	1	市道	未
6274	1	久保野（2）	福井町	久保野	1	市道	未
6275	1	久保野（3）	福井町	久保野	1	市道	未
6276	1	日の地（1）	福井町	日の地	2	市道	未
6277	1	日の地（2）	福井町	日の地	1	国道	未
6278	1	日の地（3）	福井町	日の地	2	国道	未
6279	1	日の地（4）	福井町	日の地	1	国道	未
6280	1	日の地（5）	福井町	日の地	2	無	未
6281	1	日の地（6）	福井町	日の地	2	無	未
6282	1	日の地（7）	福井町	日の地	2	国道	未
6283	1	小野	福井町	小野	1	市道	未
6284	1	長谷川（1）	福井町	長谷川	1	市道	未
6285	1	長谷川（2）	福井町	長谷川	1	市道	未
6286	1	長谷川（3）	福井町	長谷川	2	市道	未
6287	1	長谷川（4）	福井町	長谷川	2	市道	未
6288	1	長谷川（5）	福井町	長谷川	1	市道	未
6289	1	長谷川（6）	福井町	長谷川	1	無	未
6290	1	長谷川（7）	福井町	長谷川	1	県道	未
6291	1	長谷川（8）	福井町	長谷川	1	無	未
6292	1	長谷川（9）	福井町	長谷川	1	市道	未
6293	1	長谷川（10）	福井町	長谷川	2	市道	未
6294	1	長谷川（11）	福井町	長谷川	2	無	未
6295	1	長谷川（12）	福井町	長谷川	4	市道	未
6296	1	大坂（1）	福井町	大坂	1	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6297	1	大坂（2）	福井町	大坂	2	市道	未
6298	1	大坂（3）	福井町	大坂	1	無	未
6299	1	大坂（4）	福井町	大坂	1	無	未
6300	1	大坂（5）	福井町	大坂	1	市道	未
6301	1	大坂（6）	福井町	大坂	0	無	未
6302	1	大坂（7）	福井町	大坂	2	市道	未
6303	1	大坂（8）	福井町	大坂	2	無	未
6304	1	辺川（1）	福井町	辺川	1	市道	未
6305	1	辺川（2）	福井町	辺川	2	市道	未
6306	1	辺川（3）	福井町	辺川	3	市道	未
6307	1	辺川（4）	福井町	辺川	2	市道	未
6308	1	辺川（5）	福井町	辺川	1	無	未
6309	1	辺川（6）	福井町	辺川	2	市道	未
6310	1	貝谷（1）	福井町	貝谷	3	県道	未
6311	1	貝谷（2）	福井町	貝谷	2	市道	未
6312	1	貝谷（3）	福井町	貝谷	1	市道	未
6313	1	貝谷（4）	福井町	貝谷	1	無	未
6314	1	貝谷（5）	福井町	貝谷	1	市道	未
6315	1	貝谷（6）	福井町	貝谷	2	市道	未
6316	1	貝谷（7）	福井町	貝谷	1	河川	未
6317	1	貝谷（8）	福井町	貝谷	0	無	未
6318	1	羽広（2）	福井町	羽広	2	市道	未
6319	1	羽広（3）	福井町	羽広	3	市道	コンクリート擁壁工
6320	1	羽広（4）	福井町	羽広	1	市道	未
6321	1	露口（1）	福井町	露口	1	無	未
6322	1	露口（2）	福井町	露口	1	無	未
6323	1	露口（3）	福井町	露口	2	市道	未
6324	1	露口（4）	福井町	露口	2	市道	未
6325	1	北田（1）	福井町	北田	3	県道	未
6326	1	北田（2）	福井町	北田	4	無	未
6327	1	北田（3）	福井町	北田	2	県道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6328	1	柿谷	福井町	柿谷	0	無	未
6329	1	色面（2）	福井町	色面	3	市道	未
6330	1	小谷（1）	福井町	小谷	4	市道	未
6331	1	小谷（2）	福井町	小谷	2	市道	未
6332	1	大谷（1）	福井町	大谷	2	市道	未
6333	1	大谷（2）	福井町	大谷	4	市道	未
6334	1	大谷（3）	福井町	大谷	4	市道	未
6335	1	棚田（1）	福井町	棚田	2	市道	未
6336	1	棚田（2）	福井町	棚田	1	市道	未
6337	1	棚田（3）	福井町	棚田	1	無	未
6338	1	棚田（4）	福井町	棚田	1	市道	未
6339	1	大戸（2）	福井町	大戸	1	市道	未
6340	1	大戸（3）	福井町	大戸	2	無	未
6341	1	大戸（4）	福井町	大戸	1	市道	未
6342	1	大宮（1）	福井町	大宮	2	無	未
6343	1	大宮（2）	福井町	大宮	2	県道	未
6344	1	大宮（3）	福井町	大宮	1	県道	未
6345	1	大宮（4）	福井町	大宮	2	市道	未
6346	1	大宮（5）	福井町	大宮	1	無	未
6347	1	大宮（6）	福井町	大宮	1	市道	未
6348	1	大宮（7）	福井町	大宮	3	市道	未
6349	1	大宮（8）	福井町	大宮	1	県道	ブロック積擁壁工
6350	1	赤崎（1）	福井町	赤崎	1	県道	未
6351	1	赤崎（2）	福井町	赤崎	1	無	未
6352	1	赤崎（3）	福井町	赤崎	1	無	未
6353	1	赤崎（4）	福井町	赤崎	1	無	未
6354	1	赤崎（5）	福井町	赤崎	2	無	未
6355	1	赤崎（6）	福井町	赤崎	2	無	未
6356	1	浜田（1）	福井町	浜田	3	市道	未
6357	1	浜田（2）	福井町	浜田	2	県道	未
6358	1	浜田（3）	福井町	浜田	2	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6359	1	浜田（4）	福井町	浜田	1	県道	未
6360	1	浜田（5）	福井町	浜田	2	無	未
6361	1	浜田（6）	福井町	浜田	2	無	未
6362	1	浜田（7）	福井町	浜田	3	市道	未
6363	1	大原（2）	福井町	大原	2	市道	未
6364	1	大原（3）	福井町	大原	2	市道	未
6365	1	大原（4）	福井町	大原	2	市道	未
6366	1	出見（1）	福井町	出見	2	市道	未
6367	1	出見（2）	福井町	出見	2	県道	未
6368	1	出見（3）	福井町	出見	1	無	未
6369	1	出見（4）	福井町	出見	1	無	未
6370	1	宮宅（1）	福井町	宮宅	1	無	未
6371	1	宮宅（2）	福井町	宮宅	3	市道	未
6372	1	宮宅（3）	福井町	宮宅	2	無	未
6373	1	日の地（1）	福井町	日の地	2	無	未
6374	1	日の地（2）	福井町	日の地	1	県道	未
6375	1	小野	福井町	小野	2	国道	未
6376	1	西地	福井町	西地	1	県道	未
6377	1	山下（2）	福井町	山下	4	無	コンクリート擁壁工３工種
6378	1	山下（3）	福井町	山下	2	市道	コンクリート擁壁工
7822	2	浜田(8)	福井町	浜田	2	市道	未
7823	2	大谷(4)	福井町	大谷	1	市道	未
7824	2	大谷(5)	福井町	大谷	1	市道	未
7825	2	浜田(9)	福井町	浜田	5	私道	未
6379	1	幸野（2）	椿町	幸野	2	無	未
6380	1	幸野（3）	椿町	幸野	1	県道	未
6381	1	幸野（4）	椿町	幸野	2	無	未
6382	1	幸野（5）	椿町	幸野	2	無	未
6383	1	幸野（6）	椿町	幸野	2	市道	未
6384	1	祝野（1）	椿町	祝野	2	市道	未
6385	1	祝野（2）	椿町	祝野	3	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6386	1	東野（1）	椿町	東野	1	無	未
6387	1	東野（2）	椿町	東野	2	無	未
6388	1	盛野（1）	椿町	盛野	3	市道	未
6389	1	盛野（2）	椿町	盛野	4	県道	未
6390	1	寿	椿町	寿	3	市道	未
6391	1	弥生野（1）	椿町	弥生野	4	県道	未
6392	1	弥生野（2）	椿町	弥生野	1	無	未
6393	1	弥生野（3）	椿町	弥生野	1	無	未
6394	1	弥生野（4）	椿町	弥生野	4	県道	未
6395	1	美吉野	椿町	美吉野	4	市道	未
6396	1	平野	椿町	平野	1	市道	未
6397	1	常盤野（1）	椿町	常盤野	2	無	未
6398	1	常盤野（2）	椿町	常盤野	2	無	未
6399	1	常盤野（3）	椿町	常盤野	2	無	未
6400	1	旭野（2）	椿町	旭野	2	無	未
6401	1	旭野（3）	椿町	旭野	2	市道	コンクリート擁壁工、ストーンガード
6402	1	八原毛東	椿町	八原毛東	2	市道	未
6403	1	八原毛西	椿町	八原毛西	1	県道	未
6404	1	栄野（1）	椿町	栄野	3	市道	未
6405	1	栄野（2）	椿町	栄野	2	無	未
6406	1	栄野（3）	椿町	栄野	1	市道	未
6407	1	栄野（4）	椿町	栄野	2	市道	未
6408	1	栄野（5）	椿町	栄野	1	市道	未
6409	1	相生野（1）	椿町	相生野	4	県道	未
6410	1	相生野（2）	椿町	相生野	2	県道	未
6411	1	寺前（1）	椿町	寺前	1	市道	未
6412	1	寺前（2）	椿町	寺前	2	市道	未
6413	1	寺前（3）	椿町	寺前	1	無	未
6414	1	上地（1）	椿町	上地	2	市道	未
6415	1	上地（2）	椿町	上地	2	無	未
6416	1	上地（3）	椿町	上地	1	市道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6417	1	黒田	椿町	黒田	1	市道	未
6418	1	蒲生田（2）	椿町	蒲生田	2	市道	未
6419	1	西良（1）	椿町	蒲生田	1	市道	未
6420	1	西良（2）	椿町	蒲生田	1	市道	落石防護柵
6421	1	西良（3）	椿町	蒲生田	1	市道	未
6422	1	尻杭（1）	椿町	尻杭	2	市道	未
6423	1	尻杭（2）	椿町	尻杭	3	市道	未
6424	1	尻杭（3）	椿町	尻杭	2	市道	未
6425	1	楠ヶ浦	椿町	楠ヶ浦	1	無	未
6426	1	平松東側（1）	椿町	平松東側	1	無	未
6427	1	平松東側（2）	椿町	平松東側	1	無	未
6428	1	平松東側（3）	椿町	平松東側	2	堤防	未
6429	1	平松東側（4）	椿町	平松東側	2	無	未
6430	1	平松西側（1）	椿町	平松西側	2	市道	未
6431	1	平松西側（2）	椿町	平松西側	1	無	未
6432	1	平松西側（3）	椿町	平松西側	1	無	未
6433	1	平松西側（4）	椿町	平松西側	2	無	未
6434	1	高瀬（1）	椿町	高瀬	2	市道	未
6435	1	高瀬（2）	椿町	高瀬	1	市道	未
6436	1	高瀬（3）	椿町	高瀬	1	市道	未
6437	1	須屋東側（2）	椿町	須屋東側	1	無	未
6438	1	須屋東側（3）	椿町	須屋東側	2	市道	未
6439	1	須屋東側（4）	椿町	須屋東側	1	市道	未
6440	1	須屋東側（5）	椿町	須屋東側	1	無	未
6441	1	須屋東側（6）	椿町	須屋東側	2	市道	未
6442	1	須屋西側（1）	椿町	須屋西側	2	市道	未
6443	1	須屋西側（2）	椿町	須屋西側	2	無	未
6444	1	須屋西側（3）	椿町	須屋西側	1	市道	未
6445	1	大瀬井	椿町	大瀬井	2	無	未
6446	1	瀬井（1）	椿町	瀬井	2	無	未
6447	1	瀬井（2）	椿町	瀬井	2	県道	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6448	1	瀬井（3）	椿町	瀬井	1	県道	未
6449	1	浜	椿町	浜	1	無	未
6450	1	横尾（1）	椿町	横尾	6	市道	未
6451	1	宮ヶ谷（2）	椿町	宮ヶ谷	1	市道	未
6452	1	宮ヶ谷（3）	椿町	宮ヶ谷	2	県道	未
6453	1	五郎丸（1）	椿町	五郎丸	2	市道	未
6454	1	五郎丸（2）	椿町	五郎丸	1	市道	未
6455	1	地蔵ヶ谷	椿町	地蔵ヶ谷	2	市道	未
6456	1	加茂前（1）	椿町	加茂前	1	県道	未
6457	1	加茂前（2）	椿町	加茂前	4	市道	未
6458	1	加茂前（3）	椿町	加茂前	5	県道	未
6459	1	加茂前（4）	椿町	加茂前	2	市道	未
6460	1	加茂前（5）	椿町	加茂前	2	市道	未
6461	1	加茂前（6）	椿町	加茂前	2	市道	未
6462	1	谷ノ浦	椿町	谷ノ浦	1	市道	未
6463	1	那波江	椿町	那波江	1	市道	未
6464	1	大江（1）	椿町	大江	1	無	未
6465	1	大江（2）	椿町	大江	2	無	未
6466	1	大江（3）	椿町	大江	1	市道	未
6467	1	田ノ浦（1）	椿町	田ノ浦	1	無	未
6468	1	田ノ浦（2）	椿町	田ノ浦	2	無	未
6469	1	小曲り（1）	椿町	小曲り	1	無	未
6470	1	小曲り（2）	椿町	小曲り	1	無	未
6471	1	小曲り（3）	椿町	小曲り	1	市道	未
6472	1	大曲り（1）	椿町	大曲り	1	無	未
6473	1	大曲り（2）	椿町	大曲り	1	無	未
6474	1	小杭（1）	椿町	小杭	2	無	未
6475	1	小杭（2）	椿町	小杭	2	無	未
6476	1	小杭（3）	椿町	小杭	1	市道	未
6477	1	小杭（4）	椿町	小杭	4	市道	未
6478	1	小杭（5）	椿町	小杭	1	無	未

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
6479	1	小杭（6）	椿町	小杭	2	無	未
6480	1	香（1）	椿町	香	2	市道	未
6481	1	香（2）	椿町	香	1	市道	未
6482	1	香（3）	椿町	香	1	無	未
6483	1	香（4）	椿町	香	1	無	未
6484	1	香（5）	椿町	香	1	無	未
6485	1	香（6）	椿町	香	1	無	未
6486	1	香（7）	椿町	香	1	市道	未
6487	1	香（8）	椿町	香	2	市道	未
6488	1	香（9）	椿町	香	1	市道	未
6489	1	香（10）	椿町	香	1	市道	未
6490	1	谷（1）	椿町	谷	1	市道	未
6491	1	谷（2）	椿町	谷	2	市道	未
6492	1	庄田	椿町	庄田	2	無	未
6493	1	横尾（2）	椿町	横尾	2	市道	未
6494	1	小島	椿町	小島	2	無	未
7826	2	平松西側⑸	椿町	平松西側	3	無	未
7827	2	須屋東側⑺	椿町	須屋東側	1	市道	未
7828	2	五郎丸⑶	椿町	五郎丸	2	その他道	未
7829	2	大曲り⑶	椿町	大曲り	2	無	未

（徳島県資料より）

（３）急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

令和３年３月３１日現在

箇所番号	斜面区分 1→自然斜面 2→人工斜面	箇所名	町	字	人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
192	1	深田(1)	学原町	深田、下水田	0	富岡公民館学原分館、他１	コンクリート擁壁、延長8.0m 高さ0.0～3.0m
193	1	深田(2)	学原町、見能林町	深田、北勘高	0	無	未
194	1	花谷(3)	見能林町	花谷	0	無	未
195	1	青木(5)	見能林町	青木	0	無	未
196	1	南林(6)	見能林町	南林	0	無	未
197	1	南林(7)	見能林町	南林	0	無	未
198	1	南林(8)	見能林町	南林	0	無	未
199	1	鵠(3)	橘町	鵠	0	無	未
200	1	土井崎(1)	橘町	土井崎	0	無	未
201	1	土井崎(2)	橘町	土井崎	0	無	未
202	1	関地(5)	橘町	関地、土井崎	0	無	未
186	1	南傍示(4)	中大野	南傍示、シル谷	0	無	未
187	1	善入谷	長生町	善入谷	0	無	未
188	1	張	長生町	張	0	無	未
189	1	角ノ谷(4)	長生町	角ノ谷	0	無	未
190	1	北浦(2)	長生町	北浦	0	無	未
191	1	祖ヶ谷(2)	長生町	祖ヶ谷	0	無	未
185	1	はたへ	羽ノ浦町	宮倉	0	無	未
203	1	前山田(2)	桑野町	前山田	0	無	未

（徳島県資料より）

急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第１警戒態勢	当日の日雨量が 50mm を超えたとき	当日の日雨量が80mm を超えたこえたとき	当日の日雨量が100mm を超えたとき
第２警戒態勢	当日の日雨量が 50mm をこえ、時雨量30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mm をこえ、時雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mm をこえ、時雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪・融雪時ならびに地震・地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

5．地すべり防止区域一覧表

令和３年３月３１日現在

指定番号	区域名	所在地		告示年月日	告示番号	指定地面積（ha）
		町	字			
22	椿　　泊	椿　泊	小吹川原	S34.03.31	774	49.35
328	古　　毛	羽ノ浦	古　　毛	S38.02.18	229	16.60
329	沢　　田	羽ノ浦	宮　　倉	S38.02.18	229	15.60
342	長　　生	長　生	上荒井	S38.02.26	276	22.30
343	津乃峰	長　生	大　　原	S38.02.26	276	29.80
371	伊　　島	伊　島	伊　　島	S38.10.11	2602	12.37
384	深　　瀬	深　瀬	深　　瀬	S39.06.22	1537	71.60
386	金　　石	楠　根	金　　石	S40.10.05	2908	37.10
401	高　　岸	椿	高　　岸	S42.03.31	1173	45.60
407	切　　石	桑　野	切　　石	S43.03.01	253	11.63

（徳島県資料より）

6．地すべり危険箇所一覧表

（１）国土交通省所管

令和３年３月３１日現在

番号	箇所名	河川名			位置		面積
		水系名	幹川名	渓流名	町・字		(ha)
139	大　坪	打樋川	三谷川	三谷川	見能林	大　坪	50.0
134	東加茂	那賀川	那賀川	那賀川	加　茂	東加茂	62.5
135	大　井	那賀川	那賀川	那賀川	大　井	中　筋	35.9
136	十八女町	那賀川	那賀川	那賀川	十八女	宮ノ前	167.2
137	水　井	那賀川	那賀川	那賀川	水　井	中　野	42.2
138	西加茂	那賀川	那賀川	加茂谷川	加　茂	高　田	59.4
140	大田井	那賀川	大田井川	大田井川	大田井	松の岡	65.6
141	清　貞	那賀川	桑野川	桑野川	新　野	清　貞	31.3

（２）農林水産省農村振興局所管

令和３年３月31日現在

番号	地区名	1/2.5万地形図名	所在地		崩壊危険地の概要						
			町	字	水田面積（ha）	普通畑面積（ha）	樹園地面積（ha）	小計面積（ha）	その他面積（ha）	合計面積（ha）	農業用施設
3	喜来メ谷	阿　井	大　井	喜来メ谷	17.5	1.0	7.2	25.7	46.8	72.5	農道・水路

７．砂防指定地一覧表

令和３年３月３１日現在

番号	水系名	幹川名	渓流名	告示年月日	告示番号	所在地	面積（ha）	対策工事内容（砂防ダム設置等）	備　　考
1	打樋川	戎山谷川	戎山川	S 55. 5. 26	1059	津乃峰町東分	2.1	流路工、コンクリート	
2	打樋川	舳崎川	西分谷	S 59. 3. 29	758	〃　西分	0.3	堰堤工、コンクリート	
3	打樋川	戎山谷川	東分谷	S 59.10. 13	1392	〃　東分	0.2	堰堤工、コンクリート	
4	打樋川	戎山谷川	橘谷	S 60. 7. 2	990	〃　東分	0.4		
5	打樋川	戎山谷川	大谷	S 60. 9. 7	1218	〃　長浜	0.6	堰堤工、コンクリート	
6	打樋川	打樋川	西大谷	S 62.12. 9	2073	津乃峰町長浜	0.7	堰堤工、コンクリート	
7	那賀川	桑野川	畑田谷	S 49. 7. 4	951	下大野町畑田	3.0	堰堤工、コンクリート	
8	那賀川	熊谷川	大谷	S 44. 1. 16	20	熊谷町大谷	8.4	堰堤工、コンクリート	
9	那賀川	桑野川	桑野川	S 28. 1. 26	83	桑野町大地	5.2		
10	那賀川	桑野川	喜来谷	S 54. 1. 27	95	新野町喜来	8.4		
11	福井川	福井川	福井川	S 26. 2. 12	64	福井町鉦打	12.6		
12	伊島谷	伊島谷	小溜谷	S 50. 3. 24	467	伊島町瀬戸	2.2	堰堤工、コンクリート	
13	大溜谷川	大溜谷川	小溜谷（追加）	H28. 5. 26	741	阿南市伊島町	0.4	堰堤工、渓流保全工	
14	大溜谷	大溜谷	大溜谷	S 61.12. 26	2004	伊島町伊吹	1.4	堰堤工、コンクリート	
15	那賀川	桑野川	大地３号谷	H 13.12. 5	1704	－	0.1	底固め工、垂直壁、流路工、土砂溜め工	
16	椿川	椿川	横尾谷	H21. 9. 29	1030	椿町横尾	1.1		
17	その他	汐谷	汐谷	R 2. 3. 10	266	阿南市橘町	1.3	堰堤工、渓流保全工	

（徳島県資料より）

８．山地災害危険地区一覧

令和３年３月３１日現在

	地域区分	箇所名	位置		直接保全対策施設等		面積（ha）	備考
			町	字	人家	公共施設 その他		
1	山腹崩壊	大田井町　赤水	大田井		－	県道	12.0	
2	山腹崩壊	大田井前	細野	谷尻	－	市道	11.0	
3	山腹崩壊	臼台前	細野	中上	6	県道	35.0	
4	山腹崩壊	大井	大井		－	県道	20.0	
5	山腹崩壊	十八女	十八女	静	－	市道	36.0	
6	山腹崩壊	西加茂南	水井		－	県道	39.0	
7	山腹崩壊	黒川東	阿瀬比	阿利田	7	県道	8.0	
8	山腹崩壊	貝ノ河	加茂	貝ノ河	3	県道	11.0	
9	山腹崩壊	加茂谷	加茂		6	県道	4.0	
10	山腹崩壊	東醍醐	加茂	東ながせ	5	県道	3.0	
11	山腹崩壊	フケ	加茂	フケ	18	住民センター	3.0	
12	山腹崩壊	橋川	下大野	橋川	5	市道	8.0	
13	山腹崩壊	天信ﾄﾝﾈﾙ	新野	元信	3	市道	9.0	
14	山腹崩壊	貞信	新野	前田	5	市道	12.0	
15	山腹崩壊	友常東	新野	友常	5	小学校	6.0	
16	山腹崩壊	海老-生谷ﾄﾝﾈﾙ	新野	林	－	県道	11.0	
17	山腹崩壊	秋山	新野	秋山243-1	10	市道	6.0	
18	山腹崩壊	廿枝	新野	宮前	6	市道	2.0	
19	山腹崩壊	浦ン内	桑野	西谷	37	神社	4.0	
20	山腹崩壊	浦ノ内	内原	竹ノ内	51	市道	10.0	
21	山腹崩壊	会下	長生	寺ノ前	10	市道	9.0	
22	山腹崩壊	井関西	宝田	井関	14	市道	5.0	
23	山腹崩壊	井関	宝田	井関	11	市道	2.0	
24	山腹崩壊	学原北	富岡	滝の下	30	郵便局	5.0	
25	山腹崩壊	学原南	見能林	北勘高	7	国道	1.0	
26	山腹崩壊	才見	日開野	王子山	1	国道	1.0	
27	山腹崩壊	米島	才見	旭越山	12	市道	1.0	
28	山腹崩壊	池の上	畭	亀埼	7	市道	1.0	
29	山腹崩壊	亀崎	畭	亀埼	37	市道	7.0	
30	山腹崩壊	中林	中林	大浜	30	市道	1.0	
31	山腹崩壊	見能林	見能林	南勘高	17	中学校	4.0	
32	山腹崩壊	津峰	津乃峰	長浜	20	市道	1.0	
33	山腹崩壊	橘	津乃峰	東分	17	市道	2.0	
34	山腹崩壊	大潟	大潟		90	市道	3.0	
35	山腹崩壊	高崎山	見能林	南林	5	県道	1.0	
36	山腹崩壊	荒神ノ上	橘	汐谷山	140	公園	9.0	
37	山腹崩壊	下原	福井	下原	5	県道	15.0	
38	山腹崩壊	古津	福井	古津	14	小学校	11.0	

	地域区分	箇所名	位置		直接保全対策施設等		面積（ha）	備考
			町	字	人家	公共施設 その他		
39	山腹崩壊	小谷上	福井	露口	11	県道	15.0	
40	山腹崩壊	大官南	福井	棚田	10	県道	7.0	
41	山腹崩壊	大官北	福井		5	市道	4.0	
42	山腹崩壊	湊	橘	関地	40	コミュニティセンター	17.0	
43	山腹崩壊	鵠川	橘	壱升ケ森	5	県道	4.0	
44	山腹崩壊	袴傍示	橘	袴傍示	6	市道	5.0	
45	山腹崩壊	赤崎西	福井	赤埼	5	市道	13.0	
46	山腹崩壊	上大野城山	椿		-	市道	3.0	
47	山腹崩壊	小杭西	椿	香	10	市道	8.0	
48	山腹崩壊	大曲西	椿		-	市道	4.0	
49	山腹崩壊	小曲り	椿	小曲り	5	市道	6.0	
50	山腹崩壊	楠ケ浦	椿	田ノ浦	-	市道	1.0	
51	山腹崩壊	大江	椿	大江	5	市道	4.0	
52	山腹崩壊	働々向	椿	豊野	20	県道	14.0	
53	山腹崩壊	西八原毛	椿	八原毛西	-	県道	18.0	
54	山腹崩壊	横尾	椿	須尾西側	15	市道	13.0	
55	山腹崩壊	高瀬下	椿	須尾東側	10	市道	5.0	
56	山腹崩壊	平松	椿	平松西側	10	市道	4.0	
57	山腹崩壊	楠ケ浦西	椿	平松東側	10	市道	9.0	
58	山腹崩壊	尻杭西	椿	尻杭	-	市道	9.0	
59	山腹崩壊	尻杭東	椿	尻杭	5	市道	9.0	
60	山腹崩壊	伊島	伊島	瀬戸	20	市道	8.0	
1	崩壊土砂	太龍寺１	細野	谷尻	3	市道	1.5	
2	崩壊土砂	太龍寺２	細野	谷尻	-	市道	5.7	
3	崩壊土砂	太龍寺３	細野	谷尻	-	市道	2.1	
4	崩壊土砂	松ノ岡	大田井	松ノ岡	-	県道	0.2	
5	崩壊土砂	細野	加茂	中上77	10	市道	0.6	
6	崩壊土砂	田舎谷東	大井	南平	5	水道施設	3.0	
7	崩壊土砂	若杉口	水井	新居田	10	市道	2.1	
8	崩壊土砂	鶴峠下	大井	東平	-	県道	1.2	
9	崩壊土砂	黒河上	加茂		12	市道	3.0	
10	崩壊土砂	黒川下	阿瀬比	阿利田	10	市道	1.2	
11	崩壊土砂	阿瀬比1	阿瀬比	西内	30	国道	4.2	
12	崩壊土砂	阿瀬比2	阿瀬比	中村	20	市道	0.9	
13	崩壊土砂	阿瀬比3	阿瀬比	前田	20	国道	0.9	
14	崩壊土砂	深瀬谷西	深瀬	岡崎	25	県道	3.0	
15	崩壊土砂	深瀬谷東	深瀬	岡崎	37	県道	3.0	
16	崩壊土砂	橋川下1	下大野		12	市道	3.3	
17	崩壊土砂	ｸﾘｰﾝﾋﾟｭｱあなん	熊谷	定方	10	市道	1.5	
18	崩壊土砂	熊谷大橋詰	熊谷	熊谷	-	県道	1.2	

	地域区分	箇所名	位置		直接保全対策施設等		面積（ha）	備考
			町	字	人家	公共施設 その他		
19	崩壊土砂	橋川下２	下大野	橋川	10	市道	3.6	
20	崩壊土砂	喜来北	新野	喜来	20	市道	1.2	
21	崩壊土砂	南樫谷	新野	川赤	30	市道	3.0	
22	崩壊土砂	西元信魚畑谷西	新野		15	市道	4.5	
23	崩壊土砂	西元信魚畑谷東	新野		10	市道	3.3	
24	崩壊土砂	木戸	新野	木戸	15	市道	2.1	
25	崩壊土砂	宮ノ久保	新野	馬見	40	中学校	3.3	
26	崩壊土砂	常政	新野	常政	10	市道	1.2	
27	崩壊土砂	秋山	新野	秋山	30	プール	3.0	
28	崩壊土砂	西重友	新野		18	県道	3.0	
29	崩壊土砂	串坂	山口	南谷	25	市道	3.0	
30	崩壊土砂	南谷	山口	南谷	50	市道	1.2	
31	崩壊土砂	串坂	山口	串坂	10	集会所	0.1	
32	崩壊土砂	嵐谷	山口	北山	30	国道	2.7	
33	崩壊土砂	角の谷	山口	北山	10	市道	1.8	
34	崩壊土砂	東山	新野	東山	13	市道	0.6	
35	崩壊土砂	廿歩	新野	葉池谷	4	学校	2.1	
36	崩壊土砂	東重友	新野	重友	13	市道	0.6	
37	崩壊土砂	段１	長生	南山	12	市道	0.6	
38	崩壊土砂	段２	長生	南山	12	市道	1.5	
39	崩壊土砂	段３	長生	南山	10	市道	1.2	
40	崩壊土砂	大丸谷川	福井	大丸	10	市道	7.5	
41	崩壊土砂	後世山久保野谷	福井	久保野	10	神社	4.2	
42	崩壊土砂	日ノ地谷北	福井	日の地	15	小学校	1.5	
43	崩壊土砂	小野	福井	日の地	20	小学校	1.8	
44	崩壊土砂	福井辺川谷	福井	辺川	16	県道	3.9	
45	崩壊土砂	内歩東	福井	内歩	20	中学校	1.8	
46	崩壊土砂	福井古津	福井	古津	15	中学校	2.1	
47	崩壊土砂	椿坂北	福井	露口	15	県道	0.9	
48	崩壊土砂	鵠	橘	大坪	10	県道	1.2	
49	崩壊土砂	西八原毛川	椿	八原毛西	20	小学校	3.6	
50	崩壊土砂	東八原毛川１	椿		20	小学校	2.1	
51	崩壊土砂	東八原毛川２	椿		20	小学校	2.7	
52	崩壊土砂	椿町	椿	五郎丸	10	県道	1.5	
53	崩壊土砂	須屋谷川	椿	須屋東側	11	市道	3.0	
54	崩壊土砂	高瀬谷	椿	高瀬	5	市道	2.1	
55	崩壊土砂	楠ヶ浦	椿	楠ヶ浦	1	市道	0.6	

（徳島県資料より）

９．土石流危険渓流一覧表

定義

（１）土石流危険渓流Ⅰ　　土石流発生の危険性があり、５戸以上の人家、または人家５戸未満であっても官公署、学校、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流。

（２）土石流危険渓流Ⅱ　　土石流発生の危険性があり、１戸以上５戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流。

（３）土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ　　土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

（１）土石流危険渓流Ⅰ

（カッコ付きの渓流名は仮称）　　令和３年３月31日現在

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
11033	那賀川	桑野川	西池田谷	富岡町	西池田口	0.43	0.11		集会所、阿南市葬斎場	未
11034	打樋川	打樋川	（上水田谷）	学原町	上水田	0.14	0.04	5	無	未
11035	打樋川	打樋川	深田谷	見能林町	北勘高	0.20	0.05		阿南中学校、市道	未
11052	打樋川	打樋川	地蔵寺谷	津乃峰町	西分	0.15	0.04	23	集会所、県道、他１	未
11053	打樋川	打樋川	西分谷	津乃峰町	西分	0.25	0.06		集会所、県道	未
11054	打樋川	打樋川	（東分谷）	津乃峰町	東分	0.31	0.11	37	県道	未
11055	打樋川	打樋川	戒山川	津乃峰町	東分	0.33	0.17	17	市道、他１	未
11056	打樋川	打樋川	八大谷	津乃峰町	東分	0.14	0.04	40	市道、他１	未
11057	打樋川	打樋川	津ノ峰川	津乃峰町	東分	0.18	0.02	39	津乃峰駐在所、JR、市道	未
11058	打樋川	打樋川	大谷	津乃峰町	長浜	0.28	0.22	89	市道	未
11059	打樋川	打樋川	長浜谷	津乃峰町	長浜	0.21	0.10	13	JR	未
11070			大浦二号谷	橘町	大浦	0.14	0.01	11	無	未
11071			大浦一号谷	橘町	大浦	0.11	0.02	9	市道	未
11073			（江の浦西谷）	橘町	江ノ浦	0.10	0.06	26	国道	未
11074			江の浦谷	橘町	江ノ浦	0.17	0.03	5	国道	未
11075			光明寺谷	橘町	西浦	0.18	0.01	57	市道	未
11076			荒神ノ上一号谷	橘町	久保	0.27	0.03	25	無	未
11077			汐谷山四号谷	橘町	汐谷	0.20	0.02	39	市道、他１	未
11078			汐谷山三号谷	橘町	汐谷	0.15	0.03	32	市道	未
11079			汐谷山二号谷	橘町	汐谷山	0.15	0.02	10	無	未
11080			汐谷山五号谷	橘町	汐谷山	0.15	0.02	1	市道	未
11081			汐谷山六号谷	橘町	汐谷山	0.01	0.01	10	橘郵便局、市道	未
11032	那賀川	桑野川	（井関谷）	宝田町	井関	0.50	0.21	0	無	未
11023	那賀川	大津田川	三倉谷	長生町	三倉中ノ谷	0.34	0.11	11	無	未
11024	那賀川	畑田川	畑田二号谷	下大野町	平山	0.25	0.10	6	無	未
11025	那賀川	畑田川	羽坂谷	下大野町	羽坂	0.41	0.09	6	市道	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
11026	那賀川	大津田川	善入谷	長生町	張	0.19	0.02	7	市道	未
11027	那賀川	大津田川	宮内谷	長生町	宮内	0.38	0.05	6	市道	未
11028	那賀川	大津田川	張谷	長生町	宮内	0.28	0.03	9	市道	未
11029	那賀川	大津田川	中ノ谷	長生町	宮内	0.20	0.03	6	市道	未
11030	那賀川	岡　川	鍛冶ヶ谷	長生町	西方	0.28	0.04	4	寺院	未
11031	那賀川	桑野川	白木谷	長生町	西山	0.28	0.10	5	市道	未
11001	那賀川	那賀川	谷上谷	細野町	谷上	0.31	0.02	8	県道	未
11002	那賀川	那賀川	中上谷	細野町	中上	0.33	0.08	4	県道	未
11003	那賀川	那賀川	中筋谷	大井町	中筋	0.75	0.21	34	大井集会所	砂防ダム コルゲートフリューム 流路工
11004	那賀川	那賀川	東平谷	大井町	東平	0.32	0.16	14	大井集会所 大井小学校 加茂谷分団第４班詰所、他１	砂防えん堤
11005	那賀川	那賀川	大屋谷	十八女町	静	0.25	0.08	12	県道、市道	未
11006	那賀川	那賀川	新開谷	十八女町	新開	0.15	0.02	11	県道	未
11007	那賀川	那賀川	一宿寺谷	加茂町	宿居谷	0.18	0.03	22	市道	未
11008	那賀川	加茂谷川	吉元谷	加茂町	吉元	0.37	0.05	7	県道	未
11009	那賀川	加茂谷川	大谷一号谷	加茂町	大谷	0.56	0.17	15	県道、市道、他１	未
11010	那賀川	加茂谷川	大谷二号谷	加茂町	大谷	0.73	0.58	30	無	未
11011	那賀川	加茂谷川	大谷三号谷	加茂町	大谷	0.20	0.03	8	大谷会館	未
11012	那賀川	加茂谷川	不け谷	加茂町	不け	0.41	0.11	17	加茂谷中学校、他１	未
11013	那賀川	那賀川	大畝谷川	深瀬町	中州	1.26	0.25	5	県道	未
11014	那賀川	那賀川	深瀬谷川	深瀬町	大畝町	0.20	0.03	6	県道	未
11015	那賀川	那賀川	柳谷一号谷	吉井町	柳谷	0.31	0.03	31	宿泊施設	未
11016	那賀川	野尻川	海山二号谷	吉井町	海山谷	0.44	0.09	5	市道	未
11017	那賀川	那賀川	美濃谷川	楠根町	美濃谷	0.32	0.07	21	県道、市道	未
11018	那賀川	那賀川	盛大谷	楠根町	盛大	0.19	0.02	3	無	未
11019	那賀川	那賀川	楠根川	楠根町	北内	0.70	0.19	3	県道、市道	未
11020	那賀川	那賀川	楠根一号谷	楠根町	菖蒲	0.48	0.06		市道	未
11021	那賀川	大谷川	大谷一号谷	熊谷町	大谷	1.05	0.44	6	市道	未
11022	那賀川	熊谷川	大谷川	熊谷町	大谷	0.40	0.64	2	無	未
11036	那賀川	加茂谷川	黒河谷	加茂町	黒河	0.14	0.04	1	宿泊施設、市道	未
11037	那賀川	北谷川	舟子田谷	山口町	舟子田	0.07	0.01	6	無	未
11038	那賀川	桑野川	白池谷	山口町	白池	0.21	0.03	6	田野地区協議会多目的集会所 県道、市道	未
11039	那賀川	北谷川	常光寺谷	山口町	久延	0.12	0.01	24	山口小学校 仲分地区協議会多目的集会所 宮ノ本傍示集会所	未
11040	那賀川	北谷川	久延二号谷	山口町	久延	0.10	0.01	21	山口小学校 阿南市消防団第５班 山口分館桑野公民館山口分館	未
11041	那賀川	桑野川	（大久保谷）	山口町	大久保	0.50	0.14	2	集会所、市道	未
11042	那賀川	桑野川	北山一号谷	山口町	北山	0.45	0.05	5	市道	未
11043	那賀川	桑野川	杉谷一号谷	山口町	杉谷	0.48	0.22	5	市道	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述 後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 ㎢			
11044	那賀川	桑野川	大谷谷	桑野町	大谷	0.57	0.16	5	市道	未
11045	那賀川	桑野川	谷一号谷	桑野町	車ノ口	0.30	0.03	7	寺院、市道	未
11046	那賀川	桑野川	谷二号谷	桑野町	谷	0.12	0.02	8	市道	未
11047	那賀川	桑野川	大地谷	桑野町	大地	0.32	0.08	15	市道	未
11048	那賀川	桑野川	切石川	桑野町	大地	0.64	0.20	9	大地上水道水源、県道、市道	未
11049	那賀川	桑野川	大地三号谷	桑野町	大地	0.14	0.02	8	県道	未
11050	那賀川	蛭地川	（蛭地谷）	桑野町	蛭地	0.33	0.09	5	無	未
11051	那賀川	蛭地川	八幡谷川	内原町	柳橋	0.12	0.01	7	内原西集会所	未
11066	那賀川	蛭地川	（西谷谷）	桑野町	西谷	0.21	0.04	22	県道	未
11072	那賀川	蛭地川	（竹ノ内谷）	内原町	竹ノ内口	0.70	0.01		阿南第二中学校	未
11060	那賀川	元信川	貞信一号谷	新野町	貞信	0.18	0.03	1	貞信集会所、市道	未
11061	那賀川	元信川	元信二号谷	新野町	元信	0.22	0.03	2	元信集会所	未
11062	那賀川	桑野川	宮ノ久保谷	新野町	南宮ノ久保	0.24	0.03	8	県道	未
11063	那賀川	桑野川	平等寺谷	新野町	秋山	0.25	0.03	1	平等寺、市道	未
11064	那賀川	生谷川	林谷	新野町	林	0.15	0.03	5	無	未
11065	那賀川	南　川	生谷	新野町	片山	0.13	0.03	13	県道	未
11067	那賀川	廿枝川	（東山１号谷）	新野町	東山	0.12	0.02	1	老人集会所、県道、市道	未
11068	那賀川	廿枝川	（東山２号谷）	新野町	東山	0.14	0.04	1	老人集会所、県道、市道	未
11082	那賀川	南川	平川内谷	新野町	平川内	0.11	0.05	5	無	未
11069	福井川	福井川	湊一号谷	福井町	湊	0.22	0.07	10	市道	未
11083	福井川	福井川	湊一号谷	福井町	元末	0.09	0.01	5	無	未
11084	福井川	福井川	長谷川一号谷	福井町	鉦打	0.18	0.09	5	市道	未
11085	福井川	福井川	日ノ地谷	福井町	日ノ地上	0.08	0.01	4	阿南小野簡易郵便局 福井公民館福井南分館（福井南小学校）、他１	未
11086	福井川	福井川	辺川谷	福井町	辺川	0.25	0.03	6	市道	未
11087	椿　川	椿　川	旭野一号谷	椿町	旭野	0.35	0.09	7	市道	未
11088	椿　川	椿　川	寺内谷	椿町	加茂前	0.33	0.07	1	シニアクラブ憩いの家 市道、他１	未
11089	椿　川	椿　川	楠木谷	椿町	楠木	0.30	0.09	6	無	未
11090	椿　川	椿　川	宮ヶ谷	椿町	横尾	0.75	0.40	24	椿分団第３班消防 NTT椿電話交換所、他２	横尾谷えん堤
11091			（庄田東谷）	椿町	宮ヶ谷	0.27	0.03	8	椿町中学校	未
11092			大深原一号谷	椿泊町	小吹川原	0.20	0.06	5	阿南漁協協同組合、他１	未
11093			小吹川原五号谷	椿泊町	小吹川原	0.11	0.05	1	椿泊町駐在所 阿南市消防団椿分団第２班、他２	未
11094			大戸谷	椿町	那波江	0.09	0.05		YMCA阿南国際海洋センター・市道	未
11095			（大深原二号谷）	椿泊町	小吹川原	0.12	0.02	4	椿泊町駐在所 阿南市消防団椿分団第２班、他２	未
11096			小吹川原二号谷	椿泊町	小吹川原	0.20	0.03	17	無	未
11097			小吹川原一号谷	椿泊町	小吹川原	0.07	0.02	14	無	未
11098			那波江西谷	椿町	那波江	0.18	0.03		YMCA阿南国際海洋センター・市道	未
11099			（那波江東谷）	椿町	那波江	0.19	0.03		市道	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
11100			糖塚四号谷	椿泊町	糖塚	0.24	0.02	16	無	未
11101			糖塚三号谷	椿泊町	糖塚	0.23	0.02	19	無	未
11102			糖塚二号谷	椿泊町	糖塚	0.13	0.01	23	無	未
11103			酒屋谷	椿泊町	出島	0.21	0.04	59	無	未
11104			寺谷	椿泊町	寺谷	0.24	0.02	17	椿分団第１班消防	未
11105			道明寺谷	椿泊町	東	0.21	0.03	54	無	未
11106	大溜谷川	大溜谷川	鷹場谷	伊島町	瀬戸	0.18	0.03	18	伊島小学校 伊島中学校 伊島公民館、他３	未
11107	大溜谷川	大溜谷川	小溜谷	伊島町	瀬戸	0.50	0.12	1	伊島中学校 椿公民館伊島分館、他２	伊島谷砂防えん堤
11108	大溜谷川	大溜谷川	大溜谷	伊島町	瀬戸	0.15	0.03	0	無	大溜谷砂防えん堤

（徳島県資料より）

（２）土石流危険渓流Ⅱ

令和３年３月３１日現在

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 ｋｍ	流域面積 ㎢			
21054	打樋川	打樋川	（三谷）	見能林町	三谷	0.34	0.08	2	無	未
21055	打樋川	打樋川	（いもじ谷）	見能林町	いもじ原	0.12	0.04	2	無	未
21056	打樋川	三谷川	（岩崎谷）	見能林町	岩崎	0.18	0.05	1	無	未
21083	打樋川	打樋川	東分谷	津乃峰町	東分	0.23	0.03	2	無	未
21114			宮ヶ谷	津乃峰町	中分	0.11	0.02	4	無	未
21111			青木谷	橘町	幸田	0.17	0.02	1	無	未
21113			荒神ノ上二号谷	橘町	江ノ浦	0.18	0.03	1	無	未
21133	鵠　川	鵠　川	関地一号谷	橘町	関地	0.10	0.01	1	無	未
21134			関地二号谷	橘町	関地	0.04	0.01	3	無	未
21043	那賀川	畑田川	（三原１号谷）	中大野町	南傍示	0.40	0.07	2	無	未
21044	那賀川	畑田川	（三原２号谷）	中大野町	南傍示	0.71	0.12	1	無	未
21045	那賀川	畑田川	畑田一号谷	下大野町	畑田	0.44	0.08	1	無	未
21046	那賀川	堂谷川	堂谷谷	長生町	堂谷	0.43	0.08	1	無	未
21047	那賀川	堂谷川	中沢二号谷	長生町	南川	0.43	0.11	4	無	未
21048	那賀川	堂谷川	中沢一号谷	長生町	明谷中沢	0.32	0.05	2	無	未
21049	那賀川	桑野川	（租ヶ谷）	長生町	租ヶ谷	0.06	0.09	1	無	未
21050	那賀川	大津田川	大谷川	長生町	古池	0.20	0.04	1	無	未
21051	那賀川	桑野川	（黒岩谷）	長生町	長谷	0.15	0.03	2	無	未
21052	那賀川	桑野川	山地谷	長生町	赤坂	0.10	0.02	1	無	未
21053	那賀川	桑野川	（中原谷）	長生町	中原	0.23	0.04	2	無	未
22001	那賀川	那賀川	（小谷口西谷）	羽ノ浦町	古毛	0.15	0.02	1	無	未
22002	那賀川	那賀川	（小谷口東谷）	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.02	1	無	未
22003	那賀川	那賀川	古毛一号谷	羽ノ浦町	古毛	0.20	0.03	2	無	未
22004	那賀川	那賀川	古毛二号谷	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.03	2	無	未
22005	那賀川	那賀川	古毛三号谷	羽ノ浦町	古毛	0.18	0.02	2	無	未
22006	那賀川	那賀川	古毛四号谷	羽ノ浦町	古毛	0.10	0.01	2	無	未
22007	那賀川	那賀川	岩脇一号谷	羽ノ浦町	古毛	0.12	0.02	2	無	未
22008	那賀川	那賀川	（阿千谷）	羽ノ浦町	岩脇	0.32	0.03	3	無	未
	那賀川	那賀川	岩脇一号谷	羽ノ浦町	岩脇	0.16	0.81	5	無	未
	那賀川	那賀川	阿千谷	羽ノ浦町	岩脇	0.38	0.03	7	無	未
21001	那賀川	那賀川	大田井川	大田井町	松ノ岡	1.14	1.74	3	無	未
21002	那賀川	大田井川	（松ノ岡谷）	大田井町	松ノ岡	0.75	0.12	0	無	未
21003	那賀川	那賀川	大田井一号小谷	大田井町	宮平	0.70	0.20	3	無	未
21004	那賀川	那賀川	大田井二号小谷	大田井町	宮平	0.62	0.18	3	無	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
21005	那賀川	那賀川	高田谷	細野町	高田	0.22	0.05	1	無	未
21006	那賀川	那賀川	細野川	細野町	中上	0.69	0.52	3	無	未
21007	那賀川	那賀川	田舎谷川	大井町	〆谷	0.83	0.54	5	無	未
21008	那賀川	那賀川	南平谷	大井町	南平	0.12	0.03	7	無	未
21009	那賀川	若杉谷川	中野一号谷	水井町	新居田	0.20	0.03	1	無	未
21010	那賀川	那賀川	中野二号谷	水井町	中野	0.20	0.03	4	無	未
21011	那賀川	那賀川	中野三号谷	水井町	東	0.43	0.06	4	無	未
21012	那賀川	那賀川	東谷	水井町	東	0.65	0.13	4	無	未
21013	那賀川	那賀川	（東上谷）	水井町	東	0.86	0.41	2	無	未
21014	那賀川	那賀川	大屋川	十八女町	大屋	0.50	0.09	2	無	未
21015	那賀川	那賀川	新開谷	十八女町	新開	0.07	0.01	0	無	未
21016	那賀川	那賀川	宮ノ前谷	十八女町	宮ノ前	0.15	0.04	2	無	未
21017	那賀川	加茂谷川	惣道谷	加茂町	惣道	0.09	0.01	2	無	未
21018	那賀川	加茂谷川	宗田谷	加茂町	宗田	0.67	0.14	3	無	未
21019	那賀川	加茂谷川	東だいご一号谷	加茂町	東だいご	0.12	0.02	1	無	未
21020	那賀川	那賀川	北久保谷川	深瀬町	北久保	1.10	0.52	4	無	未
21021	那賀川	那賀川	七浦一号谷	楠根町	七浦	0.67	0.28	3	無	未
21022	那賀川	那賀川	七浦二号谷	楠根町	七浦	0.74	0.18	4	無	未
21023	那賀川	那賀川	賀美谷	吉井町	賀美	0.40	0.10	2	無	未
21024	那賀川	野尻川	柳谷二号谷	吉井町	片山	0.33	0.10	2	無	未
21025	那賀川	野尻川	海山一号谷	吉井町	宮ノ前	0.51	0.07	4	無	未
21026	那賀川	野尻川	奥野尻川	吉井町	日ノ浦	0.35	0.16	1	無	未
21027	那賀川	野尻川	野尻川	吉井町	野尻	1.19	0.76	2	無	未
21028	那賀川	野尻川	日ノ浦二号谷	吉井町	野尻	0.33	0.05	4	無	未
21029	那賀川	野尻川	野尻一号谷	吉井町	野尻	0.19	0.02	1	無	未
21030	那賀川	野尻川	日ノ浦一号谷	吉井町	野尻	0.16	0.02	2	無	未
21031	那賀川	野尻川	帽子石一号谷	吉井町	帽子石	0.12	0.01	3	無	未
21032	那賀川	野尻川	帽子石二号谷	吉井町	帽子石	0.08	0.01	1	無	未
21033	那賀川	野尻川	野尻二号谷	吉井町	野尻	0.12	0.01	1	無	未
21034	那賀川	那賀川	宮谷川	楠根町	宮谷	0.45	0.42	4	無	未
21035	那賀川	那賀川	金石一号谷	楠根町	金石	0.34	0.04	3	無	未
21036	那賀川	那賀川	金石二号谷	楠根町	金石	0.15	0.01	3	無	未
21037	那賀川	那賀川	金石三号谷	楠根町	金石	0.23	0.03	1	無	未
21038	那賀川	那賀川	金石四号谷	楠根町	金石	0.25	0.05	1	無	未
21039	那賀川	熊谷川	（原田谷）	熊谷町	原田	0.30	0.06	1	無	未
21040	那賀川	熊谷川	大谷三号谷	熊谷町	シル谷	0.73	0.45	2	無	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
21041	那賀川	熊谷川	（シル谷１号谷）	熊谷町	シル谷	0.35	0.06	2	無	未
21042	那賀川	熊谷川	（シル谷２号谷）	熊谷町	シル谷	0.41	0.07	2	無	未
21057	那賀川	加茂谷川	阿利田谷	阿瀬比町	阿利田	0.33	0.07	2	無	未
21058	那賀川	加茂谷川	日開谷	阿瀬比町	日開谷	0.18	0.03	1	無	未
21059	那賀川	北谷川	（阿瀬比１号谷）	山口町	串坂	0.20	0.02	1	無	未
21060	那賀川	北谷川	（阿瀬比２号谷）	山口町	串坂	0.23	0.04	1	無	未
21061	那賀川	北谷川	北谷三号谷	山口町	北谷	0.38	0.05	1	無	未
21062	那賀川	北谷川	北谷二号谷	山口町	北谷	0.31	0.04	1	無	未
21063	那賀川	北谷川	北谷一号谷	山口町	北谷	0.44	0.11	2	無	未
21064	那賀川	北谷川	（平野西谷）	山口町	平野	0.23	0.04	3	無	未
21065	那賀川	北谷川	平野谷	山口町	平野	0.15	0.01	3	無	未
21066	那賀川	北谷川	久延一号谷	山口町	久延	0.26	0.05	2	無	未
21067	那賀川	北谷川	（北谷小谷）	山口町	森国	0.38	0.06	1	無	未
21068	那賀川	北谷川	（北谷）	山口町	森国	0.41	0.51	2	無	未
21069	那賀川	北谷川	森国谷	山口町	森国	0.16	0.02	1	無	未
21070	那賀川	南谷川	南谷	山口町	南谷	0.56	0.19	2	無	未
21071	那賀川	桑野川	末広谷	山口町	末広	0.12	0.02	3	無	未
21072	那賀川	桑野川	大久保一号谷	山口町	大久保	0.14	0.01	1	無	未
21073	那賀川	桑野川	大久保二号谷	山口町	大久保	0.67	0.12	2	無	未
21074	那賀川	桑野川	北山二号谷	山口町	蓮花谷	0.50	0.16	3	無	未
21075	那賀川	桑野川	岡鼻谷	桑野町	大谷	0.60	0.08	2	無	未
21076	那賀川	桑野川	山路谷	桑野町	山路	0.09	0.02	1	無	未
21077	那賀川	桑野川	光源寺一号谷	桑野町	光源寺	0.09	0.01	3	無	未
21078	那賀川	桑野川	光源寺二号谷	桑野町	光源寺	0.52	0.18	3	無	未
21079	那賀川	桑野川	車ノ口二号谷	桑野町	車ノ口	0.09	0.01	4	無	未
21080	那賀川	蛭地川	（小谷東谷）	内原町	大谷	0.30	0.03	2	無	未
21081	那賀川	蛭地川	山腰谷	内原町	山腰	0.13	0.01	1	無	未
21082	那賀川	蛭地川	山下谷	内原町	櫛ヶ谷	0.33	0.04	2	無	未
21112	那賀川	蛭地川	（こせ谷）	内原町	三ッ栗	0.11	0.01	1	無	未
21120	那賀川	南　川	貞持二号谷	桑野町	貞持	0.10	0.04	3	無	未
21084	那賀川	喜来川	喜来一号谷	新野町	喜来	0.31	0.10	2	無	未
21085	那賀川	喜来川	喜来二号谷	新野町	喜来	0.34	0.13	4	無	未
21086	那賀川	元信川	桑内二号谷	新野町	桑内	0.26	0.02	1	無	未
21087	那賀川	元信川	本田谷	新野町	本田	0.27	0.07	2	無	未
21088	那賀川	桑野川	谷口一号谷	新野町	谷口	0.37	0.07	3	無	未
21089	那賀川	桑野川	谷口二号谷	新野町	谷口	0.17	0.02	1	無	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
21090	那賀川	桑野川	谷口三号谷	新野町	谷口	0.24	0.03	1	無	未
21091	那賀川	桑野川	（友常谷）	新野町	友常	0.30	0.08	1	無	未
21092	那賀川	桑野川	清貞一号谷	新野町	清貞	0.25	0.03	4	無	未
21093	那賀川	桑野川	清貞二号谷	新野町	清貞	0.25	0.03	1	無	未
21094	那賀川	桑野川	清貞三号谷	新野町	清貞	0.24	0.02	3	無	未
21095	那賀川	廿枝川	久田谷	新野町	久田	0.31	0.07	1	無	未
21096	那賀川	海老川	海老川二号谷	新野町	海老川	0.06	0.01	1	無	未
21097	那賀川	海老川	海老川一号谷	新野町	海老川	0.15	0.02	1	無	未
21098	那賀川	桑野川	甘谷二号谷	新野町	木戸	0.23	0.02	1	無	未
21099	那賀川	桑野川	木戸東谷	新野町	木戸	0.23	0.02	2	無	未
21100	那賀川	廿枝川	（安行西谷）	新野町	安行	0.23	0.07	1	無	未
21101	那賀川	廿枝川	甘谷一号谷	新野町	安行	0.32	0.05	3	無	未
21102	那賀川	桑野川	安行谷	新野町	安行	0.13	0.02	3	無	未
21103	那賀川	桑野川	開花一号谷	新野町	岡花	0.37	0.42	2	無	未
21104	那賀川	桑野川	開花二号谷	新野町	岡花	0.17	0.01	3	無	未
21105	那賀川	大根川	西光寺一号谷	新野町	西光寺	0.15	0.02	1	無	未
21106	那賀川	桑野川	大根川	新野町	西光寺	0.55	0.41	3	無	未
21107	那賀川	大根川	西光寺二号谷	新野町	西光寺	0.39	0.12	3	無	未
21108	那賀川	大根川	西光寺三号谷	新野町	西光寺	0.16	0.01	3	無	未
21109	那賀川	大根川	西光寺四号谷	新野町	西光寺	0.27	0.03	4	無	未
21110	那賀川	桑野川	秋山一号谷	新野町	秋山	0.24	0.03	1	無	未
21115	那賀川	生谷川	生谷一号谷	新野町	林	0.15	0.02	2	無	未
21116	那賀川	生谷川	生谷二号谷	新野町	林	0.11	0.02	3	無	未
21117	那賀川	生谷川	生谷三号谷	新野町	林	0.19	0.02	2	無	未
21118	那賀川	南　川	常政一号谷	新野町	常政	0.20	0.04	2	無	未
21119	那賀川	南　川	大日寺谷	新野町	貞持	0.20	0.02	3	無	未
21121	那賀川	南　川	（平川内谷）	新野町	平川内	0.14	0.02	2	無	未
21122	那賀川	南　川	暮石谷	新野町	暮石	0.10	0.04	4	無	未
21123	那賀川	南　川	行友三号谷	新野町	行友	0.15	0.01	2	無	未
21124	那賀川	桑野川	入田二号谷	新野町	入田	0.17	0.02	3	無	未
21125	那賀川	桑野川	入田一号谷	新野町	入田	0.18	0.03	1	無	未
21126	那賀川	南　川	行友二号谷	新野町	行友	0.03	0.01	2	無	未
21127	那賀川	南　川	（行友三号谷）	新野町	行友	0.06	0.01	1	無	未
21128	那賀川	南　川	行友一号谷	新野町	行友	0.15	0.05	1	無	未
21129	那賀川	南　川	（行友四号谷）	新野町	行友	0.13	0.01	0	無	未
21130	那賀川	南　川	広重四号谷	新野町	東谷	0.17	0.01	3	無	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 km²			
21131	那賀川	廿枝川	宮前谷	新野町	宮前	0.12	0.02	2	無	未
21132	福井川	福井川	湊二号谷	福井町	湊	0.15	0.01	4	無	未
21135			袴谷	福井町	袴	0.06	0.01	1	無	未
21136			浜田二号谷	福井町	浜田	0.12	0.02	1	無	未
21137	福井川	福井川	（土佐谷小谷）	福井町	土佐谷	0.10	0.01	3	無	未
21138	福井川	福井川	一宇谷	福井町	日ノ地上	0.35	0.09	1	無	未
21139	福井川	福井川	日ノ地上一号谷	福井町	日ノ地上	0.21	0.05	1	無	未
21140	福井川	福井川	貝谷谷	福井町	貝谷	0.16	0.02	2	無	未
21141	福井川	福井川	小野一号谷	福井町	日ノ地上	0.10	0.04	2	無	未
21142	福井川	福井川	小野二号谷	福井町	日ノ地上	0.08	0.01	1	無	未
21143	福井川	福井川	大坂谷	福井町	大坂	0.16	0.04	1	無	未
21144	福井川	福井川	長谷川五号谷	福井町	長谷川	0.06	0.01	1	無	未
21145	福井川	福井川	長谷川四号谷	福井町	長谷川	0.15	0.01	1	無	未
21146	福井川	福井川	長谷川三号谷	福井町	長谷川	0.21	0.02	1	無	未
21147	福井川	福井川	長谷川二号谷	福井町	長谷川	0.11	0.02	1	無	未
21155			赤崎二号谷	福井町	赤崎	0.13	0.02	3	無	未
21148	椿　川	椿　川	弥生町谷	椿町	常磐野	0.10	0.01	1	無	未
21149	椿　川	椿　川	盛野一号谷	椿町	盛野	0.17	0.07	1	無	未
21150	椿　川	椿　川	盛野二号谷	椿町	盛野	0.28	0.04	1	無	未
21151	椿　川	椿　川	盛野三号谷	椿町	盛野	0.23	0.02	2	無	未
21152	椿　川	椿　川	祝野一号谷	椿町	祝野	0.45	0.11	1	無	未
21153	椿　川	椿　川	祝野二号谷	椿町	幸野	0.25	0.03	1	無	未
21154	椿　川	椿　川	相生野谷	椿町	相生野	0.35	0.07	1	無	未
21156	椿　川	椿　川	加茂前谷	椿町	加茂前	0.40	0.08	4	無	未
21157	椿　川	椿　川	高岸一号谷	椿町	高岸	0.19	0.02	13	椿分団第４班消防	未
21158	椿　川	椿　川	高岸二号谷	椿町	高岸	0.20	0.04	2	椿保育所	未
21159			香三号谷	椿町	香	0.11	0.02	1	無	未
21160			小杭二号谷	椿町	小杭	0.09	0.02	1	無	未
21161			小杭一号谷	椿町	小杭	0.09	0.02	1	無	未
21162			（大曲谷）	椿町	大曲り	0.21	0.05	1	無	未
21163	椿　川	椿　川	庄田一号谷	椿町	楠木	0.27	0.13	5	無	未
21164	椿　川	椿　川	庄田二号谷	椿町	庄田	0.28	0.02	2	無	未
21165			宮ヶ谷	椿町	宮ヶ谷	0.24	0.12	8	３ 椿町中学校	未
21166			小曲谷	椿町	小曲り	0.07	0.01	1	無	未
21167			田ノ浦谷	椿町	田ノ浦	0.15	0.02	1	無	未
21168			瀬井谷	椿町	大瀬井	0.38	0.13	1	無	未

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容
				町 名	字 名	渓流長 km	流域面積 ㎢			
21169	椿　川	椿　川	地蔵ヶ谷一号谷	椿町	谷	0.40	0.09	5	無	未
21170	椿　川	椿　川	横尾谷一号谷	椿町	谷	0.13	0.03	2	無	未
21171	椿　川	椿　川	（地蔵ヶ谷）	椿町	地蔵ヶ谷	0.48	0.11	8	無	未
21172			須屋一号谷	椿町	須屋東側	0.25	0.08	2	無	未
21173			横尾谷二号谷	椿町	須屋東側	0.28	0.26	1	無	未
21174			（椿１号谷）	椿町	平松西側	0.58	0.23	1	無	未
21175			（椿２号谷）	椿町	平松西側	0.74	0.46	1	無	未
21176			（椿３号谷）	椿町	平松東側	0.73	0.18	2	無	未
21177			平松東谷	椿町	平松東側	0.34	0.05	3	無	未
21178			東谷	椿町	蒲生田	0.20	0.04	3	無	未

（徳島県資料より）

（３）土石流危険渓流Ⅲ

令和３年３月３１日現在

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概要		人家戸数	重要施設 無い場合は「無」 有る場合は、施設名称	対策工事の内容 未工事の場合は「未」 概成の場合は、(概成)と記述後に工事内容	備考
				町	字	渓流長 km	流域面積 ㎢				
31009	那賀川	桑野川	（西池田口１号谷）	富岡町	西池田口		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31010	那賀川	桑野川	（西池田口２号谷）	富岡町	西池田口		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31011	那賀川	桑野川	（東池田１号谷）	富岡町	東池田		0.10	0	無	未	渓流名は仮称
31012	那賀川	桑野川	（東池田２号谷）	富岡町	東池田		0.03	0	無	未	渓流名は仮称
31006	打樋川	打樋川	（西分谷）	津乃峰町	西分		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31008	打樋川	打樋川	（猫谷）	見能林町	猫谷		0.04	0	無	未	渓流名は仮称
31013	鵠川	鵠川	（鵠川１号谷）	橘町	一升ケ森		0.06	0	無	未	渓流名は仮称
31014	鵠川	鵠川	（鵠川２号谷）	橘町	一升ケ森		0.06	0	無	未	渓流名は仮称
31015	鵠川	鵠川	（鵠川３号谷）	橘町	一升ケ森		0.03	0	無	未	渓流名は仮称
31016	鵠川	鵠川	（鵠川４号谷）	橘町	一升ケ森		0.03	0	無	未	渓流名は仮称
31017	鵠川	鵠川	（鵠川５号谷）	橘町	一升ケ森		0.01	0	無	未	渓流名は仮称
31018	鵠川	鵠川	（鵠川６号谷）	橘町	一升ケ森		0.02	0	無	未	渓流名は仮称
31019	鵠川	鵠川	（鵠川７号谷）	橘町	家の前		0.02	0	無	未	渓流名は仮称
31020	鵠川	鵠川	（鵠川８号谷）	橘町	六反地		0.07	0	無	未	渓流名は仮称
31021	鵠川	鵠川	（鵠川９号谷）	橘町	六反地		0.05	0	無	未	渓流名は仮称
31022			（塩田谷）	橘町	塩田		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31023			（幸田谷）	橘町	幸田		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31024	鵠川	鵠川	（関地谷）	橘町	関地		0.03	0	無	未	渓流名は仮称
31025	福井川	福井川	（土井崎谷）	橘町	土井崎		0.03	0	無	未	渓流名は仮称
31007	那賀川	桑野川	（井関谷）	宝田町	井関		0.15	0	無	未	渓流名は仮称
31001	那賀川	畑田川	（三倉上谷）	下大野町	羽坂		0.09	0	無	未	渓流名は仮称
31002	那賀川	畑田川	（羽坂東1号谷）	下大野町	羽坂		0.06	0	無	未	渓流名は仮称
31003	那賀川	畑田川	（羽坂東2号谷）	長生町	西方		0.05	0	無	未	渓流名は仮称
31004	那賀川	大津田川	（羽坂東3号谷）	長生町	山ノ神		0.07	0	無	未	渓流名は仮称
31005	那賀川	桑野川	（下田尻谷）	長生町	下田尻		0.11	0	無	未	渓流名は仮称

（徳島県資料より）

土石流対策雨量基準

区　　分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日　　量	150 〃	200 〃
６時間量	120 〃	180 〃
４時間量	100 〃	150 〃
２時間量	70 〃	100 〃
１時間量	50 〃	60 〃

１０．重要水防区域等一覧表

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
	那賀川 左岸 (国)	那賀川町 中島	1,890	- 440 330	520 (440) 600		越水 〃 基盤漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工	那賀川町 中島	801	1,880	那賀川1班 18	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
		那賀川町 赤池	510	- 270	70 170 (70)		越水 提体漏水 〃 洗堀	ー シート張工	那賀川町 赤池	482	1,121	那賀川1班 (18)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
3	〃	那賀川町 大京原 西原	1,165		96 174 (96) 895		提体漏水 基盤漏水 〃 洗堀	ー 月の輪工 シート張工	大京原 西原	298 104	602 248	那賀川3班 23	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
4	〃	羽ノ浦町 古庄 岩脇	4,020 1箇所 4箇所	- 100 2,000	1140 (270) (330) 780 那賀川橋	岩脇陸閘その1 岩脇陸閘その2 岩脇陸閘その3 岩脇陸閘その4	提体漏水 〃 基盤漏水 〃 越水 洗堀 橋梁 陸閘	月の輪工 〃 積土のう工 せき板工 シート張工	古庄 岩脇	621 792	1,542 2,123	羽ノ浦3,4班 38	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160	
5	〃	羽ノ浦町 古毛 上大野町 萱原	2,050	107 400	1,470 (140) 73		越水 提体漏水 基盤漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工	古毛 萱原	137 12	323 29	羽ノ浦5班 15 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
6	〃	楠根町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)		越水 〃 提体漏水 基盤漏水 〃	積土のう工 〃 ー 月の輪工 〃	楠根町	165	393	加茂谷１班 24	吉井小学校	252	
7	〃	深瀬町	589 1箇所	中央橋	589		越水 橋梁	積土のう工	深瀬町	50	109	加茂谷 1,2班 39 (24)	加茂谷総合センター	258	

(　)は重複人数

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
8	那賀川 右岸 (国)	辰巳町	1,060			1,060	洗堀	シート張工	中島	―	―	富岡4,5,6班 65	―	―	
9	〃	住吉町	2,422		1,142 280 1,340		越水 堤体漏水 洗堀	積土のう工 ― シート張工	住吉町	205	437	富岡4,5,6班 (65)	富岡小学校	550	
10	〃	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	7,145	210 - 1600	3,605 1,730 (1430)	- (1785)	堤体漏水 基盤漏水 〃 洗堀 旧川跡	― 月の輪工 シート張工 ―	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	378 787 540 243	758 1,932 1,304 551	中野島1,3班 52 大野1,3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	238 310 (310) 41	
11	〃	上大野町	485	100	385		基盤漏水	月の輪工	上大野町	162 (12)	459 (29)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263	
12	〃	吉井町	1,563 1箇所 1箇所	 100 吉井樋門	1463 (100) (650) 加茂谷橋		越水 〃 堤体漏水 基盤漏水 樋門 橋梁	積土のう工 〃 ― 月の輪工 シート張工 捨土のう工	吉井町	183	471	加茂谷5,6班 51	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
13	〃	加茂町	950	950			越水	積土のう工 せき板工	加茂町	170	408	加茂谷6,7班 59 (32)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
14	桑野川 左岸 (国)	横見町 宝田町	2,181 1箇所		1561 120 (80) 500 (1730) 岡川橋梁		越水 堤体漏水 〃 基盤漏水 〃 橋梁	積土のう工 ― 月の輪工 せき板工	横見町 宝田町 住吉町	891 1,275 (205)	1,904 2,975 (437)	中野島1,2班 49 (29) 宝田1班 27	横見老人ルーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	

(　)は重複人数

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策 水防対策工法	関係区域 地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	危険な場合の措置 担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	備考
15	桑野川 左岸 (国)	宝田町 長生町	2,919 5箇所		2,919 新町橋 富岡新橋 富岡新橋水管橋 宝橋 会下橋	(140)	越水 旧川跡 橋梁	積土のう工 せき板工	宝田町 長生町	(1,275) 1,266	(2984) 2,803	宝田1,2班 52 (27) 長生1,2,3, 4,5班 87	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ルーム	310 310 387 212 160 1070 44	
16		長生町	785 2箇所		675 110 津乃峰橋 長生橋		越水 洗堀 橋梁	積土のう工 シート張工	長生町						
17		長生町 宝田町	455		455		越水	積土のう工 せき板工	長生町 宝田町						
18	派川 那賀川 桑野川 右岸 (国)	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	538 1箇所 - 7箇所	302 原ヶ崎第1樋門		236 豊益陸閘(第1) 豊益陸閘(第2) 豊益陸閘(第3) 豊益陸閘(第4) 豊益陸閘(第5) 豊益陸閘(第6) 豊益陸閘(第7)	越水 樋門 新堤防 陸閘	積土のう工 せき板工 捨土のう工	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	62 109 222	122 233 489	富岡4,5班 (48)	富岡小学校 ｽﾎﾟｰﾂ総合ｾﾝﾀｰ 老人ホーム	(550) 1519 101	
19	桑野川 右岸 (国)	原ヶ崎町	372		372		越水	積土のう工 せき板工	住吉町 富岡町 宝田町 領家町	(205) 1,597 (1,275) 475	(437) 3,147 (2,984) 1,154	宝田1,2班 (52) 長生1,2,3, 4,5班 (87)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中高等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
20	〃	住吉町 富岡町 宝田町	3,730		2,570 1,110 (1,578) (1,398) 50		越水 堤体漏水 〃 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 ー 〃 月の輪工 シート張工							
21	桑野川 右岸 (国)	長生町	1,374	1,374			越水	積土のう工 せき板工	長生町	(1,266)	(2,803)	長生1,2,3,4班 (71)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	

(　)は重複人数

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
22	桑野川 右岸 (国)	長生町	677		677		越水	積土のう工 せき板工	長生町	(1,266)	(2,803)	長生1,2,3,4班 (71)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
23	福井川 左岸 (県)	福井町	600	600			堤防高	積土のう工	元末 西の前 吉谷	19 25 31	50 44 69	福井分団 1,2,3,4班 56	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
23 -2	〃	〃	600		600		漏水	月の輪工							
24	〃	〃	100		100 (100)		堤防断面 漏水	積土のう工							
25	福井川 左岸 (県)	福井町	700		700		洪水痕跡	〃							
26	〃	〃				4箇所	陸閘	〃	湊 土井ヶ崎	53 11	118 29	福井分団 1,2,3,4班 (56) 橋分団 2班 16	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
27	〃	〃	900	550	300	50 (50)	堤防高 新堤防	〃	羽広 中連 長野 古毛 平田	10 25 2 36 0	23 54 2 72 0	福井分団 1,2,3,4班 (56)	福井町総合センター 福井小学校	(163) (310)	
28	〃 右岸 〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃							
29	椿地川 左右岸 (県)	〃	212	0	106	106 (106)	堤防高 新堤防	積土のう工	大宮 中内 宮宅 平田	18 15 10 0	36 50 17 0	福井分団 1,2,3,4班 (56)	福井中学校	488	
30	桑野川 左岸 〃	桑野町				3箇所	陸閘	〃	大地	36	66	桑野分団 1～5班 96	桑野小学校	252	
31	桑野川 右岸 〃	新野町	300	300 (300)			越水 堤体漏水	〃	重友	30	81	新野分団 1～7班 117	新野公民館 新野小学校	108 310	

付図番号	河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考
		場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
32	〃	新野町				4箇所	陸閘	〃	馬場	61	126	〃 (117)	新野公民館 新野小学校	(108) (310)	
33	桑野川 右岸 〃	桑野町				1箇所	陸閘	積土のう工	落合	10	32	桑野分団 1～5班 (96)	桑野小学校	(252)	
34	〃	〃	20	20		1箇所	洗堀	ー	〃	10	32	〃 (96)	〃	(252)	
35	椿川 左右岸 (県)	椿町	800	800			洪水痕跡	積土のう工	黒田 加茂前 高岸	9 30 13	25 58 31	椿分団 1,2,3,4班 94	椿小学校	242	
36	〃 右岸 〃	〃				1箇所	陸閘	〃	地蔵ヶ谷	5	8	〃 (94)	椿会館	206	
37	桑野川 右岸 〃	桑野町	1,400		1400		基盤漏水	月の輪工	桑野	775	1837	桑野分団 1～5班 (96)	大井小学校	265	
38	那賀川 右岸 〃	大井町	20		20		洗堀	積土のう工	水井	36	94	加茂谷 8班 13	桑野小学校	252	

(　)は重複人数
（国）は、国土交通省管理

１１．海岸保全区域一覧表

（国土交通省水管理・国土保全局所管分）

令和３年3月３１日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				（m）	指定年月日	
紀伊水道西	那賀川	今津		3,115	H20.03.28	164
	富岡	見能林		600	H12.04.07	305
	橘	椿	西大江	160	S34.11.19	548
		〃	大江	376	S33.02.28	84
		〃	那波江	426	〃	〃
		〃	蒲生田	810	〃	〃

（国土交通省港湾局所管分）

令和３年３月３１日現在

沿岸名	海岸名	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
			（m）	指定年月日	
紀伊水道西	中島港	平島	1,362.0	H01.02.03	71
	富岡港	辰己	720.0	S60.06.07	513
		豊益畭	1,516.0	S45.02.17	90
	橘港	橘東	7,860.0	H11.05.18	356
		橘西	1,140.5	H18.10.24	1159
		鵠	1,920.0	S33.08.19	380
		袴傍示西	1,920.0	〃	〃
		袴傍示東	1,131.0	〃	〃
		小勝島	2,080.0	〃	〃
		椿地	2,050.0	〃	〃
		高島	470.0	S41.03.31	190

（水産庁所管分）

令和３年３月３１日現在

沿岸名	漁港海岸名	保全区域指定済延長		告示番号
		（m）	指定年月日	
紀伊水道西	今津	170	S33.02.28	83
	大潟	2,818	S34.07.30	360
	後戸	900	〃	〃
	小杭	776	〃	〃
	曲	110	〃	〃
	椿泊	6,378	〃	〃
	中林	1,750	〃	〃
	伊島	400	〃	〃

（農林水産省農村振興局所管分）

令和３年３月３１日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				（m）	指定年月日	
紀伊水道西	那賀川	平島	―	2,000	S33.02.28	84
	橘	椿	小島（楠ヶ浦）			
		〃	小島（小島）	390	S33.02.28	84
		〃	尻杭	410	S33.02.28	84
		〃	船瀬	310	S33.02.28	84
	伊島	野尾辺	―	497	S36.11.15	541

第２編　災害対策に関する資料

１２．災害救助法

（１）災害救助法の適用基準

平成28年4月現在

区分	県、市町村名	令第１条 第１項 第１号	令第１条 第１項 第２号	令第１条 第１項 第３号前段
都道府県の区域内の人口		（住家滅失世帯数）		
1,000,000 人未満	徳島県		1,000世帯	5,000世帯
市町村の区域内の人口（平成27年度国勢調査より）				
5,000 人未満	上勝町、佐那河内村、牟岐町	30世帯	15世帯	
5,000 人以上 15,000 人未満	勝浦町、神山町、那賀町、美波町 海陽町、板野町、上板町、 つるぎ町、東みよし町	40世帯	20世帯	
15,000 人以上 30,000 人未満	三好市、石井町、松茂町、北島町	50世帯	25世帯	
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市、吉野川市 阿波市、美馬市、藍住町	60世帯	30世帯	
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市、阿南市	80世帯	40世帯	
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100世帯	50世帯	

※１）半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した１世帯とみなす。
※２）床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した１世帯とみなす。

（２）災害救助の主な事務のあらまし

平成26年8月現在

順　　序	厚生労働省	都道府県	市町村	備　　考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 ｛以下、状況が判明 次第随時情報提供｝	・速やかに被害状況を知事に情報提供 ｛以下、状況が判明 次第随時情報提供｝	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ｛以下、状況が判明 次第随時情報提供｝	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 ｛以下、状況が判明 次第随時情報提供｝	
（必要に応じ） 特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 １ 確定被害状況 ２ 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 １ 確定被害状況 ２ 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度６月１５日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

（３）「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

１２．「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和元年10月23日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） １人　1日当たり ３３０円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者・障害者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	地域の実状、世帯構成等に応じて設定	災害発生の日から 20日以内着工	1　1戸当たり5,７１４,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,１６０円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は１/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月)冬季(10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区　　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

医　　療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、１世帯当たり次に掲げる額以内 1　ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から 1カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1　生業費　１件当たり30,000円 2　就職支度費１件当たり15,000円	1　貸与期間 ２年以内 2　利子　無利子	
学用品の給与		1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上）215,200円以内 小人（12 歳未満）172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは 一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り　3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り　5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（４）災害救助法による救助の実施機関

１　災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。

２　市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。

３　知事から市長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

４　なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
１　避難所の設置	阿南市	
２　応急仮設住宅の供与	県、阿南市	
３　炊き出しその他による食品の給与	阿南市	
４　飲料水の供給	阿南市	
５　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	阿南市	
６　医療及び助産	県、阿南市	
７　被災者の救出	阿南市	
８　被災した住宅の応急修理	阿南市	
９　学用品の給与	県、阿南市	
10　埋葬	阿南市	
11　遺体の捜索	阿南市	
12　遺体の処理	阿南市	
13　障害物の除去	阿南市	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と阿南市が連携して実施するものとする。

１３．　無線局局名録

令和３年１２月

	所　在　地	免許人	無　線　局　名
消防関係	阿南市辰己町	阿南市消防本部	阿南消防基地局
	〃　橘町	〃	阿南消防橘基地局
防災 行政無線	阿南市富岡町	阿南市	防災阿南市役所
	阿南市津乃峰町	阿南市	防災阿南市津乃峰
	阿南市深瀬町	阿南市	防災阿南市深瀬
警察関係	阿南市富岡町	警察庁長官	阿南固定局
国土交通省 関係	阿南市領家町	国土交通省	建設那賀川固定局
NTT関係	徳島市中島田	西日本電信電話㈱	にしでんでんしこくとくしま 301 陸 上 移 動 局
			〃　302 〃
			〃　307 〃
			〃　308 〃
			にしでんでんしこく　403 〃
			にしでんでんしこく　404 〃
			にしでんでんしこく　455 〃
			にしでんでんしこく　456 〃
			にしでんでんしこく　457 〃
			にしでんでんしこく　458 〃
報道関係	徳島市南前川町	日本放送協会	基　地　局
	徳島市中徳島町	四国放送(株)	〃
	徳島市中徳島町	(社)徳島新聞社	〃
	徳島市中洲町	(株)読売新聞社	〃
	徳島市八百屋町	(株)朝日新聞社	〃
四電関係	阿南市富岡町	四国電力	四電阿南営業基地局
	〃　橘町	〃	四電阿南火力固定局
	〃　橘町	〃	〃

	所 在 地	免許人	無 線 局 名
四電関係	阿南市橘町	四国電力	四電阿南火力固定局
	〃	〃	四電阿南発電基地局
	〃	〃	四電橘営業基地局
	〃	〃	四電橘湾火力固定局
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	阿南市福井町	〃	四電阿南固定局
	〃	〃	〃
	阿南市椿町	〃	四電明神送電基地局
	〃	〃	四電明神送電携帯基地局
	〃	〃	四電明神営業基地局
	〃	〃	四電明神配電基地局
	〃	〃	四電明神監視基地局
	〃	〃	四電明神固定局
	〃	〃	〃
	〃	四国電力	四電明神固定局
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃

	所 在 地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数
海岸局関係	阿南市椿町	徳島県無線漁業協同組合	阿南海岸局	1	A3E 27524 27908 KHz
	阿南市椿泊町		椿泊海岸局	1	A3E 27524 27852 KHz
	阿南市伊島町		伊島海岸局	1	A3E 27524 26928 KHz
	阿南市橘町		橘海岸局	1	A3E 27524 26776 27748 KHz
	阿南市中林町		中林海岸局	1	A3E 27524 27748 KHz

西日本電信電話株式会社関係

孤立防止用超小型衛星通信装置設置場所

設 置 場 所	呼出番号	備 考
伊島漁協	042-521-4134	超小型衛星

１４．（一般社団法人）日本アマチュア無線連盟

徳島支部

徳島県支部長　　清水裕次（しみず　ゆうじ）

〒770-8041

徳島県徳島市上八万町西山1320 番地

E-mail　jh5ote@jarl.com
携帯電話 090-8284-1060
電話 088-644-1060

副支部長　対外交渉担当　張　洋彰（はり　ひろあき）

〒770-8002

徳島県徳島市津田町２-６-３

E-mail　jr5hjj@jarl.com
携帯電話 090-5912-4983

徳島県内アマチュア無線局数

徳島県支部会員数：４２０局数

１５．指定緊急避難場所(一次避難場所）一覧

地区	No	施設・場所名	住　所	対象とする異常な現象の種類※1							基準水位高（TP+m）	洪水による浸水深（m）※2			地盤高（m）	階数	建物構造	収容可能人数（津波避難時）		電話（0884）	備　考
				地震	津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災		那賀川	桑野川	福井川							
那賀川	1	ゆたか野地区防災公園	那賀川町豊香野39	○	○						4.22	0.5～3.0	-	-	5.6	-	-	600	（2㎡/人）	22-9293	
	2	今津小学校	那賀川町敷地238		②	②	②				3.98	0.5～3.0	-	-	2.8	3	鉄筋コンクリート	1,812	（1㎡/人）	42-0702	津波、洪水、高潮（２階以上が避難スペース）
	3	黒地文化センター	那賀川町黒地712-1		②						3.93	0.5～3.0	-	-	3.2	2	鉄筋コンクリート	99	（1㎡/人）	42-2085	津波（２階が避難スペース）
	4	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1		②	②	②				3.97	0.5～3.0	-	-	2.4	2	鉄筋コンクリート	300	（1㎡/人）	21-2019	津波、高潮、洪水（２階が避難スペース）
	5	那賀川中学校 グラウンド	那賀川町苅屋370-1							○	4.16	0.5～3.0	-	-	2.0	-	-			42-0058	
		那賀川中学校 校舎			②	②	②				4.16	0.5～3.0	-	-	2.0	3	鉄筋コンクリート	2,110	（1㎡/人）		津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	6	那賀川スポーツセンター	那賀川町苅屋354-1		②						4.30	0.5～3.0	-	-	1.9	2	鉄骨鉄筋コンクリート	580	（1㎡/人）	42-0390	津波（２階が避難スペース）
	7	平島小学校	那賀川町赤池131-2		②	②	②				4.20	0.5～3.0	-	-	2.2	3	鉄筋コンクリート	1,412	（1㎡/人）	42-0039	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	8	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2		②	②	②				4.21	0.5～3.0	-	-	2.2	2	鉄筋コンクリート	203	（1㎡/人）	42-2902	津波、高潮、洪水（２階が避難スペース）
	9	中島緊急避難階段	那賀川町中島968-1		○						5.10	0.5～3.0	-	-	8.2	-	-	30	（0.5㎡/人）	22-9191	
	10	(株)レーザーシステム 徳島事業所	那賀川町中島414-1		屋上						4.25	0.5～3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	484	（1㎡/人）	22-9191	津波（屋上が避難スペース）
	11	科学センター体験館	那賀川町上福井南川渕8-1		②	②	②				4.27	0.5～3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	1,040	（1㎡/人）	42-1600	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
		科学センター天文館			②	②	②				4.30	0.5～3.0	-	-	1.8	2	鉄筋コンクリート	381	（1㎡/人）		津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	12	那賀川Ｂ＆Ｇ海洋センター	那賀川町今津浦向新田20-5				○			○	-	-	-	-	2.4	1	鉄骨			42-2600	大規模火災（グラウンドが避難スペース）
	13	工地地区命山津波避難施設	那賀川町工地592-1		○						4.20	0.5～3.0	-	-	6.2	-	-	180	（2㎡/人）	22-9191	
羽ノ浦	14	富岡東高等学校 羽ノ浦校グラウンド	羽ノ浦町中庄市50-1	○	○						域外	0.5～3.0	-	-	5.0	-	-	1,129	（1㎡/人）	44-2054	
		富岡東高等学校 羽ノ浦校校舎			○	②	②				域外	0.5～3.0	-	-	5.0	3	鉄筋コンクリート	3,140	（1㎡/人）		高潮。洪水（２階以上が避難スペース）
		富岡東高等学校 羽ノ浦校体育館			○						域外	0.5～3.0	-	-	5.0		鉄骨	782	（1㎡/人）		
		富岡東高等学校 羽ノ浦校部室棟			○						域外	0.5～3.0	-	-	5.0		鉄筋コンクリート	336	（1㎡/人）		
	15	羽ノ浦小学校 グラウンド	羽ノ浦町中庄原婦知1-1	○	○					○	域外	0.5～3.0	-	-	5.0	-	-	2,832	（2㎡/人）	44-2053	
		羽ノ浦小学校 校舎			○	②	②				域外	0.5～3.0	-	-	5.0	4	鉄筋コンクリート	2,670	（1㎡/人）		高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
		羽ノ浦小学校 体育館			○						域外	0.5～3.0	-	-	5.0	1	鉄筋コンクリート	342	（1㎡/人）		
	16	阿南市勤労女性センター	羽ノ浦町春日野1-75		②						3.71	0.5～3.0	-	-	2.9	2	鉄筋コンクリート	520	（1㎡/人）	44-5611	津波（２階以上が避難スペース）
	17	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3		○				○		域外	3.0～5.0	-	-	6.2	3	鉄筋コンクリート	2,730	（1㎡/人）	44-5000	
	18	羽ノ浦公民館 敷地	羽ノ浦町宮倉大木38-4	○	○						域外	3.0～5.0	-	-	6.5	-	-	156	（2㎡/人）	44-1120	
		羽ノ浦公民館 建物			○	②	②		○		域外	3.0～5.0	-	-	6.5	2	鉄筋コンクリート	458	（1㎡/人）		高潮、洪水（２階が避難スペース）

地区	No	施設・場所名	住　所	対象とする異常な現象の種類※1							基準水位高（TP+m）	洪水による浸水深（m）※2			地盤高（m）	階数	建物構造	収容可能人数（津波避難時）		電話（0884）	備　考
				地震	津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災		那賀川	桑野川	福井川							
羽ノ浦	19	羽ノ浦中学校 グラウンド	羽ノ浦町宮倉沢田154	○	○						域外	3.0～5.0	－	－	5.8	－	－	4,677	（2㎡/人）	44-2045	
		羽ノ浦中学校 校舎			○	③	③				域外	3.0～5.0	－	－	5.8	4	鉄筋コンクリート	2,260	（1㎡/人）		高潮、洪水（３階以上が避難スペース）
	20	羽ノ浦グラウンド	羽ノ浦町宮倉沢田82	○						○	域外	3.0～5.0	－	－	6.8	－	－			44-5525	
	21	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87	○		②	②				域外	0.5～3.0	－	－	8.8	3	鉄筋コンクリート			44-2234	地震（グラウンドが避難スペース） 高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	22	岩脇福祉会館	羽ノ浦町岩脇町筋20-3						○		域外	3.0～5.0	－	－	9.5	2	鉄骨			44-2172	
中野島	23	横見小学校 グラウンド	横見町前長岡67-2							○	3.95	3.0～5.0	0.5～3.0	－	3.5	－	－			22-0363	
		横見小学校 北校舎			②	③	③				3.95	3.0～5.0	0.5～3.0	－	3.5	3	鉄筋コンクリート	770	（1㎡/人）		津波（２階以上が避難スペース） 高潮、洪水（３階が避難スペース）
		横見小学校 西校舎			②						3.95	3.0～5.0	0.5～3.0	－	3.5	2	鉄筋コンクリート	137	（1㎡/人）		津波（２階が避難スペース）
		横見小学校 南校舎			②						3.95	3.0～5.0	0.5～3.0	－	3.5	2	鉄筋コンクリート	166	（1㎡/人）		津波（２階が避難スペース）
	24	中野島総合センター 敷地	柳島町中川原20-3	○	○						域外	3.0～5.0	0.5～3.0	－	5.2	－	－	1,168	（2㎡/人）	22-1669	
		中野島総合センター 建物			○	③	③				域外	3.0～5.0	0.5～3.0	－	5.2	3	鉄筋コンクリート	687	（1㎡/人）		高潮、洪水（３階が避難スペース）
	25	中野島小学校	上中町中原182-1	○		②	②			○	域外	3.0～5.0	0.5未満	－	6.4	2	鉄筋コンクリート			22-0439	地震（グラウンドが避難スペース） 高潮、洪水（２階が避難スペース）
長生	26	長生小学校	長生町五反地25-2	○			③			○	域外	0.5～3.0	0.5～3.0	－	4.4	3	鉄筋コンクリート			22-0604	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水（３階が避難スペース）
		長生小学校 体育館							○		域外	0.5～3.0	0.5～3.0	－	4.4	1	鉄骨				
	27	阿南第一中学校	長生町西方589	○			③			○	域外	3.0～5.0	－	－	6.4	3	鉄筋コンクリート			22-1404	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水（３階が避難スペース）
	28	長生公民館	長生町上荒井楠ノ前4-2	○			②		○		域外	3.0～5.0	0.5～3.0	－	5.0	2	鉄筋コンクリート			23-5515	地震（敷地が避難スペース） 洪水（2階が避難スペース）
大野	29	阿南支援学校	上大野町大山田52	○			○				域外	－	－	－	53.6	2	鉄骨			22-2010	地震（グラウンドが避難スペース）
	30	阿南西部公園	中大野町南傍示	○			○			○	域外	－	－	－	52.1	－	－			22-9293	
	31	大野小学校	下大野町三条5	○			③			○	域外	3.0～5.0	－	－	11.4	3	鉄筋コンクリート			22-1004	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水（３階が避難スペース）
		大野小学校 体育館							○		域外	3.0～5.0	－	－	11.4	1	鉄骨				
	32	大野公民館	中大野町北傍示440-2	○			②		○		域外	3.0～5.0	－	－	11.5	2	鉄骨			22-1564	地震（敷地が避難スペース） 洪水（２階が避難スペース）
加茂谷	33	楠根桜づつみ公園	楠根町新田175-3	○							域外	10.0～20.0	－	－	17	－	－			22-9293	
	34	阿南市クリーンピュア	熊谷町定方44	○			○		③	○	域外	5.0～10.0	－	－	29.6	3	鉄筋コンクリート			21-5374	地震、大規模火災（敷地が避難スペース）
	35	吉井小学校 グラウンド	吉井町原18-2	○							域外	5.0～10.0	－	－	22.6	3	鉄筋コンクリート			25-0210	
		吉井小学校 体育館							○		域外	5.0～10.0	－	－	22.6	1	鉄骨				
	36	加茂谷中学校	加茂町南不け1	○			④			○	域外	10.0～20.0	－	－	25.0	4	鉄筋コンクリート			25-0012	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水（４階が避難スペース）

地区	No	施設・場所名	住　所	対象とする異常な現象の種類※1							基準水位高（TP+m）	洪水による浸水深（m）※2			地盤高（m）	階数	建物構造	収容可能人数（津波避難時）		電話（0884）	備　考
				地震	津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災		那賀川	桑野川	福井川							
加茂谷	37	加茂谷総合センター	加茂町野上22-11						②		域外	-	-	-	26.4	2	鉄筋コンクリート			25-0113	土砂災害（2階が避難スペース）
	38	大井小学校（休校中） 南校舎	大井町東平127-1	○					②		域外	-	-	-	46.2	2	鉄筋コンクリート			22-3390	地震（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（2階が避難スペース）
		大井小学校（休校中） 体育館					○				域外	-	-	-	46.2	1	鉄骨				
	39	深瀬町コミュニティセンター	深瀬町大畝町35-1						②		域外	10.0～20.0	-	-	25.0	2	鉄筋コンクリート			22-7404	土砂災害（2階が避難スペース）
桑野	40	山口小学校	山口町久延69-1	○			②		②	○	域外	-	0.5～3.0	-	23.2	3	鉄筋コンクリート			26-0204	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（東校舎2階が避難スペース）
	41	桑野小学校	桑野町岡元40-1	○			②		②	○	域外	-	0.5～3.0	-	13.4	4	鉄筋コンクリート			26-0200	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（2階以上が避難スペース）
	42	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	○			②		②	○	域外	-	-	-	27.6	3	鉄筋コンクリート			26-0203	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 洪水、土砂災害（北校舎2階以上が避難スペース）
	43	桑野公民館	山口町内田150-1	○			②		○		域外	-	3.0～5.0	-	13.0	2	鉄筋コンクリート			26-1644	地震（敷地が避難スペース） 洪水（2階が避難スペース）
新野	44	新野東小学校 体育館	新野町是国37-2	○			○		○		域外	-	-	-	36.6	3	鉄筋コンクリート			36-2103	地震（グラウンドが避難スペース）
	45	新野小学校	新野町南宮ノ久保70-1	○					②	○	域外	-	0.5～3.0	-	34.6	3	鉄筋コンクリート			36-2021	地震（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（北校舎2階が避難スペース）
		新野小学校 体育館					○				域外	-	0.5～3.0	-	34.6	1	鉄骨				
	46	新野西小学校（休校中）	新野町友常1	○					②		域外	-	-	-	66.2	3	鉄筋コンクリート			-	地震（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（2階以上が避難スペース）
	47	新野中学校 体育館	新野町馬見21	○			○		○	○	域外	-	-	-	51.8	3	鉄筋コンクリート			36-2040	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース）
	48	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	○			○				域外	-	0.5～3.0	-	27.4	4	鉄筋コンクリート			36-3215	地震（グラウンドが避難スペース）
	49	新野公民館	新野町西馬場18	○			②		○		域外	-	0.5～3.0	-	33.8	2	鉄筋コンクリート			36-2176	地震（敷地が避難スペース） 洪水（2階が避難スペース）
富岡	50	桑野川防災ステーション	富岡町庄境7-1	○	○					○	域外	-	3.0～5.0	-	7.5	1	鉄骨	1,459	（2㎡/人）	-	
	51	富岡西高等学校 校舎	富岡町小山18-3	○	○	②	②				域外	0.5～3.0	0.5～3.0	-	3.9	4	鉄筋コンクリート	4,812	（1㎡/人）	22-0041	地震（グラウンドが避難スペース） 洪水、高潮（2階以上が避難スペース）
		富岡西高等学校 体育館			○				○		域外	0.5～3.0	0.5～3.0	-	3.9		鉄骨	1,144	（1㎡/人）		
	52	徳島県南部総合県民局 阿南庁舎	富岡町あ王谷46		③	③	③				3.68	0.5～3.0	0.5～3.0	-	3.1	5	鉄筋コンクリート	691	（1㎡/人）	24-4111	津波、高潮、洪水（3階以上が避難スペース）
	53	阿南市文化会館	富岡町西池田135-1		○	○	○				域外	-	-	-	7.2	3	鉄骨鉄筋コンクリート	1,195	（1㎡/人）	21-0808	
		阿南市文化会館 駐車場		○	○	○	○			○	域外	-	-	-	6.1	-	-	1,500	（2㎡/人）		
	54	富岡公民館	富岡町西池田135-1		○	○	○		○		域外	-	-	-	7.7	2	鉄骨鉄筋コンクリート	390	（1㎡/人）	22-1028	
	55	阿南琴江寮･富岡保育所	富岡町トノ町96-1		②						3.68	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.8	2	鉄筋コンクリート	185	（1㎡/人）	22-0765	津波（2階以上が避難スペース）
	56	牛岐城趾公園高台	富岡町トノ町24-3		○	○	○				域外	-	-	-	14.4	-	-	344	（2㎡/人）	24-9002	
	57	阿南社会福祉会館	富岡町今福寺40-17		②	②	②				3.76	0.5～3.0	0.5～3.0	-	3.0	5	鉄筋コンクリート	590	（1㎡/人）	-	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）
	58	阿南ひまわり会館	富岡町北通33-1		②	②	②		○		3.78	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.3	3	鉄筋コンクリート	1,070	（1㎡/人）	23-6600	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）
	59	阿南労働総合庁舎（ハローワーク）	領家町本荘ヶ内120−6		②	②	②				3.76	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.1	3	鉄筋コンクリート	580	（1㎡/人）	22-2016	津波、高潮、洪水（2階以上が避難スペース）

地区	No	施設・場所名	住　所	対象とする異常な現象の種類※1							基準水位高（TP+m）	洪水による浸水深（m）※2			地盤高（m）	階数	建物構造	収容可能人数（津波避難時）		電話（0884）	備　考
				地震	津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災		那賀川	桑野川	福井川							
富岡	60	富岡東中高等学校	領家町走寄102-2		②	②	②			○	3.78	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.4	4	鉄筋コンクリート	4,592	（1㎡/人）	22-2120	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	61	富岡小学校	領家町浜田200		②	②	②				3.76	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.2	4	鉄筋コンクリート	2,536	（1㎡/人）	22-0066	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	62	富岡幼稚園	領家町浜田182-1		②	②	②				3.78	0.5～3.0	0.5～3.0	-	1.8	2	鉄骨	439	（1㎡/人）	22-0561	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	63	徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎 （阿南保健所）	領家町野神319		③	③	③				3.85	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.3	3	鉄筋コンクリート	386	（1㎡/人）	22-0072	津波、高潮、洪水（3階 休養室･廊下・屋上が避難スペース）
	64	スポーツ総合センター	七見町下川田100-1		②	②	②		○		3.77	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.1	2	鉄骨鉄筋コンクリート	1,219	（1㎡/人）	22-2300	津波、高潮、洪水（２階が避難スペース）
	65	老人ホーム福寿荘	畭町亀崎93-7		②	②	②				7.73	-	-	-	8.8	3	鉄筋コンクリート	458	（1㎡/人）	23-3440	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	66	阿南市役所	富岡町トノ町12-3		○						域外	0.5～3.0	0.5～3.0	-	3.5	7	鉄骨(地上)、鉄筋コンクリート(地下)	750	（1㎡/人）	22-1111	津波（低層部１階ロビーが避難スペース）
宝田	67	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	○	○					○	域外	3.0～5.0	0.5～3.0	-	1.0	4	鉄筋コンクリート	1,595	（1㎡/人）	22-1408	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース）
	68	宝田公民館	宝田町久保田97-1			②	②		②		域外	3.0～5.0	0.5～3.0	-	5.8	2	鉄筋コンクリート			22-0234	高潮、洪水（２階が避難スペース）
	69	宝田小学校	宝田町久保田124	○		②	②			○	域外	3.0～5.0	0.5～3.0	-	5.8	3	鉄筋コンクリート			22-1134	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
見能林	70	東部自然公園散策路	才見町米島裏6		○	○	○				域外	-	-	-	4.1	-	-	223	（2㎡/人）	22-9293	
	71	阿南中学校	見能林町南勘高1		②	②	②		②		4.99	0.5未満	0.5未満	-	2.6	3	鉄筋コンクリート	3,782	（1㎡/人）	22-0539	津波、高潮、洪水、土砂災害（校舎２階以上が避難スペース）
		阿南中学校 体育館			③	③	③				4.99	0.5未満	0.5未満	-	2.6	4	鉄筋コンクリート	1,250	（1㎡/人）		津波、高潮、洪水（体育館３階以上が避難スペース）
	72	見能林公民館	見能林町念仏免4-1		②	②	②		○		4.99	0.5～3.0	0.5～3.0	-	1.4	2	鉄筋コンクリート	308	（1㎡/人）	22-0501	津波、高潮、洪水（２階が避難スペース）
	73	見能林小学校	見能林町西内35		②	②	②		○		5.01	0.5～3.0	0.5～3.0	-	1.6	3	鉄筋コンクリート	1,854	（1㎡/人）	22-0506	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース） 土砂災害（体育館が避難スペース）
	74	阿南市武道館	大潟町210-56						○		6.4	-	-	-	1.2	2	鉄筋コンクリート			28-1533	
	75	大潟会館	大潟町214-16						○		6.4	-	-	-	1.2	1	鉄骨			-	
	76	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265		②	②	②			○	5.03	0.5～3.0	0.5～3.0	-	0.9	4	鉄筋コンクリート	1,998	（1㎡/人）	23-7100	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	77	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜494		③	②	②		○		5.84	0.5～3.0	0.5～3.0	-	2.1	4	鉄骨鉄筋コンクリート	470	（1㎡/人）	22-0501	津波（３階以上が避難スペース） 高潮、洪水（２階以上が避難スペース）
	78	津乃峰地区防災公園	津乃峰町西分213-1	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	7.6	-	-	4,500	（2㎡/人）	22-9293	
	79	津乃峰小学校	津乃峰町戎山129-37		③	②	②		○		6.69	0.5～3.0	0.5～3.0	-	1.2	3	鉄筋コンクリート	665	（1㎡/人）	27-0227	津波（３階が避難スペース） 高潮、洪水（２階以上が避難スペース） 土砂災害（体育館が避難スペース）
	80	津乃峰町新浜地区 津波避難タワー	津乃峰町新浜18-5		○	○	○				5.99	-	-	-	0.4	-	-	70	（0.5㎡/人）	22-9191	
橘	81	橘こどもセンター	橘町久保38-3		②	○	○				7.36	-	-	-	4.4	2	鉄骨	557	（1㎡/人）	26-8800	津波（２階が避難スペース）
	82	橘地区防災公園	橘町西浦58	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	10.3	-	-	1,600	（2㎡/人）	22-9293	
	83	橘小学校 グラウンド	橘町大浦166-1	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	22.9	-	-	1,496	（2㎡/人）	27-0002	
		橘小学校 校舎			②	②	②		②		域外	-	-	-	22.9	3	鉄筋コンクリート	2,397	（1㎡/人）		
	84	橘町総合センター	橘町豊浜36-15			②	○		○		11.4	-	-	-	6.0	4	鉄筋コンクリート			27-0001	高潮（２階以上が避難スペース）

地区	No	施設・場所名	住　所	対象とする異常な現象の種類※1 地震	津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	大規模火災	基準水位高（TP+m）	洪水による浸水深（m）※2 那賀川	桑野川	福井川	地盤高（m）	階数	建物構造	収容可能人数（津波避難時）		電話（0884）	備　考
橘	85	旧クリーンセンター 敷地	橘町土井崎117-14	○	○	○	○				域外	-	-	-	20.0	-	-	1,486	（2㎡/人）	22-3794	
		旧クリーンセンター 管理棟			○	○	○				域外	-	-	-	20.0	3	鉄筋コンクリート	274	（1㎡/人）		
	86	ふるさと館 敷地	橘町土井崎115-16	○	○	○	○				域外	-	-	-	19.5	-	-	393	（2㎡/人）	34-2161	
		ふるさと館 建物			②	②	②		②		域外	-	-	-	19.5	2	鉄筋コンクリート	332	（1㎡/人）		
	79	南部ふるさとふれあい運動公園	橘町土井崎								8.4	-	-	-	7.7	-	-		（2㎡/人）	34-3100	
	87	南部ふるさとふれあい運動公園	橘町土井崎34	○						○	8.4	-	-	-	7.7	-	-			-	
福井	88	大西地区津波避難タワー	福井町大西78-5		○	○	○				7.33	-	-	3.0～5.0	2.7	-	-	140	（0.5㎡/人）	22-9191	
	89	福井中学校	福井町大西141	○	②	②	②		○	○	7.37	-	-	3.0～5.0	3.4	4	鉄筋コンクリート	891	（1㎡/人）	34-2234	津波、高潮、洪水（２階以上が避難スペース） 地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース）
	90	福井小学校 敷地	福井町大西192-1	○	○	○	○			○	域外	-	-	-	14.5	-	-	2,736	（2㎡/人）	34-2013	
		福井小学校 校舎			○						域外	-	-	-	14.5	2	鉄筋コンクリート	1,779	（1㎡/人）		
		福井小学校 体育館									域外	-	-	-	14.5	1	鉄筋コンクリート				
		福井小学校 東校舎				②	②				域外	-	-	-	14.5	3	鉄筋コンクリート				高潮、洪水（２階が避難スペース）
	91	福井保育所 敷地	福井町高田117-3	○	○	○	○				域外	-	-	-	13.6	-	-	672	（2㎡/人）	34-2153	
		福井保育所 建物			○	○	○				域外	-	-	-	13.6	1	鉄筋コンクリート	406	（1㎡/人）		
	92	福井町総合センター 敷地	福井町古津198-2	○	○	○	○				域外	-	-	-	15.1	-	-	1,179	（2㎡/人）	34-2250	
		福井町総合センター 建物			②	②	②		②		域外	-	-	-	15.1	2	鉄筋コンクリート	440	（1㎡/人）		
	93	福井コミュニティハウス	福井町内歩66-1		○	○	○				域外	-	-	-	8.9	1	鉄骨	55	（1㎡/人）	22-7404	
	94	福井南小学校（休校中）敷地	福井町日の地122-1	○						○	域外	-	-	-	79.8	2	鉄筋コンクリート			34-3001	
	95	福井教育集会所	福井町内歩128-3			②	②				7.6	-	-	3.0～5.0	5.6	2	鉄筋コンクリート			34-2082	高潮、洪水（２階が避難スペース）
椿	96	椿小学校	椿町黒田47		②				②	○	7.34	-	-	-	6.2	4	鉄筋コンクリート	767	（1㎡/人）	33-1004	津波（２階以上が避難スペース） 大規模火災（グラウンドが避難スペース）
		椿小学校 体育館				○	○				7.34	-	-	-	6.2	1	鉄骨				
	97	かもだ岬温泉保養施設 敷地	椿町船瀬60-2	○	○	○	○				域外	-	-	-	35.4	-	-	1,919	（2㎡/人）	21-3030	
		かもだ岬温泉保養施設 建物			○	○	○				域外	-	-	-	35.4	1	鉄筋コンクリート	109	（1㎡/人）		
	98	蒲生田小学校 校舎（休校中）	椿町蒲生田2	○	○	②	○		○	○	域外	-	-	-	8.1	2	鉄筋コンクリート	699	（1㎡/人）	33-0811	地震、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 高潮（２階が避難スペース）
	99	椿町中学校 校舎	椿町宮ヶ谷23			②			②		8.4	-	-	-	1.8	3	鉄筋コンクリート			33-1008	高潮、土砂災害（２階以上が避難スペース）
		椿町中学校 体育館					○				8.4	-	-	-	1.8	1	鉄筋コンクリート				
	100	椿会館	椿町浜14			②	②		②		7.9	-	-	-	2.8	2	鉄筋コンクリート	206	（1㎡/人）	33-1232	
椿泊	101	椿泊小学校	椿泊町東127	○	○	○	○		②	○	域外（グラウンド）	-	-	-	28.2	2	木造	1,154	（2㎡/人）	33-0014	地震、津波、洪水、高潮、大規模火災（グラウンドが避難スペース） 土砂災害（２階が避難スペース）
	102	椿公民館 椿泊分館	椿泊町出島9						②		7.0	-	-	-	2.2	2	鉄骨			33-0003	土砂災害（２階が避難スペース）

※注１　津波が該当する避難場所は、津波の指定緊急避難場所として指定済。地震・洪水が該当する避難場所は、今後地震・洪水の指定緊急避難場所として指定予定である。（地震時の避難場所は、施設の敷地及びグラウンドまたは広場とする。）

※注２　那賀川、桑野川（国管理区間）の浸水深については、平成２８年５月３０日に国土交通省那賀川河川事務所が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び水深による。桑野川（県管理区間）、福井川の浸水深については、桑野川が平成２８年３月、福井川が平成２７年３月に本市が作成したハザードマップによる。

１６．指定避難所(二次避難所）一覧

令和３年３月現在

地区	番号	施設名	住　所	連絡先	収容可能人数（2m²/人）	建物構造	階数	地盤高（m）	備蓄状況	調理器具・有or無	備　考
富岡	1	阿南ひまわり会館	富岡町北通33-1	23-6600	532	鉄筋コンクリート	3	2.3	無	有	会議室、研修室等
	2	富岡保育所	富岡町トノ町96-1	22-0136	75	鉄筋コンクリート	2	2.8	無	有	遊戯室（１階）
	3	富岡西高等学校	富岡町小山18-3	22-0041	722	鉄筋コンクリート	4	3.9	無	有	体育館、武道場
	4	阿南市文化会館	富岡町西池田135-1	21-0808	458	鉄骨鉄筋コンクリート	3	7.2	無	有	ホール除く
	5	富岡公民館	富岡町西池田135-1	22-1028	236	鉄骨鉄筋コンクリート	2	7.7	有	有	会議室、研修室等
	6	商工業振興センター	富岡町今福寺34-4	24-3232	161	鉄骨	3	3.2	無	有	ホール、開発室
	7	阿南社会福祉会館	富岡町今福寺40-17	22-3290	110	鉄筋コンクリート	5	3.0	無	有	会議室、研修室等
	8	寿保育所	富岡町寿通108	22-7734	34	鉄筋コンクリート	1	3.4	無	有	遊戯室
	9	阿南琴江寮	富岡町トノ町96-1	22-1677	92	鉄筋コンクリート	2	2.8	無	有	集会室・居室（2階）
	10	ロイヤルガーデンホテル	富岡町あ王谷52-2	23-3838	200	鉄筋コンクリート	5	4.9	無	有	サローネ
	11	ホテルサンオーシャン	富岡町滝ノ下42	23-2222	150	鉄筋コンクリート	6	2.2	無	有	宿泊室
	12	スポーツ総合センター	七見町下川田100-1	22-2300	1,519	鉄骨鉄筋コンクリート	2	2.1	無	有	アリーナ、ホール等
	13	富岡東中高等学校	領家町走寄102-2	22-2120	823	鉄筋コンクリート	4	2.4	有	有	体育館、剣道場
	14	富岡小学校	領家町浜田200	22-0066	550	鉄筋コンクリート	2	2.2	有	有	体育館
	15	富岡幼稚園	領家町浜田182-1	22-0561	104	鉄筋コンクリート	2	1.8	無	有	遊戯室
	16	日開野コミュニティセンター	日開野町南居内322	22-7404	65	鉄骨	2	2.0	無	有	ホール、講座室
	17	老人ホーム福寿荘	畭町亀崎93-7	23-3440	101	鉄筋コンクリート	3	8.8	無	有	交流室、図書館、和室
見能林	18	阿南中学校	見能林町南勘高1	22-0539	941	鉄筋コンクリート	4	2.6	有	有	体育館（1階、3階）、ヘリポート
	19	見能林小学校	見能林町西内35	22-0506	375	鉄筋コンクリート	3	1.6	有	有	体育館
	20	見能林公民館	見能林町念仏免4-1	22-0501	316	鉄筋コンクリート	2	1.4	有	有	会議室
	21	見能林幼稚園	見能林町東野10-2	22-7500	83	鉄筋コンクリート	1	1.2	無	有	遊戯室
	22	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265	23-7100	835	鉄筋コンクリート	1	0.9	無	有	体育館
	23	見能方保育所	見能林町東野12-2	22-0089	63	鉄筋コンクリート	1	1.2	無	有	遊戯室
	24	林崎コミュニティセンター	見能林町林崎140-1	22-7404	57	鉄骨	1	0.8	無	有	会議室、和室
	25	社会福祉法人お山保育園	見能林町深田55-1	23-2001	90	木造	1	42.6	無	有	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等
	26	阿南市武道館	大潟町210-56	28-1533	407	鉄骨鉄筋コンクリート	2	1.2	無	無	アリーナ
	27	大潟会館	大潟町214-16	22-0501	104	鉄骨	1	1.2	無	有	ホール、和室、図書室
	28	Ｂ＆Ｇ海洋ｾﾝﾀｰ体育館	津乃峰町長浜387	27-2427	363	鉄骨	1	2.1	無	無	アリーナ
	29	津乃峰小学校	津乃峰町戎山129-37	27-0227	308	鉄骨	2	1.2	有	有	体育館
	30	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜494	27-1027	105	鉄筋コンクリート	4	1.2	有	有	多目的ホール
	31	津乃峰保育所	津乃峰町長浜387	27-0260	49	鉄筋コンクリート	1	1.8	無	有	遊戯室

地区	番号	施設名	住　所	連絡先	収容可能人数（2m²/人）	建物構造	階数	地盤高（m）	備蓄状況	調理器具・有or無	備　考
橘	32	橘町総合センター	橘町豊浜36-15	27-0001	312	鉄筋コンクリート	2	2.0	有	有	会議室、研修室
	33	橘小学校	橘町大浦166-1	27-0002	333	鉄筋コンクリート	1	22.9	有	有	体育館
	34	橘こどもセンター	橘町久保38-3	26-8800	93	鉄筋コンクリート	2	4.4	無	有	リズム室
	35	ふるさと館	橘町土井崎115-16	34-2161	49	鉄筋コンクリート	2	19.5	無	有	ホール
	36	旧クリーンセンター管理棟	橘町土井崎117-14	22-3794	116	鉄筋コンクリート	2	20.0	無	有	事務室、控室、会議室
宝田	37	宝田公民館	宝田町久保田97-1	22-0234	212	鉄筋コンクリート	2	5.8	有	有	会議室
	38	宝田小学校	宝田町久保田124	22-1134	310	鉄骨	1	5.8	有	有	体育館
	39	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10-6	22-1408	1,070	鉄筋コンクリート	3	1.0	無	有	体育館、格技場、ヘリポート
	40	宝田こどもセンター	宝田町久保田97-1	22-8099	79	鉄筋コンクリート	1	5.8	無	有	遊戯室
	41	郡教育集会所	宝田町出口131-5	23-0344	33	鉄筋コンクリート	2	3.8	無	有	集会室、学習室
中野島	42	中野島小学校	上中町中原182-1	22-0439	310	鉄骨	1	6.4	有	有	体育館
	43	明星保育所	上中町中原353-2	22-0784	53	鉄筋コンクリート	1	7.4	無	有	遊戯室
	44	中野島公民館上中分館	上中町岡106-1	22-1669	87	鉄骨	1	7.5	無	有	ホール、和室
	45	中野島総合センター	柳島町中川原20-3	22-3260	238	鉄筋コンクリート	3	5.2	有	有	会議室、研修室等
	46	中野島保育所	柳島町八剣74	22-5546	50	鉄筋コンクリート	1	5.0	無	有	遊戯室
	47	横見小学校	横見町前長岡67-1	22-0363	252	鉄骨	1	3.5	有	有	体育館
	48	横見保育所	横見町長岡東50-1	22-6701	34	鉄筋コンクリート	1	2.8	無	有	遊戯室
	49	横見老人ルーム	横見町願能地東52-2	23-2259	14	木造	2	2.8	無	有	
	50	横見幼稚園	横見町上木戸49-1	22-7635	52	鉄筋コンクリート	1	4.0	無	有	遊戯室
長生	51	阿南第一中学校	長生町西方589-1	22-1404	562	鉄筋コンクリート	3	6.4	無	有	体育館、剣道場、ヘリポート
	52	長生小学校	長生町五反地25-2	22-0604	310	鉄骨	1	4.4	有	有	体育館
	53	長生公民館	長生町上荒井楠ノ前4-2	23-5515	160	鉄筋コンクリート	2	5.0	有	有	研修室
	54	長生隣保館	長生町舟田58	22-1919	54	鉄筋コンクリート	2	4.5	有	有	会議室、相談室、事務室
	55	本庄公会堂	長生町油免84	22-7404	41	鉄筋コンクリート	1	4.9	無	有	会議室
	56	本庄保育所	長生町平久保60	22-7744	25	鉄筋コンクリート	1	4.6	無	有	遊戯室
	57	長生保育所	長生町五反地18	22-7335	56	鉄筋コンクリート	1	4.2	無	有	遊戯室
	58	本庄老人ルーム	長生町舟田66	26-0203	44	鉄筋コンクリート	1	5.4	無	有	和室、機能室
大野	59	阿南支援学校	上大野町大山田52	22-2010	263	鉄筋コンクリート	2	53.6	無	有	体育館
	60	大野公民館上大野分館	上大野町城之内68-1	22-1564	47	鉄骨	1	15.1	無	有	ホール

地区	番号	施設名	住　所	連絡先	収容可能人数（2m²/人）	建物構造	階数	地盤高（m）	備蓄状況	調理器具・有or無	備　考
大野	61	大野公民館	中大野町北傍示440-2	22-1564	144	鉄骨	2	11.5	有	有	ホール、和室、会議室
	62	大野隣保館	中大野町南傍示249-1	23-2716	54	鉄筋コンクリート	2	12.2	無	有	ホール、和室
	63	大野公民館中大野分館	中大野町南傍示132-3	22-1564	44	鉄骨	1	21.1	無	有	ホール、和室
	64	中大野教育集会所	中大野町北傍示616-14	23-4641	33	鉄骨	1	11.7	無	有	和室
	65	大野小学校	下大野町三条5	22-1004	310	鉄骨	1	11.4	有	有	体育館
	66	大野保育所	下大野町小野74-1	23-1107	41	鉄筋コンクリート	1	10.8	無	有	遊戯室
	67	大野老人いこいの家	下大野町三条12-1	22-1564	41	鉄骨	1	11.6	無	有	会議室
	68	大野幼稚園	下大野町三条15-5	22-7810	56	鉄筋コンクリート	1	11.4	無	有	遊戯室
那賀川	69	平島小学校	那賀川町赤池131-2	42-0039	260	鉄筋コンクリート	2	2.2	有	有	体育館
	70	平島こどもセンター	那賀川町苅屋370-5	21-2002	162	鉄骨	1	2.4	無	無	遊戯室
	71	今津小学校	那賀川町敷地238	42-0702	377	鉄筋コンクリート	1	2.8	有	有	体育館
	72	今津こどもセンター	那賀川町今津浦喜来65-1	42-0720	139	鉄骨	1	2.6	無	有	遊戯室
	73	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2	21-2019	143	鉄筋コンクリート	2	2.2	無	有	会議室
	74	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1	21-2019	121	鉄筋コンクリート	2	.2.4	有	有	会議室
	75	那賀川中学校	那賀川町苅屋370-1	42-0058	229	鉄骨	1	2.0	有	有	武道場
	76	黒地文化センター	那賀川町黒地712-1	42-2085	77	鉄筋コンクリート	2	3.2	無	有	研修室
	77	科学センター	那賀川町上福井南川渕8-1	42-1600	182	鉄筋コンクリート	2	1.8	無	有	体験館（科学体験室、会議室）
	78	那賀川スポーツセンター	那賀川町苅屋354-1	42-0390	897	鉄骨鉄筋コンクリート	1	1.9	無	無	アリーナ、会議室
	79	那賀川図書館	那賀川町苅屋308-1	42-3111	139	鉄筋コンクリート	1	2.0	無	無	会議室、ギャラリー等
	80	黒地教育集会所	那賀川町黒地658-1	42-2620	49	鉄筋コンクリート	2	3.2	無	有	会議室、講義室
	81	那賀川老人いこいの家	那賀川町苅屋325-2	22-1793	101	鉄筋コンクリート	2	2.2	無	有	集会室、会議室、図書室
	82	大京原教育集会所	那賀川町大京原1079-5	23-1011	45	鉄筋コンクリート	1	4.0	無	有	講義室、集会室
	83	コート・ベール徳島ゴルフクラブ	那賀川町みどり台1-1	42-3441	165	鉄筋コンクリート	2	7.3	無	有	クラブハウス（2階）
羽ノ浦	84	羽ノ浦公民館	羽ノ浦町宮倉大木38-4	44-1120	207	鉄筋コンクリート	2	6.5	有	有	会議室
	85	春日野体育館	羽ノ浦町春日野1-766	22-3394	304	鉄骨鉄筋コンクリート	1	3.0	無	無	アリーナ
	86	阿南市勤労女性センター	羽ノ浦町春日野1-75	44-5611	148	鉄筋コンクリート	2	2.9	無	有	講習室、茶室等
	87	富岡東高等学校羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄市50-1	44-2054	345	鉄筋コンクリート	1	5.0	無	有	体育館

地区	番号	施設名	住　所	連絡先	収容可能人数（2m²/人）	建物構造	階数	地盤高（m）	備蓄状況	調理器具・有or無	備　考
羽ノ浦	88	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知1-1	44-2053	342	鉄骨鉄筋コンクリート	1	5.0	有	有	体育館、体育室
	89	岩脇こどもセンター	羽ノ浦町岩脇神代地85-1	44-2278	160	鉄骨	2	7.9	無	有	遊戯室
	90	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ16-3	44-5000	195	鉄筋コンクリート	3	6.2	無	無	研修室、和室等
	91	岩脇福祉会館	羽ノ浦町岩脇町筋20-2	44-2172	36	鉄骨	2	9.5	無	有	会議室
	92	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋87	44-2234	192	鉄筋コンクリート	1	8.8	有	有	体育館
	93	あすみが丘集会所	羽ノ浦町岩脇奥ノ谷6-214	44-1807	32	木造	1	27.0	無	有	和室等
	94	羽ノ浦くるみ保育所	羽ノ浦町中庄なかれ24-1	44-2178	63	鉄筋コンクリート	1	5.2	無	有	遊戯室
	95	羽ノ浦老人福祉センター	羽ノ浦町中庄高田原56-2	22-1793	124	鉄筋コンクリート	2	5.6	無	有	機能訓練室、和室、図書室
	96	羽ノ浦西児童館	羽ノ浦町岩脇宮ノ下112	44-2279	55	鉄筋コンクリート	2	9.4	無	有	遊戯室
	97	浦川西集会所	羽ノ浦町中庄原ノ内7-5	22-7404	31	鉄骨	2	3.8	無	有	集会室、会議室
加茂谷	98	阿南市クリーンピュア	熊谷町定方44	21-5374	163	鉄筋コンクリート	3	29.6	無	有	会議室、和室
	99	吉井小学校	吉井町原18-2	25-0210	252	鉄骨	1	22.6	有	有	体育館
	100	加茂谷幼稚園	吉井町原33	25-0320	42	鉄筋コンクリート	1	22.4	無	有	遊戯室
	101	加茂谷総合センター	加茂町野上22-11	25-0113	258	鉄筋コンクリート	2	26.4	有	有	ホール、和室、会議室
	102	加茂谷中学校	加茂町南不け1	25-0012	458	鉄骨	1	25.0	有	有	体育館
	103	深瀬町コミュニティセンター	深瀬町大畝町35-1	22-7404	40	鉄筋コンクリート	2	25.0	無	有	ホール、和室
	104	大井小学校（休校中）	大井町東平127-1	22-3299	265	鉄骨	1	46.2	無	無	体育館、南校舎
桑野	105	桑野公民館	山口町内田150-1	26-1644	173	鉄筋コンクリート	2	13.0	有	有	会議室
	106	山口小学校	山口町久延69-1	26-0204	242	鉄骨	1	23.2	有	有	体育館
	107	山口保育所	山口町末広12-1	26-0353	36	鉄筋コンクリート	1	19.4	無	有	遊戯室
	108	桑野小学校	桑野町岡元40-1	26-0200	252	鉄骨	1	13.4	有	有	体育館
	109	桑野保育所	桑野町中野202	26-0102	60	鉄筋コンクリート	1	11.0	無	有	遊戯室
	110	紺屋総合センター	桑野町紺屋80-4	26-0032	50	鉄筋コンクリート	2	10.2	無	有	集会室、学習室、研修室
	111	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143-1	26-0203	566	鉄骨	2	27.6	有	有	体育館、剣道場、ヘリポート
	112	南部健康運動公園	桑野町桑野谷34-1	26-1885	62	木造・一部鉄骨	2	31.2	無	有	管理棟
	113	南部健康運動公園陸上競技場	桑野町桑野谷34-1	26-1885	13	鉄筋コンクリート	3	32.4	無	無	運営棟競技役員室、R3.4.1供用開始
新野	114	新野東小学校	新野町是国37-2	36-2103	243	鉄骨	1	36.6	有	有	体育館
	115	新野小学校	新野町南宮ノ久保70-1	36-2021	310	鉄骨	1	34.6	有	有	体育館

地区	番号	施設名	住　所	連絡先	収容可能人数（2m²/人）	建物構造	階数	地盤高（m）	備蓄状況	調理器具・有or無	備　考
新野	116	新野西小学校（休校中）	新野町友常1	22-3299	138	鉄筋コンクリート	3	66.2	無	無	校舎2階、3階
	117	新野公民館	新野町西馬場18	36-2176	108	鉄筋コンクリート	2	33.8	有	有	会議室
	118	新野中学校	新野町馬見21	36-2040	984	鉄骨	2	51.8	有	有	体育館
	119	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	36-3215	533	鉄骨鉄筋コンクリート	2	27.4	無	有	体育館
	120	新野教育集会所	新野町東馬場59-1	36-2076	35	鉄筋コンクリート	2	30.9	無	無	学習室
福井	121	福井小学校	福井町大西192-1	34-2013	310	鉄筋コンクリート	1	14.5	有	有	体育館
	122	福井南小学校（休校中）	福井町日の地122-1	22-3391	191	鉄骨	1	79.8	無	無	体育館
	123	福井町総合センター	福井町古津198-2	34-2250	163	鉄筋コンクリート	2	15.1	有	有	会議室
	124	福井中学校	福井町大西141	34-2234	488	鉄骨	2	3.4	有	有	体育館
	125	福井保育所	福井町高田117-3	34-2153	63	鉄筋コンクリート	1	13.6	無	有	遊戯室
	126	小野保育所（休所中）	福井町日の地122-3	22-1593	30	鉄筋コンクリート	1	83.2	無	無	遊戯室
椿	127	椿小学校	椿町黒田47	33-1004	242	鉄骨	1	6.2	有	有	体育館
	128	椿会館	椿町浜14	33-1232	206	鉄筋コンクリート	2	2.8	有	有	会議室
	129	椿町中学校	椿町宮ヶ谷23	33-1008	335	鉄筋コンクリート	1	1.8	有	有	体育館
	130	かもだ岬温泉保養施設	椿町船瀬60-2	21-3030	52	鉄筋コンクリート	1	35.4	無	有	研修室、ロビー
	131	蒲生田小学校（休校中）	椿町蒲生田2	22-3299	67	鉄筋コンクリート	2	7.7	無	無	校舎2階
	132	椿保育所	椿町高岸64-1	33-1049	44	鉄筋コンクリート	1	5.2	無	有	遊戯室
	133	椿泊小学校	椿泊町東127	33-0014	190	鉄筋コンクリート	2	28.2	有	有	体育館
	134	椿公民館椿泊分館	椿泊町出島9-2	33-1232	42	鉄骨	2	2.2	無	有	会議室
	135	椿泊老人いこいの家	椿泊町出島9-2	22-1793	20	鉄筋コンクリート	1	2.2	無	無	会議室
伊島	136	伊島中学校	伊島町瀬戸3	33-0321	204	鉄骨	1	3.0	有	有	体育館

各小中学校、公民館備蓄資機材一覧

備蓄資機材	数　量	備　考
発電機	１台	津乃峰総合センター除く
インバーター発電機	１台	公民館のみ
発電機用エンジンオイル	１缶	
投光器	２個	
投光器用スタンド	２台	
コードリール	２個	公民館は１個
トランシーバー	３個	津乃峰総合センター　２個
折畳式アルミリヤカー	１台	
ブルーシート	３０枚以上	購入計画に基づき毎年購入
難燃性毛布	２０枚以上	購入計画に基づき毎年購入
飲料用ポリタンク	１０個	
災害時用簡易トイレ	１０基	
避難所用簡易トイレ（テント付き）	２基以上	
間仕切り	４個以上	
パーテーション	２個以上	
簡易ベッド	３個以上	公民館のみ
簡易トイレ用ビニール袋	５セット以上	
加湿器	1個	公民館のみ
サーキュレーター	1個	公民館のみ
トイレットペーパー	４８ロール	
ウォーターバルーン	１セット	横見、富岡、見能林、津乃峰、橘、福井、椿各小学校及び各公民館

津波避難タワー

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能人数	床面積（m^2）	避難ステージ高（T.P.+m）	基準水位（T.P.+m）	備考
1	見能林	津乃峰町新浜地区津波避難タワー	津乃峰町新浜18-5	-	70	35	6.0	5.99	0.5m^2／人
2	福井	福井町大西地区津波避難タワー	福井町大西78-5	-	140	70	10.2	7.33	0.5m^2／人

緊急避難場所整備予定地

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能人数	面積（m^2）	地盤高（m）	基準水位（T.P.+m）	備考
1	富岡	富岡東部地区防災公園	畭町亀崎	22-9293	1,450	2,900	23.3	8.0	

津波避難施設

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能人数	面積（m^2）	地盤高（m）	基準水位（T.P.+m）	備考
1	那賀川	工地地区命山津波避難施設	那賀川町工地	22-9191	180	360	6.2	4.2	令和2年3月完成

津波避難階段

番号	地区	施設名称	所在地	連絡先	収容可能人数	面積（m^2）	地盤高（m）	基準水位（T.P.+m）	備考
1	那賀川	中島緊急避難階段	那賀川町中島	22-9191	30	15	8.2	5.1	令和元年11月完成

注１　一次避難場所（緊急避難場所）とは地震や火災等の災害時に自宅が壊れ、自宅に入れない場合や、津波、延焼から一時的に避難する建物・広場・グラウンド等をいいます。

注２　市指定の一次避難場所（指定緊急避難場所）は、地震、津波または洪水による浸水等で避難することが適当でない場合もありますので、その時は、避難場所として開設しないこともあります。

１７．要配慮者利用施設一覧

注）地盤高欄で、数値の後に※を記載の場合は、「国土地理院　地理院地図　航空レーザー測量」による標高を記載。

（１）医療機関（有床）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	病床数	地盤高 T.P.(m)	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川								
1	岩城クリニック	学原町上水田11-1	23-5600	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	○	19	2.8		
2	原田病院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	126	2.6		
3	杜のホスピタル	見能林町築溜1-1	22-0218	—	0.5未満	—	3.0～5.0	0.5～1.0	○	○	114	2.6		
4	玉真病院	宝田町荒井20	23-0551	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	42	4.8	人工透析可能	
5	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0～10.0	3.0～5.0	—	—	—	○	—	398	4.4	人工透析可能	
6	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町宮倉芝生40-11	44-6111	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	40	3.8		
7	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	48	8.0		
8	馬原医院	新野町信里6-1	36-3339	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	19	30.2		

（２）養護老人ホーム

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
9	老人ホーム福寿荘	畭町亀崎93－7	23－3440	—	—	—	0.3～1.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.8	70		
10	養護(盲人)老人ホーム 羽ノ浦荘	羽ノ浦町明見135－1	44－5666	5.0～10.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋・鉄骨コンクリート	2	11.4	50		

（３）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
11	特別養護老人ホーム阿南荘	宝田町今市金剛寺４３	22－5656	3.0～5.0	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1	120		
12	特別養護老人ホーム琴江荘	宝田町今市金剛寺３８－１	23－1200	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1	80		
13	特別養護老人ホーム ライフイン長生	長生町西方59	23－5979	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.2	50		
14	特別養護老人ホーム 健祥会バイエルン	那賀川町苅屋289－2	21－2420	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0	50		
15	特別養護老人ホーム ヴィラ羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21－8181	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.2	50		
16	特別養護老人ホーム コスモスの里	羽ノ浦町明見135－1	44－5667	5.0～10.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨・鉄筋コンクリート	2	11.4	50		No.10
17	特別養護老人ホーム 緑風会ルネッサンス	福井町湊1－8	34－3200	—	—	0.5～3.0	1.0～3.0	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0	50		
18	地域密着型特別養護老人ホーム双葉の丘	見能林町南林３０－１	23－2882	—	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄骨	2	4.1	29		
19	地域密着型特別養護老人ホーム花宝	中林町蟹田１－２	23－2121	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	0.5～1.0	○	—	鉄筋	3	2.0	29		

（４）介護老人保健施設（老人保健施設）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
20	介護老人保健施設正静絹	桑野町岡元5－1	26－1122	—	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			
21	老人保健施設悠心館	新野町信里6－1	36－3637	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8
22	介護老人保健施設阿南名月苑	上中町南島325－1	22－2210	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			
23	介護老人保健施設ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上５５－1	24－8828	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	4	1.4			

（5）通所介護（デイサービスセンター）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
24	デイサービスキムラ	津乃峰町長浜１９７－１	49－5819	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	鉄骨	2	2.4※			
25	デイサービスセンター希	宝田町荒井２０	24－8011	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	2	4.8			No.4
26	通所介護事業所ロイヤルフラワーガーデン	中林町蟹田１－２	22－8877	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	2	2.0			
27	阿南福祉会デイサービスセンター	宝田町今市金剛寺３８-１	23－1200	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	4	4.1			No.12
28	宝田デイサービス	宝田町郡43-16	24－3960	0.5～3.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	木造	1	4.5※			
29	青彩会デイサービスセンター	長生町西方59	23－5979	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	木造	1	8.2			No.13
30	青彩会デイサービスセンター梅の里	長生町岩ノ下17－2	23－2635	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	1	7.6			
31	阿南市社協デイサービスセンター栖竜荘	那賀川町苅屋357－1	42－2251	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	木造	1	2.0			
32	デイサービスセンター元気	那賀川町芳崎366－1	42－1000	3.0～5.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	2	1.4			
33	デイサービスセンターなごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5－2	21－8555	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	5.0※			
34	デイサービスセンター秋桜荘	羽ノ浦町岩脇中地112－1	44－2345	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	7.4			
35	平成デイサービスセンター羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21－8181	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	8.2			No.15
36	デイセンターカルメン	羽ノ浦町中庄大知渕8－1	44－6831	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	4	4.8			
37	デイサービスセンター惠　阿南	宝田町井関147－6	24－8701	－	－	－	－	－	－	－	木造	1	7.4			
38	あすみデイサービスセンター	西路見町堤外65－1	24－8872	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	鉄骨	3	1.4			

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
39	障がい者地域生活自立支援センター（ぱんそうＳ＆Ｓ）大地阿南	内原町桜木35－2	21－1312	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	2	11.0			
40	デイサービスセンターなごみⅡ	羽ノ浦町岩脇神代地１００－１	24－8555	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄骨	2	6.6			
41	阿南市社協デイサービスセンター秋桜荘	羽ノ浦町岩脇中地112-1	42－2251	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	木造	1	2.0			
42	リハビリcareらいず	富岡町玉塚６７－１	24-8338	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄骨	1	2.5			

（6）通所リハビリ

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
43	医療法人医正会原田病院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2
44	医療法人翠松会岩城クリニックデイケア	学原町上水田11-1	23-5600	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.8			No.1
45	介護老人保健施設ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上５５－１	24-8828	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄骨	2	1.4			No.23
46	介護老人保健施設 正静絹	桑野町岡元1-1	26-1122	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20
47	老人保健施設 悠心館	新野町信里6-1	36-3637	－	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21
48	古川小児科内科医院	領家町土倉17－1	23-3306	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	鉄筋コンクリート	2	1.8			
49	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0～10.0	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	6	4.4			No.5
50	幸田耳鼻咽喉科医院	富岡町今福寺73－3	24-3387	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	2.6			
51	かじかわ整形外科	日開野町筒路19-14	24-5750	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	鉄筋コンクリート	2	1.8			
52	村上内科外科医院	阿南市那賀川町中島482	42-3110	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	1.8			
53	阿南市国民健康保険椿診療所	椿町地蔵ヶ谷7－2	33-1880	－	－	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	鉄骨	2	2.3			
54	井坂クリニック	津乃峰町長浜376－1	27-0047	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	2	1.6			
55	松﨑内科医院	中大野町北傍示483－1	23-5778	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄骨	2	11.6			

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
56	和田胃腸科内科医院	西路見町元村7－7	23-1241	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.3～0.5	○	—	鉄筋コンクリート	2	2			
57	馬原医院	新野町信里6－1	36-3339	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21 No.47
58	介護老人保健施設阿南名月苑	上中町南島325－1	22-2210	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22
59	阿南天満クリニック	上中町南島325－1	22-2299	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22 No.58
60	あなん戸田皮膚科医院	上中町岡357番1	22-6556	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	8.0			
61	土肥医院	見能林町東石仏2	22-0503	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	0.3～0.5	○	—	鉄筋コンクリート	3	1.4			
62	井原医院	見能林町中かうや9-1	21-0021	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	0.5～1.0	○	—	鉄骨	1	2			
63	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4－14	44-4343	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.7
64	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町宮倉芝生40－11	44-6111	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	3.8			No.6
65	阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地80-1	44-6556	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	6.1			
66	玉真病院	宝田町荒井20	23-0551	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.8			No.4 No.25
67	じぞうばし内科外科福井診療所	福井町大西180－6	34-3133	—	—	3.0～5.0	3.0～5.0	0.5～1.0	○	—	鉄骨	1	3.6			
68	岸医院	富岡町トノ町54－1	23-0272	0.5～3.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	3.2			
69	三谷内科	富岡町東仲町313－2	23-0222	0.5～3.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	3.6			
70	島内科眼科医院	富岡町東新町99	22-1147	0.5～3.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.7			
71	板東医院	内原町筒崎1－2	26-0211	—	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	11.6			
72	益崎胃腸科内科医院	那賀川町赤池178－2	42-0022	3.0～5.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.2			
73	是松医院	津乃峰町東分112－1	27-0316	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	1.2			

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
74	岡本眼科	津乃峰町長浜392－2	27-0311	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	1.4			
75	殿谷整形外科医院	津乃峰町戎山149－75	27-3334	0.5未満	0.5～3.0	—	5.0～	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	1.9			
76	上村ヒフ科	大潟町30	27-0523	—	—	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	木造	2	1.6			
77	廣瀬医院	上中町岡293-1	22-1031	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	8.0			
78	原田医院	桑野町岡元5-1	26-0101	—	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20 No.46
79	阿南市国民健康保険 加茂谷診療所	加茂町野上30	22-1111	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	26.3			
80	生野外科胃腸科	羽ノ浦町中庄上ナカレ 15－1	44-5511	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	6.2			
81	富永医院	羽ノ浦町中庄市49－3	44-2123	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.2			
82	高橋内科クリニック	羽ノ浦町宮倉前田3－7	44-6222	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	3.4			
83	阿南市国民健康保険 伊島診療所	伊島町瀬戸39	33-0304	—	—	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	○	木造	1	3.7			
84	阿南いしばし医院	西路見町元村２８－１	22-1484	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	木造	1	1.4			

（7）軽費老人ホーム（ケアハウス）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
85	ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林260－3	22－2913	—	—	—	—	—	—	—	鉄骨	3	9.8			

（8）短期入所生活介護

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
86	単独型短期入所生活介護事業所ロイヤルフラワーガーデン	中林町蟹田１－２	22—8877	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.0			No.26
87	阿南荘 短期入所生活介護事業所	宝田町今市金剛寺４３	22－5656	3.0～5.0	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.1			No.11
88	琴江荘 短期入所生活介護事業所	宝田町今市金剛寺３８－１	23－1200	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.1			No.12 No.27
89	短期入所生活介護事業所うしきの郷	横見町高川原57－2	24—9394	3.0～5.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	1.0～3.0	○	—	鉄骨	2	3.8			
90	特別養護老人ホームライフイン長生	長生町西方59	23－5979	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.2			No.13 No.29
91	特別養護老人ホーム健祥会バイエルン	那賀川町苅屋289－2	21－2420	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0			No.14
92	特別養護老人ホームヴィラ羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69	21－8181	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	8.2			No.15 No.35
93	緑風会ルネッサンス	福井町湊1－8	34－3200	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.17
94	コスモスの里	羽ノ浦町明見135－1	44－5667	5.0～10.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨・鉄筋コンクリート	2	11.4			No.10 No.16

（9）介護医療院

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
95	原田病院介護医療院	富岡町あ石14－1	22－0990	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2 No.43
96	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28－7777	5.0～10.0	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	6	4.4			No.5 No.49

（１０）看護小規模多機能型居宅介護事業所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
97	複合型サービス なかよしホーム	長生町坊ノ前5-1	24-5011	－	－	－	－	－	○	○	木造	1	10.2			
98	看護小規模多機能型居宅介護 たちばなの里	橘町壱升ヶ森12-1	27-3052	－	－	－	－	－	○	○	木造	1	22.2※			
99	看護小規模多機能型居宅介護 寿限無	見能林町南林３９６	22－2223	0.5～3.0	0.5～3.0	－	0.3～1.0	－	○	－	鉄骨	2	10.0			

（１１）小規模多機能型居宅介護事業所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
100	小規模多機能型居宅介護ホーム いちご	那賀川町西原248	42-3923	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	5.1※			
101	小規模多機能型居宅介護事業所 花畑	中林町蟹田１－２	22-8877	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.0			No.26 No.86
102	菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前74-12	36-3772	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	39.0※			
103	シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡222-1	24-3720	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	8.4※			
104	小規模多機能型居宅介護セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷156-2	24-5101	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	1	1.9			
105	ウィズ　双葉	見能林町南林260-2	24-9123	—	—	—	—	—	—	—	鉄筋コンクリート	2	7.5※			
106	小規模多機能ホーム緑風会登子	下大野町五反畑126-1	23-3301	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	9.7※			
107	多機能ホームキムラ	横見町高川原29-1	23-5031	5.0～10.0	0.5～3.0	—	—	0.5～1.0	○	—	鉄骨	2	4.2※			
108	小規模多機能ホーム健祥会セビリア	羽ノ浦町中庄大知渕31	44-6870	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	4.6※			

（１２）短期入所療養介護事業所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
109	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28-7777	5.0～10.0	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄骨	6	4.4			No.5 No.49 No.96
110	原田病院介護医療院	富岡町あ石14-1	22-0990	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	2.6			No.2 No.43 No.95
111	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上５５－１	24-8828	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	2	1.4			No.23 No.45
112	老人保健施設 悠心館	新野町信里６-１	36－3637	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	5	30.2			No.8 No.21 No.47
113	介護老人保健施設 阿南名月苑	上中町南島３２５-１	22－2210	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	8.0			No.22 No.58 No.59
114	介護老人保健施設 正静絹	桑野町岡元５-１	26－1122	—	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	6	11.6			No.20 No.46

（１３）地域密着型通所介護事業所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
115	デイサービスセンター杏の丘	内原町宮国３３	21-1833	—	—	—	—	—	—	—	木造	2	19.6※			
116	デイサービスセンター なかがわ苑	那賀川町大京原225-1	42-2050	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	0.01～0.3	○	—	鉄骨	2	3.3			
117	デイサービスセンター 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71-1	42-4433	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	2	1.8			
118	デイセンターワーグナー	那賀川町苅屋２８９-２	21-2430	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.0			No.14 No.91
119	デイサービスらいず	見能林町ふちう2-3	24-3353	0.5未満	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	1	1.6			
120	デイセンター富士	新野町西馬場３－３	36－2024	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	33.8			
121	デイセンター緑風会尊氏	下大野町五反畑１２６－１	23－3300	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋平屋建て	1	9.7			No.106
122	デイセンターモナ・リザ	福井町湊１－８	34－3201	—	—	0.5～3.0	1.0～3.0	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.17 No.93
123	心和会デイサービスセンター 悠和	新野町信里６５	36－3828	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート 一部鉄骨	5	30.2			
124	健生阿南デイサービスセンター	津乃峰町新浜１２	27－2848	—	—	—	5.0～	3.0～5.0	○	—	木造	1	0.6			
125	双葉会デイサービスセンター	見能林町南林260－7	23－5887	—	—	—	—	—	—	—	木造	2	9.8			

（１４）グループホーム

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
126	阿南向日葵	日開野町筒路10-1	24-3636	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.5			
127	グループホーム 高砂	那賀川町芳崎366-1	42-1000	3.0～5.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄骨	2	1.4			No.32
128	グループホーム なかがわ苑	那賀川町大京原森ノ前393-1	42-4878	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	0.01～0.3	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.5			
129	グループホーム 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71-1	42-4433	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	2	1.8			No.117
130	グループホーム スマイル家族	那賀川町原245	21-2227	0.5～3.0	—	—	0.01～0.3	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.1※			
131	グループホーム 合歓の木	新野町西馬場3-3	36-2024	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	33.8			No.120
132	高齢者グループホーム 双壽園	見能林町南林258-5	24-8855	—	—	—	—	—	—	—	鉄骨	1	8.0※			
133	グループホーム 青葉園	見能林町青木75-3	24-6858	0.5～3.0	0.5～3.0	—	5.0～	—	○	—	木造	2	0.7			
134	グループホーム 笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大知渕１０	44-1801	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	木造	1	4.7※			
135	グループホーム 花乃苑	羽ノ浦町中庄大久保７８	44-1331	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	4.6※			
136	グループホーム あすか	羽ノ浦町宮倉原ノ内４０	44-6300	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	木造	1	3.7			
137	グループホーム無量寿	見能林町南林３９６	22-2226	0.5～3.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄骨	2	10.0			No.99

（１５）認知症対応型通所介護事業所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
138	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター 認知症対応型通所介護事業所	羽ノ浦町中庄池ノ上５５－１	24-8828	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	2	1.4			No.23 No.45 No.111

（１６）有料老人ホーム

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
139	有料老人ホーム なかがわ苑	那賀川町大京原225-1	42-2050	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	0.01～0.3	○	—	鉄骨	2	3.3			No.116
140	とみおかの里有料老人ホーム	富岡町西新町８－１	23-6313	0.3～3.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	4	4.5※			
141	サービス付き高齢者向け住宅 イツモ阿南	宝田町井関147－6	24－8701	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	7.4			No.37
142	シニアレジデンスなごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5－2	21－8555	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	5.0※			No.33
143	シニアレジデンスなごみⅡ	羽ノ浦町岩脇神代地１００－１	24－8555	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	6.6			No.40

（１７）保育所

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
144	富岡保育所	富岡町トノ町96－1	22－0136	3.0～5.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	2.8	106		
145	寿保育所	富岡町寿通108	22－7734	0.5～3.0	0.5～3.0	－	0.3～1.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	3.4	30		
146	あけぼの保育園	住吉町北久保56	23－1163	5.0～10.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	3.0～5.0	○	－	鉄骨・木造	1	2.2	60	私立	
147	見能方保育所	見能林町東野12－2	22－0089	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート・他	1	1.2	45		
148	津乃峰保育所	津乃峰町長浜387	27－0260	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート・他	1	1.8	90		
149	阿南ひまわり保育園	見能林町堤ノ内5－1	23－1007	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	－	○	－	木造	1	1.4	80	私立	
150	お山保育園	学原町深田55-1	23－2001	－	－	－	－	－	○	○	木造	1	42.6	70	私立	
151	宝田こどもセンター	宝田町久保田97－1	22－8099	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	5.8	90 10(短時部)	認定こども園	
152	明星保育所	上中町中原353－2	22－0784	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート・他	1	7.4	84		
153	中野島保育所	柳島町八剣74	22－5546	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	5.0	40		
154	横見保育所	横見町長岡東50－1	22－6701	5.0～10.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	1	2.8	40		
155	阿南保育園	宝田町今市金剛寺35-1	22－9558	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	木造・鉄筋コンクリート造	2	4.2	110	私立	
156	本庄保育所	長生町平久保60	22－7744	5.0～10.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	4.6	30		
157	長生保育所	長生町五反地18	22－7335	3.0～5.0	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	4.2	60		
158	大野保育所	下大野町小野74－1	23－1107	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	10.8	45		
159	那賀川ひまわり保育園	那賀川町原261	42－1003	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	木造	1	3.6	70	私立	

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
160	羽ノ浦くるみ保育所	羽ノ浦町中庄なかれ24－1	44－2178	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	5.2	150		
161	羽ノ浦さくら保育所	羽ノ浦町春日野1－85	44－2831	0.5～3.0	－	－	0.3～1.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	3.2	150		
162	あざみ保育園	羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内48－1	44－2838	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	4.0	30	私立	
163	桑野保育所	桑野町中野202	26－0102	－	5.0～10.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	11.0	90		
164	山口保育所	山口町末広12－1	26－0353	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	19.4	40		
165	福井保育所	福井町高田117－3	34－2153	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	1	2.2	56		
166	椿保育所	椿町高岸64－1	33－1049	－	－	－	1.0～3.0	0.01～0.3	○	○	鉄筋コンクリート	1	5.2	40		
167	伊島保育所	伊島町伊吹31	33－0392	－	－	－	1.0～3.0	－	○	○	鉄筋コンクリート	1	10.0	25	認可外	
168	橘こどもセンター	橘町久保38-3	26－8800	－	－	－	3.0～5.0	－	○	○	鉄筋	2	4.4	70 20（短時部）	認定こども園	
169	新野こどもセンター	新野町片山54	36－2241	－	－	－	－	－	○	－	木造	1	28.8	59 20（短時部）	認定こども園	
170	今津こどもセンター	那賀川町今津浦喜来65-1	42－0720	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	2.6	110 10（短時部）	認定こども園	
171	平島こどもセンター	那賀川町苅屋370-5	21－2002	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	鉄筋コンクリート	1	2.4	250 20（短時部）	認定こども園	
172	岩脇こどもセンター	羽ノ浦町岩脇神代地85-1	44－2278	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄骨	2	7.9※	130 20（短時部）	認定こども園	
173	Sunny Side保育園	富岡町第住町504	45－0440	0.5～3.0	0.5～3.0	－	0.01～0.3	－	○	－	木造	1	3.3	19	私立、小規模保育事業所	
174	阿南５ｓｔａｒインターナショナル保育園	宝田町川原15-5	45－0042	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	木造	2	5.3	19	私立、小規模保育事業所	
175	SKY保育園	羽ノ浦町古庄古野神48-1	28-6030	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	木造	1	7.9	19	私立、小規模保育事業所	
176	スターリー保育園	富岡町第住町414-1	45－0143	0.5～3.0	0.5～3.0	－	0.3～1.0	－	○	－	木造	1	2.9	30	私立、企業主導型保育施設	
177	さくらんぼ保育園	宝田町今市金剛寺40-1	22－5656	3.0～5.0	3.0～5.0	－	－	－	○	－	木造	1	3.8	12	私立、企業主導型保育施設	

（１８）児童厚生施設（児童館等）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川									
178	羽ノ浦南児童館	羽ノ浦町古庄中相3-1	44-5984	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	7.2		
179	羽ノ浦さくら児童館	羽ノ浦町春日野1-110	44-6168	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	1	2.8		
180	黒地児童館	那賀川町黒地658-1	42-2620	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	鉄骨	2	3.2		
181	羽ノ浦西児童館	羽ノ浦町岩脇宮ノ下112	44-2279	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	9.4		
182	中野島児童館	宝田町平岡899	22-1771	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	6.5※		

（１９）放課後児童クラブ

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
183	中野島児童クラブ	柳島町中川原20-3	22-0061	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	5.2	40		
184	新野児童クラブ	新野町東馬場59-1	36-3195	—	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	30.9※	40		
185	平島児童クラブ	那賀川町赤池307-2	42-2902	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	2.2	40		
186	今津児童クラブ	那賀川町黒地658-1	42-4240	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.2	37		
187	長生児童クラブ	長生町舟田55	22-7575	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄骨	1	5.0	40		
188	宝田児童クラブ	宝田町東の一72－1	090-2821-1456	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	—	○	—	鉄骨	2	5.2	40		
189	羽ノ浦第一児童クラブ	羽ノ浦町中庄なかれ16-3	44-4481	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	6.2	40		
190	岩脇児童クラブ	羽ノ浦町岩脇町筋20-3	44-6414	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	9.5※	40		
191	富岡児童クラブZキッズ	領家町浜田200	24-4066	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	鉄骨	1	2.2	36		
192	富岡児童クラブ∞キッズ	領家町浜田200	24-4066	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	鉄骨	1	2.2	36		

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
193	見能林第一児童クラブ	見能林町西内35	23-0585	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄骨	1	1.6	40		
194	見能林第二児童クラブ	見能林町西内35	23-0585	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄骨	1	1.6	40		
195	津乃峰児童クラブ	津乃峰町長浜494	27-2677	0.5～3.0	0.5～3.0	—	4.0～5.0	1.0～3.0	○	—	鉄骨鉄筋コンクリート	4	2.1	40		
196	横見児童クラブ	横見町前長岡67-2	24-8331	3.0～5.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	0.5～1.0	○	—	鉄筋コンクリート	1	3.5	40		
197	富岡第二児童クラブ	富岡町佃町567-1	22-4005	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	木造	2	1.6	38		
198	富岡第三児童クラブ	領家町火屋ヶ原176-5	090-3792-1273	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	木造	1	2.0※	25	休止中	
199	羽ノ浦第二児童クラブ	羽ノ浦町春日野1-88	44-6033	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.2	40		
200	羽ノ浦第三児童クラブ	羽ノ浦町宮倉原ノ内14	070-3790-1272	0.5～3.0	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	3.1※	40		
201	平島第二児童クラブ	那賀川町中島414-1	42-0161	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	1	1.9	40		
202	平島第三児童クラブ	那賀川町赤池149-1	080-8634-5345	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	2	2.2※	40		
203	大野児童クラブ	中大野町北傍示440-2	090-1003-3738	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	2	11.5	40		
204	吉井児童クラブ	加茂町野上22-11	35-1501	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	2	26.4	20		
205	福井児童クラブ	福井町大西145	080-6386-0123	—	—	3.0～5.0	3.0～5.0	—	○	—	木造	1	3.4	40		
206	5star英語学童クラブ	羽ノ浦町中庄砂川原25-10	49-2092	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	6.9※	40		
207	新野東児童クラブ	新野町名光120-2	080-9832-0037	—	—	—	—	—	—	—	木造	1	37.2	40		
208	中野島第二児童クラブ	宝田町平岡８９９	24－9602	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄骨	1	6.5※	40		No.182
209	桑野児童クラブ	桑野町中野120-1	080-6389-5479	—	3.0～5.0	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	10.6※	40		
210	橘児童クラブ	橘町大浦166－1	080-2979-8511	—	—	—	—	—	○	—	木造	1	6.0※	40		
211	山口児童クラブ	山口町久延3-6	090-8283-1930	—	0.5～3.0	—	—	—	○	○	木造	2	19.6※	36		

（２０）幼稚園

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	定員	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
212	富岡幼稚園	領家町浜田182－1	22-0561	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.5～1.0	○	—	鉄筋	2	1.8	160		
213	阿南聖母幼稚園	富岡町あ石19-1	23－1951	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	一部2階建	2.6	35	私立	
214	神崎幼稚園	畭町新はり１	22－9204	—	—	—	0.3～1.0	—	○	—	鉄骨	1	4.9	160	私立	
215	見能林幼稚園	見能林町東野10－2	22-7500	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～4.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋・木造	1	1.2	120		
216	横見幼稚園	横見町上木戸49－1	22-7635	3.0～5.0	0.5～3.0	—	0.3～1.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋	1	4.0	60		
217	トエック幼児フリースクール	柳島町南高川原92	23-4807	3.0～5.0	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	○	—	木造	1	4.4	20	NPO法人	
218	大野幼稚園	下大野町三条15－5	22-7810	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋	1	11.4	60		
219	認定こども園はのうら幼稚園	羽ノ浦町宮倉太田40-3	44-5563	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	木造・鉄骨	3	3.4	120	私立	
220	加茂谷幼稚園	吉井町原33	25-0320	5.0～10.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋	1	22.4	40		

（２１）児童養護施設

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水ひよる浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
221	社会福祉法人たちばな学苑	宝田町井関154-3	22－3229	－	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	2	4.2			
222	阿南市子育て家庭支援センター	羽ノ浦町明見295-1	44-2205	5.0～10.0	－	－	－	－	－	－	鉄筋コンクリート	1	1.6			
223	社会福祉法人宝田寮	羽ノ浦町中庄ミタテフ3	44－2675	0.5～3.0	－	－	0.01～0.3	－	○	－	鉄骨	2	4.4			
224	子育て支援スペースNuuN	富岡町今福寺49-10	080-4037-2844	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.4			

（２２）特別支援学校

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
225	阿南支援学校	上大野町大山田52	22－2010	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋	2	53.6	115	各学部合計	

（２３）小学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
226	中野島小学校	上中町中原１８２－１	22-0439	3.0～5.0	0.5未満	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	2	6.4	218		
227	横見小学校	横見町前長岡６７－２	22-0363	3.0～5.0	0.5～3.0	－	0.3～1.0	0.5～1.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	3.5	97		No.196
228	富岡小学校	領家町浜田２００	22-0066	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	鉄筋コンクリート	4	2.2	488		No.191 No.192
229	宝田小学校	宝田町久保田１２４	22-1134	3.0～5.0	0.5～3.0	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	5.8	141		
230	大野小学校	下大野町三条５	22-1004	3.0～5.0	-	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	11.4	99		
231	長生小学校	長生町五反地２５－２	22-0604	0.5～3.0	0.5～3.0	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	4.4	106		
232	見能林小学校	見能林町西内３５	22-0506	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	1.6	417		No.193 No.194
233	津乃峰小学校	津乃峰町戎山１２９－３７	27-0227	0.5～3.0	0.5～3.0	－	5.0～	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	1.2	116		
234	桑野小学校	桑野町岡元４０－１	26-0200	－	0.5～3.0	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	4	13.4	158		
235	山口小学校	山口町久延６９－１	26-0204	－	0.5～3.0	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	23.2	38		
236	吉井小学校	吉井町原１８－２	25-0210	5.0～10.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	22.6	67		
237	橘小学校	橘町大浦１６６－１	27-0002	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	22.9	64		
238	福井小学校	福井町大西１９２－１	34-2013	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	14.5	57		
239	椿小学校	椿町黒田４７	33-1004	－	－	－	0.3～1.0	－	○	○	鉄筋コンクリート	4	6.2	14		

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高T.P.(m)	児童数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
240	伊島小学校	伊島町瀬戸３－２	33-0302	－	－	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート	2	2.6	3		
241	椿泊小学校	椿泊町東１２７	33-0014	－	－	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	木造	2	28.2	8		
242	新野小学校	新野町南宮ノ久保７０－１	36-2021	－	0.5～3.0	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	3	34.6	82		
243	新野東小学校	新野町是国３７－２	36-2103	－	－	－	－	－	－	－	鉄筋コンクリート	3	36.6	26		
244	今津小学校	那賀川町敷地２３８	42-0702	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.8	141		
245	平島小学校	那賀川町赤池１３１－２	42-0039	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.2	323		
246	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知１－１	44-2053	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	4	5.0	657		
247	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋８７	44-2234	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	8.8	219		

（２４）生活介護

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
248	淡島学園	西路見町姥6－7	22－0379	0.5～3.0	0.5未満	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.4	80		
249	シーズ	上中町南島15－1	24－3366	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	9.2	60		
250	西室苑	長生町間谷32	22－1810	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	50		
251	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35－2	21－1312	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	2	11.0	14		No.39
252	ばんそうS&Sがんばれる作業所	那賀川町八幡石塚30-1	49－1707	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	木造	1	3.1	14		
253	令和たけのこの里	福井町大西96-1	49－4777	－	－	3.0～5.0	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	2	3.3	10		

（２５）短期入所（ショートステイ）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
254	淡島学園	西路見町姥6－7	22－0379	0.5～3.0	0.5未満	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.4	2		No.248
255	シーズ	上中町南島15－1	24－3366	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	9.2	7		No.249
256	西室苑	長生町間谷32	22－1810	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	2		No.250
257	ショートステイ子狸学校	福村町南筋33-2	24-8838	0.5～3.0	0.5～3.0		3.0～5.0	0.5～1.0	○	－	木造	3	2.5	4		

（２６）共同生活援助

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
258	グループホーム岡１及び２	上中町岡119-8	24－3366	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	木造	2	7.5	8		
259	グループホームびぎん	下大野町松ノ本5-6	22－6374	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	木造	2	11.0	11		
260	藤井会りんどう	才見町三本松6-6	22－0218	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	木造	2	2.0	19		

（２７）施設入所支援

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
261	淡島学園	西路見町姥6－7	22－0379	0.5～3.0	0.5未満	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	鉄筋コンクリート	3	2.4	70		No.248 No.254
262	シーズ	上中町南島15－1	24－3366	3.0～5.0	－	－	－	－	○	－	鉄筋コンクリート	3	9.2	40		No.249 No.255
263	西室苑	長生町間谷32	22－1810	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	50		No.250 No.256

（２８）自立訓練

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
264	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内140-1	21－2250	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	木造	2	2.1	10		

（２９）就労移行支援

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
265	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35－2	21－1312	－	3.0～5.0	－	－	－	○	－	鉄骨	2	11.0	10		No.39 No.251
266	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内140-1	21－2250	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	木造	2	2.1	10		No.264
267	(ばんそうS&S)がんばれる作業所	那賀川町八幡石塚30-1	49－1707	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	木造	1	3.1	6		No.252

（３０）就労継続支援Ａ型

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
268	チーム情熱	見能林町渡り瀬128	28-9138	0.5～3.0	0.5～3.0	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	2	1.7	20		
269	買援隊	那賀川町芳崎88	49-2335	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	1	2.3	20		
270	ふぁみりーあっぷ	那賀川町江野島58-1	24-8002	0.5～3.0	－	－	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	2	1.6	20		
271	就労継続支援事業所つむぎ	才見町藤田前6-1	24-8616	0.5～3.0	0.5～3.0	－	1.0～3.0	－	○	－	鉄筋コンクリート	1	1.8	20		

（３１）就労継続支援Ｂ型

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
272	西室苑	長生町間谷32	22－1810	－	－	－	－	－	○	○	鉄筋コンクリート	2	16.6	10		No.250 No.256 No.263
273	ばんそうS&S大地阿南	内原町桜木35－2	21－1312	－	3.0～5.0	－	－	－	－	－	鉄骨	2	11.0	20		No.39 No.251 No.265
274	ばんそうS&S通所 がんばれる作業所	那賀川町八幡石塚30-1	49－1707	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.3～0.5	○	－	木造	1	3.1	20		No.252 No.267
275	シーズ今津	那賀川町敷地庫ノ内140-1	21－2250	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	0.5～1.0	○	－	木造	2	2.1	20		No.264 No.266
276	支援センターあなん	横見町願能地東71-2	23－2204	3.0～5.0	0.5～3.0	－	0.3～1.0	1.0～3.0	○	－	木造	2	3.1	35		
277	令和たけのこの里	福井町大西96-1	49－4777	－	－	0.5～3.0	3.0～5.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	2	3.3	15		No.253
278	就労支援センターたんぽぽ	羽ノ浦町中庄黒松76-1・77-3	44－6888	0.5～3.0	－	－	－	－	○	－	木造	2	3.9	20		
279	就労支援センターたんぽぽ	那賀川町工地803	42－4222	0.5～3.0	－	－	1.0～3.0	1.0～3.0	○	－	鉄骨	1	2.8	10		

（３２）障がい児通所支援事業所（児童発達支援センター以外）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
280	児童デイサービスびぎん	下大野町松ノ本5-6	22−6374	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	11.0	10		No.259
281	ふれんど阿南	羽ノ浦町宮倉南浦19-2	44−4230	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	4.0※	10		
282	アフタースクールはる	羽ノ浦町宮倉芝生7-7 プラザ友成2F	24−9967	0.5～3.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	2	4.3※	10		
283	発達支援事業所ソレイユ	富岡町中川原2-11	23−5866	3.0～5.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	木造	2	2.4	10		
284	児童通所支援事業所 青い鳥	羽ノ浦町春日野1-192	24−9555	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	2	3.0※	10		
285	児童発達支援事業所 エトワール	福村町南筋33-2	24−8838	0.5～3.0	0.5～3.0	—	3.0～5.0	0.5～1.0	○	—	木造	3	2.3	10		No.257
286	児童さぽーと　青い鳥	津乃峰町戎山119-15	49−3456	0.5未満	0.5～3.0	—	5.0～	1.0～3.0	○	—	木造	1	1.0	10		
287	キッズベース　シーズ	上中町南島715-5	24−8850	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	木造	2	7.7	10		
288	発達支援ルーム　つむぎ	富岡町あ石28-6	23−6508	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	2	2.4	10		
289	キッズサポートEvery「☆T」	富岡町トノ町51-7	45−0097	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	2	2.7	10		
290	発達支援ルーム　つむぎ PlUS	日開野町谷田485-1	24−8216	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	—	○	—	鉄骨	1	2.4	10		
291	児童支援事業デイサービスみらいず	羽ノ浦町宮倉日開元19-5	44−1777	0.5～3.0	—	—	0.01～0.3	—	○	—	鉄骨	2	3.9	10		

（３３）指定自立支援医療機関（育成・更生医療施設）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
292	たにむら歯科矯正歯科（歯）	福村町北筋7-2	23−4618	0.5～3.0	0.5未満	−	3.0～5.0	0.3～0.5	○	−	木造	2	2.6			
293	阿南医療センター（腎）	宝田町川原6-1	28−7777	5.0～10.0	3.0～5.0	−	−	−	○	−	鉄骨	6	4.4			No.5 No.49 No.96 No.109
294	玉真病院（腎）	宝田町荒井20	23−0551	3.0～5.0	0.5～3.0	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	4	4.8			No.4 No.25
295	阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地80-1	44−6556	3.0～5.0	−	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	2	6.1			No.65

（３４）指定自立支援医療機関（精神通院医療）

No	施設名	住所	電話（0884）	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	入所者数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川									
296	島内科眼科医院	富岡町東新町99	22−1147	0.5～3.0	0.5～3.0	−	−	−	−	鉄筋コンクリート	2	3.7			No.70
297	岩城クリニック	学原町上水田11-1	23−5600	0.5～3.0	0.5～3.0	−	1.0～3.0	−	○	鉄筋コンクリート	3	2.8			No.1 No.44
298	杜のホスピタル	見能林町築溜1-1	22−0218	−	0.5未満	−	3.0～5.0	−	○	鉄筋コンクリート	3	2.6			No.3
299	けんなんメンタル クリニック	日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5階	23−6522	0.5～3.0	0.5～3.0	−	1.0～3.0	−	−	鉄筋コンクリート	5	2.2			
300	宮本病院	羽ノ浦町古庄古野神4-14	44−4343	3.0～5.0	−	−	−	−	−	鉄筋コンクリート	3	8.0			No.7 No.63
301	阿南医療センター	宝田町川原6-1	28−7777	5.0～10.0	3.0～5.0	−	−	−	−	鉄骨	6	4.4			No.5 No.49 No.96 No.109 No.293
302	阿南いしばし医院	西路見町元村28-1	22−1484	0.5～3.0	0.5～3.0	−	1.0～3.0	0.5～1.0	−	木造	1	1.4			No.84

（３５）中学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
303	阿南中学校	見能林町南勘高1	22-0539	0.5未満	0.5未満	—	3.0～5.0	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	2.6	506		
304	阿南第一中学校	長生町西方589	22-1404	3.0～5.0	—	—	—	—	○	—	鉄筋コンクリート	3	6.4	325		
305	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口143－1	26-0203	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	27.6	130		
306	加茂谷中学校	加茂町南不け1	25-0012	10.0～20.0	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	4	25.0	27		
307	福井中学校	福井町大西141	34-2234	—	—	3.0～5.0	3.0～5.0	0.3～0.5	○	○	鉄筋コンクリート	4	3.4	33		
308	椿町中学校	椿町宮ケ谷23	33-1008	—	—	—	5.0～	1.0～3.0	○	○	鉄筋コンクリート	3	1.8	10		
309	伊島中学校	伊島町瀬戸3	33-0321	—	—	—	3.0～5.0	1.0～3.0	○	○	木造	2	3.0	1		
310	新野中学校	新野町馬見21	36-2040	—	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	3	51.8	48		
311	那賀川中学校	那賀川町苅屋370－1	42-0058	0.5～3.0	—	—	1.0～3.0	1.0～3.0	○	—	鉄筋コンクリート	3	2.0	269		
312	羽ノ浦中学校	羽ノ浦町宮倉沢田154	44-2045	3.0～5.0	—	—	—	—	○	○	鉄筋コンクリート	4	5.8	399		
313	富岡東中学校	領家町走寄102番2	22-2120	0.5～3.0	0.5～3.0	—	1.0～3.0	0.3～0.5	○	—	鉄筋コンクリート	4	2.4	239		

（３６）高等学校

No	施設名	住所	電話	洪水による浸水深(m)			津波による浸水深(m)	高潮による浸水深(m)	避難促進施設	土砂災害警戒区域内	建築構造(木造・非木造等)	階数	地盤高 T.P.(m)	生徒数	備考	複合
				那賀川	桑野川	福井川										
314	阿南光高等学校宝田キャンパス	宝田町今市中新開10−6	22-1408	3.0～5.0	0.5～3.0	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	4	1.0	508		
315	富岡東高等学校	領家町走寄102番2	22-2120	0.5～3.0	0.5～3.0	−	1.0～3.0	0.3～0.5	○	−	鉄筋コンクリート	4	2.4	601		No.313
316	富岡東高等学校羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄市50−1	44-2054	0.5～3.0	−	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	3	5.0	196		
317	富岡西高等学校	富岡町小山18-3	22-0041	0.5～3.0	0.5～3.0	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	4	3.9	636		
318	阿南光高等学校新野キャンパス	新野町室ノ久保12	36-3215	−	0.5～3.0	−	−	−	○	−	鉄筋コンクリート	3	27.4	0		
319	阿南工業高等専門学校	見能林町青木265	23-7100	0.5～3.0	0.5～3.0	−	5.0～	1.0～3.0	○	−	鉄筋コンクリート	4	0.9	847		

※注　那賀川、桑野川（国管理区間）の浸水深については、平成２８年５月３０日に国土交通省那賀川河川事務所が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び水深による。那賀川（県管理区間）、桑野川（県管理区間）、福井川の浸水深については、那賀川が平成３０年５月、桑野川が平成３０年５月、福井川が平成３１年１月ならびに令和２年３月に徳島県が指定した、想定最大規模降雨により想定される浸水区域及び推進による。

１８．医療機関

（１）市内医療機関一覧

ａ）病院・診療所

令和２年 11 月１日現在

医療機関名	所 在 地	電 話	管 理 者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備　　考
阿南いしばし医院	阿南市西路見町元村28-1	22-1484	石橋　直子	内・小・外	-	1.4	1.0～3.0	
和田胃腸科内科医院	阿南市西路見町元村7-7	23-1241	和田　久徳	内・胃・消	-	2.0	1.0～3.0	
古川小児科内科医院	阿南市領家町土倉17-1	23-3306	古川　真祐	内・小	-	1.8	1.0～3.0	
あなん皮フ科クリニック	阿南市日開野町谷田511-2	24-3677	山本　忠正	皮膚		1.6	1.0～3.0	
かじかわ整形外科	阿南市日開野町筒路19-14	24-5750	梶川　智正	整・リハ・リウマチ	-	1.8	1.0～3.0	
けんなんメンタルクリニック	日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5階	23-6522	後藤　宏樹	心内・精	-	2.2	1.0～3.0	
瀧内科・外科医院	阿南市才見町屋那婆24-1	24-9133	瀧　真二	内・消・外・肛・リハ・内視鏡内科		1.6	1.0～3.0	
賀島眼科	阿南市富岡町玉塚5	22-0214	賀島　誠	眼	-	2.8	0.3～1.0	
岸医院	阿南市富岡町トノ町54-1	23-0272	岸　　彰	内・小・	-	3.2	0.3～1.0	
幸田耳鼻咽喉科医院	阿南市富岡町今福寺73-3	24-3387	幸田　純治	耳	-	2.6	1.0～3.0	
島内科眼科医院	阿南市富岡町東新町99	22-1147	島　孝仁	内・神内・小・眼	-	3.7	―	
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	22-0990	原田　晃	外・整・皮・内・小・放・リハ	126	2.6	1.0～3.0	
三谷内科	阿南市富岡町東仲町313-2	23-0222	三谷　裕昭	内	-	3.6	0.3～1.0	
森本内科胃腸科	阿南市富岡町あ石16-1	23-1002	森本　恭史	内・胃	-	2.8	1.0～3.0	
岩城クリニック	阿南市学原町上水田11-1	23-5600	亀山　和人	心内・内・糖内・外・皮・外・整・小・リハ	19	2.8	1.0～3.0	
木下産婦人科内科医院	阿南市学原町上水田11-7	23-3600	木下　恒夫	内・産	-	2.8	1.0～3.0	
井原医院	阿南市見能林町中かうや9-1	21-0021	井原　義雄	内・泌	-	2.0	3.0～5.0	
土肥医院	阿南市見能林町東石仏2	22-0503	土肥　正人	内・小・泌・皮	-	1.4	3.0～5.0	
林整形外科	見能林町堤ノ内6-1	23-6060	林　一幸	整・リハ・リウマチ	-	1.4	3.0～5.0	
杜のホスピタル	阿南市見能林町築溜1-1	22-0218	高坂　要一郎	内・精・心内	114	2.6	3.0～5.0	
井坂クリニック	阿南市津乃峰町長浜376-1	27-0047	井坂　寿一	内・小・皮	-	1.6	3.0～5.0	
岡本眼科	阿南市津乃峰町長浜392-2	27-0311	岡本　好博	眼	-	1.4	3.0～5.0	
健生阿南診療所	阿南市津乃峰町新浜12－2	27-2848	吉田　全夫	内・小・眼・リハ	-	0.8	5.0～	
是松医院	阿南市津乃峰町東分112-1	27-0316	是松　秀樹	外・内・胃・小・肛・リハ	-	1.2	3.0～5.0	
殿谷整形外科医院	阿南市津乃峰戎山149-75	27-3334	殿谷　隆一	内・整・リハ・麻	-	1.9	5.0～	
上村ヒフ科	阿南市大潟町30	27-0523	上村　寛行	内・小・皮	-	1.6	3.0～5.0	

医療機関名	所 在 地	電 話	管 理 者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備　　考
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	28-7777	玉置　俊晃	内・消・循・呼・糖内・リウ・小・外・乳甲外・脳外・整・産婦・耳・眼・皮・形成・泌・放・麻・リハ・病理	398	4.4	—	
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	23-0551	神田　光則	泌・外・内・整・胃・循・肛・麻	42	4.8	—	人工透析
阿南天満クリニック	上中町南島325-1	22-2299	椎野　誠輝	内・糖・消	-	8.0	—	
あなん戸田皮膚科医院	上中町岡357番地1	22-6556	松本　篤志	皮・形成外科・アレルギー	-	8.0	—	
廣瀬医院	阿南市上中町岡293-1	22-1031	廣瀬　政寛	内・放	-	8.0	—	
松﨑内科医院	阿南市中大野町北傍示483-1	23-5778	松﨑　敏朗	内・胃・循・小・呼	-	11.6	—	
阿南市国民健康保険加茂谷診療所	阿南市加茂町野上30	25-0200	湯浅　亮一	内・小・外	-	26.3	—	
阿南市国民健康保険伊島診療所	伊島町瀬戸39番地	33-0304	湯浅　亮一	内・小	-	3.7	1.0～3.0	
板東医院	阿南市内原町筒崎1-2	26-0211	板東 玄太郎	内・胃・放	-	11.6	—	
天羽クリニック	阿南市桑野町中野95-2	26-0112	天羽　達郎	内・外・整・リハ・胃・小・心内	-	11.2	—	
原田医院	阿南市桑野町岡元5-1	26-0101	原田　浩臣	内・胃・小・循	-	11.6	—	
きくち医院	新野町南宮ノ久保67-4	36-3512	菊池　健	内・小	-	3.0	—	
富士医院	阿南市新野町西馬場3-3	36-2024	石川 富士郎	内・小・リハ・循・放・外・呼・消	-	33.8	—	
馬原医院	阿南市新野町信里6-1	36-3339	馬原　文彦	内・外・心臓血・放・小・整	19	30.2	—	
じぞうばし内科外科福井診療所	阿南市福井町大西180-6	34-3133	福田　克之	内・呼・消・循・小	-	3.6	3.0～5.0	
阿南川島クリニック	羽ノ浦町岩脇神代地８０番１	44-6556	宮本　弘	内・透	-	7.8	—	
生野外科胃腸科	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ15-1	44-5511	生野　文彦	胃・外・内・リハ・肛	-	6.2	—	
高橋内科クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉前田3-7	44-6222	高橋　学	内・小・循	-	3.4	—	
富永医院	阿南市羽ノ浦町中庄市49-3	44-2123	富永　俊彦	内・呼・消・循	-	4.2	—	
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	44-6111	小川　恭弘	整・外・リハ・内・呼・胃・リウ	40	3.8	0.3～1.0	
宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4-14	44-4343	宮本　英之	内・胃・外・整・肛・リハ・小	48	8.0	—	
むらかみ内科循環器クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田35-2	44-1010	村上　昌	内・循	-	3.6	0.3～1.0	
益崎胃腸科内科	阿南市那賀川町赤池178-2	42-0022	瀬川　淳	内・胃・外	-	2.2	1.0～3.0	
村上内科外科医院	阿南市那賀川町中島482	42-3110	村上　寛雅	内・外・整・リハ・小	-	1.8	1.0～3.0	
はのうら眼科	阿南市羽ノ浦町居内６４	24-8270	香留　崇	眼	-	4.5	—	

ｂ）歯科

令和２年 11 月１日現在

医療機関名	所 在 地	電 話	管 理 者	診療科目	病床数	地盤高 T.P.(m)	津波 浸水深(m)	備　　考
井坂歯科医院	阿南市富岡町南向３０－５	22-0925	井坂 和史	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.6	1.0～3.0	
岩浅歯科医院	阿南市日開野町西居内426－２	23-1885	岩浅 幸子	歯科・矯正・小児		2.6	1.0～3.0	
神田歯科医院	阿南市富岡町北通１７－１３	22-0378	神田 浩	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.2	1.0～3.0	
神原歯科	阿南市富岡町トノ町８１－１	22-0144	神原 常道	歯科・矯正・小児・口腔外科		3.0	0.3～1.0	
くに歯科クリニック	阿南市日開野町谷田５１５－１２	24-7707	國清 憲志	歯科・小児		1.6	1.0～3.0	
久米歯科医院	阿南市富岡町木松１５－５	22-5806	久米 浩一	歯科		2.8	1.0～3.0	
たにむら歯科矯正歯科	阿南市福村町北筋７－２	23-4618	谷村 一朗	歯科・矯正・小児		2.6	3.0～5.0	
仁木歯科医院	阿南市富岡町内町１７０－１	22-0937	仁木 均	歯科・小児		4.0	—	
宮本歯科クリニック	阿南市向原町天羽畲８５－３	23-0180	宮本 雅司	歯科		2.0	1.0～3.0	
森歯科医院	阿南市学原町大深田２７－２０	22-0562	森 直基	歯科・小児		2.0	1.0～3.0	
モリ歯科診療所	阿南市富岡町木松６－１	22-9575	森 秀司	歯科		2.4	0.3～1.0	
木本歯科医院	阿南市領家町野神３２７－１	23-0773	木本 洋介	歯科・矯正・口腔外科		2.2	1.0～3.0	
中野歯科	阿南市見能林町下かうや１２－６	23-3807	中野 晃	歯科・矯正・小児		1.8	3.0～5.0	
浜口歯科医院	阿南市才見町三本松４６－１	23-0811	濱口 博	歯科・矯正・小児・口腔外科		2.6	1.0～3.0	
マツモト歯科医院	阿南市津乃峰町東分１１４－７	27-0112	松本 侯	歯科・矯正・小児		1.6	3.0～5.0	
吉田歯科医院	阿南市津乃峰町東分６８	27-0154	吉田 真由美	小児・歯科・矯正・口腔外科		1.2	3.0～5.0	
武田歯科医院	阿南市橘町西浜１４５－３	27-0022	武田 一郎	歯科・矯正・小児		2.2	5.0～	
吉岡歯科医院	阿南市橘町大浦２０－１	27-3373	吉岡 光治	歯科・矯正・小児		1.4	5.0～	
岡本歯科	阿南市上中町中原６０－７	23-5511	岡本 好史	歯科・矯正・小児・口腔外科		7.2	—	
田中歯科	阿南市宝田町川原１１８－１	22-6767	田中 正孝	小児・歯科		4.8	1.0～3.0	
なかがわ歯科	阿南市下大野町渡り上り６７６－２	23-6558	中川 光伸	歯科・小児		10.0	—	
島田歯科医院	阿南市那賀川町赤池１６５－６	42-3077	島田 啓次	歯科・小児		1.8	1.0～3.0	
ゆう歯科クリニック	阿南市那賀川町中島９７３－５	21-2515	橋本 芳郎	歯科・矯正・小児		1.4	1.0～3.0	
わたなべ歯科医院	阿南市那賀川町色ヶ島大久保６７－１	42-1122	渡部 賢次	歯科・矯正・小児		3.8	1.0～3.0	
あずま歯科クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇紫衣池９８－５	21-8855	東 秀樹	歯科・矯正・小児		7.8	—	
上田歯科医院	阿南市羽ノ浦町宮倉太田１－１	44-6060	上田 博司	歯科		4.0	0.3～1.0	
タナベ歯科医院	阿南市羽ノ浦町中庄市４１－８	44-6488	田邊 礼一郎	歯科・小児		4.8	—	
富塚歯科医院	阿南市羽ノ浦町中庄市２－３	44-2580	原 桃子	歯科・矯正・小児		5.4	—	
八幡歯科医院	阿南市羽ノ浦町宮倉日開元１９－１８	44-6480	八幡 浩史	小児・歯科・矯正・口腔外科		4.2	0.01～0.3	
岩橋歯科医院	阿南市桑野町鳥居前９－５	26-0821	岩橋 廣行	歯科・矯正・小児		10.6	—	
くめ歯科診療所	阿南市新野町東馬場１２－１	36-3507	久米 通仁	歯科		31.8	—	
木本歯科	阿南市福井町湊１１８－３	34-3122	木本 明司	歯科		2.4	3.0～5.0	
くろさわ歯科	阿南市那賀川町工地639	49-3355	黒澤 徹	歯科・小児・矯正・口腔外科		2.1	1.0～3.0	

（２）救急病院等一覧

ａ）災害拠点病院

ア　基幹災害拠点病院

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

イ　地域災害拠点病院（１０箇所）

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町２丁目５０-１	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町２丁目３４	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地１	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷１６－１	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※　圏域：救急医療圏

ｂ）ＤＭＡＴ指定医療機関

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地１	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷１６－１	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮２３４－１	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ８１５－２	0883-72-1131
	三好市国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※　圏域：救急医療圏

ｃ）救急告示医療機関

（１）二次救急医療機関　　令和2年11月1日現在

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番１１	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東部Ⅰ	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中州八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の須病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地１	088-642-5050
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人 国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地１	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21番地１	088-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40番地の１１	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険 美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪野尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中薮234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※　圏域：救急医療圏

１９．薬剤師会開局会員一覧

令和２年 11 月１日現在

薬　局　名	開　設　者	所　　在　　地	電話番号	地盤高 T.P.(m)	津波浸水深(m)
株式会社　近藤薬局	近藤　敏彦	阿南市富岡町南向30-1	22-0195	2.8	1.0～3.0
大津薬局　駅前本店	（有）大津薬局	阿南市富岡町今福寺40-18	23-5536	3.4	1.0～3.0
はじめ調剤薬局　富岡店	㈱はじめ調剤薬局	阿南市富岡町東仲町316	23-0201	3.3	0.3～1.0
冨尾薬局	冨尾　晋子	阿南市西路見町元村101-1	24-5855	2.4	1.0～3.0
㈱津乃峰薬局	㈱津乃峰薬局	阿南市津乃峰町長浜287-3	27-0433	1.0	3.0～5.0
ぐんも調剤薬局　橘店	(有)郡茂薬局	阿南市津乃峰町東分１１２－１	28-1188	1.2	3.0～5.0
くるみ薬局	一般社団法人 とくしま健康サポート	阿南市津乃峰町新浜19-99	27-1081	0.8	5.0～
ひまわり調剤薬局	㈱保健調剤　ひまわり薬局	阿南市宝田町川原11-3	22-7271	4.2	―
アップル調剤薬局 大野店	株式会社　アップル調剤薬局	阿南市中大野町北傍示483-1	24-9865	11.5	―
オリオン調剤薬局 上中店	(有)ファルマ・シンフォニカ	阿南市上中町岡357-3	22-5226	8.0	―
あおば調剤薬局	(株)フレンドファーマシー	阿南市日開野町筒路12-1 ＷＩＬＬ２　１Ｆ	24-9021	2.3	1.0～3.0
オリーブ薬局 阿南店	㈱ジャパンウッド	阿南市日開野町谷田511-9	24-9777	1.6	1.0～3.0
内原調剤薬局	四国調剤薬局㈱	阿南市内原町筒崎15番1	21-1277	11.6	―
アップル調剤薬局 赤池店	株式会社　アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池175-3	42-4820	2.2	1.0～3.0
アップル調剤薬局 中島店	株式会社　アップル調剤薬局	阿南市那賀川町中島477-1	42-3796	2.0	1.0～3.0
マリ薬局	株式会社　マリ薬局	阿南市那賀川町敷地38-5	42-0855	2.8	1.0～3.0
熊澤薬局	（有）熊澤商会	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ31	44-2068	5.0	―
ハート調剤薬局 羽ノ浦店	㈲共生バックアップシステム	阿南市羽ノ浦町中庄市４３－１ ルミナスハイム羽浦３　１Ｆ	21-8610	4.4	―
きりん調剤薬局 羽ノ浦店	藤原　啓員	阿南市羽ノ浦町宮倉字羽ノ浦居内64	24-8107	4.2	―
アップル調剤薬局 学原店	株式会社　アップル調剤薬局	阿南市学原町上水田11-1	24-7210	2.5	1.0～3.0
アップル調剤薬局 羽ノ浦店	株式会社　アップル調剤薬局	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-18	28-9677	3.8	―

１９-１．ＡＥＤ設置箇所（公的施設）一覧

（１）阿南市施設

地区	設置施設名	住　所	備　考
富岡	阿南市役所	富岡町トノ町１２－３	
	富岡公民館	富岡町西池田１３５－１	
	阿南市文化会館	富岡町西池田１３５－１	
	阿南ひまわり会館	富岡町北通３３－１	
	富岡小学校	領家町浜田２００	
	阿南市スポーツ総合センター	七見町下川田100-1	
見能林	阿南中学校	見能林町南款高１	
	阿南市武道館	大潟町２１０－５６	
	見能林小学校	見能林町西内３５	
	見能林公民館	見能林町念仏免４－１	
	阿南市Ｂ＆Ｇ体育館	津乃峰町長浜３８７	
	津乃峰小学校	津乃峰町戎山１２９－３７	
	津乃峰総合センター	津乃峰町長浜４９４	
	うみてらす北の脇	中林町原２３－１	
	阿南市武道館	大潟町210-56	
橘	橘住民センター	橘町豊浜３６－１５	
	橘小学校	橘町大浦１６６－１	
	橘体育館	橘町幸野１８	
	ふるさと館	橘町土井崎１１５－１６	
宝田	宝田小学校	宝田町久保田１２４	
	宝田公民館	宝田町久保田９７－１	
	阿南健康づくりセンター	宝田町荒井６－１	
中野島	中野島総合センター	柳島町中川原２０－３	
	中野島小学校	上中町中原１８２－１	
	横見小学校	横見町前長岡６７－２	
長生	阿南第一中学校	長生町西方５８９－１	
	長生小学校	長生町五反地２５－２	
	長生住民センター	長生町上荒井楠ノ前４－２	
	長生隣保館	長生町舟田５８	
大野	大野小学校	宝田町久保田１２４	
	大野住民センター	中大野町北傍示４４０－１	
	大野公民館	中大野町北傍示４４０－２	
加茂谷	加茂谷総合センター	加茂町野上２２－１１	
	加茂谷中学校	加茂町南不け1	
	吉井小学校	吉井町原１８－２	
	加茂谷診療所	加茂町野上３０	
桑野	阿南第二中学校	内原町竹ノ内口１４３－１	
	桑野住民センター	山口町内田１５０－１	
	桑野小学校	桑野町岡元４０－１	
	山口小学校	山口町久延６９－１	
新野	新野小学校	新野町南宮ノ久保７０－１	
	新野東小学校	新野町是国３７－２	
	新野西小学校	新野町友常１	
	新野中学校	新野町馬見２１	
	新野住民センター	新野町西馬場１８	

地区	設置施設名	住　所	備　考
福井	福井総合センター	福井町古津１９８－２	
	福井中学校	福井町大西１４１番地	
	福井小学校	福井町大西１９２－１	
椿	つばき会館	椿町浜１４	
	椿泊小学校	椿泊町東１２７	
	かもだ岬温泉保養施設	椿町船瀬６０－２	
	椿町中学校	椿町宮ケ谷２３	
	椿小学校	椿町黒田４７	
	椿泊連絡所	椿泊町出島９	
	椿診療所	椿泊町出島２７	
伊島	伊島高齢者ふれあいセンター	伊島町瀬戸３９	
	伊島中学校	伊島町瀬戸３	
那賀川	阿南市那賀川スポーツセンター	那賀川町苅屋３５４－１	
	今津小学校	那賀川町敷地２３８	
	那賀川Ｂ＆Ｇ体育館	那賀川町今津浦向新田２０－５	
	那賀川支所	那賀川町苅屋３２３	
	那賀川中学校	那賀川町苅屋３７０－１	
	平島小学校	那賀川町赤池１３１－２	
	那賀川公民館	那賀川町今津浦喜来31-1	
	那賀川公民館平島分館	那賀川町赤池307-2	
	那賀川社会福祉会館	那賀川町苅屋３５７－１	
	阿南市科学センター	那賀川町上福井南川渕8-1	
羽ノ浦	阿南市情報文化センター	羽ノ浦町中庄上ナカレ１６－３	
	羽ノ浦公民館	羽ノ浦町宮倉大木３８－４	
	羽ノ浦中学校	羽ノ浦町宮倉沢田１５４	
	羽ノ浦小学校	羽ノ浦町中庄原婦知	
	羽ノ浦支所	羽ノ浦町中庄なかれ１６－３	
	岩脇小学校	羽ノ浦町岩脇町筋８７番地	
	春日野体育館	羽ノ浦町春日野１－７６６	

（２）その他（県施設等）

地区	設置施設名	住　所	備　考
羽ノ浦	富岡東高等学校　羽ノ浦校	羽ノ浦町中庄５０－１	
富岡	富岡東高等学校	領家町足寄１０２－２	
	富岡西高等学校	富岡町小山１８－３	
	南部総合県民局　阿南庁舎	富岡町あ王谷４６－１	
	阿南保健所・南部児童相談所	領家町野神３１９	
	阿南警察署	富岡町トノ町１―４	
	阿南公共職業安定所	富岡町佃町５４０―１	
	徳島地方裁判所　阿南支部	富岡町西池田口１－１	
	徳島地方検察庁　阿南支部	富岡町西池田口１－２	
見能林	阿南工業高等専門学校	見能林町青木２６５	
橘	橘町漁業協同組合	橘町東中浜162	
宝田	阿南光高等学校　宝田キャンパス	宝田町今市中新開１０－６	
	阿南医療センター	宝田町川原６－１	
大野	阿南支援学校	上大野町大山田５２	
桑野	県立南部健康運動公園	桑野町桑野谷１４－１	
	アグリあなんスタジアム	桑野町桑野谷	
	阿南テクノスクール	桑野町岡元１０９―１	
新野	阿南光高等学校　新野キャンパス	新野町室ノ久保１２	

２０．市有自動者保有台数

令和３年１２月現在

課名	車両番号			乗用			貨物			原付	バイク	特殊
				普通	小型	軽	普通	小型	軽			
秘書広報課	徳島４８０こ３７５	三菱	軽貨物					1				
	徳島５００め４１６７	ホンダ	小型乗用		1							
	徳島３００ち３８４７	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島３００な１２９７	トヨタ	普通乗用	1								
企画政策課	徳島４８０こ６６７８	三菱	軽貨物				1					
総務課	徳島４８０さ８７８９	ダイハツ	軽貨物				1					
	徳島４８３け５５	ダイハツ	軽貨物				1					
	徳島４００そ９７８６	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島５８０み９１６８	ダイハツ	軽乗用			1						
税務課	徳島５０ぬ５８４３	三菱	軽乗用			1						
	徳島５０の７３４５	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島４８０く８２６０	三菱	軽貨物						1			
	徳島５８０の１０５１	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０い７６２４	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島５８０と６９４８	三菱	軽乗用			1						
危機管理課	徳島５８０く７８０７	スバル	軽乗用			1						
	徳島４８０き９８６７	三菱	軽貨物			1						
那賀川支所	徳島５００そ４５５８	ニッサン	小型乗用		1							
	徳島５０ね１９９９	スズキ	軽乗用			1						
羽ノ浦支所	徳島４１う８４５６	スバル	軽貨物						1			
人権・男女共同参画課	徳島４８０か３７９９	三菱	軽貨物						1			
環境保全課	徳島４８３あ５３０	ニッサン	軽貨物						1			
	徳島３３０さ４０２０	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島５８３い４０２０	三菱	軽乗用			1						
	徳島３００ね９７５９	トヨタ	普通乗用	1								
文化振興課	徳島４８０く１６７７	スズキ	軽貨物						1			
	徳島４８０き２７２０	ダイハツ	軽貨物						1			
ふるさと未来課	徳島４００さ５２４６	マツダ	小型貨物					1				
環境管理課	徳島５００せ７９６７	マツダ	小型乗用		1							
	徳島４５ち８７０７	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島４０ら３５８１	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島５００そ９８２１	マツダ	小型乗用		1							
	徳島５８０あ９５１９	ニッサン	軽乗用			1						
	ＦＢ１５ＰＮ－７５－３０	日本輸送機 フォークリフト	小型特殊									1
	徳島５８０あ９５１８	ニッサン	軽乗用			1						
	徳島５００の９００２	スズキ	小型乗用		1							
	徳島４８０さ３３９３	ダイハツ	軽貨物						1			
保健センター	徳島４１い８７９８	ホンダ	軽貨物						1			
	徳島５０の８７６９	マツダ	軽乗用			1						
	徳島５８０く９１８３	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０こ９４９３	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島４８０か５２５９	ダイハツ	軽貨物						1			

保健センター	徳島４８０か５２６０	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島５０ち６６３１	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島５０と１６８０	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島５８０む１５０５	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０め４７３４	ダイハツ	軽乗用			1						
保険年金課	徳島５０の７５５３	三菱	軽乗用			1						
	徳島５８０く９１８２	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０こ５５６	三菱	軽乗用			1						
生活福祉課	徳島５８０き７３５０	スバル	軽乗用			1						
	徳島４８０え７０６５	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島５８０ぬ８４０３	三菱	軽乗用			1						
地域共生推進課	徳島５８０か８５３６	ホンダ	軽乗用			1						
	徳島５８０あ９０５０	ホンダ	軽乗用			1						
介護保険課	徳島５８０う５１５３	三菱	軽乗用			1						
	徳島５８０う９２８６	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０た９２２８	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０ち６７１７	三菱	軽乗用			1						
	徳島５８０な５２７	スズキ	軽乗用			1						
	徳島５８０ま５６６５	ダイハツ	軽乗用			1						
こども課	徳島５８０く７６６５	マツダ	軽乗用			1						
	徳島５８０あ９４６３	スバル	軽乗用			1						
農林水産課	阿南市１８２２	ヤマハ	原付							1		
	徳島４８０け３７０６	三菱	軽貨物						1			
	阿南市み３０６２	ホンダ	原付							1		
	徳島４８０さ２９６８	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島４８０せ６５７０	ダイハツ	軽貨物						1			
農地整備課	徳島４８０す１５７５	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島１００さ５０１８	日野	普通貨物				1					
	徳島４８０け４１９２	スズキ	軽貨物						1			
	徳島４８０せ６６７８	ダイハツ	軽貨物						1			
商工政策課	徳島４８０き２１６４	三菱	軽貨物						1			
	徳島４１い１５６１	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島５００の６１９２	スズキ	小型乗用		1							
	徳島５００ね８９８４	ホンダ	小型乗用		1							
野球のまち推進課	徳島４８０か３８５８	三菱	軽貨物						1			
土木課	徳島４００す３９７４	ニッサン	小型貨物					1				
	徳島４８０か５７１８	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０き１９２７	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０く６６５０	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０さ７３５６	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島４８０え３９１９	スバル	軽貨物						1			
	徳島４００せ６４４３	マツダ	小型貨物					1				
	徳島４８０か８１６２	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０く１８２	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０さ３５１０	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島４８０せ５７９６	スズキ　キャリイ	軽貨物						1			

公共建築課	徳島４８０こ７２８０	三菱	軽貨物						1			
住宅課	徳島４００す６４３６	ニッサン	小型貨物					1				
	徳島４８０く６６４８	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０せ５５８４	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島８００さ７２２８	いすゞ	塵芥									1
公園緑地課	徳島４１い９６０５	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島１００さ５０１９	日野	普通貨物				1					
	徳島４８０い７６３１	スバル	軽貨物						1			
	徳島４８０う６４７３	スバル	軽貨物						1			
まちづくり推進課	徳島４００さ８０２７	ニッサン	小型貨物					1				
水道課	徳島４００す９１９０	マツダ	小型貨物					1				
	徳島４００せ５１８２	マツダ	小型貨物					1				
	徳島４８０え８３２	スバル	軽自動車			1						
	徳島４００す９６７９	マツダ	小型貨物					1				
	徳島５８０こ５５７	三菱	軽自動車			1						
水道課	徳島４８０く９３４５	三菱	軽自動車			1						
	徳島４８０あ６８４０	スズキ	軽自動車			1						
	徳島４８０え７５９０	スバル	軽自動車			1						
	徳島８００さ８００７		普通貨物				1					
	徳島４８０き９５５２		軽自動車			1						
	徳島４８０か２８６２		軽自動車			1						
	徳島４８０け９６		軽自動車			1						
下水道課	徳島４８０せ６６７９	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島４００せ６１５６	ニッサン	小型貨物					1				
	徳島４８０か１３１１	ダイハツ	軽貨物						1			
特定事業推進課	徳島４８０さ９８７２	ダイハツ	軽貨物						1			
教育総務課	徳島４００さ９４５０	ホンダ	小型貨物					1				
	徳島５００は７６１	ニッサン	小型乗用		1							
	徳島５８０つ９１６８	三菱	軽乗用			1						
	徳島５００み７０２０	トヨタ	小型乗用		1							
学校教育課	徳島４８０え２６８３	スズキ	軽貨物						1			
生涯学習課	徳島４８３あ３３９１	スズキ	軽貨物						1			
人権教育課	徳島４８０う７４６３	三菱	軽貨物						1			
	徳島４８０き５３１０	ダイハツ	軽貨物						1			
スポーツ振興課	徳島１００さ１９０５	日野	普通貨物				1					
	徳島４００さ６７３	トヨタ	小型貨物					1				
	徳島４８０け７１２１	三菱	軽貨物						1			
学校給食課	徳島５０に９１６１	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島４８０あ５１００	ニッサン	軽貨物						1			
	徳島４８０う３１４１	ホンダ	軽貨物						1			
青少年健全育成センター	徳島５８６ほ１１０	スズキ	軽乗用			1						
図書館	徳島４８０う９９６２	ミツビシ	軽貨物						1			
	徳島８００さ７６２１	いすゞ	特種									1
	徳島４１え８３４６	スズキ	軽貨物						1			
科学センター	徳島４１い９８５４	スズキ	軽貨物						1			

教育研究所	徳島５０せ３１４７	三菱	軽乗用			1						
	徳島４１い６１６８	スズキ	軽貨物						1			
議事課	徳島３００そ４９８３	トヨタ	普通乗用	1								
	徳島３３０や２８１６	トヨタ	普通乗用	1								
議会事務局	徳島230さ625	日野	乗合									1
農業委員会事務局	徳島４８０う５７１１	スバル	軽貨物						1			
選挙管理委員会	徳島４８０あ５９５８	ホンダ	軽貨物						1			
生活環境課	徳島４００す２７７８	三菱	小型貨物					1				
	徳島４８０う７３１８	スバル	軽貨物						1			
	徳島１００さ７１８３	日野	普通貨物				1					
	徳島４８０え６０２６	スズキ	軽貨物						1			
	徳島５８３そ１１２５	ダイハツ	軽乗用			1						
	徳島１００さ７８９４	日野	普通貨物				1					
	徳島８００さ７２２９	いすゞ	塵芥									1
	徳島１００さ９３２６	マツダ	普通貨物				1					
	徳島８００さ７５０７	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７５０８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７５０９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７５１０	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７５１２	いすゞ	塵芥									1
	徳島１００さ９７９１	マツダ	普通貨物				1					
	徳島８００さ７８９５	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７８９６	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７８９７	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７８９８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ７９６７	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８２１０	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８２１１	いすゞ	塵芥									1
	徳島１００す３４４	日野	普通貨物								1	
	徳島８００さ８３３２	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８３３３	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８３３４	いすゞ	塵芥									1
	徳島１００す７８６	日野	普通貨物				1					
	徳島８００さ８５８８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８５８９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８７０１	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８７０３	いすゞ	塵芥									1
	徳島１００す１２９１	日野	普通貨物				1					
	徳島１００す１３０４	マツダ	普通貨物				1					
	徳島８００さ８９５５	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ８９５６	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９００５	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９００６	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９２５８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９２５９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９２６０	いすゞ	塵芥									1

生活環境課	徳島８００さ９３４８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９３５０	いすゞ	塵芥									1
	徳島４８０す３２２	三菱	軽貨物						1			
	徳島８００さ９５５４	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９５５５	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９６７２	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９６７３	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９６７４	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９９３８	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００さ９９３９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００す２９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００す３５９	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００す３６０	いすゞ	塵芥									1
	徳島８００す６１７	いすゞ	塵芥									1
消防本部総務課	徳島８８さ９８８３	いすゞ	消防									1
	徳島８００は３８	日野	消防									1
	徳島８００さ３３７１	日野	消防									1
	徳島５０ほ２１３	マツダ	軽乗用			1						
	徳島８００さ４７１０	日野	消防									1
	徳島８００さ４７３０	日野	消防									1
	徳島８００る１２０	スポーツパルトレーラー	特種									1
	徳島く２０３２	ヤマハ	軽二輪								1	
	徳島く２０３３	ヤマハ	軽二輪								1	
	徳島８００さ４８１６	トヨタ	消防									1
	徳島８００は４３４	日野	消防									1
	徳島８００は４６７	日野	消防									1
	徳島４８０え９３９６	ニッサン	軽貨物						1			
	徳島８００さ６６３３	トヨタ	救急									1
	徳島５００ふ９７２１	ホンダ	小型乗用		1							
	徳島８００は６４７	日野	消防									1
	徳島５８０つ８９８３	スズキ	軽乗用			1						
	徳島８００さ７９８７	ニッサン	救急									1
	徳島８００さ８３８８	日野	消防									1
	徳島８００さ８６５３	いすゞ	消防									1
	徳島８００さ８９１７	トヨタ	消防									1
	徳島８００は８１６	日野	消防									1
	徳島４８０さ２８３７	ダイハツ	軽貨物						1			
	徳島８００さ９２６７	ニッサン	救急									1
	徳島８００さ９６７６	ニッサン	救急									1
	徳島８８３い１１９	三菱	軽特種									1
	徳島８００す６９	いすゞ	消防									1
	徳島８００す９３	日野	消防									1
	徳島８００さ１６８６	マツダ	消防									1
	徳島８００す１６８	日野	消防									1
	徳島８００す３８５	ニッサン	消防									1

警防課	徳島８００さ１６０	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ１６１	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ３５４	いすゞ	消防									1
	徳島８００さ１７２６	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ１７２７	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ２５４６	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ２５４７	トヨタ	消防									1
	徳島８００さ３１７３	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ３１７５	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ３１８０	ニッサン	消防									1
	徳島８００な7	日野	消防									1
	徳島８００さ３７１４	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ３７１７	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ４２５９	マツダ	消防									1
	徳島８００さ４２６０	マツダ	消防									1
	徳島８００さ４８２９	マツダ	消防									1
	徳島８００さ４８３０	マツダ	消防									1
	徳島８００さ４８７５	日野	消防									1
	徳島８００さ５２９４	マツダ	消防									1
	徳島８００さ５２９５	マツダ	消防									1
	徳島８００さ５６６３	日野	消防									1
	徳島８００さ５６６４	日野	消防									1
	徳島８００さ５６９２	マツダ	消防									1
	徳島８００さ５６９３	マツダ	消防									1
	徳島８００さ６１００	マツダ	消防									1
	徳島８００さ６１０１	マツダ	消防									1
	徳島８００さ６１７０	日野	消防									1
	徳島８００さ７１５７	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ７１５８	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ７１９４	日野	消防									1
	徳島８００さ７１９５	日野	消防									1
	徳島８００さ７４６５	日野	消防									1
	徳島８００さ７４６９	日野	消防									1
	徳島８００さ７４７０	日野	消防									1
	徳島８００さ７４７１	日野	消防									1
	徳島８００さ７５２１	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ７５２２	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ７８０５	日野	消防									1
	徳島８００さ７８０６	日野	消防									1
	徳島８００さ７８０７	日野	消防									1
	徳島８００さ７９０８	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ７９０９	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ８１８７	日野	消防									1
	徳島８００さ８１８８	日野	消防									1
	徳島８００さ８１８９	日野	消防									1
	徳島８００さ８２５２	スバル	消防									1

警防課	徳島８００さ８３０２	ニッサン	消防									1
	徳島８８０あ７６５	ダイハツ	軽特種									1
	徳島８００さ８６６８	日野	消防									1
	徳島８００さ８６６９	日野	消防									1
	徳島８００さ８６７０	日野	消防									1
	徳島８００さ８７５９	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ８８４７	日野	消防									1
	徳島８００さ８８４８	日野	消防									1
	徳島８００さ８８５０	日野	消防									1
	徳島８００さ８９７１	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ９２４１	日野	消防									1
	徳島８００さ９２４３	日野	消防									1
	徳島８００さ９３７４	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ９３７５	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ９３８５	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ９６３０	日野	消防									1
	徳島８００さ９６３１	日野	消防									1
	徳島８００さ９６５７	ニッサン	消防									1
	徳島８００さ９９８２	日野	消防									1
	徳島８００さ９９８３	日野	消防									1
	徳島８００す７３	ニッサン	消防									1
	徳島８００す２８０	日野	消防									1
	徳島８００す２８１	日野	消防									1
	徳島８００す４４４	ニッサン	消防									1
合計				6	10	49	14	15	57	2	3	138

２１．輸送業者（トラック）

輸送確保に関する連絡方法

令和３年１２月現在

No	事　業　者　名	備　　考	No	事　業　者　名	備　考
1	阿南運輸㈲		14	(有)青藍	
2	(株)扇建設		15	(株)太陽商会 徳島出張所	
3	王子陸運(株)富岡営業所		16	高橋運輸(有)	
4	大平運送(有)		17	徳島南部陸運(株)	
5	(有)岡久運送		18	㈱播磨組	
6	(有)岡部運送		19	(有)古川運送	
7	加茂谷運送(株)		20	(有)丸夕運送店	
8	(有)甲子汽船陸運部		21	美原工業(株)	
9	県南クリーン(有)		22	牟岐線通運(株)	
10	(有)県南物流		23	(有)山本運輸	
11	佐々木運輸機工(有)		24	(株)友利通商	
12	志満や運送(株)		25	(有)リフレッシュ阿南	
13	昭和陸運(有)		26	菱南産業(株)	

（社）徳島県トラック協会県南支部より提供

２２．輸送業者（タクシー）

輸送確保に関する連絡方法

代表　橘タクシー
山本　英二郎
平成２８年１２月１６日現在

事　業　者　名	住　　所	電話番号	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高 T.P.(m)	津波浸水深 (m)	トラック・タクシー 種別・台数
㈲津乃峰タクシー	阿南市津乃峰町長浜270-2	27-0334	鉄骨	2	1.0	4.0～5.0	タクシー３
阿南タクシー㈲	阿南市西路見町江川67-1	22-0759 22-2717	木造	1	1.6	2.0～3.0	タクシー５ ジャンボ１
新野タクシー㈲	阿南市新野町花坂48	36-3131	鉄骨	2	28.8	―	タクシー２
加茂谷タクシー㈲	阿南市吉井町片山41-9	25-0070 35-1211	鉄骨	2	21.2	―	タクシー２ ジャンボ1
加茂谷タクシー㈲（桑野）	阿南市桑野町岡元5-9	26-0221	鉄骨	1	11.8	―	タクシー３ ジャンボ1
橘タクシー㈲	阿南市橘町東中浜84-25	27-0018	鉄骨	2	1.6	5.0～10.0	タクシー3
橘タクシー㈲ 橘駅前営業所	阿南市津乃峰町東分114-1	27-0144	木造	2	1.8	4.0～5.0	タクシー4 ジャンボ2
橘タクシー㈲ 富岡営業所	阿南市富岡町今福寺42-8	22-0253	鉄筋	3	3.4	0.3～1.0	タクシー11
橘タクシー㈲（上中車庫）	阿南市上中町南島707-1	22-2335	鉄骨	2	8.2	―	タクシー２
富岡タクシー	阿南市富岡町トノ町99-4	22-3422	鉄骨	2	2.8	0.3～1.0	タクシー3
毎日タクシー	阿南市富岡町あ石12-10	22-1420	鉄筋	3	2.8	1.0～2.0	タクシー１２
毎日タクシー 見能林	阿南市見能林町東石仏3－2		鉄骨	2	2.8	3.0～4.0	―
㈲今津タクシー	阿南市那賀川町敷地228-6	42-0724	鉄骨	2	2.8	1.0～2.0	タクシー3
㈲中島タクシー	阿南市那賀川町赤池175-4	42-1177	鉄骨	3	2.6	1.0～2.0	タクシー3 ジャンボ1
共栄タクシー	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ２９－２３	44-4444	鉄骨	1	5.2	―	タクシー３

２３．油類等事故防災関係資材保有数

（１）オイルフェンス保有数

令和４年１月現在

地区	事業所名	連絡先	保有量(m)	型式	輸送手段の有無	備　考
阿南	新日本電工㈱徳島工場	27-2111	620	B型	無	
〃	王子製紙㈱富岡工場	22-2211	480	B型	有	
〃	四国電力㈱阿南発電所	27-0169	1,760	B型	有	
〃	四国電力㈱橘湾火力発電所	34-3411	320	B型	有	
〃	J-POWERジェネレーションサービス㈱橘湾火力運営事業所	34-3221	240	B型	無	
〃	国土交通省那賀川河川事務所	22-6461	120 80	A型 B型	有	一ノ堰水防資材倉庫
〃	南部総合県民局県土整備部	24-4232	1,560	B型	有	橘倉庫 柳島倉庫
〃	阿南市消防本部	22-3798	40 （20×2）	OK-100型	有	

（２）化学消火剤保有数

地区	事　業　所　名	連絡先	製品名	数　量	輸送手段の有無	備　考
阿南	新日本電工（株）徳島工場	27-2111	ｴｱﾌｫｰﾑ3%	1,200　L	有	
〃	王子製紙（株）富岡工場	23-5335	ｴｱｰﾌｫｰﾑ3% 粉　末	5,200　L 400　kg	有	
〃	四国電力（株）阿南発電所	27-0300	ｴｱｰﾌｫｰﾑ3% 粉　末	17,640　L 1,200　kg	有	
〃	阿南市消防本部	22-3798	ﾏｲﾃｨﾌｫｰﾑ ｽｰﾊﾟｰﾌｫｰﾑ	6200 60　L	有	
〃	危機管理局（管理：南部総合県民局県土整備部）	621-2281 （24-4232）	ﾒｶﾞﾌｫｰﾑ6%	1,800　L	有	橘倉庫

（３）油処理剤保有数

地区	事　業　所　名	連絡先	製品名	数量（L）	輸送手段の有無	備　考
阿南	新日本電工（株）徳島工場	27-2111	ﾒｰﾙｸﾘｰﾝ ｱｰｽｸﾘｰﾝ	918 100	無	
〃	王子製紙（株）富岡工場	22-2211	ﾈｵｽ　AB ｶｽﾀｽｸﾘｰﾝ	1,390	無	
〃	四国電力（株）阿南発電所	27-0169	ﾈｵｽ AB2000 AB3000	360 １８	有	
〃	四国電力㈱橘湾火力発電所	34-3411	ﾈｵｽ AB2000	252	有	
〃	J-POWERジェネレーションサービス㈱橘湾火力運営事業所	34-3221	ﾈｵｽ AB3000	3,000	無	
〃	国土交通省那賀川河川事務所	22-6461	ACｸﾘｰﾝH	12	有	井関 排水機場
				24		上荒井 排水機場
〃	南部総合県民局県土整備部	24-4232	ｼｰｸﾞﾘｰﾝ 805	63	無	

２４．消防力

（１）消防職員及び消防団員等

令和３年１２月現在

所属		所在地	職員総数（人）	消防ポンプ自動車等（台）	消防積載用自動車（台）	小型動力ポンプ（台）	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高（m）	津波浸水深（m）
消防本部	—	辰己町1番地33	30				鉄筋コンクリート	4	4.2	—
消防署	—		76	消防自動車 18 救急自動車 5						
合　計			106	23						

分団名等	班　数（班）	所在地	団員総数（人）	消防ポンプ自動車等（台）	消防積載用自動車（台）	小型動力ポンプ（台）	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高（m）	津波浸水深（m）
団本部	1	辰己町1番地33	12	消防団司令車 1						
富岡分団第一班	6	富岡町車ノ口13番地５地先	121	1			鉄骨	2	4.8	—
富岡分団第二班		富岡町トノ町109番地3		1			鉄骨	2	3.0	0.3～1.0
富岡分団第三班		富岡町寿通105番地1		1			木造	1	3.5	0.01～0.3
富岡分団第四班		日開野町九反ヶ坪939番地1		1			鉄骨	2	1.4	2.0～3.0
富岡分団第五班		畭町はり221番地		1			鉄骨	2	9.0	—
富岡分団第六班		福村町南筋12番地4		1			鉄骨	2	2.8	2.0～3.0
中野島分団第一班	3	柳島町中川原6番地1地先	74	1			鉄骨	2	5.8	—
中野島分団第二班		横見町上木戸16番地3			1	1	鉄骨	2	3.4	0.3～1.0
中野島分団第三班		上中町南島752番地8		1			鉄骨	2	7.8	—
宝田分団第一班	2	宝田町中友79番地1	55	1			鉄骨	2	5.8	—
宝田分団第二班		宝田町今市前ヶ原17番地1			1	1	鉄骨	2	5.4	—
長生分団第一班	5	長生町楠ノ元6番地2	90	1			鉄骨	2	4.8	—
長生分団第二班		長生町池ノ内1番地1			1	1	鉄骨	2	11.2	—
長生分団第三班		長生町舟田58番地		1			鉄骨	2	4.8	—
長生分団第四班		長生町北浦109番地			1	1	鉄骨	2	10.0	—
長生分団第五班		長生町西方585番地1		1			鉄骨	2	8.0	—
大野分団第一班	3	下大野町松ノ本23番地6	69	1			鉄骨	2	9.8	—
大野分団第二班		上大野町城之内68番地1			1	1	鉄骨	2	14.2	—
大野分団第三班		中大野町北傍示614番地7			1	1	鉄骨	2	12.0	—

分団名等	班　数（班）	所在地	団員総数（人）	消防ポンプ自動車等（台）	消防積載用自動車（台）	小型動力ポンプ（台）	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高（m）	津波浸水深（m）
加茂谷分団第一班	8	楠根町奥山17番地9	166		1	1	鉄骨	2	18.8	—
加茂谷分団第二班		深瀬町岡崎31番地		1			鉄骨	2	25.2	—
加茂谷分団第三班		十八女町静80番地2			1	1	鉄骨	2	28.6	—
加茂谷分団第四班		大井町東平156番地7			1	1	鉄骨	2	38.8	—
加茂谷分団第五班		熊谷町定方38番地4			1	1	鉄骨	2	21.0	—
加茂谷分団第六班		吉井町地神南79番地2			1	1	鉄骨	2	21.8	—
加茂谷分団第七班		加茂町南不ケ35番地1		1			鉄骨	2	27.6	—
加茂谷分団第八班		水井町中野29番地2			1	1	鉄骨	2	35.6	—
見能林分団第一班	5	才見町田中23番地3	108		1	1	鉄骨	2	1.8	2.0～3.0
見能林分団第二班		津乃峰町長浜494番地		1			鉄筋コンクリート	1	1.5	4.0～5.0
見能林分団第三班		中林町原23番地1		1			鉄骨	2	5.2	1.0～2.0
見能林分団第四班		大潟町210番地62		1			鉄骨	2	1.2	5.0～10.0
見能林分団第五班		見能林町林崎139番地1		1			鉄骨	2	2.4	3.0～4.0
橘分団第一班	2	橘町豊浜33番地1	50	2			鉄骨	1	1.8	5.0～10.0
橘分団第二班		橘町塩田7番地1			1	1	木造	1	1.6	5.0～10.0
桑野分団第一班	5	桑野町中野115番地7	98	1			鉄骨	2	11.0	—
桑野分団第二班		阿瀬比町中村20番地5			1	1	鉄骨	2	142.6	—
桑野分団第三班		桑野町宮ノ前38番地先			1	1	鉄骨	2	12.4	—
桑野分団第四班		内原町山下67番地6			1	1	木造	1	11.3	—
桑野分団第五班		山口町森国117番地1		1			鉄骨	2	22.4	—
新野分団第一班	7	新野町西馬場21番地7	120	1			鉄骨	2	33.6	—
新野分団第二班		新野町是国122番地3			1	1	木造	1	36.4	—
新野分団第三班		新野町大歳434番地1			1	1	鉄骨	2	28.0	—
新野分団第四班		新野町小砂取37番地7		1			鉄骨	2	44.6	—
新野分団第五班		新野町久田85番地1			1	1	鉄骨	2	46.8	—
新野分団第六班		新野町川亦99番地1			1	1	鉄骨	2	71.7	—
新野分団第七班		新野町西光寺179番地1			1	1	鉄骨	2	38.4	—
福井分団第一班	4	福井町高田１番地７	59	1			木造	1	7.3	0.3～1.0
福井分団第二班		福井町動々原85番地5			1	1	鉄骨	2	35.2	—
福井分団第三班		福井町日の地340番地3			1	1	鉄骨小梁	1	74.4	—
福井分団第四班		福井町色面142番地5			1	1	鉄骨	2	16.2	—
椿分団第一班	5	椿泊町寺谷1番地1	117		2	3	木造	1	2.0	5.0～10.0
椿分団第二班		椿泊町小吹川原48番地			1	2	鉄骨	2	2.6	5.0～10.0
椿分団第三班		椿町浜14番地			1	1	鉄筋コンクリート	1	2.8	5.0～10.0
椿分団第四班		椿町加茂前65番地4地先			1	1	鉄骨	2	4.6	0.3～1.0
椿分団第五班		伊島町瀬戸168番地				2	鉄骨	2	2.8	2.0～3.0

分団名等	班　数（班）	所在地	団員総数（人）	消防ポンプ自動車等（台）	消防積載用自動車（台）	小型動力ポンプ（台）	建築構造（木造・非木造等）	階数	地盤高（m）	津波浸水深（m）
那賀川分団第一班	6	那賀川町中島420番地6	111	1			鉄骨	2	2.0	2.0～3.0
那賀川分団第二班		那賀川町今津浦免許159番地		1			鉄骨	2	2.2	2.0～3.0
那賀川分団第三班		那賀川町大京原422番地2		1			鉄骨	2	3.0	1.0～2.0
那賀川分団第四班		那賀川町江野島585番地13		1			鉄骨	2	1.7	3.0～4.0
那賀川分団第五班		那賀川町上福井元畭157番地5		1			鉄骨	2	2.0	1.0～2.0
那賀川分団第六班		那賀川町黒地308番地3		1			鉄筋コンクリート	1	4.2	0.3～1.0
羽ノ浦分団第一班	7	羽ノ浦町中庄なかれ16番地3	136	1			鉄骨	2	5.4	―
羽ノ浦分団第二班		羽ノ浦町宮倉本村居内50番地2		1			鉄骨	2	3.2	0.3～1.0
羽ノ浦分団第三班		羽ノ浦町岩脇姥ヶ原51番地18地先		1			鉄骨	2	12.4	―
羽ノ浦分団第四班		羽ノ浦町古庄古野神13番地5		1			鉄骨	2	8.2	―
羽ノ浦分団第五班		羽ノ浦町古毛中須賀68番地9		1			鉄骨	1	11.2	―
羽ノ浦分団第六班		羽ノ浦町中庄大知渕41番地1			1	1	鉄骨	2	4.8	―
羽ノ浦分団第七班		羽ノ浦町春日野1番地117		1			鉄骨	2	3.0	0.3～1.0
合　計	69		1,386	38	31	35				

（２）公設消防水利状況

令和３年１２月現在

種別／地区名	計	消火栓	防火水槽												防火井戸	
			小計		100m³以上		60m³以上100m³未満		40m³以上60m³未満		20m³以上40m³未満		20m³級未満		井戸	打抜井戸
			有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋		
計	2,227	1,726	313	64	2		1		149	1	160	63	1		111	13
富岡地区	315	272	29	2	1				16		12	2			7	5
中野島地区	137	101	21						14		7				10	5
宝田地区	69	60	6						5		1				3	
長生地区	111	86	17	4					7		10	4			4	
大野地区	90	73	12	3					4		8	3			2	
加茂谷地区	85	52	20	13					1		18	13	1			
見能林地区	261	234	22	2					5		17	2			3	
橘地区	81	70	10	1	1		1		6		2	1				
桑野地区	102	67	14	16					1	1	13	15			2	3
新野地区	101	65	22	14					3		19	14				
福井地区	97	72	12	8					6		6	8			5	
椿地区	70	62	7	1							7	1				
那賀川地区	389	281	59						22		37				49	
羽ノ浦地区	319	231	62						59		3				26	

（３）消防力の状況

令和３年１２月現在

		単 位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計
署・所、団・分団数			1署、2所	1団、14分団	－
職・団員数		人	106	1,386	1,492
三点セット	大型化学消防車	台	1	－	1
	梯子付大型高所放水車	〃	1	－	1
	泡原液搬送車	〃	1	－	1
化学消防車	3,000L/分以上	〃	－	－	－
	2,000L/分～3,000L/分	〃	1	－	1
	1,500L/分～2,000L/分	〃	－	－	－
	1,500L/分未満	〃	－	－	－
	粉末型	〃	－	－	－
	計	〃	1	－	1
ポンプ車	普通	〃	6	36	42
	水槽付	〃	1	2	3
	計	〃	7	38	45
小型動力ポンプ		〃	1	35	36
その他の消防車	指揮車	〃	1	1	2
	クレーン付き資器材搬送車	〃	1	－	1
	救助工作車	〃	1	－	1
	消防用積載車	〃	1	31	32
	計	〃	4	32	36
高規格救急自動車		〃	5	－	5
救急自動車		〃	－	－	－
計		〃	5	－	5

			単 位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計
空気呼吸器			〃	38	-	38
携帯式ガス検知機			〃	9	-	9
耐熱防火服			着	7	-	7
消火薬剤化学車積載分含む	タンパク質系泡原液(3%型換算)		L	6,200	-	6,200
	耐アルコール用泡原液(〃)		〃	-	-	-
	界面活性剤	低発泡型（スーパーフォーム）	〃	60	-	60
		高・低両型（ミラクルファームα）	〃	100	-	100
	ライトウォーター		〃	-	-	-
	水成膜泡消火薬剤		〃	500	-	500
	計		〃	6,920	-	6,920
オイルフェンス		移動可能	m	40	-	40
		固定	〃	-	-	-
		計	〃	-	-	-
その他	救助用ゴムボート		隻	3	15	18
	計		〃	3	15	18

（4）水防倉庫及び備蓄資材の状況

水防管理団体名	設置場所 水防倉庫（消防倉庫）	河川名 海岸名 港湾名	照明器具	器具資材																				
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハグチ ジョレン	カケヤ・ハンマー類	土のう袋類	むしろ・ビニールシート	縄・ロープ	竹	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	土砂	袋入土砂
		（単位）	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	枚	束(巻)	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m^3	袋
阿南市	辰己町 阿南市消防本部倉庫	桑野川	3	27	7	18	76	21	11	31	69	6,760	16				370							130
〃	桑野町中野 水防倉庫桑野分団第一班詰所	〃					5			5	15	2,000					30						~~4~~	
〃	山口町森国 消防倉庫桑野分団第五班詰所	〃		6	6	4	25	4	5	6	10	1,800	2	2	20		70							
〃	新野町西馬場 水防倉庫新野分団第一班詰所	〃		6	6	2	10	1	4	3	7	2,300	10	2			40							~~200~~
〃	上大野城之内 消防倉庫大野分団第二班詰所	那賀川		3	4	1	20	4	4	7	9	1,400	4	7			45							
〃	楠根町 水防倉庫	〃		5	5	5	19	4	8	5	6	2,000	10				50							~~1,500~~
〃	深瀬町岡崎 水防倉庫加茂谷分団第二班詰所	〃		4	4	4	20	4	4	7	9	1,600	4	3			100							~~1,500~~
〃	福井町高田 福井分団第一班詰所	福井川		6	7	4	20	5	2	7	9	2,000	3	3			60							
〃	椿町浜 椿分団第三班詰所	椿　川		4	2	1	21	4	8	6	9	1,800	4	5			40							
〃	大潟町 見能林分団第四詰所	海　岸		6	4	4	21	4	5	3	6	1,600	4	3			60							
〃	市消防本部 南出張所	〃	1	4	2	10	40	5	6	12	10	4,200	4	3			42							80
〃	那賀川町赤池 赤池水防倉庫	那賀川 大手海岸		15		3	35	1	1	20		1,200	1,000				40							
〃	羽ノ浦町岩脇 羽ノ浦分団第三班詰所	那賀川		22	3		70	25	18	24	2	1,000		150	18		145		3				~~3~~	
〃	市消防本部 西出張所	桑野川	1	5	2	11	31	9	8	12	17	4,683	10	6			77							125
小計	14		5	113	52	67	413	91	84	148	178	34,343	1,071	184	38	0	1,169	0	3	0	0	0	0	335

（5）重要な水門・樋門、排水機（ポンプ）場

a）水門・樋門

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
那賀川	富　岡	水門	住　吉	本原ヶ崎	8.00*5.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	国土交通省
那賀川	楠根下流	樋門	楠　根	金　石	3.20*4.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	楠根上流	〃	楠　根	津　越	1.50*1.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	熊谷川堤外	〃	楠　根	南　原	4.80*6.45	6	鋼製ローラーゲート	油圧シリンダ式	国土交通省
那賀川	熊谷川提内	〃	楠　根	南　原	4.80*6.45	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
那賀川	岡崎川	〃	深　瀬	中州	4.00*4.90	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省・
那賀川	那賀川南岸用水	〃	上大野	久留米田	3.00*1.30	1	鋼製ローラーゲート	電動スピンドル式	那賀川南岸土地改良区
那賀川	那賀川（眉毛）	〃	辰　己		2.00*5.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	阿南市（土木課）
派川 那賀川	福村東排水	〃	向　原	下ノ浜	2.65*2.35	1	ステンレス鋼製 ローラーゲート	電動	阿南市（下水道課）
桑野川	天神前	〃	住　吉	六反地	2.00*2.50	2	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	前　田	〃	横　見	前　田	2.00*1.50	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	井　関	〃	宝　田	井　関	2.00*3.50	1	鋼製ゲート	浮体構造起状式	国土交通省・
桑野川	大津田堤外	〃	長　生	本　庄	3.55*5.25	3	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	大津田堤内	〃	長　生	本　庄	3.55*5.25	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	国土交通省
桑野川	上荒井下流	樋門	長　生	下田尻	2.00*2.00	1	鋼製ゲート	浮体構造起状式	国土交通省・
桑野川	長生第一	〃	長　生	祖ヶ谷	2.50*2.50	1	鋼製 スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
桑野川	長生第二	樋門	長　生	祖ヶ谷	1.50*1.50	1	鋼製 スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	段	〃	長　生	段	4.00*5.00	1	鋼製 スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	明　谷	〃	長　生	岩ノ下	0.80*0.80	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	大　地	〃	桑　野	車ノ口	4.00*4.00	2	ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	谷	〃	桑　野	井ノ口原	4.00*4.00	2	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	向　地	〃	長　生	岩ノ脇	1.20*1.20	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	北　山	〃	山　口	前山田	2.00*2.00	1	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	田　野	〃	山　口	末　広	1.50*3.00	1	スライドゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	内　田	〃	山　口	前山田	1.75*1.50	1	スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
桑野川	岡　本	〃	住　吉	岡本	2.00*3.50	1	ステンレス製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	五反地	〃	横　見	前田	2.29*2.60	2	鋼　製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
桑野川	三　田	〃	横　見	中川原	2.00*3.00	1	鋼　製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	高川原	〃	富　岡	中川原	2.00*2.50	1	鋼　製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
桑野川	川　原	〃	宝　田	川　原	2.50*2.00	2	鋼　製 ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（土木課）
桑野川	石　塚	〃	富　岡	庄　境	1.80*1.80	1	鋼　製 ゲート	浮体構造 起状式	阿南市（農地整備課）
桑野川	一の堰取水	〃	富　岡	西仲町	1.80*1.80	1	鋼　製	電動スピンドル巻揚	阿南東部土地改良区
桑野川	井之口	〃	桑　野	桑　野	1.20*1.40	1	鋼　製	手動ラックギャー	桑野土地改良区
桑野川	戸　崎	〃	長　生	戸　崎	1.50*2.10	1	鋼　製 ゲート	浮体構造 起状式	阿南市（農地整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
桑野川	大　原	樋門	長　生	うその口	1.25*1.25	1	鋼　製	浮体構造 起伏ゲート	阿南市（農地整備課）
派川 那賀川	辰巳派川那賀川	〃	辰　己		4.20*2.00	1	ステンレス製・	電動ラック式	阿南市（下水道課）
那賀川	深瀬川	〃	深瀬	北久保	2.90*2.20	1	鋼製ローラーゲート	手動ハンドルラック式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川左岸１号	〃	富　岡	中川原	1.00*1.00	1	鋼　製 スライドゲート	手動ハンドルラック式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川左岸２号	〃	柳　島	中川原	1.15*1.15	1	鋼　製	手動ハンドルスピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川左岸３号	〃	柳　島	中川原	1.55*2.10	1	鋼製ローラーゲート	手動スピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川左岸４号	〃	柳　島	中川原	1.02*1.65	1	鋼製スライドゲート	手動スピンドル式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川右岸１号	〃	宝　田	川　原	2.10*2.10	1	鋼製ローラーゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川右岸２号	〃	宝　田	今市山の北	2.10*2.10	1	鋼　製	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
岡　川	岡川左岸５号	〃	柳　島	中川原	1.55*1.10	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	阿南市（農地整備課）
蛭地川	蛭　地	水門	桑　野	蛭　地	7.63*9.70	2	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ	徳島県（河川整備課）
蛭地川	蛭　地	吐出樋門	桑　野	蛭　地	2.00*2.00	1	鋼製スライドゲート	電動スピンドル式	徳島県（河川整備課）
打樋川	打樋川	樋門	津乃峰	長　浜	3.10*5.10	1	ステンレス製ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
		水門			4.10*17.00	2	鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ式	
		樋門			3.80*3.00	1	鋼製ローラーゲート	電動ラック式	
		樋門			3.80*3.00	1	鋼製フラップゲート	電動ウインチ式	
打樋川	打樋川	樋門	津乃峰	長　浜	3.20*3.40	3	アルミニウム製スライドゲート	電動スピンドル式	徳島県（河川整備課）
〃	打樋川第一	〃	津乃峰	長　浜	1.70*2.50	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
打樋川	打樋川第二	〃	津乃峰	長　浜	1.70*2.20	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
打樋川	打樋川第三	〃	津乃峰	長　浜	1.45*1.90	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
打樋川	打樋川第四	樋門	津乃峰	長　浜	1.35*1.25	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
鵠　川	鵠　川	樋門	橘	北新田	2.15*2.10	3	ステンレスローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
福井川	湊第一	〃	福　井	南新田	2.50*1.75	1	鋼製スライドゲート	手動ピンジャッキ	徳島県（河川整備課）
福井川	湊第二	〃	福　井	袴	3.00*2.10	1	ステンレスローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
福井川	福　井	〃	福　井	大　原	1.50*2.00	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
福井川	大　原	〃	福　井	大　原	1.70*2.00	1	鋼製ローラーゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
福井川	（仮）福2	陸閘	橘	土井崎	1.05*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	（仮）福3	〃	橘	土井崎	1.00*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	（仮）福5	〃	橘	土井崎	1.00*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	（仮）福6	〃	橘	土井崎	1.01*1.08	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	湊その１	〃	福　井	湊	1.50*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	湊その２	〃	福　井	湊	1.50*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	湊その３	〃	福　井	湊	1.40*2.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
福井川	湊その４	〃	福　井	湊	1.20*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
椿　川	椿川第一	〃	椿	地蔵ヶ谷	1.30*1.70	2	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
椿　川	椿川第二	樋門	椿	地蔵ヶ谷	1.30*1.70	1	鋼製スライドゲート	手動ラック式	徳島県（河川整備課）
椿　川	椿川第三	陸閘	椿	地蔵ヶ谷	1.00*5.00	1	鋼製片引ゲート	人力	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.1	樋門	津乃峰	新　浜	2.20*2.70	1	ステンレス製	ローラーゲート（電動・手動併用）	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.1-1	陸閘	津乃峰	新　浜	1.10*6.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.1-2	〃	津乃峰	新　浜	1.10*6.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘外15	〃	津乃峰	新　浜	0.95*0.58	1	木製	差し戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘外58	〃	津乃峰	新　浜	0.60*0.90	1	木製	差し戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.2	〃	津乃峰	戎　山	1.96*2.39	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.3	〃	津乃峰	戎　山	2.05*2.07	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.4	〃	津乃峰	戎　山	2.05*2.05	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.5	〃	津乃峰	戎　山	2.02*2.18	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.6	〃	津乃峰	戎　山	2.00*4.17	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.7	〃	津乃峰	戎　山	2.00*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.8	〃	津乃峰	戎　山	1.97*4.19	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.9	〃	津乃峰	戎　山	2.02*1.68	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.10	〃	津乃峰	戎　山	1.00*4.16	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.11	〃	津乃峰	戎　山	1.65*2.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.12	〃	津乃峰	戎　山	2.03*2.19	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.13	〃	津乃峰	戎　山	2.00*4.16	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.14	〃	津乃峰	戎　山	2.05*2.07	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.15	陸閘	津乃峰	戎　山	2.05*2.13	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.16	〃	津乃峰	戎　山	1.96*2.06	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.17	〃	津乃峰	戎　山	1.90*6.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.18	〃	津乃峰	戎　山	1.85*9.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.20	〃	津乃峰	戎　山	1.30*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.21	〃	津乃峰	戎　山	1.32*3.75	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.22	〃	津乃峰	戎　山	1.26*4.99	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.23	〃	津乃峰	戎　山	1.22*3.74	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.24	〃	津乃峰	戎　山	1.25*3.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.25	〃	津乃峰	戎　山	1.30*8.95	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.26	〃	津乃峰	戎　山	1.30*4.70	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.27	〃	津乃峰	戎　山	1.45*1.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.28	〃	津乃峰	戎　山	1.45*1.55	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
橘　港	橘No.29	樋門	津乃峰	中　分	3.00*3.20	2	アルミニウム製	電動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.30	陸閘	津乃峰	中　分	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.30-1	〃	津乃峰	中　分	0.90*3.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.31	〃	津乃峰	新　浜	1.53*1.67	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘他19	〃	津乃峰	新　浜	1.25*1.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.32	陸閘	橘	東中浜	1.70*3.77	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.33	〃	橘	東中浜	1.70*7.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.34	〃	橘	東中浜	2.25*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.35	〃	橘	東中浜	2.25*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.36	樋門	橘	東中浜	1.10*1.65	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.37	陸閘	橘	東中浜	2.20*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.38	樋門	橘	東中浜	1.18*1.65	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.39	陸閘	橘	東中浜	2.27*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.40	〃	橘	東中浜	2.25*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.41	〃	橘	東中浜	1.58*6.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.42	〃	橘	東中浜	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.43	〃	橘	東中浜	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.44	〃	橘	東中浜	1.07*1.40	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.45	樋門	橘	豊　浜	2.08*2.15	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.47	陸閘	橘	豊　浜	1.75*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.48	〃	橘	豊　浜	1.76*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.49	〃	橘	豊　浜	1.7*3.7 1.7*1.85	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.49-1	〃	橘	豊　浜	1.65*5.50	1	鋼製	引戸	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.50	〃	橘	豊　浜	1.70*5.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.51	〃	橘	豊　浜	2.20*9.10	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-1	〃	橘	豊　浜	1.90*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-2	〃	橘	豊　浜	2.10*10.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-3	〃	橘	豊　浜	2.10*10.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-4	〃	橘	豊　浜	2.10*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-5	〃	橘	豊　浜	1.70*9.80	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.54-6	〃	橘	豊　浜	1.70*10.50	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.55	〃	橘	西　浜	1.90*6.70	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.56	〃	橘	西　浜	1.15*1.63	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.57	〃	橘	西　浜	1.05*1.64	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.60	〃	橘	西　浜	1.44*1.68	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.61	樋門	橘	西　浜	1.15*1.30	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.63	陸閘	橘	西　浜	1.72*6.20	1	アルミニウム製	引戸（電動式）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.64	樋門	橘	西　浜	1.78*1.85	1	銅　製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.65	陸閘	橘	大　浦	1.25*1.75	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.67	〃	橘	大　浦	1.53*1.57	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.68	〃	橘	大　浦	1.55*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.69	樋門	橘	大　浦	2.10*2.15	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.70	陸閘	橘	大　浦	1.00*3.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.71	樋門	橘	幸　田	1.70*2.30	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.72	陸閘	橘	幸　田	1.25*2.65	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.73	〃	橘	青　木	1.52*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.74	陸閘	橘	青　木	1.70*1.60	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.75	樋門	橘	北新田	2.10*2.10	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.76	陸閘	橘	北新田	1.85*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.77-1	〃	橘	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.77-2	〃	橘	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.77-3	〃	橘	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.77-4	〃	橘	北新田	2.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.78	〃	橘	袴傍示	1.05*1.14	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.79	〃	橘	袴傍示	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.80	〃	橘	袴傍示	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.81	樋門	橘	袴傍示	2.10*1.10	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.82	陸閘	橘	袴傍示	1.05*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.83	樋門	橘	袴傍示	1.05*1.15	1	ステンレス製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.84	陸閘	橘	袴傍示	1.53*4.75	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.87	〃	福　井	大　戸	1.56*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.88	樋門	福　井	大　戸	2.20*2.20	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.88-2	陸閘	福　井	大　戸	1.75*1.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.89	〃	福　井	寒　谷	1.06*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.91	〃	福　井	寒　谷	1.56*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.91-1	〃	福　井	寒　谷	1.73*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.92	〃	福　井	寒　谷	1.55*1.14	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.93	〃	福　井	寒　谷	1.55*1.39	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.94	樋門	福　井	赤　崎	5.15*3.70	1	ステンレス製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.95	陸閘	福　井	赤　崎	1.80*1.65	2	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.96	〃	福　井	赤　崎	1.66*1.10 1.66*1.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.97	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.98	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.99	〃	椿	香	1.50*1.15	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.100	樋門	椿	香	4.10*4.25	1	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.100-1	陸閘	椿	香	0.73*1.10	1	木　製	差戸	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.101	〃	椿	香	1.50*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	橘No.102	陸閘	椿	香	1.46*1.05	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
橘　港	橘No.103	〃	椿	香	1.41*1.81	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
大潟漁港	大潟第１	樋門	大　潟		1.38*1.55	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大潟漁港	大潟第２	樋門	大　潟		0.50*1.50	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大潟漁港	大潟第３	樋門	大　潟		1.13*1.35	1	ステンレス製	手動スピンドル式	阿南市（下水道課）
大潟漁港	大潟C	水門	大　潟		2.50*2.10	1	ステンレス製	電動ラック式	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟D	〃	大　潟		1.00*1.20	1	鋼製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟A	陸閘	大　潟		1.44*3.00	1	ステンレス製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟B	〃	大　潟		1.94*4.70	1	ステンレス製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟C	〃	大　潟		1.94*4.70	1	鋼製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟D	〃	大　潟		1.94*2.60	1	鋼製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟E	〃	大　潟		2.00*2.00	1	鋼製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟F	〃	大　潟		1.98*4.70	1	鋼製	両開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟G	〃	大　潟		0.80*2.50	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟H	〃	大　潟		0.8*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟I	〃	大　潟		1.61*1.53	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
大潟漁港	大潟J	〃	大　潟		0.88*2.16	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
後戸漁港	後戸A	樋門	福　井	浜　田	2.50*2.50	1	鋼製	電動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福　井	浜　田	2.50*2.50	1	ステンレス製	巻上げ式フラップゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福　井	浜　田	2.40*1.50 2.40*1.50	1 1	ステンレス製	フラップ式ゲート 手動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸A	水門	福　井	浜　田	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福　井	浜　田	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福　井	出　見	1.10*1.10	1	ステンレス製	手動ラック式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸D	〃	福　井	出　見	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸E	〃	福　井	出　見	0.80*0.90	1	ステンレス製	手動スピンドル式スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸A	陸閘	福　井	出　見	2.00*3.50	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸B	〃	福　井	出　見	2.00*2.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸C	〃	福　井	出　見	2.30*1.00	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸D	〃	福　井	出　見	2.30*2.40	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
後戸漁港	後戸E	〃	福　井	出　見	2.30*1.00	1	ステンレス製	片開き式ゲート	阿南市（土木課）
桑ノ川	上荒井中流	樋門	長　生	滝ノ下	1.65*1.65	1	鋼製ゲート	浮体構造起伏式	阿南市（農地整備課）
派川那賀川	原ヶ崎第２	〃	西路見	堤　外	1.00*1.96	2	鋼製スライドゲート	手動式	阿南市（下水道課）
橘　港	戎　山	排水樋門	津乃峰	戎　山	2.15*2.25	2	ステンレス製 ローラーゲート	電動式	阿南市（下水道課）
橘　港	舳　崎	〃	津乃峰	戎　山	1.00*1.00	1	鋼製スライドゲート	手動	阿南市（下水道課）
橘　港	新　浜	〃	津乃峰	新　浜	1.75*1.64	1	鋼製スライドゲート	手動	阿南市（下水道課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
橘　港	戎　山	樋門	津乃峰	戎　山	4.00*1.50	2	鋼製スライドゲート	自動開閉	津乃峰町協議会
出島川	中島川①（水色）	〃	那賀川	中　島	2.20*2.20 2.00*2.20	1 1	鉄　製	フラップ式 手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
出島川	中島川②（緑色）	〃	那賀川	中　島	2.10*2.10 2.10*2.10	1 1	鉄　製	フラップ式 手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
出島川	こがね①	〃	那賀川	上福井	1.60*1.70	1	鋼　製	手動ラック式	阿南市（維持管理課）
出島川	こがね②	〃	那賀川	上福井	1.60*2.40	1	鋼　製	手動ラック式	徳島県（運輸政策課）
出島川	こがね③	〃	那賀川	上福井	1.60*1.30	2	鋼　製	フラップ式	徳島県（運輸政策課）
出島川	出島川	水門	那賀川	上福井	3.78*18.85 5.78*4.5 3.48*3.0 3.48*3.0	2 1 1 1	鋼製ローラーゲート 鋼製ローラーゲート 鋼製ローラーゲート 鋼製ローラーゲート	電動ワイヤーロープ巻取式 電動ワイヤーロープ巻取式 電動ラック式 自然開閉	徳島県（河川整備課）
幾島川	野上排水	樋門	那賀川	色ヶ島	2.45*2.00	4	鋼製ローラーゲート （フラップゲート）	電動スピンドリル式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	左岸下流	〃	那賀川	江野島	2.65*2.00	3	ステンレス製 スライドゲート (フラップゲート)	電動スピンドリル式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	今津川制水	水門	那賀川	江野島	2.50*8.00	1	鋼　製 ローラーゲート	油圧式	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
幾島川	江野島	樋門	那賀川	江野島	2.00*4.00	3	鋼　製	開閉扉	江野島土地改良区
幾島川	今津調整	樋門 樋門 陸閘	那賀川	江野島	1.00*1.8 1.00*2.00 0.70*0.80	1 1 1	鋼　製 アルミニウム製	手動スライドゲート フラップゲート 差し戸	徳島県（河川整備課）
苅屋川	苅　屋	水門 閘門 閘門 樋門	那賀川	芳　崎	3.25*12.25 3.75*3.00 4.05*3.00 2.00*1.50	2 1 1 1	ステンレス製ローラーゲート ステンレス製ローラーゲート ステンレス製ﾏｲﾀｰゲート ステンレス製スライドゲート	電動油圧式 電動油圧式 電動油圧式 電動油圧式	徳島県（河川整備課）
苅屋川	苅　屋	陸閘	那賀川	芳　崎	2.00*1.00	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
苅屋川	平　島	樋門	那賀川	苅　屋	2.10*2.20	2	鋼　製	電動式スルーゲート フラップゲート	徳島県（農業基盤課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
苅屋川	芳　崎	樋門	那賀川	芳　崎	1.80*3.60	1	ステンレス製ローラーゲート	電動油圧式	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津浦	〃	那賀川	今津浦	2.20*2.10	2	ステンレス製ローラーゲート	電動ラック式	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.4	陸閘	那賀川	色ヶ島	1.10*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.6	〃	那賀川	江野島	1.20*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.7	〃	那賀川	江野島	1.45*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.8	〃	那賀川	江野島	1.25*2.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.9	〃	那賀川	江野島	1.20*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.10	〃	那賀川	江野島	1.10*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.10-1	〃	那賀川	江野島	1.00*1.50	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.11	〃	那賀川	江野島	1.30*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.12	〃	那賀川	江野島	1.05*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.13	〃	那賀川	江野島	1.10*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.14	〃	那賀川	江野島	1.20*2.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.15	〃	那賀川	江野島	1.10*1.20	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.16	〃	那賀川	江野島	1.00*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.17	〃	那賀川	江野島	1.25*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.18	〃	那賀川	江野島	0.95*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
今津地区海岸	今津No.20	〃	那賀川	江野島	1.25*4.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
今津地区海岸	今津No.21	〃	那賀川	江野島	1.10*4.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
中島港	中島港No.1	陸閘	那賀川	上福井	1.20*3.10	1	アルミニウム製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.2	〃	那賀川	上福井	1.30*3.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.3	〃	那賀川	上福井	1.03*3.25	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.6	〃	那賀川	上福井	1.00*4.37	2	アルミニウム製	両開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.7	〃	那賀川	上福井	1.85*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.8	〃	那賀川	上福井	1.27*8.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.9	〃	那賀川	上福井	0.95*4.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.11	〃	那賀川	上福井	0.95*9.90	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.12	〃	那賀川	上福井	1.25*4.70	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.13	〃	那賀川	上福井	1.85*2.20	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.14	〃	那賀川	上福井	0.80*1.60	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名		所在地		門扉形状		機　　能		管理者
			町	字	寸法 縦*横（m）	連数	何製扉	何式	
中島港	中島港No.15	〃	那賀川	上福井	1.00*1.70	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.20	陸閘	那賀川	上福井	0.82*1.00	1	ネオランバー	差し戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.21	陸閘	那賀川	上福井	0.78*3.00	1	鋼　製	片開き式ゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-1	陸閘	那賀川	中　島	0.70*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-2	陸閘	那賀川	中　島	0.80*3.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.24	陸閘	那賀川	中　島	1.18*5.30	1	鋼　製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.25	陸閘	那賀川	中　島	1.18*5.30	1	鋼　製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.26	陸閘	那賀川	中　島	1.18*7.60	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.27	陸閘	那賀川	中　島	1.13*3.15	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港外3	陸閘	那賀川	中　島	0.84*1.12	1	アルミニウム製	片開きゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.4	樋門	那賀川	上福井	1.30*1.50	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.10	樋門	那賀川	上福井	1.92*2.15	1	ステンレス製	手動ローラーゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.28	樋門	那賀川	中　島	7.67*6.00	1	ステンレス製	ローラーゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-4	樋門	那賀川	中　島	1.22*1.64	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港No.23-6	樋門	那賀川	中　島	2.17*1.30	1	アルミニウム製	スライドゲート（電動・手動併用）	徳島県（運輸政策課）
中島港	中島港外1	樋門	那賀川	みどり台	2.90*1.65	1	アルミニウム製	手動スライドゲート	徳島県（運輸政策課）
見能林地区海岸	中　林	陸閘	中　林	南　林	3.00*1.00	1	アルミニウム製	引戸	徳島県（河川整備課）
那賀川	那賀川北岸 堰提取水	水門	羽ノ浦	古　毛	2.50*7.00	1	鋼　製	電動式巻揚機	那賀川北岸土地改良区
那賀川	那賀川北岸紫池	樋門	羽ノ浦	岩　脇	1.00*1.00	1	鋼　製	手動式巻揚機	那賀川北岸土地改良区
橘　港	幸野フロートゲート		橘	幸　野	2.50*1.50	1		フロートゲート	阿南市（下水道課）

b）排水機（ポンプ）場

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場				異常水位 又は運転 開始水位（m）	機　　能				管理者
			町	字		口径φ （mm）	出　力		台数	
蛭地川	蛭地川	排水機場	桑　野	蛭　地	3.5	1,000	230HP 200HP	2.0㎥/S 2.0㎥/S	2 1	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
打樋川	打樋川左岸	排水機場	津乃峰	新　浜	0.6	1,650	350KW	6.6㎥/S	2	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
打樋川	打樋川右岸	排水機場	津乃峰	長　浜	0.6	1,500 700	320PS 45kw	5.0㎥/S 1.0㎥/S	3 1	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
派川 那賀川	福村東	ポンプ場	向　原	下ノ浜		700 300	45kw*18P 15kw*6P	1.0㎥/S 0.167㎥/S	2 1	阿南市 （下水道課）
那賀川	楠　根	救急 排水機場	楠　根	金　石		700	140KW	1.0㎥/S	2	国土交通省
那賀川	熊谷川	排水機場	上大野	尻　谷		900	170KW	2.5㎥/S	2	国土交通省
那賀川	楠根津越	排水機場	楠　根	津　越		400	55KW	0.38㎥/S	2	阿南市 （農地整備課）
桑野川	日開野団地	ポンプ場	日開野	宮　原		300 150	70PS 11KW	0.217㎥/S 0.043㎥/S	1 1	阿南市 （下水道課）
桑野川	佃町立体交差	ポンプ場	富　岡	佃　町		250 250	48kw 非常68kw	0.11㎥/S 0.11㎥/S	2	徳島県 （道路整備課）
桑野川	富岡雨水	ポンプ場	富　岡	トノ町	低段 -9.82 高段 0.36	1500 700 800 700	930KW 220KW 165KW 100KW	5.134㎥/S 1.027㎥/S 1.83㎥/S 1.0㎥/S	3 1 1 2	阿南市 （下水道課）
派川 那賀川	西路見	ポンプ場	西路見	堤　外		400 700	22KW 75KW	0.33㎥/S 1.0㎥/S	1 1	阿南市 （下水道課）

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場		町	字	異常水位 又は運転 開始水位（m）	機能 口径φ （mm）	出力		台数	管理者
派川 那賀川	川　原	排水機場	宝　田	川　原		700	90KW	1.25㎥/S	4	国土交通省 （阿南市に操作委託 土木課）
派川 那賀川	大津田	排水機場	長　生	平久保		1,350	240KW	5.0㎥/S	2	国土交通省
派川 那賀川	井　関	排水機場	宝　田	井　関		300	15KW	0.15㎥/S	2	国土交通省
派川 那賀川	上荒井	排水機場	長　生	下田尻		400	18.5KW	0.30㎥/S	2	国土交通省 （阿南市に操作委託 農地整備課）
派川 那賀川	末　広	ポンプ場	黒津地	末　広		100	5.5KW	0.017㎥/M	1	阿南市 （下水道課）
派川 那賀川	新弥開	ポンプ場	黒津地	新弥開		80	3.7KW	0.017㎥/M	1	阿南市 （下水道課）
橘　港	戎　山	ポンプ場	津乃峰	戎　山		1,200 400 1,200 400	110ＰＳ 22ＫＷ 120ＫＷ 22KW	2.66㎥/S 0.33㎥/S 3.42㎥/S 0.33㎥/S	・1 ・1 ・1 1	阿南市 （下水道課）
橘　港	舳　崎	ポンプ場	津乃峰	戎　山		400 700	22KW 45KW	0.33㎥/S 1.0㎥/S	1 1	阿南市 （下水道課）
橘　港	西　分	ポンプ場	津乃峰	中　分		1200	74kw	2.85㎥/S	1	阿南市 （農地整備課）
中林漁港	中林第１	ポンプ場	中　林	大　浜		250	22KW	0.167㎥/M	1	阿南市 （下水道課）
中林漁港	中林第２	ポンプ場	中　林	大　浜		250	15KW	0.133㎥/S	1	阿南市 （下水道課）
大潟漁港	大潟第１	ポンプ場	大　潟			300	22KW	0.217㎥/M	1	阿南市 （下水道課）
大潟漁港	大潟第２	ポンプ場	大　潟			100	7.5KW	0.043㎥/M	1	阿南市 （下水道課）
福井川	大西	ポンプ場	福　井	大西	1.20	500	30KW	0.5㎥/S	2	阿南市（土木課）

河川名 海岸名 港湾名	排水機（ポンプ）場				異常水位 又は運転 開始水位（m）	機　　能				管理者
			町	字		口径φ （mm）	出　力		台数	
福井川 （準用河川古津川）	湊	排水機場	福　井	湊	0.95	900	100PS	1.5㎥/S	2	阿南市（土木課）
桑野川 （準用河川古川）	井ノ口原	ポンプ場	桑　野	井ノ口原		500	22KW	0.5㎥/S	1	阿南市（土木課）
桑野川 （準用河川川西川）	大地（車ノ口）	ポンプ場	桑　野	車ノ口		500	22KW	0.5㎥/S	1	阿南市（土木課）
太田川	太田川	ポンプ場	那賀川	江野島	1.43	600 1,350	50HP 240HP	0.75㎥/S 3.9㎥/S	1 1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合
幾島川	野　上	ポンプ場	那賀川	色ケ島	1.43	600	45ＨＰ	0.75㎥/S	1	那賀川北岸地域 湛水防除施設組合
出島川	出島川	ポンプ場	那賀川	中　島	0.4	1,350	200ps	3.5㎥/S	2	徳島県（河川整備課） （阿南市に管理委託 土木課）
出島川	出　島	ポンプ場	那賀川	上福井 下ノ川		250	１１KW	0.11㎥/S	1	阿南市（農地整備課） （上福井土地改良区に管理委託）
苅屋川	苅屋川	ポンプ場	那賀川	苅　屋	0.25	800	69KW	1.5㎥/S	2	徳島県（河川整備課）
苅屋川	工　地	ポンプ場	那賀川	上福井		300	22kw	0.22㎥/S	1	阿南市（農地整備課） （上福井土地改良区に管理委託）
橘港	新　浜	ポンプ場	津乃峰	新浜		250	１５KW	0.1㎥/S	2	阿南市 （下水道課）
橘港	大　浦	ポンプ場	橘	大浦	T.P.+0.921 T.P.+0.821 T.P.+0.722	1,000 1,000 500	188kw 185KW 45KW	1.95㎥/S 1.95㎥/S 0.4㎥/S	1 1 1	阿南市 （下水道課）

２４-１．阿南市自主防災組織一覧

地区No	地区	
1	富岡	池田地区自主防災会
2		黒津地町自主防災会
3		出来町自主防災会
4		畭町自主防災会
5		領家町自主防災会
6		豊益協議会自主防災会
7		福村町自主防災会
8		中村地区自主防災会
9		富岡地区自主防災会
10		日開野1・2・3地区自主防災会
11		富岡六町地区自主防災会
12		西石塚地区自主防災会
13		学原西地区自主防災会
14		学原東自主防災会
15		向原自主防災会
16		七見町自主防災会
17		西路見地区自主防災会
18		玉塚1・2組地区自主防災会
19		富岡寿地区自主防災会
20		西路見町堤外地区自主防災会
21		北通地区自主防災会
22		日開野町自主防災会
24		住吉自主防災会
1	見能林	大潟町馬越え自主防災会
2		大潟町矢劔自主防災会
3		大潟町天理さん自主防災会
4		大潟町妙見山自主防災会
5		大潟町氏神自主防災会
6		長浜東二組防災会
7		四宮団地自主防災会
8		津乃峰団地自主防災会
9		長浜西3・4組防災会
10		津乃峰町戎山自主防災会
11		長浜西1・2組自主防災会
12		長浜東3組自主防災会
13		北の脇自主防災会
14		新浜自主防災会
15		舳崎自主防災会
16		才見町自主防災会
17		東分南傍示自主防災会
18		長浜東1組自主防災会
19		東分駅前傍示自主防災会
20		林崎自主防災会
21		見能方北分自主防災会
22		津乃峰町中分地区自主防災会
23		見能方西分地区自主防災会
24		南林南自主防災会
25		南林北自主防災会
26		中林地区自主防災会
27		石仏自主防災会
28		見能方大場丁自主防災会
29		中林サンライズヒル自主防災会
30		社会福祉法人双葉会自主防災会
31		津乃峰町地方2自主防災会
32		四葉会２－１地区自主防災会
33		津乃峰町舳崎団地自主防災会
34		東分地方1区自主防災会
35		津乃峰町地方2の4自主防災会

地区No	地区	
1	橘	橘町地域自主防災会
1	桑野	田野・新末広地区自主防災会
2		阿瀬比町自主防災会
3		浦ノ内自主防災会
4		宮の本・久延地区自主防災会
5		成松地区自主防災会
6		南谷地区自主防災会
7		山口町仲分自主防災会
8		川西地区自主防災会
9		北谷地区自主防災会
10		竹ノ内地区自主防災会
11		大地地区自主防災会
12		桑野町谷地区自主防災会
13		藁野地区自主防災会
14		杉谷地区自主防災会
15		山口町津ノ末地区自主防災会
16		内原西地区自主防災会
17		岡元地区自主防災会
18		新内田地区自主防災会
19		嵐谷地区自主防災会
20		内田地区自主防災会
21		櫛ヶ谷自主防災会
22		北山地区自主防災会
23		桑野町中野自主防災会
24		中富地区自主防災会
1	福井	福井町湊地区自主防災会
2		福井町大宮地区自主防災会
3		福井町動々原地区自主防災会
4		福井町大原地区自主防災会
5		福井町大西・古津地区自主防災会
6		福井町赤崎・大戸地区自主防災会
7		福井町西の前・茶畦地区自主防災会
8		福井町古毛地区自主防災会
9		福井町後戸地区自主防災会
10		福井町山下地区自主防災会
11		福井町鉦打・元末・中連地区自主防災会
12		福井町高田地区自主防災会
13		福井町内歩地区自主防災会
14		福井町椿地地区自主防災会
15		福井町土佐谷地区自主防災会
16		福井町小野地区自主防災会
17		福井町実用・羽広・吉谷地区自主防災会
18		福井町森地区自主防災会
1	新野	新野町下分地区自主防災会
2		新野南地域自主防災会
3		新野町東重友地区自主防災会
4		新野町宮ノ久保地区自主防災会
5		新野西地区自主防災会
6		新野中央地区自主防災会
7		新野東地区自主防災会
8		廿ヶ谷地区自主防災会
9		片山地区自主防災会
10		西重友地区自主防災会
11		秋山地区自主防災会
12		岡花・西光寺地区自主防災会
13		海老川地区自主防災会
14		木戸地区自主防災会
15		安行地区自主防災会
16		生谷地区自主防災会

地区No	地区	
1	椿	伊島地区自主防災会
2		椿町船頭ヶ谷地区自主防災会
3		椿町高岸地区自主防災会
4		椿町須屋地区自主防災会
5		椿町平松地区自主防災会
6		椿町働々地区自主防災会
7		椿町後東地区自主防災会
8		椿町後西地区自主防災会
9		椿町横尾地区自主防災会
10		椿町蒲生田地区自主防災会
11		椿町庄田地区自主防災会
12		椿町上地地区自主防災会
13		椿泊町自主防災会
1	宝田	宝田町清水地区自主防災会
2		立善寺地区自主防災組織
3		宝田町井関地区自主防災会
4		上分地区自主防災会
5		今市地区自主防災会
6		川原自主防災会
7		日の本地区自主防災会
8		阿南市宝田町三友地区自主防災会
9		宝田団地自主防災組織
1	大野	中大野地区自主防災会
2		上大野地区自主防災会
3		九ノ坪傍示自主防災会
4		三条地区自主防災会
5		平山地区自主防災会
6		中小路地区自主防災会
7		坪野地区自主防災会
8		渡り上り地区自主防災会
9		柴根地区自主防災会
1	加茂谷	吉井町自主防災会
2		深瀬町自主防災会
3		十八女町自主防災会
4		加茂町自主防災会
5		楠根町自主防災会
6		水井町自主防災会
7		熊谷町自主防災会
8		加茂谷西部自主防災会
1	中野島	長岡自主防災会
2		横見・中島・住吉地区自主防災会
3		横見町畑中地区自主防災会
4		自主防災横見町をきれいにする会
5		上中町南島地区自主防災会
6		上中町中原地区自主防災会
7		柳島地区自主防災会
8		上中町岡地区自主防災会
9		ハッピータウン横見自主防災会
1	長生	いずみの里自主防災会
2		明谷地区自主防災会
3		長生町西方地区自主防災会
4		長生町大谷地区自主防災会
5		長生町大原地区自主防災会
6		長生町三倉地区自主防災会
7		長生町上荒井地区自主防災会
8		長生町宮内地区自主防災会

地区No	地区	
1	那賀川	八幡地区自主防災組織
2		色ケ島地区自主防災組織
3		新町地区自主防災組織
4		西分自主防災会
5		赤池町地区自主防災会
6		芳崎自主防災会
7		江野島自主防災会
8		東町自主防災会
9		島尻自主防災会
10		手島自主防災会
11		熊氏地区自主防災会
12		西原自主防災会
13		敷地自主防災会
14		今津浦自主防災会
15		上苅屋地区自主防災会
16		赤池在所地区自主防災会
17		大京原地区自主防災会
18		那賀川町里地区自主防災会
19		那賀川町大京原コスモス地区自主防災会
20		那賀川町原地区自主防災会
21		日向タウン地区自主防災会
22		下苅屋地区自主防災会
23		出島地区自主防災会
24		豊香野地区自主防災会
25		三栗地区自主防災会
26		新中島地区自主防災会
27		北中島地区自主防災会
28		上福井上分地区自主防災会
29		工地地区自主防災会
30		古津地区自主防災会
31		黒地西地区自主防災会
32		阿南市那賀川町黒地自主防災協議会
1	羽ノ浦	高田自主防災会
2		中庄消防組（野神）
3		春日野連合自主防災会
4		傍示自主防災組織
5		はり自主防災組織
6		西在所自主防災組織
7		那東傍示自主防災会
8		浦川地区自主防災組織
9		宮倉自主防災会
10		羽ノ浦町上岩脇自主防災会
11		羽ノ浦町明見地区自主防災会
12		岩脇東在所自主防災会
13		羽ノ浦町古毛地区自主防災会
14		羽ノ浦町岩脇本町地区自主防災会
15		古庄リバータウン自主防災会
16		南浦団地地区自主防災会
17		西春日野地区自主防災会
18		羽ノ浦南傍示自主防災会
19		羽ノ浦町山分地区自主防災会
20		羽ノ浦傍示東地区自主防災会
21		羽ノ浦西分地区自主防災会
22		古庄南地区自主防災会
23		羽ノ浦町西ノ町地区自主防災会
24		羽ノ浦町岩脇浜側地区自主防災会
25		塚原地区自主防災会
26		あすみが丘自主防災会
27		羽ノ浦町岩脇姥ケ原地区自主防災会
28		古庄在所自治会

２５．都市公園一覧表

令和４年１月現在

番号	名　　称	位　　置	種　別	共用面積（ha）
1	阿南市立那賀川河川敷第１緑地	阿南市横見町長岡後2番1地先	都市緑地	6.94
2	阿南市立浜の浦緑地	阿南市富岡町車の口26番地先	都市緑地	0.40
3	阿南市立阿南駅前児童公園	阿南市富岡町今福寺59番地1	街区公園	0.25
4	阿南市立阿南西部公園	阿南市中大野町南傍示658番地8	近隣公園	3.60
5	阿南市立那賀川児童公園	阿南市那賀川町赤池97番地1	街区公園	0.31
6	阿南市立那賀川河川敷第２緑地	阿南市那賀川町大京原289番2地先	都市緑地	2.21
7	阿南市立出島恐竜公園	阿南市那賀川町上福井元畭221番地5	街区公園	0.39
8	阿南市立春日野児童公園	阿南市羽ノ浦町春日野149番地	街区公園	0.18
9	阿南市立宮倉児童公園	阿南市羽ノ浦町宮倉原ノ内14番地	街区公園	0.10
10	阿南市立中庄児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前14番地2	街区公園	0.06
11	阿南市立那東児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄トキ内59番地5	街区公園	0.08
12	阿南市立中塚児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄中須3番地2	街区公園	0.12
13	阿南市立古庄児童公園	阿南市羽ノ浦町古庄古野神34番地1	街区公園	0.08
14	阿南市立古庄在所児童公園	阿南市羽ノ浦町古庄金住下り36番地3	街区公園	0.10
15	阿南市立上岩脇児童公園	阿南市羽ノ浦町岩脇宮ノ下112番地	街区公園	0.10
16	阿南市立明見児童公園	阿南市羽ノ浦町明見203番地	街区公園	0.10
17	阿南市立古毛児童公園	阿南市羽ノ浦町古毛小谷口56番地	街区公園	0.03
18	阿南市立野神児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄やたけ19番地3	街区公園	0.07
19	阿南市立高田児童公園	阿南市羽ノ浦町中庄梶島78番地2	街区公園	0.08
20	阿南市立那賀川河川敷第３緑地	阿南市羽ノ浦町明見130番地1地先	都市緑地	2.16
21	阿南市立前川親水公園	阿南市羽ノ浦町宮倉前田26番地	近隣公園	0.42
22	阿南市立羽ノ浦桜づつみ公園	阿南市羽ノ浦町岩脇松ノ本29番地2	近隣公園	1.02
23	阿南市立羽ノ浦街区公園	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内131番地1	街区公園	0.03
24	阿南市立浦川西街区公園	阿南市羽ノ浦町中庄原ノ内8番地1	街区公園	0.04
25	阿南市立若鮎街区公園	阿南市羽ノ浦町岩脇姥ヶ原51番2地先	街区公園	0.11
26	阿南市立羽ノ浦スポーツランド公園	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田138番地1	近隣公園	1.59

番号	名　　称	位　　置	種　別	共用面積（ha）
27	阿南市立王子農村公園	阿南市日開野町北浦７８５番地２	近隣公園	0.15
28	阿南市立東部自然公園	阿南市才見町米島裏６番地	近隣公園	1.87
29	阿南市立才見やすらぎの郷農村公園	阿南市才見町石花田３７番地	近隣公園	0.30
30	阿南市立桑野川防災ステーション	阿南市富岡町庄境7番地1地先	近隣公園	0.47
31	阿南市立牛岐城趾公園	阿南市富岡町トノ町24番地21地先	歴史公園	0.81
32	阿南市立南林農村公園	阿南市見能林町南林575番地	近隣公園	0.17
33	岩脇香風台公園	阿南市羽ノ浦町岩脇猪ノ谷96番地3	近隣公園	0.14
34	阿南市立橘地区防災公園	阿南市橘町西浦58番地外	近隣公園	1.07
35	阿南市立富岡あ石公園	阿南市富岡町あ石2番2ほか	街区公園	0.06
36	阿南市立富岡西公園	阿南市富岡町車ノ口8番1地先	街区公園	0.15
37	ゆたか野地区防災公園	阿南市那賀川町豊香野39番地ほか	近隣公園	0.56
38	阿南市立津乃峰地区防災公園	阿南市津乃峰町西分２１３番地１	近隣公園	2.11
39	阿南市立津乃峰ふれあい公園	阿南市津乃峰町西分４４９番地ほか	街区公園	0.44

２６．都市公園以外の公園一覧表

令和４年１月現在

番号	名　　称	位　　置	共用面積（m^2）
1	阿南市立正福寺ふれあい散策のみち森林公園	阿南市富岡町東池田29番地１	24,100
2	阿南市立辰己緑地	阿南市辰己町１番地39	1,100
3	阿南市立ふれあいグランド	阿南市那賀川町中島73番地1	900
4	阿南市立ふれあいグランド (現在バイパス工事のため供用中止)	阿南市那賀川町中島	0
5	阿南市立パストラルゆたかの北公園	阿南市那賀川町豊香野78番地	500
6	阿南市立パストラルゆたかの中央公園	阿南市那賀川町豊香野107番地	1,400
7	阿南市立パストラルゆたかの東公園	阿南市那賀川町豊香野192番地	400
8	阿南市立パストラルゆたかの南公園	阿南市那賀川町豊香野125番地	400
9	阿南市立パストラルゆたかの緑地	阿南市那賀川町豊香野54番地	100
10	阿南市立上原開発広場	阿南市羽ノ浦町中庄原ノ内32番地9	200
11	阿南市立蔵ノホケ公園	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ15番地4	400
12	阿南市立野神ノ本公園	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本31番地１	100
13	阿南市立あすみが丘グランド広場	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷12番地36	1,200
14	阿南市立あすみが丘南公園	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷12番地34	500
15	阿南市立あすみが丘中央公園	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷6番地214	400
16	阿南市立南８条公園	阿南市羽ノ浦町宮倉春日野1番地11	200
17	阿南市立柳公園	阿南市羽ノ浦町宮倉春日野１番地49	400
18	阿南市立楠根桜づつみ公園	阿南市楠根町新田175番地3	12,800
19	阿南市立中島西分公園	阿南市那賀川町中島166番地14	150
20	阿南市立羽中東ニュータウン公園	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田29番地7	150
21	阿南市立赤池森添公園	阿南市那賀川町赤池358番地4	240
22	阿南市立日向憩いの広場	阿南市那賀川町日向7番地14	660
23	阿南市立日向中央公園	阿南市那賀川町日向4番地	360
24	阿南市立日向多目的公園	阿南市那賀川町日向15番地9	1,120

番号	名　　称	位　　置	面　積 （m^2）
25	阿南市立日開野南居内公園	阿南市日開野町南居内342番地1	579
26	ブライトヒル開発公園	阿南市羽ノ浦町大坪原36番地17	216
27	見能林念仏免開発公園	阿南市見能林町念仏免17番地13	174
28	グリーンタウン開発公園	阿南市那賀川町中島917番地9	213
29	さくら開発公園	阿南市那賀川町中島1380番地13	150
30	中庄新ノ池開発公園	阿南市羽ノ浦町中庄新ノ池6番地13	150
31	阿南市立古庄中川原開発公園	阿南市羽ノ浦町古庄中川原36番4	150
32	阿南市立上福井堂免開発公園	阿南市那賀川町上福井堂免48番29	150
33	阿南市立西春日野西開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野281番地1	1,077
34	阿南市立西春日野東開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野324番地1	1,121
35	阿南市立西春日野南開発公園	阿南市羽ノ浦町西春日野419番地1	685
36	阿南市立コスモスタウン開発公園	阿南市羽ノ浦町紫衣池29番地29	560
37	阿南市立出来町開発緑地	阿南市向原町天羽畭128番地5	150
38	阿南市岡川第一公園	阿南市長生町西方589番地131	253
39	阿南市立岩脇七反地開発公園	阿南市羽ノ浦町岩脇七反地11番6	151
40	阿南市立日開野九反ヶ坪開発公園	阿南市立日開野九反ヶ坪113番18	165

２７．ため池一覧表

番号	名　称	地　区	町　名	字	震度５以上時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(㎥)	備　考
1	お池	富岡	睦町	亀崎		2.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	30,000	ハザードマップ有
2	椿地上	福井	福井町	柿谷		5.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合		3,000	
3	江ケ谷	見能林	津乃峰町	長浜		6.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	2,000	ハザードマップ有
4	大谷	見能林	津乃峰町	長浜	緊急点検	6.6	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	3	3,000	ハザードマップ有
5	鴻谷	見能林	津乃峰町	中分		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	5	15,000	ハザードマップ有
6	炭尾	見能林	津乃峰町	西分		4.2	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	5	3,000	ハザードマップ有
7	かんりょ	見能林	津乃峰町	西分		5.0	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	3	9,000	ハザードマップ有
8	宮ノ	見能林	津乃峰町	東分	緊急点検	5.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	5	6,000	ハザードマップ有
9	井関	宝田	宝田町	井関		5.0	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	A	水利組合	4	20,000	ハザードマップ有
10	大谷	長生	長生町	豊田		2.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	10	3,000	ハザードマップ有
11	中の谷	長生	長生町	中ノ谷		5.4	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,500	
12	瓢箪	長生	長生町	西ノ谷		4.5	江戸時代以前	有	農業用水、用水以外も利用している	A	水利組合	8	20,000	ハザードマップ有
13	二又谷	長生	長生町	二又谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	12	20,000	ハザードマップ有
14	張	長生	長生町	東高座		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	20	2,000	
15	小谷	桑野	内原町	大谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B		3	2,700	
16	亀ヶ前	桑野	内原町	亀ケ前		4.5	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	1,000	
17	櫛ケ谷	桑野	内原町	櫛ケ谷	緊急点検	8.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	10	20,000	ハザードマップ有
18	長谷	桑野	内原町	長谷		4.4	不明	有	利用していない	B	水利組合	5	2,000	ハザードマップ有
19	宮	桑野	内原町	宮谷		8.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	3	22,000	ハザードマップ有
20	尻ため	桑野	桑野町	長崎		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	30	3,000	

番号	名　　称	地区	町　　名	字	震度５以上時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(㎥)	備　考
21	新	桑野	桑野町	長崎		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区		20,000	
22	お城が谷	桑野	桑野町	壱町ケ坪		6.1	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,000	
23	大谷	桑野	桑野町	山ノ神		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	6	15,000	ハザードマップ有
24	竹ノ内	桑野	内原町	竹ノ内		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	20	11,000	ハザードマップ有
25	北	桑野	桑野町	中富		3.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	3	1,100	ハザードマップ有
26	西山	桑野	桑野町	宮ノ森		4.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	4,000	
27	鵠	桑野	桑野町	山田		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	15	40,000	ハザードマップ有
28	栗谷	桑野	阿瀬比町	日開谷		4.5	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	2,000	
29	南谷	桑野	山口町	南谷		5.0	江戸時代以前	無	農業用水として利用している	B	個人		1,000	
30	大谷	新野	新野町	宇井谷		3.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	4	10,000	
31	馬見大	新野	新野町	馬見		4.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	5	6,000	ハザードマップ有
32	馬見新	新野	新野町	馬見		3.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	7	7,000	ハザードマップ有
33	皇子ケ谷	新野	新野町	皇子ケ谷		5.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	8	11,200	ハザードマップ有
34	宇井谷	新野	新野町	大歳	緊急点検	4.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	10	30,000	ハザードマップ有
35	北谷	新野	新野町	花免		5.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	3	9,800	
36	相名	新野	新野町	木戸		6.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	6,100	
37	倉谷	新野	新野町	東山		6.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	24	12,200	ハザードマップ有
38	城ケ谷	新野	新野町	城田		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	4	4,600	
39	柳田２号	新野	新野町	柳田		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	4	7,500	
40	柳田１号	新野	新野町	柳田		5.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区		2,000	
41	月夜	新野	新野町	月夜		7.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	10,000	ハザードマップ有
42	つつみ	新野	新野町	月夜		6.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	5	10,000	

番号	名　　称	地区	町　　名	字	震度５以上時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(㎥)	備　考
43	名光	新野	新野町	宮前		5.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	3	2,200	ハザードマップ有
44	鉛ケ谷	新野	新野町	鉛ケ谷		7.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	7	12,000	ハザードマップ有
45	西地	新野	新野町	西地		4.3	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	10	17,000	ハザードマップ有
46	角ケ谷	新野	新野町	花免		6.2	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	7,800	ハザードマップ有
47	東谷	新野	新野町	東谷		4.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	4	5,000	ハザードマップ有
48	藤谷	新野	新野町	藤谷		5.2	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	土地改良区	6	8,600	
49	妙見	新野	新野町	妙見前	緊急点検	5.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	土地改良区	10	13,900	ハザードマップ有
50	大谷	福井	福井町	大谷		5.6	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	3	2,500	
51	椿地下	福井	福井町	柿谷		4.0	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	6	13,000	ハザードマップ有
52	小谷	福井	福井町	小谷		4.0	不明	無	利用していない	B	水利組合	2	2,000	
53	茶畦	福井	福井町	茶畦		6.3	不明	有	利用していない	B	水利組合	2	3,000	
54	大	椿	椿町	蒲生田		4.7	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合	20	15,000	
55	大谷上	椿	椿町	蒲生田		4.5	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	B	水利組合		14,000	
56	おいけ	椿	椿町	蒲生田		4.0	江戸時代以前	無	利用していない	B	水利組合	5	35,000	
57	大西	椿	椿町	高岸		4.8	江戸時代以前	有	農業用水として利用している	A	水利組合	3	4,000	ハザードマップ有
58	新田２号	新野	新野町	新田		2.3	不明						500	
59	新田１号	新野	新野町	新田		1.9	不明						1,200	
60	葉池	新野	新野町	葉池谷		2.0	不明						2,000	ハザードマップ有
61	名光下	新野	新野町	宮前		2.6	不明						1,000	ハザードマップ有
62	新田３号	新野	新野町	新田		2.0	不明						650	
63	妙見上	新野	新野町	妙見前		2.5	不明						550	
64	妙見中	新野	新野町	妙見前		2.1	不明						500	
65	重村	新野	新野町	新田		3.9	不明						450	ハザードマップ有

番号	名　称	地　区	町　名	字	震度５以上時の点検対象	堤高(m)	築年月	点検実施有or無	利用目的	重要度	管理組織(●●組合など)	受益面積(ha)	有効貯水量(㎥)
66	墓の谷	新野	新野町	東谷		2.7	不明						400
67	北田	福井	福井町	北田		4.3	不明						2,000
68	十八女	加茂谷	十八女町	宮ノ前		2.1	不明						600
69	直谷	新野	新野町	西谷		3.3	不明						600
70	奥ノ谷	長生	長生町	奥ノ谷		3.1	不明						9,500
71	長池	橘	橘町	袴傍示		3.2	不明						500
72	香の中	椿	椿町	香		2.7	不明						1,300
73	生ぶ谷	新野	新野町	貞持		4.5	不明						3,000
74	まる	新野	新野町	新田		3.4	不明						600
75	長	新野	新野町	新田		4.0	不明						2,500
76	南	桑野	桑野町	中富		3.4	不明						1,700
77	重村上	新野	新野町	新田		3.4	不明						2,500

＊備考　重要度：　A　①下流域に人家がある

②震度５以上時の点検対象

B　下流域に人家がない

２８．過去における主要台風経路図

（1）徳島県に影響を及ぼした（上陸・通過）台風の経路図（期間：2017 年から 2021 年まで）

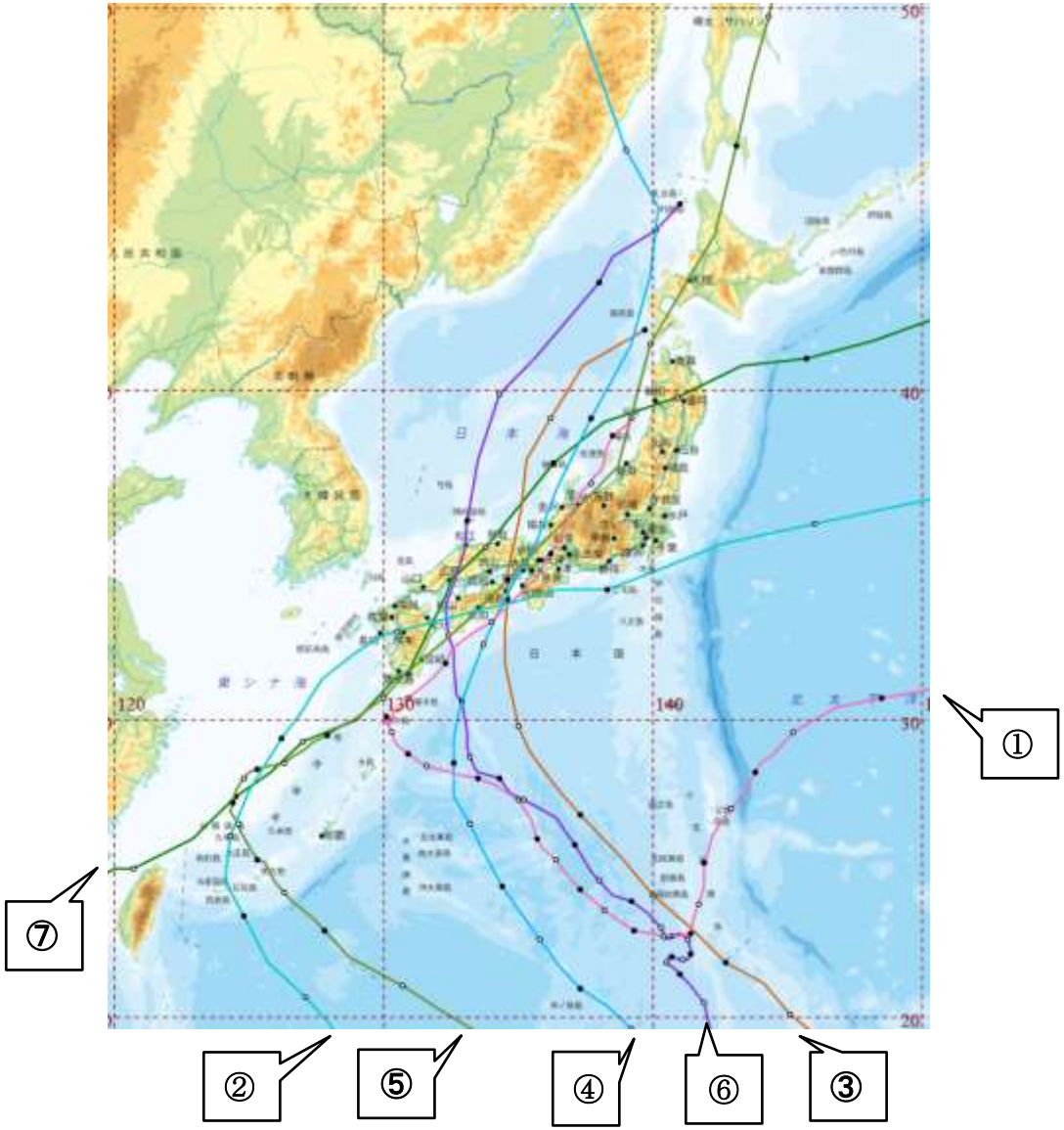

⑦　2021（令和 3）年第 9 号台風

⑥　2019（令和元）年第 10 号台風

⑤　2018（平成 30）年第 21 号台風

④　2018（平成 30）年第 20 号台風

③　2017（平成 29）年第 18 号台風

②　2017（平成 29）年第 05 号台風

①　2017（平成 29）年第 03 号台風

※　徳島地方気象台より

２９．主な台風の経路図及び月別の台風主要経路傾向図

（１）主な台風の経路図

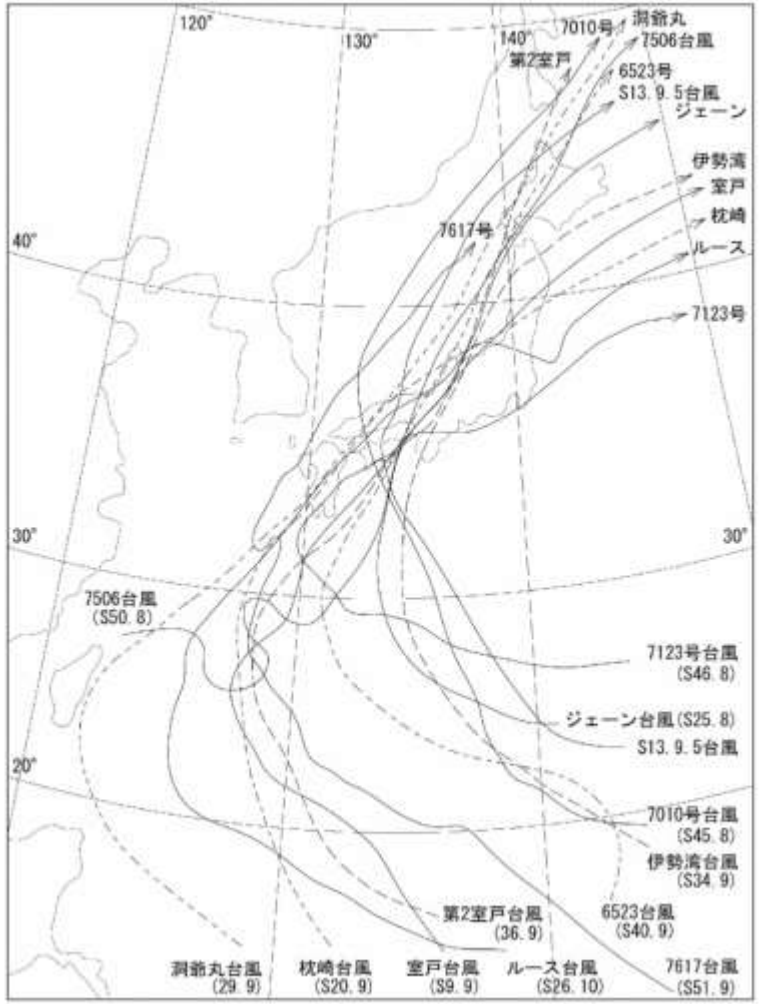

（２）月別の台風主要経路傾向図

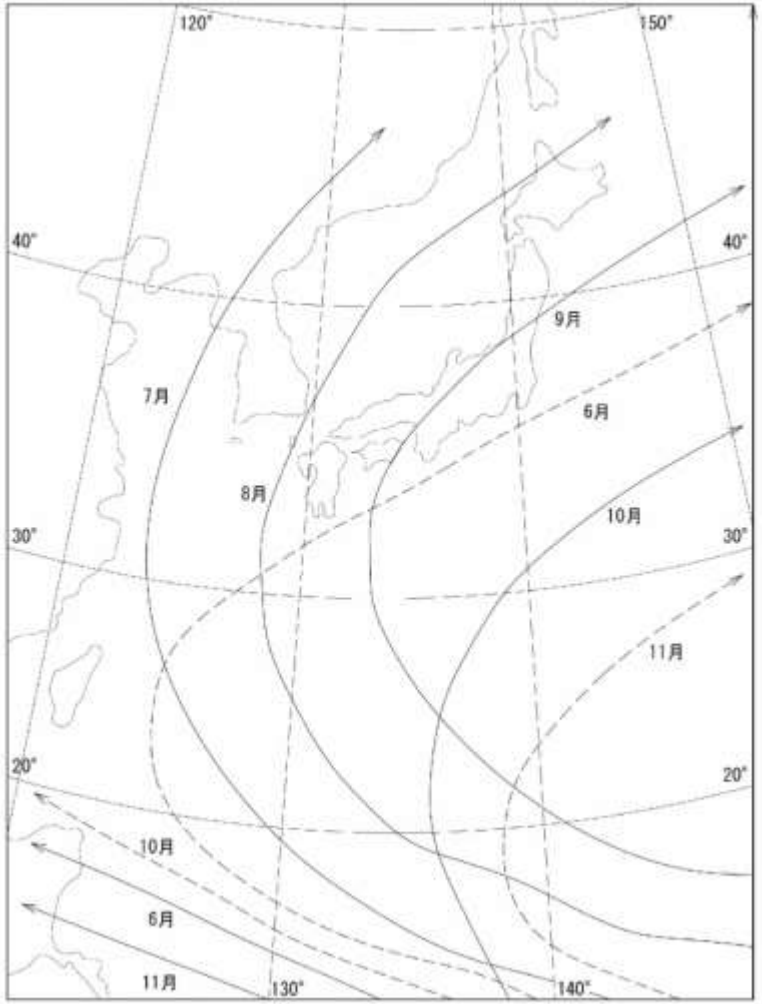

※　徳島地方気象台より

３０．注意報・警報発表の細分区域名

徳島県の細分区域名を用いた注意報・警報の発表

府県予報区名	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名（市町村名等）
徳島県	北　部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三　好	三好市、東みよし町
	南　部	阿　南	阿南市
		那賀・勝浦	勝浦町、上勝町、那賀町
		海　部	牟岐町、美波町、海陽町

３０-１．徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線

徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図

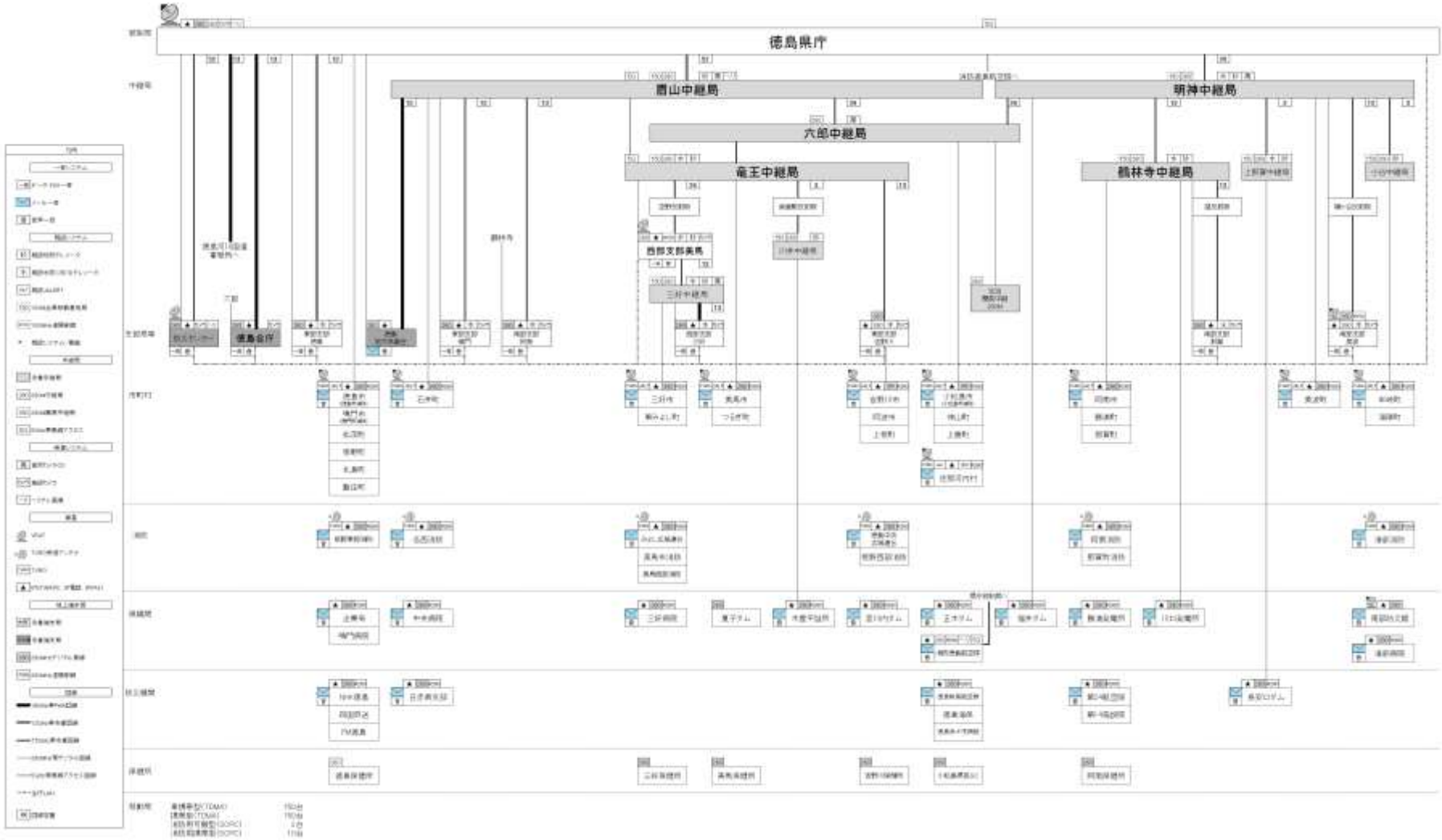

徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図

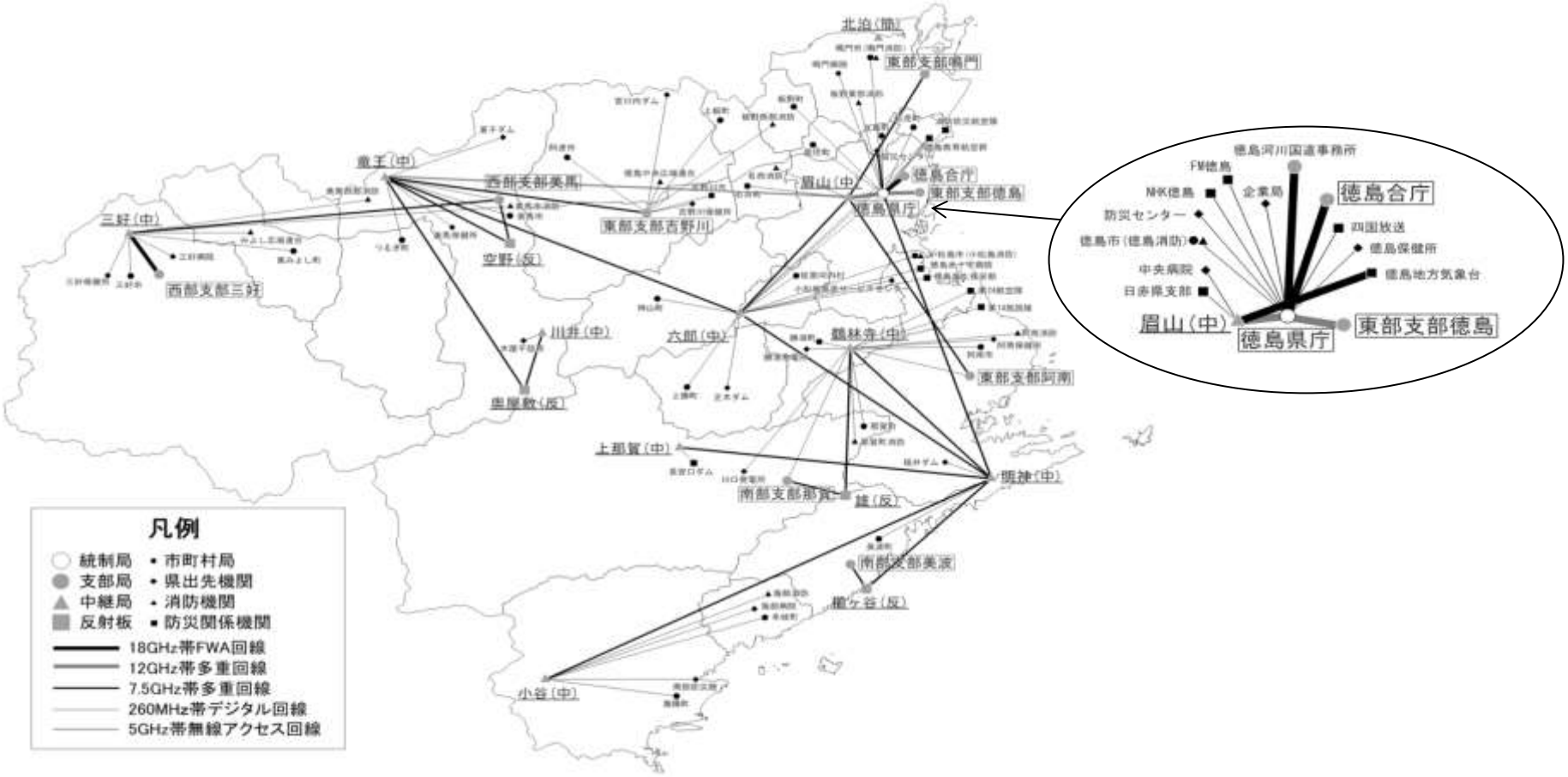

３１-1．那賀川タイムライン

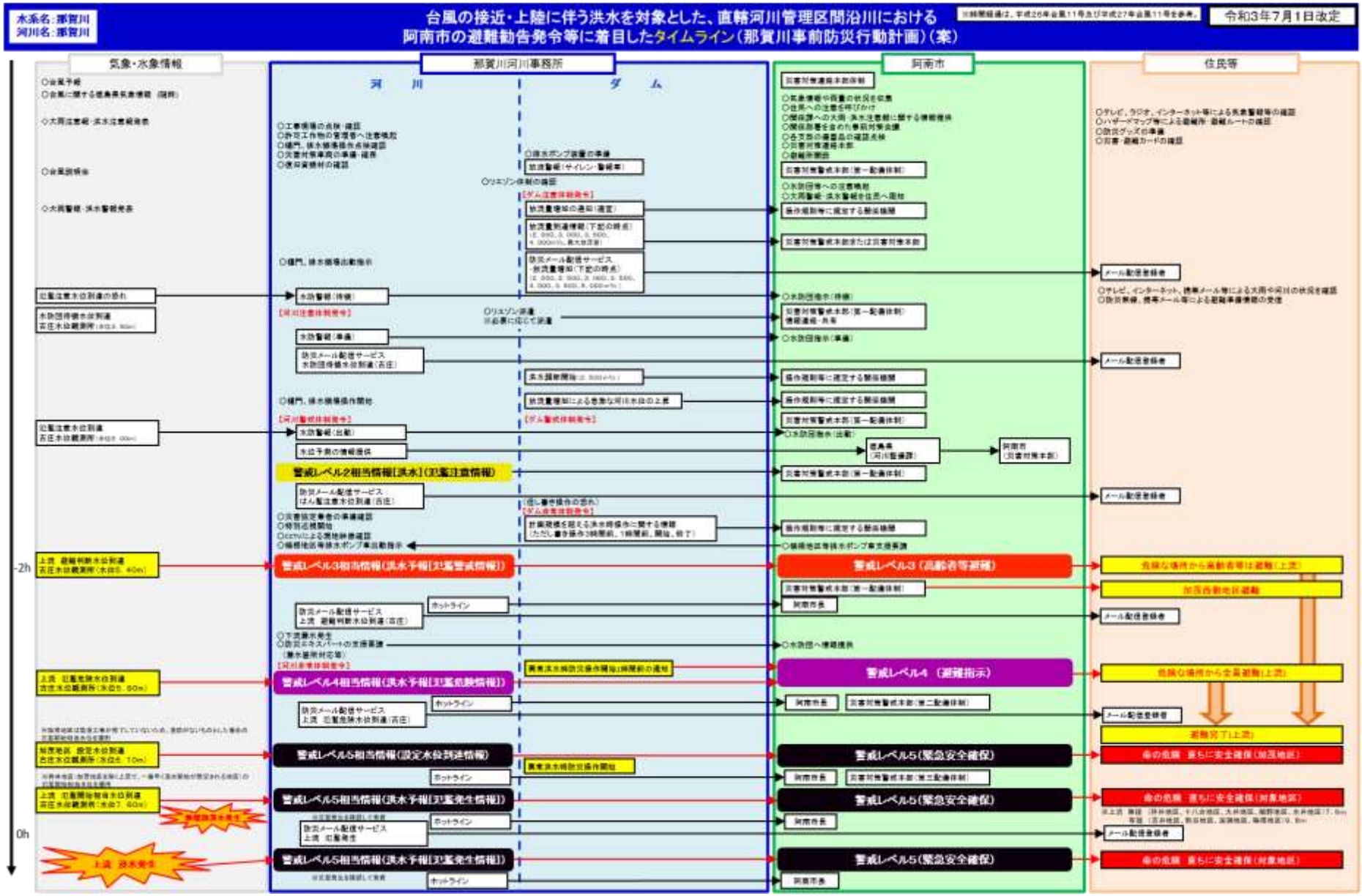

水系名：那賀川
河川名：那賀川

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川における阿南市の避難勧告発令等に着目したタイムライン（那賀川事前防災行動計画）（案）

※特別警報は、平成26年台風11号及び平成27年台風11号を参考。

令和3年7月1日改定

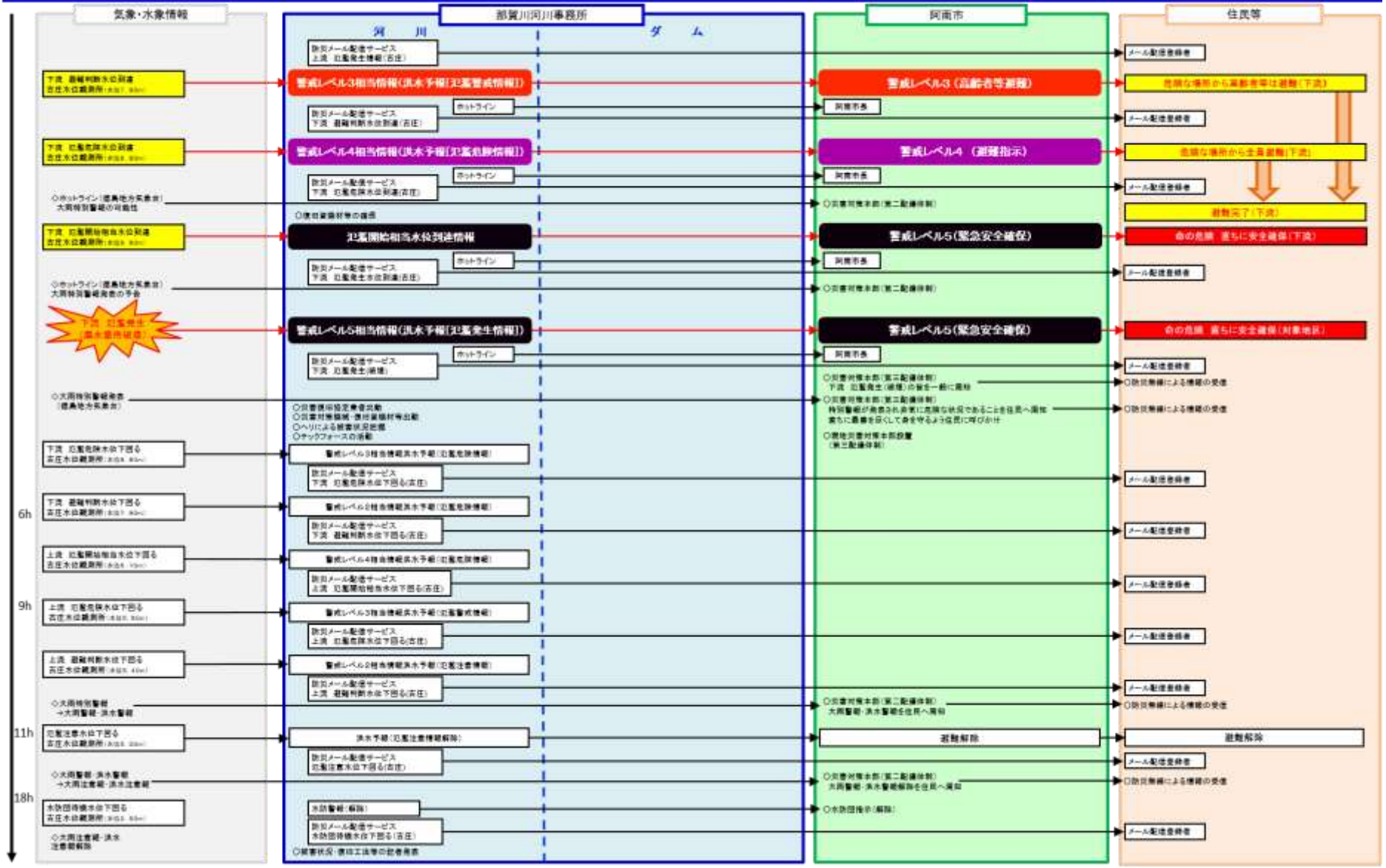

３１-２．桑野川タイムライン（国管理区間）

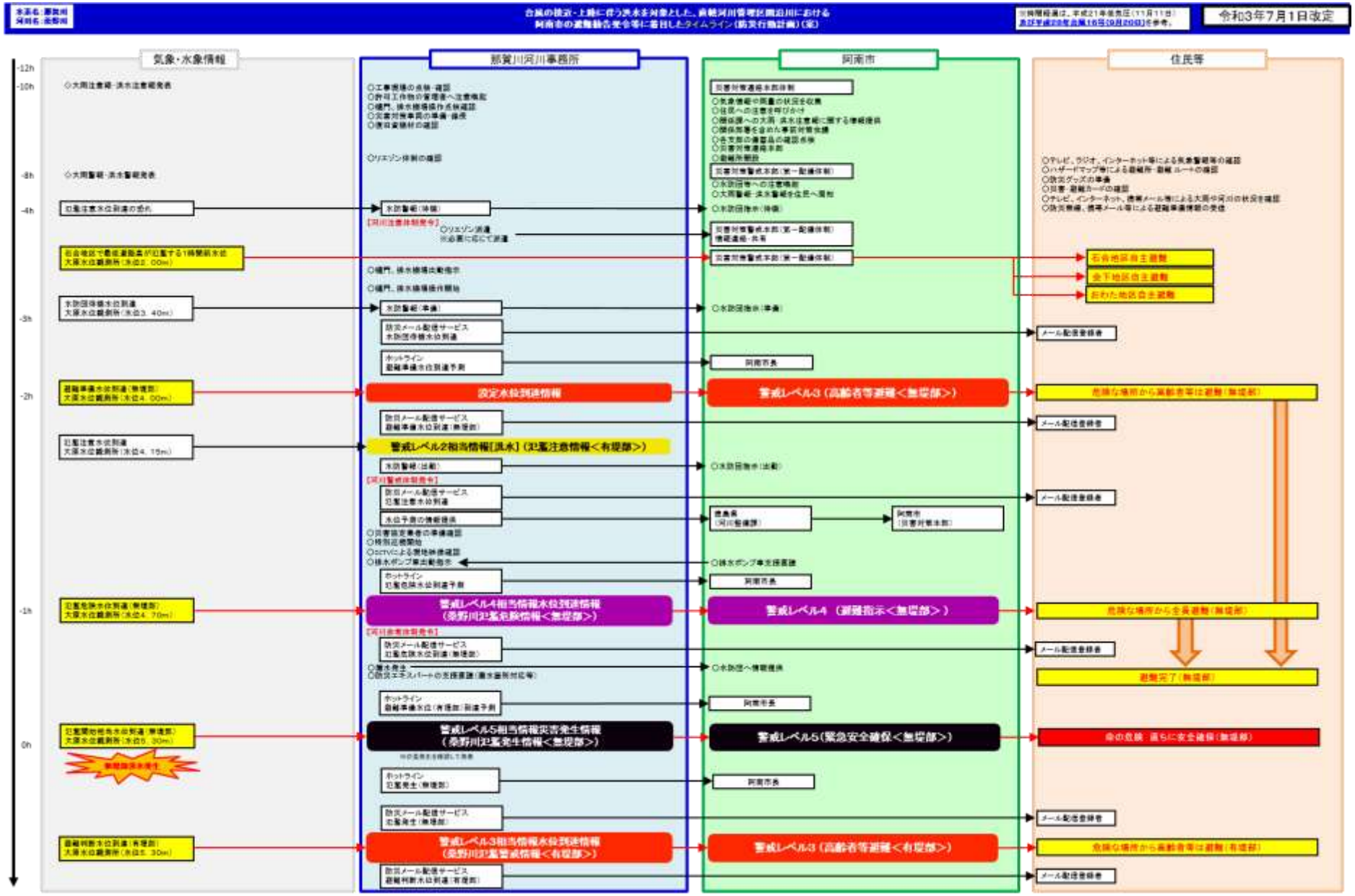

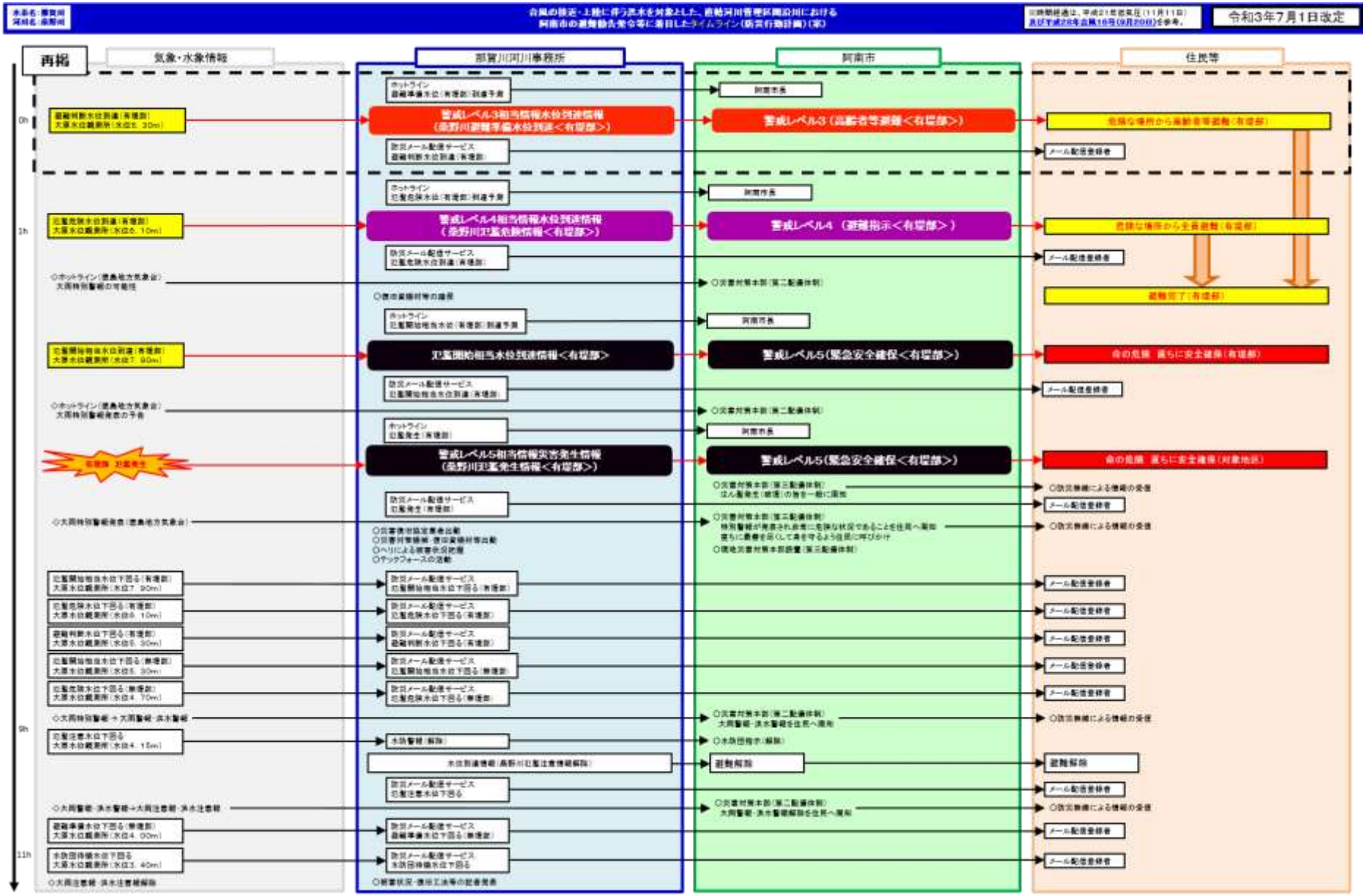
令和3年7月1日改定
再掲
気象・水象情報
部賀川河川事務所
阿南市
住民等
0h
1h
9h
11h
警戒レベル3相当情報水位到達情報
警戒レベル4相当情報水位到達情報
警戒レベル5相当情報災害発生情報
警戒レベル5（緊急安全確保<有堤部>）
避難解除

３１-３．桑野川タイムライン（県管理区間）

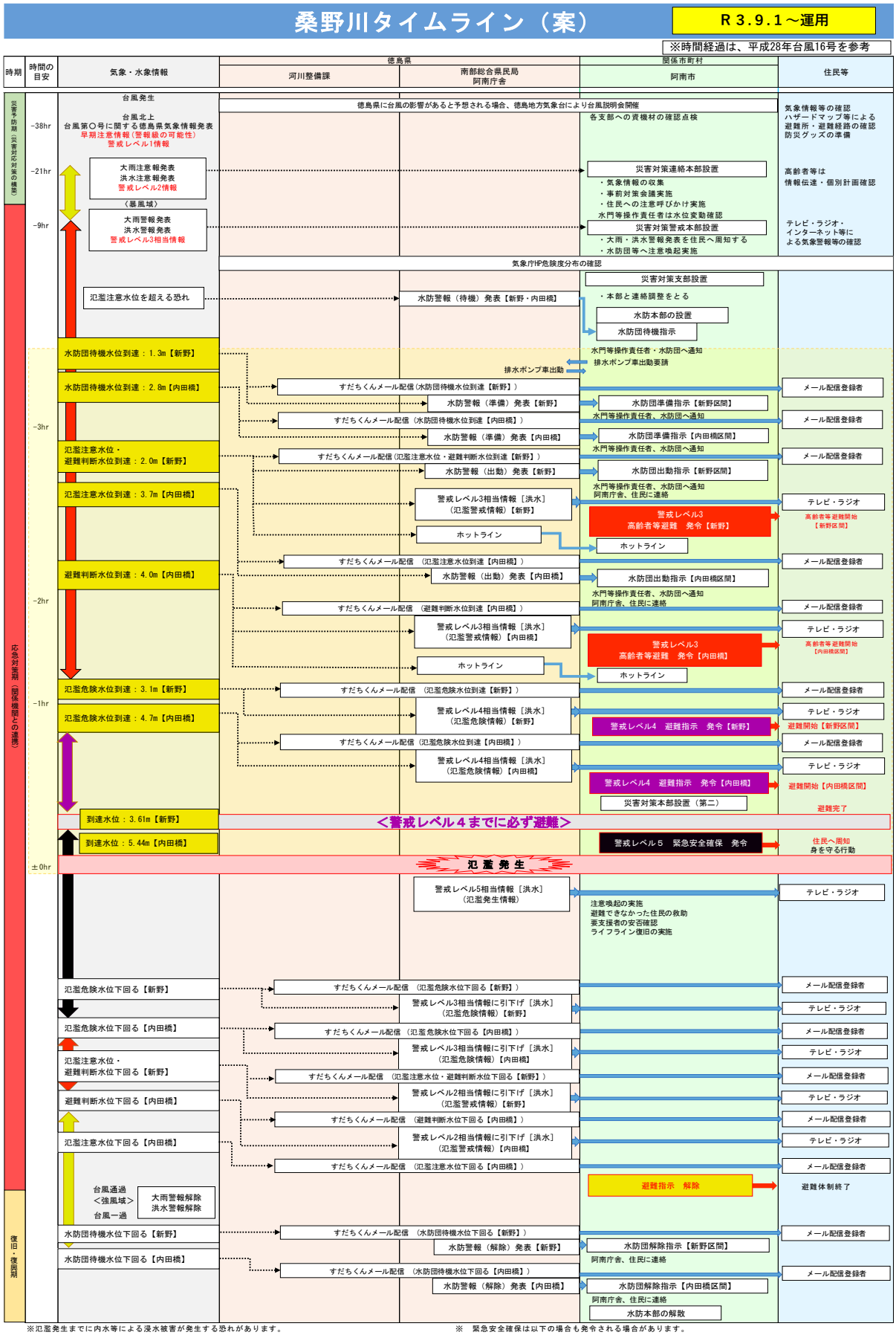

※氾濫発生までに内水等による浸水被害が発生する恐れがあります。
※台風の状況により対応が変わることがあります。
※このタイムラインは、上記水位観測所（新野、内田橋）の水位により水防活動を行う区域を対象としています。

※　緊急安全確保は以下の場合も発令される場合があります。
・災害発生を確認した場合　　・堤防決壊のおそれが高まった場合
・樋門、水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合　等

３１-４．福井川タイムライン

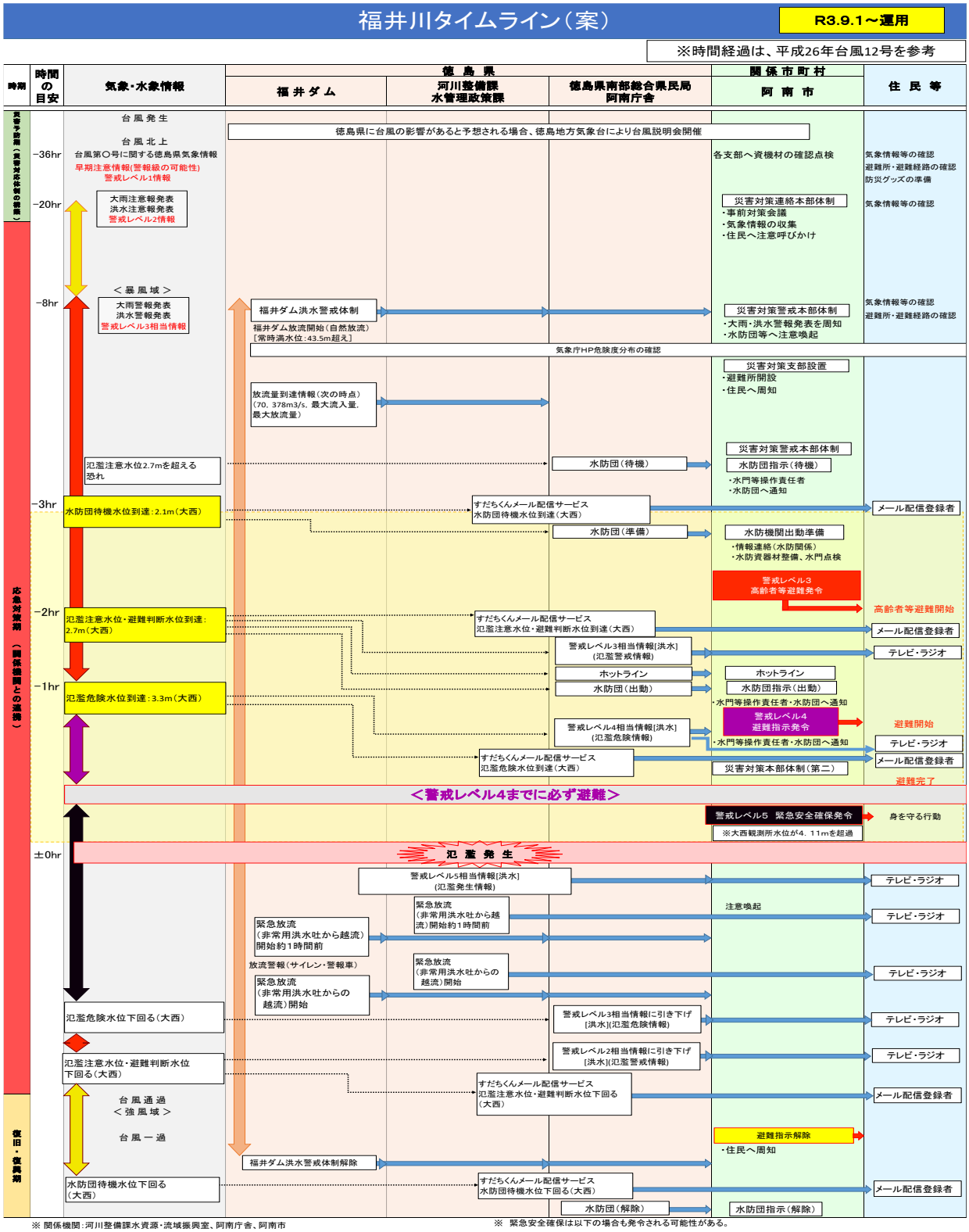

※ 関係機関：河川整備課水資源・流域振興室、阿南庁舎、阿南市

※ 氾濫発生までに内水等による浸水被害が発生する恐れがあります。

※ 台風の状況により、対応が変わることがあります。

※ このタイムラインは、上記水位観測所（大西）の水位により水防活動を行う区域を対象としています。

※ 緊急安全確保は以下の場合も発令される可能性がある。

・災害発生を確認した場合等

・堤防決壊のおそれが高まった場合

・樋門、水門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合　等

３１-５．高潮タイムライン（紀伊水道西沿岸）

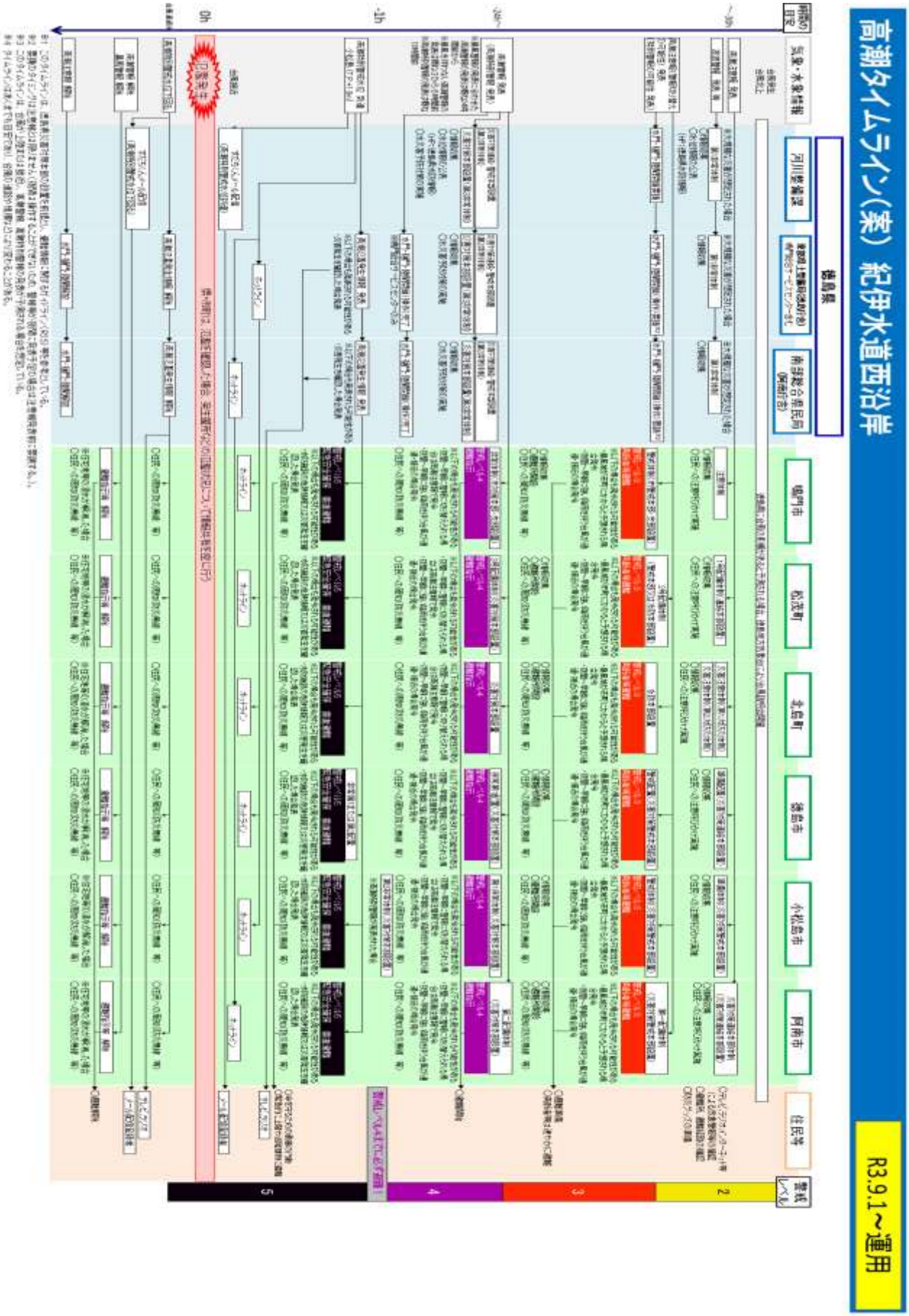

３１-６．高潮タイムライン（海部灘沿岸）

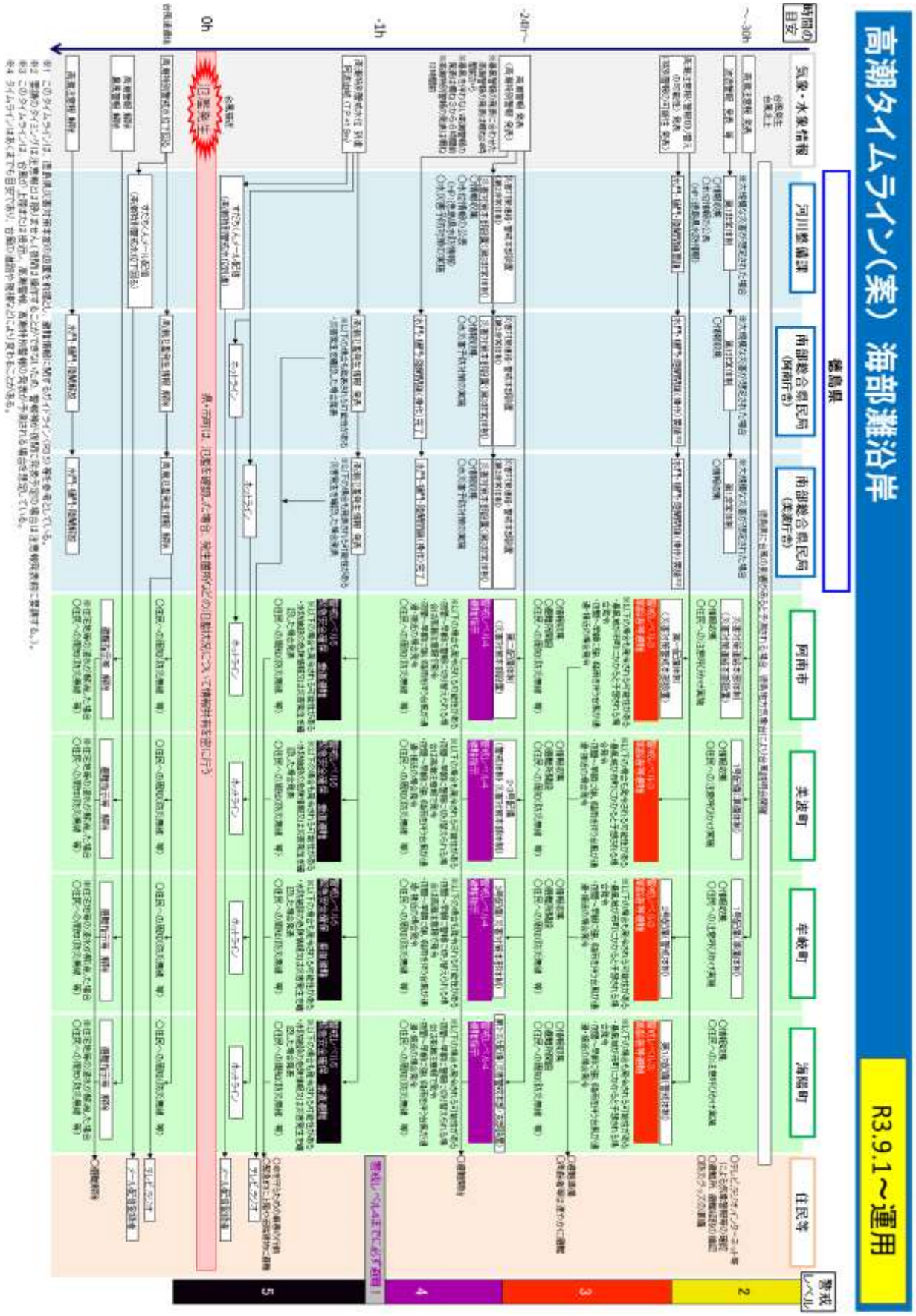

３１-７．防災用無線システムの全体構成

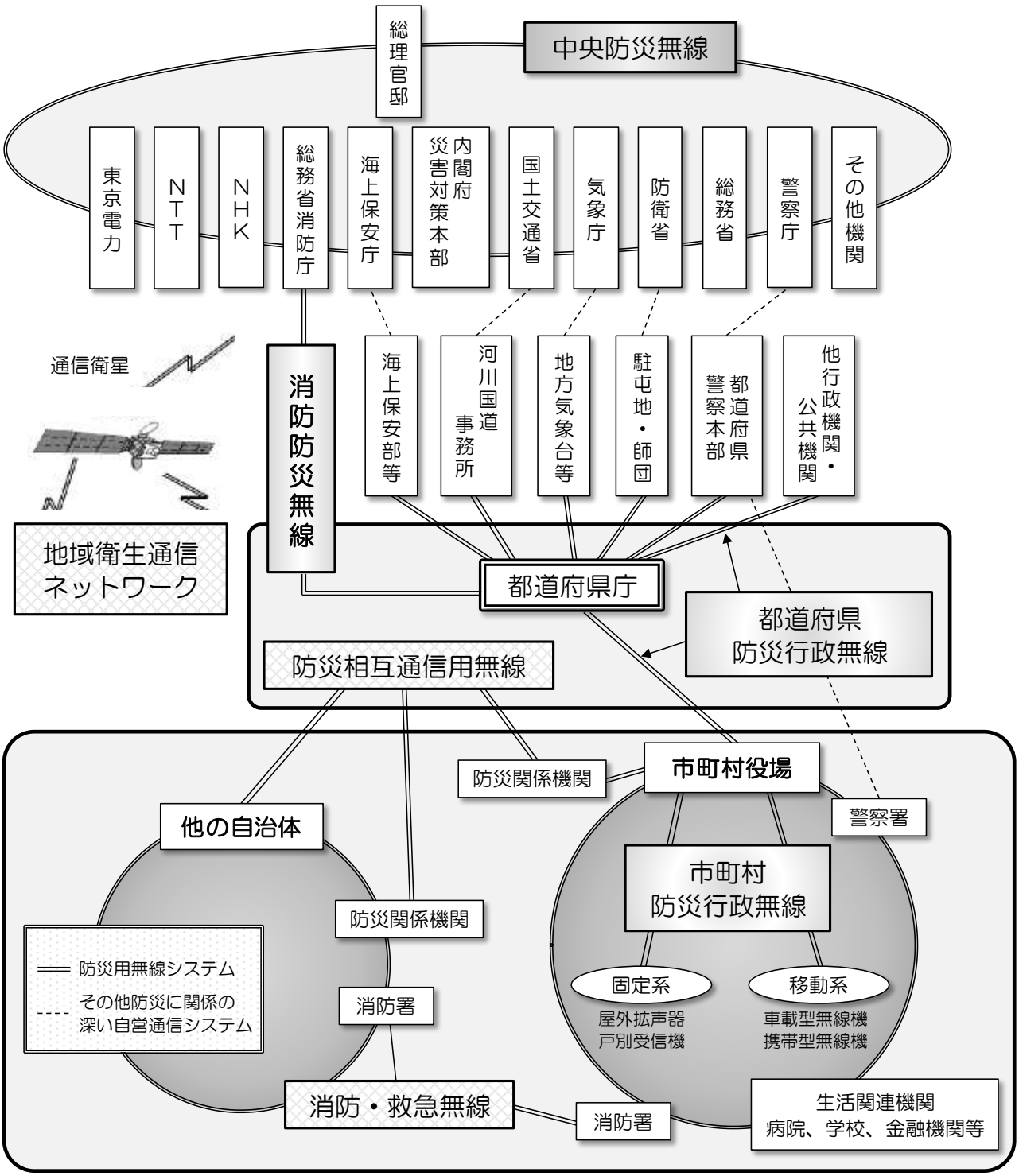

第３編　協定及び条例に関する資料

３２．阿南市防災会議条例

昭和３７年１０月５日
阿南市条例第１９号
改正　昭和６３年6月２４日　条例第２３号
平成８年３月２６日　条例第１６号
平成１２年３月２４日　条例第２０号
平成１８年6月３０日　条例第４５号
平成２４年9月２８日　条例第３７号
平成２８年３月２９日　条例第２８号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、阿南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）阿南市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）徳島県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）徳島県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）教育長

（６）消防長

（７）消防団長

（８）阿南市医師会長

（９）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（10）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの

（11）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

６　前項の委員の定数は、35 人以内とする。

７　第５項第１号から第４号まで及び第９号から第 11 号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮ってこれを定める。

附　則　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年６月２４日条例第２３号）この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月２６日条例第１６号）　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２４日条例第２０号）この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年６月３０日条例第４５号）この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日条例第３７号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の阿南市防災会議条例第３条第５項の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。

附　則（平成 28 年３月 29 日条例第 28 号）この条例は、交付の日から施行する。

令和3年度阿南市防災会議会長及び委員名簿				
	（1）会　長	阿南市長　　表　原　立　磨		
	（2）委　員	（任期：1号～4号、9号～11号　R2．4．1～R4．3．31）		
		（任期：5号～8号　在任期間）		（R4.2.1現在）
	氏　　名	所　属　機　関　名	職　名	備　　考
1	山本　卓男	那賀川河川事務所	所　長	市条例第3条第5項第1号
2	土井　正吉	南部総合県民局　地域創生防災部	部　長	〃　　第2号
3	徳永　雅彦	南部総合県民局　県土整備部	部　長	〃　　第2号
4	吉田　良	南部総合県民局　農林水産部	部　長	〃　　第2号
5	露口　悦之	南部総合県民局　保健福祉環境部	部　長	〃　　第2号
6	郡　尋香	阿南保健所	所　長	〃　　第2号
7	曽川　晃一	阿南警察署	署　長	〃　　第3号
8	山本　俊也	阿南市	副市長	〃　　第4号
9	松内　徹	阿南市　企画部	部　長	〃　　第4号
10	青木　芳幸	阿南市　総務部	部　長	〃　　第4号
11	都築　宏基	阿南市　建設部	部　長	〃　　第4号
12	吉岡　泰香	阿南市　会計	会計管理者	〃　　第4号
13	稲村　健一	阿南市　教育委員会	教育長	〃　　第5号
14	町田　佳也	阿南市消防本部	消防長	〃　　第6号
15	原　耕	阿南市消防団	団　長	〃　　第7号
16	富永　俊彦	阿南市医師会	会　長	〃　　第8号
17	福井　芳宏	四国旅客鉄道株式会社	阿南駅長	〃　　第9号
18	佐々木　保彰	西日本電信電話株式会社　徳島支店	支店長	〃　　第9号
19	加藤　篤	日本放送協会　徳島放送局　放送部	部長	〃　　第9号
20	安部　耕治	四国電力送配電株式会社　徳島支社　阿南営業所	所　長	〃　　第9号
21	岸　和弘	徳島新聞社　阿南支局	支局長	〃　　第9号
22	大開　覚	阿南市自主防災組織連絡協議会	会長	〃　　第10号
23	澤水　隆一	陸上自衛隊　第14旅団　第14施設隊	隊長	〃　　第11号
24	背戸口　太	徳島海上保安部	部長	〃　　第11号
25	粟飯原　富子	阿南市女性協議会	会長	〃　　第11号
26	喜田　稔	阿南防災士の会女性部	副部長	〃　　第11号
27	小川　美紀	阿南防災士の会女性部	副部長	〃　　第11号
28	紅露　清惠	阿南市婦人連合会	会長	〃　　第11号
29	町田　哲子	阿南商工会議所　女性部会	会長	〃　　第11号
30	田上　直江	阿南市セニヤクラブ連合会　女性部	部長	〃　　第11号
31	原　礼子	阿南市人権教育協議会	監事	〃　　第11号
32	早竹　史子	阿南市那賀川町更生保護女性会	会長	〃　　第11号

３３．阿南市防災会議運営規程

昭和３８年１０月１日
阿南市規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、阿南市防災会議条例（昭和３７年阿南市条例第１９号）第５条の規定に基づき、阿南市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（防災会議）

第２条　防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第３条　防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし災害の発生その他の事由により、防災会議の必要を生じたときは、その都度開くものとする。

２　委員は防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

第４条　会長は前条の規定にかかわらず、次の場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災決定することができる。

（１）緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

（２）決定を要する事項が一定の特定の機関のみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

（３）軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

２　会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかって定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

３４．阿南市災害対策本部条例

昭和３７年１０月５日　条例第２０号
改正　平成８年６月２５日　条例第２８号
平成２４年９月２８日　条例第３８号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、阿南市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年６月２５日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日条例第３８号）

この条例は、公布の日から施行する。

３５．阿南市災害対策本部運営規程

昭和３８年１０月１日
阿南市規程第　２号
改正　昭和４４年１１月　１日　規程第　５号
昭和５４年　７月１９日　規程第　７号
昭和５９年　１月１８日　規程第　２号
昭和６３年　４月　１日　訓令第１１号
平成　３年　８月　１日　訓令第　６号
平成　５年　５月１４日　規程第　２号
平成　６年　５月１６日　規程第　４号
平成１２年　４月　１日　訓令第　４号
平成１３年　４月　１日　訓令第　４号
平成１４年　５月２８日　訓令第　７号
平成１６年　６月２３日　訓令第　１号
平成１８年　６月２６日　訓令第　８号
平成１９年　６月１５日　訓令第　２号
平成２１年　５月２８日　訓令第　２号
平成２４年　６月　１日　訓令第　９号
平成２９年　５月１９日　訓令第　４号

（趣旨）

第１条　この訓令は、阿南市災害対策本部条例（昭和３７年阿南市条例第２０号）第４条の規定に基づき、阿南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の組織）

第２条　災害対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

２　災害対策本部員は、企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、環境管理部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、特定事業部長、水道部長、教育委員会教育部長、消防長、議会事務局長及び部長相当の職にある者をもって充てる。

（各部の組織及び所掌事務等）

第３条　各部の組織及び所掌事務については、市長が定める阿南市地域防災計画（以下「防災計画」という。）によるものとする。

（災害対策本部会議）

第４条　災害対策本部会議は、主として次に掲げる事項を処理する。

（１）災害予防に関する事項

（２）災害応急対策の実施の推進に関する事項

（３）その他災害対策本部長が必要と認める事項

２　前項の災害対策本部会議は災害対策本部長・災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって構成する。

３　災害対策本部会議の事務は、危機管理部危機管理課で処理する。

（配備体制）

第５条　災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

２　配備体制は、第一配備体制、第二配備体制及び第三配備体制とし、その内容及び配備の時期等については、防災計画の定めるところによる。

（補則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４４年１１月１日規程第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年７月１９日規程第７号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５９年１月１８日規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年４月１日訓令第１１号）

この訓令は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年８月１日訓令第６号）

この訓令は、平成３年８月１日から施行する。

附　則（平成５年５月１４日規程第２号）

この規程は、平成５年５月１４日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成６年５月１６日規程第４号）

この規程は、平成６年５月１６日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成１２年４月１日訓令第４号）

この訓令は平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年４月１日訓令第４号）

この訓令は平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年５月２８日訓令第７号）

この訓令は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年６月２３日訓令第１号）

この訓令は、平成１６年６月２３日から施行する。

附　則（平成１８年６月２６日訓令第８号）

この訓令は、平成１８年６月２６日から施行する。

附　則（平成１９年６月１５日訓令第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年６月１５日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

２　この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

この場合において、「収入役」を「会計管理者」に改める改正規定及び「収入役」を削る改正規定は適用せず、改正前のそれぞれの規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成２１年５月２８日訓令第２号）

この訓令は、平成２１年５月２８日から施行する。

附　則（平成２４年６月１日訓令第９号）

この訓令は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月１９日訓令第４号）

この訓令は、平成２９年５月１９日から施行する。

３６．阿南市水防協議会条例

昭和４２年6月２８日
阿南市条例第１６号
改正　平成１２年3月２４日　条例第２０号
平成２０年１２月２５日　条例第２８号

（設置及び目的）

第１条　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３３条第１項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、阿南市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会は次の者をもつて組織する。

会長　１名

委員　１５名

２　会長は市長をもつて充て、会長事故あるときは会長があらかじめ指名する委員が之を代理する。

３　委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し再任を妨げない。

（会議）

第４条　協議会は必要に応じ、会長が招集する。

２　協議会の運営については、会長が定める。

（規則への委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年3月２４日条例第２０号）

この条例は、平成１２年4月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２５日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

３７．日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱

（目的）

第１条　この要綱は、日本水道協会徳島県支部（以下「県支部」という。）の会員が非常災害により水道施設に被害を受けた場合、罹災会員が速やかに給水能力を回復できるようにするため、県支部内各会員の相互応援について必要な事項を定める。

（水道災害救援本部）

第２条　非常災害による災害の状況に応じ、相互応援事務を迅速かつ適切に処理するため、県本部に水道災害救援本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

３　本部長は、県支部長をもって充て、副本部長は県支部幹事より互選し本部長を補佐するものとする。

４　本部員は本部長が会員から任命するものとする。

５　本部長は、罹災会員の水道災害の救援事務を統括し、本部員は本部長の命により、罹災会員の責任者と協議し罹災現地の水道災害救援の指揮にあたるものとする。

（相互応援計画）

第３条　本部長は、会員と協議し、災害時における相互応援計画を定めるものとする。

２　相互応援計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（１）災害時における罹災会員への応援態勢

（２）各会員における応援隊の組織及び責任者氏名

（３）各会員において備蓄すべき資材の種類及び数値の基準

（４）各会員における動員数及び提供可能な機械・器具及び車輌の種類及び数量

（５）前各号に掲げるもののほか、相互応援に関する必要な事項

（応援隊の派遣要請）

第４条　罹災会員の水道災害対策責任者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、有効な通信手段により本部長に派遣要請するものとする。

（１）災害発生の日時、場所及び状況

（２）必要とする応援の内容

種類別人数・機械・器具・車輌の種類及び数量

（３）応援隊及び機械器具等の受入れ場所

（４）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第５条　本部長は、前条の規定による罹災会員からの要請を受けたときは、直ちに被害の状況、地域等を考慮したうえ、相互応援計画に基づき応援隊を編成し、会員に応援隊の派遣を指示するものとする。

２　前項の規定により、応援隊派遣の指示を受けた会員は、速やかに応援態勢を組織し、現地に応援隊を派遣し、罹災会員に全面的に協力するものとする。

３　前項の規定により応援隊を派遣するときは、罹災会員及び本部長に、その出発時刻、出動人員、責任者氏名及び到着予定時刻等を通知するものとする。

４　応援隊を派遣するときは、被害状況に応じ、給水用具、作業用工器具、衣類食糧その他日用品のほ

か野外で宿営できるよう天幕、寝袋、携行電灯、カメラ（カラーフィルム付き）などを携行させる。

５　応援会員は、都市名及び災害復旧応援である旨を記載した旗若しくは幟等を適当な方法で明示し、応援隊員には会員名入りの腕章を着用させる。

（費用の負担）

第６条　応援給水の応援に要する費用は、応援会員が負担する。ただし、災害救助法の適用を受けた場合には、罹災会員が応援会員に費用弁償をする。

２　応援復旧の応援に要する費用は、罹災会員が負担するものとするが一時的には、応援会員が負担し、後日、罹災会員が派遣会員に費用弁償をする。

（会員以外の都市への応援）

第７条　会員以外の都市から応援要請を受けたときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は、本部長が会員と協議のうえ定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成７年９月４日から施行する。

日本水道協会徳島県支部

徳島市水道局	市場町水道課	羽ノ浦町水道課
阿南市水道課	海南町水道課	半田町水道課
小松島市水道部	上板町水道課	日和佐町水道課
鳴門市水道部	鴨島町水道課	松茂町水道課
藍住町水道課	川島町水道課	美馬町水道課
穴吹町水道課	北島町水道課	牟岐町水道課
阿波町水道課	貞光町水道課	山川町水道課
池田町水道課	宍喰町水道課	吉野町水道課
石井町水道課	土成町水道課	脇町水道課
板野町水道課	那賀川町水道課	

３８．徳島県４市の災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実、強化を図ることを目的として、徳島市、鳴門市、小松島市及び阿南市（以下「協定市」という。）が相互に協力して被災協定市に対し、物資、労力等の相互応援を行うことについて定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給及びその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供

（４）被災者を一時収容するための施設の提供

（５）被災児童、生徒等の一時受入

（６）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（７）前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第３条　応援を受けようとする被災協定市は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

（３）前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数、被災児童、生徒等の学年等

（４）前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種別人員

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援を必要とする期間

（７）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第４条　応援を要請された協定市は、自己の市域にかかる災害対策事務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

２　被災協定市以外の協定市は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請する協定市の負担とする。

２　応援を要請する協定市が前条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する協定市から要請があった場合は、応援する協定市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各協定市の防災担当課長等を連絡責任者として、あらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

第７条　この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書４通を作成し、各協定市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年１０月１日

徳島市長　　小池正勝

鳴門市長　　山本幸男

小松島市長　　西川政善

阿南市長　　野村　靖

３９．徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合

（２）要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

（３）その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

２　応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別及び被害の状況

（２）災害の発生日時及び場所

（３）災害現場の気象状況

（４）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

（５）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

（６）応援に要する資機材の品目及び数量等

（７）その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

２　前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により、第４条第１項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたとき

は、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条に規定する応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第 11 条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成１０年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書６０通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１０年４月１日

徳島県
徳島県知事　圓藤寿穂
徳島市
徳島市長　小池正勝
鳴門市
鳴門市長　山本幸男
小松島市
小松島市長　西川政善
阿南市
阿南市長　野村靖
勝浦町
勝浦町長　川口幸一
上勝町
上勝町長　山田良男
佐那河内村
佐那河内村長　楠崇広
石井町
石井町長　坂東忠之

神山町
神山町長　高橋宏輔
那賀川町
那賀川町長　小泉隆一
羽ノ浦町
羽ノ浦町長　生野善章
鷲敷町
鷲敷町長　助岡克則
相生町
相生町長　久龍直通
上那賀町
上那賀町長　和田淳二
木沢村
木沢村長　中東利延
木頭村
木頭村長　藤田　惠
由岐町
由岐町長　松村靜夫
日和佐町
日和佐町長　近藤和義
牟岐町
牟岐町長　皆谷又男
海南町
海南町長　五軒家憲次
海部町
海部町長　三浦　治
宍喰町
宍喰町長　多田保政
松茂町
松茂町長　広瀬憲発
北島町
北島町長　齋藤武尚
藍住町
藍住町長　堀江長男
板野町
板野町長　犬伏正昭
上板町
上板町長　吉岡義人
吉野町
吉野町長　竹重敦美
土成町
土成町長　板東　正

市場町
市場町長　水田文夫
阿波町
阿波町長　安友清
鴨島町
鴨島町長　戸田稔
川島町
川島町長　内田昇
山川町
山川町長　山内正晴
美郷村
美郷村長　伊井昇
脇町
脇町長　佐藤淨
美馬町
美馬町長　藤田利胤
半田町
半田町長　逢坂亘
貞光町
貞光町長　南豊
一宇村
一宇村長　立道里見
穴吹町
穴吹町長　佐藤宏史
木屋平村
木屋平村長　西正二
三野町
三野町長　竹重義博
三好町
三好町長　真鍋晃
池田町
池田町長　丸岡敬幸
山城町
山城町長　西徹
井川町
井川町長　中瀧清文
三加茂町
三加茂町長　檜惠一
東祖谷山村
東祖谷山村長　出口操
西祖谷山村
西祖谷山村長　尾茂光男

徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地の３
阿 南 消 防 組 合 管 理 者　　野　村　　靖
徳島県名西郡石井町高川原字高川原 66 の８
名 西 消 防 組 合 管 理 者　　坂　東　忠　之
徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98－１
海 部 消 防 組 合 管 理 者　　近　藤　和　義
徳島県板野郡松茂町広島字西川向 25 番地の１
板野東部消防組合管理者　　堀　江　長　男
徳島県板野郡板野町羅漢字前田 35
板野西部消防組合管理者　　犬　伏　正　昭
徳島県麻植郡鴨島町上下島 431 番地の 17
阿 北 消 防 組 合 管 理 者　　戸　田　　稔
徳島県美馬郡脇町字拝原 1742 番地の１
美馬東部消防組合管理者　　佐　藤　　浄
徳島県美馬郡美馬町字天神 119 番地
美馬西部消防組合管理者　　藤　田　利　胤
徳島県三好郡池田町字サラダ 1612－14
三 好 郡 行 政 組 合 管 理 者　　丸　岡　敬　幸

４０．徳島県市町村消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第２条　この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第４条　この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第２１条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

（１）災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合。

（２）要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合。

２　前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種別及び被害の状況

（２）災害の発生日時及び場所

（３）必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

（４）応援隊の到着希望日時及び集結場所

（５）その他必要な事項

３　要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請した市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

２　応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第７条　応援の要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

（１）　市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

（２）　通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合。

２　前項に規定する応援は、第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項第２号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

（報告）

第９条　応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

２　要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

（連絡会議）

第１０条　この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

（経費負担）

第１１条　応援に要した経費については、次により負担するものとする。

（１）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

（２）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

（３）その他多額の経費を要請する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

（疑義の協議）

第１２条　この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

（実施細目）

第１３条　この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

（改廃）

第１４条　この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

（適用）

第１５条　この協定は、平成１０年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 53 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１０年４月１日

徳島市長	小池正勝
鳴門市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村　靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠　崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷲敷町長	助岡克則
相生町長	久龍直通
上那賀町長	和田淳二
木沢村長	中東利延
木頭村長	藤田　惠
由岐町長	松村靜夫
日和佐町長	近藤和義
牟岐町長	皆谷又男
海南町長	五軒家憲次
海部町長	三浦　治
宍喰町長	多田保政
板野町長	犬伏正昭
上板町長	吉岡義人
吉野町長	竹重敦美
土成町長	板東　正
市場町長	水田文夫
阿波町長	安友　清
鴨島町長	戸田　稔
川島町長	内田　昇
山川町長	山内正晴
美郷村長	伊井　昇
脇町長	佐藤　淨
一宇村長	立道里美
穴吹町長	佐藤宏史
木屋平村長	西　正二
三野町長	竹重義博
三好町長	真鍋　晃
池田町長	丸岡敬幸
山城町長	西　徹
井川町長	中瀧清文
三加茂町長	檜　惠一
東祖谷山村長	出口　操
西祖谷山村長	尾茂光男

阿南消防組合管理者	野村　靖
名西消防組合管理者	坂東　忠之
海部消防組合管理者	近藤　和義
板野東部消防組合管理者	堀江　長男
板野西部消防組合管理者	犬伏　正昭
阿北消防組合管理者	戸田　稔
美馬東部消防組合管理者	佐藤　浄
美馬西部消防組合管理者	藤田　利胤
三好郡行政組合管理者	丸岡　敬幸

４１．災害時における物資供給の応援に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と生活協同組合とくしま生協（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給の応援の要請に関し、その手続き等について定め、阿南市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第２条　この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和２３年法律第２００号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を供給するものとする。

（物資の種類）

第５条　物資の種類は、別表のとおりとする。

２　前項に定めるもののほか、必要に応じ甲乙協議のうえ、緊急に必要な物資を指定できるものとする。

（調達要請の方法）

第６条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式第１号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭でもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第７条　物資の取引場所は甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲の職員が乙の提出する出荷確認書（様式第２号）により確認のうえこれを引き取るものとする。なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第８条　乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）
第１０条　この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（改定又は廃止）
第１１条　この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、１箇月前に相手方に通告して行うことができる。

（協議）
第１２条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。
（実施期日）
第１３条　この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１６年４月２６日

甲　阿南市
阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　板野郡北島町中村字東堤ノ内 30-3
生活協同組合とくしま生協
理 事 長　阿　部　和　代

別表（第５条関係）

小　麦　粉	上　白　糖	食　用　油
ハ　ム	醤　油	インスタント麺
育児用ミルク	パ　ン	魚　肉　缶　詰
容器入り飲料水	ち　り　紙	トイレットペーパー

出荷要請書（様式第１号）

（第６条関係）

第　　号

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

阿南市長　　㊞

出　荷　要　請　書

平成　　年　　月　　日付け「災害時における物資供給の応援に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。

品　　名	数　　量	備　　考

出荷確認書（様式第２号）

（第７条関係）

出　荷　確　認　書

平成　　年　　月　　日付け第　　号の出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。

品　　名	数　　量	備　　考

平成　　年　　月　　日

企　業　　㊞

阿南市　　㊞

４２．米子市及び阿南市の災害時相互応援協定

米子市及び阿南市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域において大規模な災害が発生した場合、友愛的精神に基づき、相互の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第８条第２項第１２号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の対象となる災害）

第１条　この協定による応援の対象となる災害は、法第２条第１号に規定する災害で各市独自の防災力を超えるものをいう。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援活動に必要な車両、船舶等の提供

（４）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）被災した児童、生徒等の一時受入れ

（７）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　大規模な災害により被害を受けた市（以下「被災市」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

（１）災害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容

（４）前条第５号及び第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援を必要とする期間

（７）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第４条　前条の規定により応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

２　協定市は、前条の規定による要請がない場合であっても、協定市のいずれかの区域において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、速やかにその被災状況等について自主的に情報収集活動を行い、必要と認めるときは、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。この場合において、当該自主応援活動は、同条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）
第５条　応援に要した費用は、原則として、被災市の負担とする。
２　被災市が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第 92 条第２項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

（規定の準用）
第６条　第２条から前条までの規定は、第１条に規定する災害以外の災害が発生した場合について準用する。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各自署名押印の上、１通ずつを保有する。

平成１７年６月２２日

米子市
米子市長　　野　坂　康　夫

阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

４３．米子市及び阿南市の災害時相互応援協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「米子市及び阿南市の災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、当該協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援職員）

第２条　協定第２条第４号の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、その応援業務に従事するときは、腕章等により自らの所属市名を明示するものとする。

２　応援職員は、その派遣に当たり、必要な被服、食糧その他の必要な物資を携行するものとする。

（応援職員に係る費用の負担）

第３条　協定第５条第１項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。

（１）被災市が負担する派遣費用の額は、応援市が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。

（２）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市が負担すること。

（３）前２号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市が協議の上定めるものとすること。

２　応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中のものにあっては被災市が、応援市・被災市間の旅行中のものにあっては応援市が、負うものとする。

（一時繰替え支弁に係る費用の支払）

第４条　応援市は、協定第５条第２項の規定により一時繰替え支弁を行ったときは、次に掲げる費用の額を算出し、当該算出した額の支払を被災市に請求するものとする。

（１）備蓄物資及び調達物資にあっては、当該物資の購入費及び輸送費

（２）車両、船舶、機械器具等にあっては、借上料、燃料費、輸送費及び維持管理費並びに破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項の規定による請求に当たっては、請求書に領収書その他関係書類を添付しなければならない。

（資料の提供等）

第５条　協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うために、必要と認める資料を相互に提供し合うものとする。

２　協定市は、その職員のうちから相互応援のための連絡責任者及びその補助者を指定し、当該連絡責任者及びその補助者の職名、氏名その他必要な事項を相互に連絡し合うとともに、応援実施に必要な情報等を収集するため、定期的に意見交換の場を設けるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書２通を作成し、各自署名押印の上、１通ずつを保有する。

平成１７年６月２２日

米子市
米子市長　　野　坂　康　夫

阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

４４．災害・事故等時の医療救護に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社団法人阿南市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第２条　乙は、救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

２　乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

３　第１項に規定する医療救護班の構成は、１班当たり原則として次のとおりとする。

（１）医師　　１名

（２）看護師　　２名

（３）連絡要員　１名

（医療救護活動）

第３条　甲は、阿南市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

４　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第４条　医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）

（２）後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

（３）重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置

（４）転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

（５）助産

（６）死亡の確認及び遺体の検案への協力

（７）記録及び甲への状況報告

（８）その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）
第７条　甲は、医療品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。
（医療費等）
第８条　医療救護所等、第４条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。
２　後方医療施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。
（費用弁償等）
第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
（１）医療救護班の編成及び派遣に要する経費
（２）医療救護班が甲の備蓄する医薬品等以外を使用した場合は、その実費
（３）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
２　前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。
（調整）
第１０条　乙は、阿南市地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。
２　乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。
（求償権）
第１１条　第８条及び第９条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。
（期間）
第１２条　この協定の有効期間は平成１７年１０月２０日から平成２２年１０月１９日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、いずれか一方から別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から向う５年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。
（旧協定書）
第１３条　平成８年１２月２０日付けで締結した「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」については、この協定の締結をもって廃止するものとする。
（細則）
第１４条　この規定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。
（協議）
第１５条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１７年１０月２０日

甲　　阿南市
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　　阿南市宝田町川原２番地
　　社団法人　阿南市医師会
　　会　　長　　中　野　益　弘

４５．災害事故等時の医療救護に関する協定書　実施細則

この実施細則は、「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１４条の規定に基づき、当該規定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第１条　乙は、協定書第５条第１項第７号の規定により医療救護班ごとに医療救護班診療記録（様式１）及び医薬品・衛生材料使用簿（様式２）を整備するとともに、医療救護活動の終了後速やかに、医療救護班日報（様式３）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故の報告）

第２条　乙は、協定書第３条に規定する医療救護班の医師及び看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式４）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の請求）

第３条　協定書第９条第１項第１号及び第２号に規定する費用弁償等は、乙が一括して費用弁償等請求書（様式５）により、甲に請求するものとする。

（扶助金の請求）

第４条　協定書第９条第１項第３号に規定する扶助金は、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式６）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第５条　甲は、第３条及び第４条により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で速やかに支払うものとする。

（その他）

第６条　この実施細則に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この実施細則の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１７年１０月２０日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市宝田町川原２番地
社団法人阿南市医師会
会　　長　　中　野　益　弘

様式１

医療救護班診療記録

〇〇医療救護班

班長　医師　氏名　　印

年月日	市町村	患者氏名	年齢	疾病名	措置概要	備　　考

様式２

医療救護班医薬品・衛生材料使用簿

〇〇医療救護班

班長　医師　氏名　　印

使用年月日	使用医薬品 衛生材料名	使用量		購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式３

医療救護班日報 ○○医療救護班 班長　医師　氏名　　印			
医療救護班の所属	職種	氏　　名	従事した時間
医療救護所設置場所			

医療救護人員	死亡	重症	軽症	助産	その他	合計

活動状況	

様式４

事故報告書

年月日

阿南市長　　殿

阿南市医師会長　　印

医療救護班として医療救護活動に従事した者に、別紙のとおり事故疾病者が発生しましたので報告します。

（別紙）

事故疾病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属機関・団体名					
疾病者		程度	重症・中等症・軽症	転帰			
外来・入院（　月　日）	診療（入院）機関名						
受傷（発病）日時	年　月　日　午前・午後　時　分						
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

様式５

費用弁償等請求書

阿南市長　　殿

阿南市医師会長　　印

医療救護班として医療救護活動に従事した者に係る費用弁償等として、災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則３条の規定に基づき下記の金額を請求します。

請求金額　　円
従事者　　医師　氏名　　他　　名

詳細は別紙のとおり

委　任　状

収入印紙

私たちは、今次災害事故に係る費用弁償等の請求並びに受領に関する一切の権限を阿南市医師会長＿＿＿＿＿＿＿＿に委任します。

住所又は所属	職　種	氏　　名	印

別紙　費用明細

１　従事内容

職　種	氏　　名	所属救護班	所属した業務	従事した場所

２　費用弁償明細書

職　種	氏　　名	従事した時間	日数	単価	金額
計					

３　費用弁償明細書

職種	氏　名	日程	発着地及び経由地	鉄道費等		日当		宿泊料		計
				距離	金額	日数	金額	夜数	金額	
計										

４　時間外勤務手当明細書

職種	氏　　名	従事年月日	勤務時間	手当の対象となる時間	単価	金額

※注　手当の対象となる時間数において端数の生じる場合は、30 分未満は切捨て、30 分以上は１時間とすること。

５　薬品・衛生材料実費明細書

品　名	単　位	使用数量	単価	金額	備　考
計					

６　自動車等借上料明細書

借上者氏名	借上年月日	使用区間	種類 （タクシー、トラック等）	台数	単価	金額	借上料
計							

７　機械器具等修繕明細書

所有者氏名	修繕年月日	品名	修繕箇所	修繕業者	金額
計					

８　燃料費明細書

氏名	使用 年月日	車種	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入（調達先）
計								

様式６

療養
休業
障害　扶助金支給申請書
遺族
葬祭
打切

年　　月　　日

阿南市長　　殿

住所
氏名　　印

災害・事故等時の医療救護に関する協定書第９条第１項第３号の規定による扶助金として、下記の金額を支給してくださるよう、関係書類を添えて申請します。

申請金額　　円

従事者	住所		職　　業	
	氏名		生年月日	
従事していた救助業務				
事故発生の日時及び場所				
事故発生の原因及び状況				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
療養又は休業を要する見込み期間				

事故発生のとき本人と親族関係にあった主な者の状況	氏　名	本人との続き柄	生年月日	職業	備考

添付書類
　　算出明細書

４６．災害事故等時の医療救護に関する協定書に関する覚書

阿南市（以下「甲」という。）と社団法人阿南市医師会（以下「乙」という。）とは、平成１７年１０月２０日阿南市と阿南市医師会とが締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第１５条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

１　協定書第３条第２項の規定により乙が救護班を編成、派遣する場合においては、協定書第２条第３項の規定に定める者の他、乙が必要と認める者については、その構成員とすることができる。
　なお、費用弁償等については、協定書第９条の規定を準用することとする。

２　協定書第１３条の規定に基づき廃止された旧協定書第９条の規定に基づき、甲が乙に対して負担すべき費用について、旧協定廃止の際に事務処理が完了していないものについては、なお従前の例により処理するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１７年１０月２０日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市宝田町川原２番地
　　社団法人阿南市医師会
　　会　　長　　中　野　益　弘

４７．災害時における救援物資提供に関する協定書

阿南市（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　市内に震度５弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において道、路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第４条　甲は、この協定による要諦を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

２ 前項の解消の申出は、１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各１通を保有する。

平成１７年１１月４日

甲　　阿南市
　　阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　　香川県高松市春日町 1378 番地
　　四国コカ・コーラボトリング株式会社
　　専務取締役営業本部長　　大内 喬

４８．災害時タクシー無線による災害情報通信の協力に関する協定

阿南市（以下「甲」という。）と〇〇タクシー（以下「乙」という。）は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下「災害」という。）が阿南市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な消防活動の実施に資するため次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を使用することができないか、又は利用することが著しく困難であるときに、乙の所有するタクシーの無線により収集した災害状況等を取りまとめ甲に提供することにより、人命救助等甲が行う迅速な消防活動を支援することを目的とする。

（運用範囲）

第２条　本協定を適用するに当たっては、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号で定める非常通信として運用することについて認められている災害とする。

（提供する情報及び提供方法）

第３条　乙は甲に対し甲の要請、又は、乙の連絡責任者の自主的判断に基づき被害の種類、場所、規模情報を取りまとめて甲に提供する。

２　前項により要請を受けた乙の連絡責任者は、業務上の支障又は、やむを得ない事由のない限り、情報の伝達に協力するものとする。

３　乙の連絡責任者は、情報の伝達を甲が指定する有線電話、又はファクシミリにより甲に伝達するものとする。

４　甲は、災害発生後有線電話回線の寸断等により、乙からの情報提供が遅延したと判断したときは、可能なかぎり乙へ情報収集に出向くものとする。

５　乙の乗務員は、旅客及び自身の安全を図り、車を路肩等安全な場所に停車し避難し、車両走行による情報の収集は行わない。

（平素の協力）

第４条　甲及び乙は災害に際し、この協定が効果的に運用されるよう平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　情報の提供及び要請等については、甲及び乙の業務範囲に応じそれぞれの負担とする。

（要領）

第６条　この協定の情報提供方法は、別紙に定める。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年とする。ただし有効期間満了日の３０日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更新されるものとし、その後においても期

間満了したときも同様とする。

（協議）

第８条　この協定に関して疑義が生じた場合又は、定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、協定書２通を作成し、甲及び乙は記名、押印のうえ各１通を保有する。

平成１８年　６月　　日

甲　　阿南市長　　岩 浅 嘉 仁　印

乙　　○ ○ ○ ○　印

協定先

阿南タクシー有限会社
新野タクシー有限会社
上中タクシー有限会社
加茂谷タクシー有限会社
桑野タクシー有限会社
橘タクシー有限会社
有限会社津乃峰タクシー
富岡タクシー有限会社
日の出タクシー有限会社（廃業）
毎日タクシー有限会社
有限会社今津タクシー
有限会社中島タクシー
丸富タクシー有限会社
共栄タクシー有限会社

４９．大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と阿南市指定上下水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における水道の応急給水・応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市地域防災計画に基づき、大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙及び乙の組合員が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、大規模災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに給水班、復旧班を編成し応急活動に協力するものとする。

（事前準備）

第４条　乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に応急活動時の動員体制を確立するとともに、応急活動に係る乙及び乙の組合員の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（指揮）

第５条　応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用弁償等）

第６条　甲の要請に基づき、乙及び乙の組合員が応急活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（１）応急活動用車両等の機械の借上費
（２）輸送費及び人件費
（３）応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
（４）その他応急活動に欠かす事のできない経費

（契約及び支払）

第７条　応急活動に係る請負契約は、甲と乙及び乙の組合員との間で締結するものとする。

２　応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

３　応急活動に要する経費の算定については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（労災補償・損害賠償）
第８条　応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により保障するものとする。
２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（共同訓練）
第９条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定にさだめのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（施行日）
第１２条　この協定は、平成１８年６月１２日から施行する。

上記協定の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成１８年６月１２日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁　　印

乙　阿南市指定上下水道工事店協同組合
理事長　　中　野　慎一郎　　印

５０．大規模災害発生時における支援活動に関する協定

阿南市（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会阿南支部（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における会員等からの情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度６弱以上の地震やそれに伴う津波、また風水害その他の大規模な災害が発生した場合

（２）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

（１）被災情報の収集、整理、提供

（２）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（３）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送

（４）技術者の確保及び派遣

（５）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援活動を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、甲より前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第５条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

（１）支部内の支援体制の整備

（２）会員等からの情報収集体制の整備

（３）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第６条　甲は、第４条第 1 項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第７条　乙は、甲より要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報

告するものとする。ただし、文書をもって報告する。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）支援活動に従事した人員数や支援に要した建設資機材の内訳

（２）支援活動の内容、期間及び場所

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第８条　乙が支援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

（損害の負担）

第９条　支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙に所属する会員等の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

（経費の請求）

第１０条　乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結日から１年とする。ただし、有効期間満了日までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（施行）

第１３条　この協定は、平成１８年１１月２８日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年１１月２８日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市富岡町西池田６番地１
社団法人　徳島県建設業協会阿南支部
支部長　　岡　久　徳　次

５１．徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和２２年法律第２２６号以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（地域区分）

第３条　協定区域を次のブロックに区分する。

⑴　第１ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

⑵　第２ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

⑶　第３ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

（災 害 等）

第４条　この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相 互応援を必要とするものをいう。

⑴　大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

ア　林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特 殊な火災

イ　航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

ウ　地震、風水害その他大規模な自然災害

エ　毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害

オ　上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

⑵　協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・ 救助事案等

⑶　管轄外の区域において、遭遇した火災、又は救急・救助事案等

（応　援）

第５条　協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

２　応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。
３　応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）の管理者等が、災害等を覚知し、第１項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。
（応援の種別）
第６条　応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。
⑴　ブロック内広域応援
　　被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援
⑵　県内広域応援
　　県内全域の協定消防本部で行う応援
⑶　その他の広域応援
　　第４条第２項及び第３項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援
（応援要請の方法）
第７条　被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。
⑴　災害等の種別、概要
⑵　災害等の発生日時、場所
⑶　応援消防力
⑷　応援隊の受入れ場所
⑸　その他必要な事項
２　被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。
３　被災地消防本部の管理者等は、第７条第１項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。
（応援派遣の方法）
第８条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事 項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。
⑴　応援隊の出発時刻
⑵　応援隊の到着（予定）時刻
⑶　応援隊の隊長名
⑷　応援隊の消防力
⑸　その他必要な事項
２　応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。
（経費の負担）
第９条　この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとす る。
⑴　人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者の負担とする。
⑵　前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
⑶　その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。
（改 廃 等）
第１０条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運　用）
第１１条　この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。
（施 行 日）
第１２条　この協定は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（昭和５５年３月３１日協定）
この協定は、昭和５５年４月１日から施行する。
昭和５１年３月３１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（昭和５９年１２月１８日協定）
この協定は、昭和６０年１月１日から施行する。
昭和５５年３月３１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成６年２月２１日協定）
この協定は、平成６年２月２８日から施行する。
昭和５９年１２月１８日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成９年３月３１日協定）
この協定は、平成９年４月１日から施行する。
平成６年２月２１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成１４年４月３０日協定）
この協定は、平成１４年５月１日から施行する。
平成９年３月３１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成１９年３月３１日協定）

この協定は、平成１９年４月１日から施行する。

平成１４年４月３０日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援 協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成２６年４月１日協定）

この協定は、平成２６年４月１日から施行する。

平成１９年３月３１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成２７年１２月１日協定）

この協定は、平成 27 年 月 日から施行する。

平成２６年４月１日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書１３通を作成し、管理者が記名押印の上、各自１通を保有する。

徳島市長	原　秀　樹
鳴門市長	泉　理　彦
小松島市長	濱　田　保　徳
阿南市長	岩　浅　嘉　仁
みよし広域連合長	川　原　義　朗
美馬西部消防組合管理者	兼　西　茂
徳島中央広域連合連合長	川　真　田　哲　哉
美馬市長	牧　田　久
板野東部消防組合管理者	石　川　智　能
板野西部消防組合管理者	玉　井　孝　治
名西消防組合管理者　石井町長	小　林　智　仁
海部消防組合管理者	影　治　信　良
那賀町長	坂　口　博　文

５２．大規模災害発生時における支援活動に関する協定

阿南市（以下「甲」という。）と阿南市電設協会（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における会員等からの情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資機材の供給、また、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度５強以上の地震やそれに伴う津波、また風水害その他の大規模な災害が発生した場合

（２）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

（１）被災情報の収集、整理、提供

（２）漏電火災等防止対策

（３）甲が管理する防犯灯等の機能確保、応急復旧作業

（４）緊急を要する資機材の調達及び輸送

（５）技術者の確保及び派遣

（６）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援活動を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、甲より前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第５条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

（１）協会内の支援体制の整備

（２）連絡責任者及び連絡副責任者の選定

（３）会員等からの情報収集体制の整備

（４）供給可能な資機材及び出動可能な技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第６条　甲は、第４条第 1 項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第７条　乙は、甲より要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）支援活動に従事した人員数や支援に要した資機材の内容

（２）支援活動の内容、期間及び場所

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第８条　乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

（損害の負担）

第９条　支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙に所属する会員等の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

（経費の請求）

第１０条　乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、締結日から１年とする。ただし、有効期間満了日までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（施行）

第１３条　この協定は、平成１９年４月２６日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１９年４月２６日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市富岡町あ石１８－７
阿南市電設協会
理事長　　中　原　好　夫

５３．大規模災害等における資機材の供給に関する協定書

阿南市を「甲」とし、〇〇〇会社〇〇〇店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市において大規模災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、市民生活の早期安定を図るため、災害応急対策活動に従事する甲の職員及び管外からの応援隊への資機材確保を補う支援物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害」とは、火災、地震、風水害、津波等又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に規定する災害をいう。

（協力）

第３条　甲は、災害が発生し、又は災害が長期化する恐れがある場合において、乙に対して乙が保有する資機材の供給を要請することができるものとし、乙は、正当な理由がない限り甲に協力するものとする。

２　乙は、甲の要請があった場合は、甲に対し優先的に資機材を供給するものとする。

（要請方法）

第４条　甲の、乙に対する要請は次の各号に掲げる事項を、甲の職員の身分を明らかに証したのち、災害時資機材供給依頼書（様式第１号）により、乙に対して必要な事項を具体的に要請する。ただし、緊急の場合は、甲の職員が口頭で行うことができるものとし、後日災害時資機材供給依頼書をもって処理するものとする。

（１）納入場所

（２）依頼日時

（３）品目、数量

（４）その他の必要事項

（運搬業務）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、甲の職員の要請に従い資機材を供給するものとし、甲は、必要に応じて乙に対し配送協力を求めることができるものとする。

２　乙は、業務が終了したときは、速やかに、災害時資機材供給状況報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により、乙が供給した資機材の費用は、甲が負担するものとする。

（費用請求）

第７条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、資機材に要した代金及び必要経費を請求する。ただし、この請求価格は、当該地域における災害発生直前の適正価格とする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ遅滞なく支払うものとする。

（災害補償）

第８条　乙は、第５条第１項に規定する業務に従事した者について、運搬業務時において事故が生じたときは、乙の責により対処するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ遅滞なく支払うものとする。

（資機材等の報告）

第９条　甲は、乙に対して供給可能な資機材の報告を求めることができるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の日から３０日前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときには、更に１年間更新するものとし、以後この例による。

（協議）

第１１条　この協定の各条項の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めにない事項については両者で協議するものとする。

この協定締結を証するため本協定書２通を作成し、記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成２０年５月２０日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁　　印

乙

印

資機材協定業者一覧

ダイキ　株式会社

愛媛県松山市三沢町１丁目９番１号

代表取締役　　佐　藤　一　郎

ホームセンターダイキ　阿南店

日開野町筒路２番地１　　TEL　２３－６２８２

店　長　　石　飛　一　則

ホームセンターダイキ　羽ノ浦店

羽ノ浦町宮倉芝生７８番地　　TEL　４４－３６７２

店　長　　久米川　　幹

株式会社　コメリ

ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター

新潟市南区清水４５０１番地１　TEL　０２５－３７１－４１１２

理事長　　棒　　賢　一

コメリハード＆グリーン　新野店

新野町是国１４９番地　　TEL　２１－６０１６

店　長　　山　本　貴　之

有限会社　喜久屋金物店

新野町片山２９番地９　　TEL　３６－３０２０

代表取締役　　兼　任　常　雄

有限会社　真柴金物商店

富岡町木松１９番地１　　TEL　２２－０７３５

代表取締役　　真　柴　　宏

徳島三菱農機販売　株式会社

本　社　　徳島市八万町川南５１番地１

代表取締役　　豊　田　茂　夫　　TEL　０８８－６６８－５００１

農家の店　ジェック阿南店

上中町中原７５番地　　TEL　２２－６７７８

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

代表者　　殿

阿南市長

災害時資機材供給依頼書

「大規模災害等における資機材の供給に関する協定書」に基づき、災害時資機材供給について下記のとおり依頼します。

記

納入場所	
依頼日時	年　　月　　日　　時
品目、数量	
その他の必要事項	

連絡先 ..... 課　　担当 .....　　電話 .....

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

阿　南　市　長　　殿

代表者

災害時資機材供給状況報告書

「大規模災害等における資機材の供給に関する協定書」に基づき、災害時資機材供給状況について下記のとおり報告します。

記

納入場所	
依頼日時	年　　月　　日　　時
品目、数量	
その他の必要事項	納入日時等

担当 ……　　電話 ……

５４．津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と阿波製紙株式会社（以下「乙」という。）とは、津波災害又は水害（以下「津波災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに地域住民等の避難の円滑化を図るため、乙の所有する施設を緊急一時避難施設（以下「津波等避難ビル」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第１条　乙は、自己の所有する次に掲げる建物を、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときに津波等避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。

所　在　地	阿南市津乃峰町新浜 72-3
所　有　者	阿波製紙株式会社 代表取締役社長　　三 木 康 弘
名　　称	阿波製紙株式会社阿南工場管理棟
構　造　等	鉄筋コンクリート造　２階建
建　築　年	平成８年１２月
使　用　場　所	屋上　（260 人）

（使用目的及び期間）

第２条　津波等避難ビルの使用目的及び期間は、地域住民等の避難施設として、津波災害等が発生し、又は発生するおそれのあるときから安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第３条　甲は、津波等避難ビルを前条に定める規定以外には、使用しないものとする。

（使用料金）

第４条　津波等避難ビルの使用料は、無料とする。ただし、住民等が建物器物等を破損、汚損した場合は、甲が原状に復するものとする。

（利用者責任）

第５条　甲及び乙は、津波等避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わない。

（施設変更の情報提供）

第６条　乙は、津波等避難ビルに指定した建物が、増改築等により使用場所や経路が変更となった場合は甲に情報提供し、必要に応じ甲乙協議し協定内容を更新する。

（有効期間）

第７条　この協定は、平成２０年１２月１９日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）
第８条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２０年１２月１９日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　徳島市南矢三町３－１０－１８
　　阿波製紙株式会社
　　代表取締役社長　三木　康弘

５５．防災情報に関する協定書

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長（以下「甲」という。）と阿南市長（以下「乙」という。）は、甲が収集する防災情報を、乙に配信すること及び、乙が収集する防災情報を甲に配信することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が収集する防災情報及び乙が収集する防災情報をそれぞれ配信し、甲・乙が配信された情報をもとに、那賀川・桑野川流域住民の洪水被害等の予防、迅速な避難等に役立てることを目的とする。

（配信情報）

第２条　配信する情報は別表１の項目とする。

２　甲又は乙は、配信する情報に変更することが生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

３　甲又は乙は、新たに本協定書に合致する内容の情報収集が可能となった場合には、速やかに配信が行えるよう努力するものとする。

（配信情報の運用期間）

第３条　防災情報を配信する運用期間は、常時（24 時間）を原則とする。

２　設備の点検保守時・故障等（機器障害）の場合並びにその他特別な事由がある場合について、配信を一時停止することができるものとする。

（配信施設の構成等）

第４条　情報の配信施設の構成・責任分界及び設置場所は、別表２及び別図１のとおりとする。

２　甲又は乙は、前項について変更することが生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

（施設の相互利用）

第５条　防災情報の安定的な配信を目的として、甲及び乙が整備する施設を相互に利用することにより、より有効な施設整備・施設管理を行うものとする。

２　相互に利用する施設などについては、別途協議して定めるものとする。

（費用負担）

第６条　情報の配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

但し、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所は乙が無償提供し、乙の配信施設のうち甲側に設置する施設の設置場所は甲が無償提供するものとする。

（財産の帰属）
第７条　この協定に基づき甲の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。
２　情報は配信するものに帰属し、配信されるものが情報データの複製等を必要とする場合及び第１条の目的外に利用する場合は、あらかじめ配信するものの承諾を得るものとする。

（情報セキュリティの確保）
第８条　甲又は乙は、それぞれが設置する施設等について、情報セキュリティの確保に万全をきするものとする。なお、甲又は乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は甲又は乙は問題が解決するまで、配信施設を切断できるものとする。

(協議事項)
第９条　この協定に規定されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間等）
第 10 条　この協定の有効期間は、平成２２年３月３１日までとする。但し、甲、乙いずれからもこの協定の改廃について申し出のないときには、さらに１年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(その他)
第 11 条　甲と乙との間で締結した、「那賀川・桑野川の河川情報及び映像情報の提供に関する協定書（平成１４年９月１９日)」については廃止する。

平成２１年４月１日

甲　阿南市領家町室ノ内３９０
国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長　　林　　重延

乙　阿南市富岡町トノ町１２－３
阿　南　市　長　　岩浅　嘉仁

別表１　甲が配信する情報の内容

情報種別	情報内容	項　　目	備　考
防災情報 （河川情報）	雨量情報	雨量経過表 雨量現況表 雨量グラフ	
	水位情報	水位・流量経過表 水位・流量グラフ	
	ダム情報	ダム諸量経過表 ダム諸量グラフ	
	CCTV映像	那賀川・桑野川・災害映像	

乙が配信する情報の内容

情報種別	情報内容	項　　目	備　考
防災情報	避難情報	避難状況 避難勧告等の発令状況	
	災害情報	住宅浸水 道路冠水 がけ崩れ等 堤防漏水	

別表２　配信施設の構成

施　設　名	数量	責任分界	設置場所	備　考
CCTV制御装置	1式	甲	那賀川河川事務所	
市町村向配信装置	1〃	〃	〃	
光伝送装置	1〃	〃	〃	
光成端箱	1〃	〃	〃	
表示端末装置	1〃	〃	〃	
光成端箱	1〃	〃	阿南市役所	
配信装置	1〃	乙	〃	
光伝送装置	1〃	〃	〃	
表示端末装置	1〃	〃	〃	

別図１

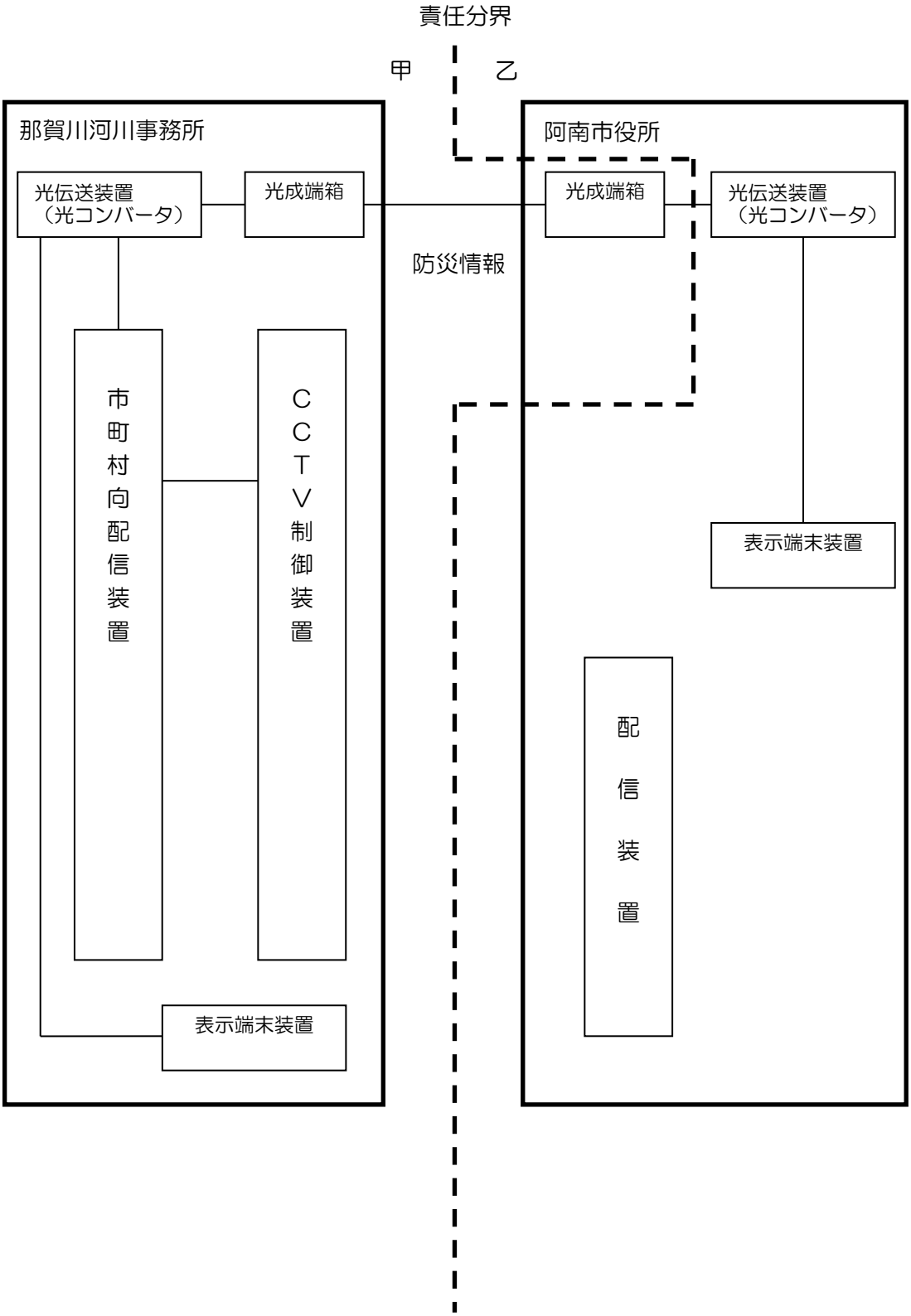
責任分界
甲
乙
那賀川河川事務所
光伝送装置
（光コンバータ）
光成端箱
市町村向配信装置
CCTV制御装置
表示端末装置
防災情報
阿南市役所
光成端箱
光伝送装置
（光コンバータ）
表示端末装置
配信装置

５６．施設利用の協定書

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長（以下「甲」という。）と阿南市（以下「乙」という。）とは、防災情報に関する協定書（平成21年４月１日）第５条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、別紙１に掲げる対象区間の河川管理用情報通信管路及び阿南市光ファイバーケーブルの使用及び管理の方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　河川管理用光ファイバケーブル　甲が河川管理の用に供するために設置している河川管理施設である光ファイバケーブルをいう

二　河川管理用情報通信管路　甲が河川管理の用に供するために設置している河川管理施設である情報通信管路をいう

三　阿南市光ファイバケーブル　乙が地域情報化の推進のため設置している光ファイバケーブルをいう

（使用の原則）

第３条　乙は、河川管理用情報通信管路を使用することにより、河川管理に支障が生じないよう配慮するものとする。

２　甲は、乙が使用する河川管理用情報通信管路について、本協定に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに一方的に中断又は終了することはできない。

３　甲は、阿南市光ファイバケーブルの芯線を使用することにより、地域情報化に支障が生じないよう配慮するものとする。

４　乙は、甲が使用する阿南市光ファイバケーブルの芯線について、本協定に別段の定めがない限り、甲の書面による同意なしに一方的に中断又は終了することはできない。

（施設の利用範囲等）

第４条　甲による本協定に定める施設利用の範囲は、別紙１に定める阿南市光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分とする。

２　乙による本協定に定める施設利用の範囲は、別紙１に定める河川管理用情報通信管路及びそれに付属するハンドホールの部分とする。

３　施設の財産は、設置者に帰属するものとする。

（工事及びその費用）

第５条　甲は、阿南市光ファイバケーブルの芯線使用に関し、必要となるクロージャ等への接続工事については、乙の立会いのもと行うものとし、接続工事に要する費用は甲の負担とする。

２　甲の中継装置、伝送機器及びクロージャ等の設置に要する費用は、甲の負担とする。ただし、当該装置等を乙の庁舎等内に設置することはできない。

３　甲は、乙が指定するクロージャからのみ使用芯線を分岐できるものとする。

４　乙は、河川管理用情報通信管路の使用に関し、必要となる管路等への接続工事については、甲の立会いのもと行うものとし、接続工事に要する費用は乙の負担とする。

５　乙の中継装置、伝送機器及びクロージャ等の設置に要する費用は、乙の負担とする。ただし、当該装置等を甲の庁舎等内に設置することはできない。

６　乙は、甲が指定するハンドホールからのみ河川管理用情報通信管路を使用できるものとする。

（使用開始日）

第６条　甲及び乙は、工事完了後、速やかに、書面により、施設の使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）を報告する。

（有効期間等）

第７条　この協定の有効期間は、平成２２年３月３１日までとする。但し、甲、乙いずれからもこの協定の改廃について申し出のないときは、さらに１年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（使用料金）

第８条　施設の使用料金は、相互に無償とする。

２　当初の利用目的に変更があった場合は、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（河川の占用許可等）

第９条　乙が、光ファイバケーブル及びこれに付随して設置する管路等を甲が管理する河川区域内の土地及び河川保全区域に設けるときは、河川法第２４条、第２６条及び第５５条の規定に基づく許可を受けなければならない。

２　乙が設置したクロージャ、光成端箱等に甲所有の光ファイバケーブルを接続する場合における保守責任分界点は、引出側接続部とする(別紙３)。

（許認可等の取得）

第 10 条　甲及び乙は、本協定に係る関係行政官庁に対する必要な手続きをそれぞれの責任と費用負担において行うものとする。

（維持管理）

第 11 条　甲及び乙は、施設利用にあたり、甲乙の設備との接続点等に係る点検方法等、保守の実施に必要な事項について保守細則を定め、それに基づき保守を行うものとする。

（使用の中止）

第 12 条　甲及び乙は、次の各号に該当する場合には、施設の使用を中止することができる。

一　天災地変その他不可抗力によりやむを得ない場合

二　工事等により利用施設を移転する場合

三　施設の維持、修繕その他の管理によりやむを得ない場合

四　その他事故による場合

２　前項第２号及び第３号に掲げる場合において、使用を中止するときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって通知するものとする。ただし、緊急に使用を中止する必要がある場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

３　甲及び乙は、第１項第１号及び第４号に掲げる場合において、使用が中止されたことを確認した場合には、速やかに通知するものとする。

（障害等の復旧等）

第１３条　甲及び乙の責めに帰さない事由により、利用施設に障害又は滅失等の損害が発生した場合、財産の帰属に従い、自らの負担で速やかにその復旧に努めるものとする。ただし障害等の復旧が困難な場合、速やかにその対応について協議するものとする。

２　甲及び乙は、天災、事変等双方の責めに帰さない事由により利用施設が使用できない状態が発生し、その復旧の見込みがなく使用の継続が困難と判断される場合、協議の上、使用を終了させることができる。

３　甲及び乙は、第１項の場合において管理する施設の復旧を要する事態が生じた場合には、復旧を優先することができるものとする。

（協定の解除）

第１４条　甲及び乙は、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく書面による通知をもって本協定を解除することができる。

一　本協定又はこれに附随して締結した協定の各条項に違反したとき

２　甲及び乙は、本協定の円滑な履行が困難になったと認められる場合においては、書面による催告の上、６０日以上の期間をおいて本協定を解除することができる。

（使用上の制限）

第１５条　甲及び乙は、施設利用を協定目的以外の用途に使用してはならない。

２　甲及び乙は、利用施設を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

（守秘義務）

第１６条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の技術上その他の情報について、秘密を厳守しなければならず、これを第三者に漏洩し、又は開示してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（損害賠償等）

第１７条　乙は、その責めに帰すべき事由によって、河川管理用光ファイバケーブル等について、全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　甲は、その責めに帰すべき事由によって、阿南市光ファイバケーブル等について、全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

３　甲及び乙は、本協定の定めにより、使用の中止、協定の解除がなされた場合、その事由、名目等の如何にかかわらず、営業補償費、移転料、立退料その他これに類するものを一切請求することができない。

（住所変更等の届出）

第１８条　甲及び乙は、住所又は名称に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

（その他）

第１９条　本協定に定めない事項及び本協定に定める事項につき疑義を生じた場合、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（附則）

この協定の証として本書２通を作成し、記名押印の上各々１通を保有する。

平成２６年２月４日

甲　阿南市領家町室ノ内３９０
国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所長　嘉田　功

乙　阿南市富岡町トノ町１２－３
阿南市長　岩浅　嘉仁

別紙１

管理協定の範囲

乙が使用する範囲

対象区間	管路／芯線番号	延長	数	使用開始予定日
始点　那賀川左岸（10k／３） 所在地：阿南市羽ノ浦町小谷口地先 終点　那賀川右岸（14k／8） 所在地：加茂谷橋北詰	ｾﾝｻｰ用管	4、613m	１管	平成21年８月下旬
始点　那賀川右岸（14k／8） 所在地：加茂谷橋北詰 終点　那賀川右岸（14k／8） 所在地：加茂谷橋南詰	ｾﾝｻｰ用管	382m	１管	平成21年８月下旬
始点　桑野川左岸（9k／1） 所在地：阿南市大原地先 終点　桑野川右岸（9k／1） 所在地：阿南市大原地先	ｾﾝｻｰ用管	185m	１管	平成21年８月下旬
始点　桑野川左岸（１k／９） 所在地：阿南市辰巳町地先 中継点　那賀川河川事務所 終点　桑野川右岸（4k／1） 所在地：阿南市富岡町地先	SM 41～44 SM 129～132	2、005m 545m	４芯	平成26年３月下旬

甲が使用する範囲

対象区間	管路／芯線番号	延長	数	使用開始予定日
始点　那賀川右岸（14k／8） 所在地：加茂谷橋南詰 終点　桑野川左岸（9k／1） 所在地：阿南市大原地先	- ｾﾝｻｰ用管	18　、 383m 8m	８芯 １管	平成21年８月下旬 平成25年３月下旬

※別図＿施設の相互利用図を参照

＜光ケーブル使用イメージ図＞

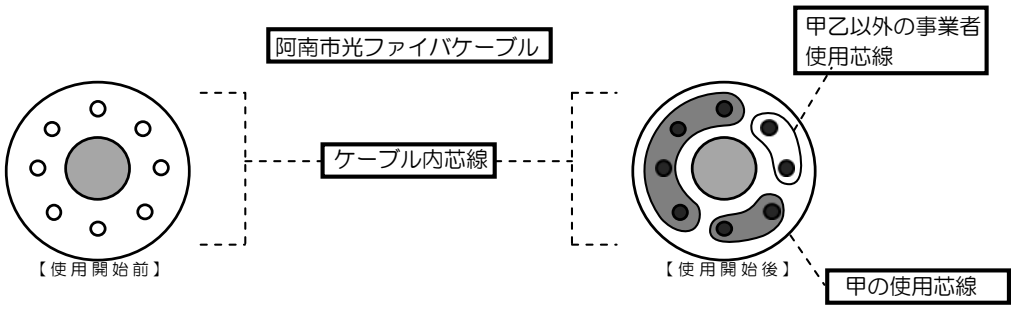

＜河川管理用情報通信管路使用イメージ図＞

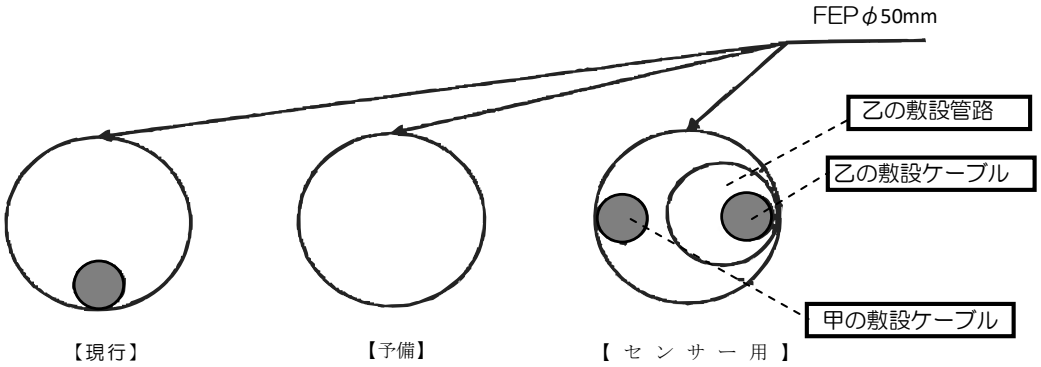

＜クロージャ接続図＞

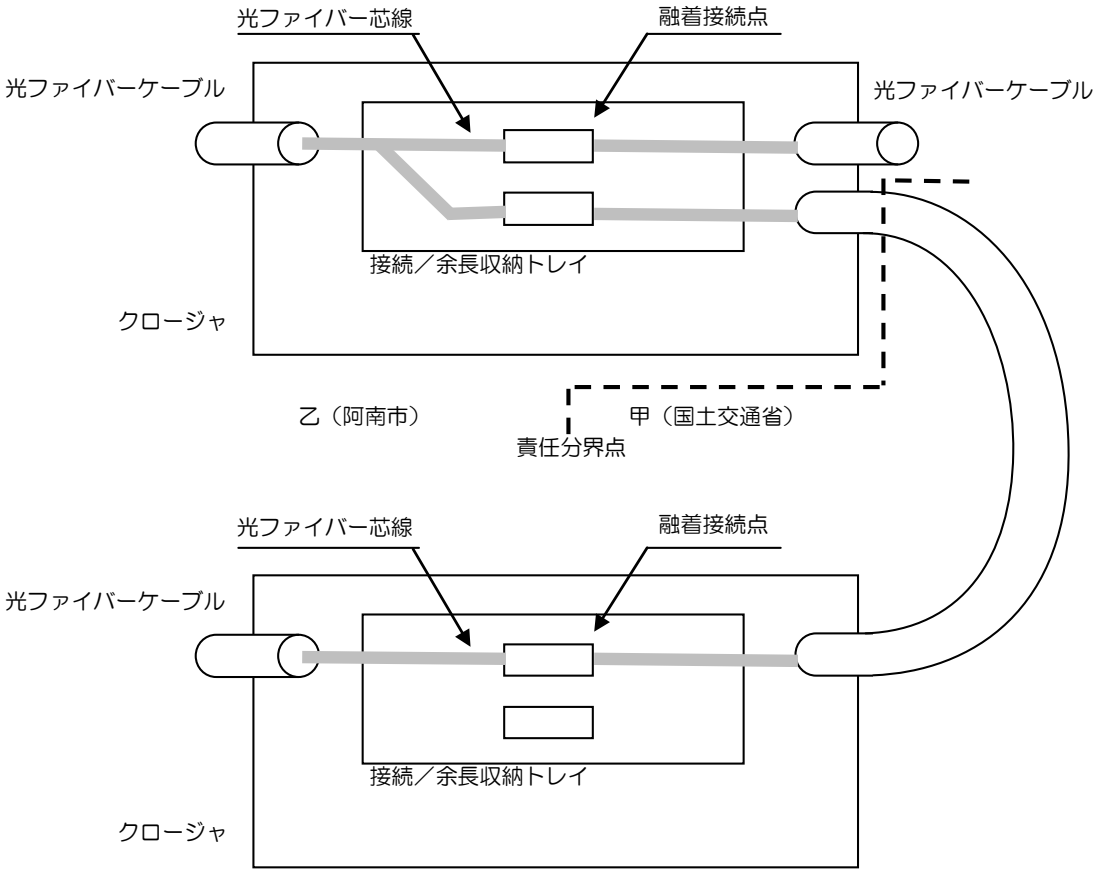

施設の相互利用図

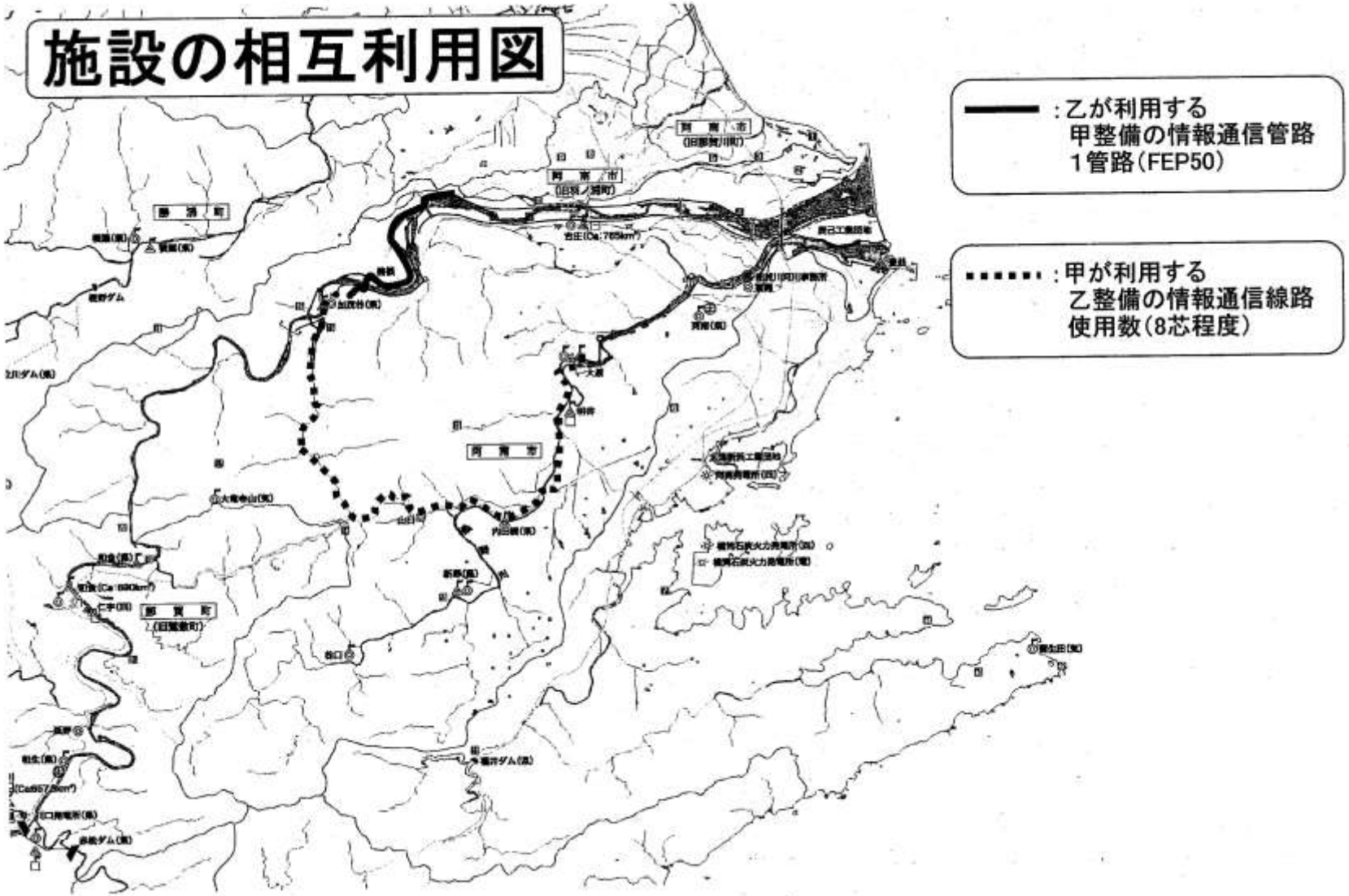

５７．LP ガス事故及び災害発生時の協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会阿南地区会（以下「乙」という。）とは、阿南市内における LP ガス事故及び災害発生時の協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市内において発生した LP ガス事故及び「災害」が発生又は発生が予測される場合において、危険を防止し、被害の軽減を図り、住民の安全を確保するための応急措置及び LP ガスの供給に関する協力体制を円滑に行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害」とは、火災、地震、風水害、津波等又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する災害をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、LP ガス事故及び災害が発生又は予測される場合、乙に対して即時に情報を提供し、協力を要請する。

（要請の方法）

第４条　甲が乙に対する要請は災害即報等を電子メールで携帯電話に送信、又は電話連絡による。

（協力の実施）

第５条　乙は甲から前条の要請を受けたときは、近隣する会員が要請場所に出向し、LP ガス設備の安全を確認し、必要に応じ適切な措置を講じるものとする。また甲の協力要請に協力するものとする。

（情報の保護）

第６条　乙は、知り得た情報を関係者以外に漏らしてはならない。

（供給物資の要請）

第７条　甲は、必要に応じてり災者及び災害対応に従事している者に対する LP ガス等の供給を乙に対し要請する。要請の方法は電話又は供給物資依頼書（様式１号）によるものとする。

（供給物資の種類）

第８条　供給物資の種類は以下のとおりとする。

（１）　必要な LP ガスの量

（２）　必要な器具の種類及び個数

（３）　その他必要な物品

（経費の負担）

第９条　甲が要請し乙が供給した物品の代金及びその他必要経費については甲が負担するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

（物品の価格）

第 10 条　物品の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（報告）
第 11 条　この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。
（災害補償）
第 12 条　この協定による LP ガス等の供給業務に従事した者が負傷し、又は死亡した場合は、乙の責任において対応するものとする。ただし、LP ガス事故及び応急措置の業務に従事し負傷又は死亡した場合の災害補償は、阿南市消防団員等公務災害補償条例による。
（協定の有効期間）
第 13 条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年とする。ただし有効期間満了日の３０日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に１年間更新するものとし、その後においても期間満了したときは同様とする。
（協議）
第 14 条　この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。
（適用）
第 15 条　この協定は締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記入押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年６月２１日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　一般社団法人徳島県エルピーガス協会
　　阿南地区長　　片山　茂俊

様式第１号(第７条関係)

阿南消警　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

LPガス関係供給物資依頼書

「LPガス事故及び災害発生時の協力に関する協定書」に基づき、供給物資について下記のとおり依頼します。

記

納入場所	
依頼日時	年　　月　　日　　時
品目、数量	
その他の必要事項	

連絡先　　課　　担当　　電話

５８．災害時における避難所への飲料水供給に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と四電エンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市の区域内で、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、乙の協力を得て、甲が避難者に飲料水をより速やかにかつ円滑に供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、大規模災害時等に甲が設置する避難所に飲料水の供給の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として文書（別記様式）によるものとする。
ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

（１）乙が保有する１２ℓウォーターボトル（商品名：アクアクララ）３００本および甲、乙協議して定める台数のウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）を無償で提供すること。

（２）前号に定めるもののほか、甲、乙協議により決定した乙の商品（以下「優先供給物資」という。）を、乙の営業に支障のない範囲内で、甲に有償で優先的に供給すること。

（優先供給物資の価格）

第４条　優先供給物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取り）

第５条　飲料水等および優先供給物資（以下「物資等」という。）の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資等を確認の上これを引き取るものとする。

２　甲が引き取った優先供給物資の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。
支払方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第６条　甲は、災害時において、乙が物資等の配送および供給を行う車両が優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平常時の活動）
第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）
第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第 10 条　この協定に定めない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年９月２７日

甲　阿南市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　高松市上之町３丁目１番４号
四電エンジニアリング株式会社

取締役社長　　藤岡　正直

５９．災害時における飲料供給に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、甲において災害時が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

第２条（定義）

この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

第３条（災害時における飲料供給及び要請方法）

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

２　甲は、前項の乙への要請を添付別紙１「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

３　前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙２「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第４条（飲料供給の範囲及び数量）

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

（１）ミネラルウォーター

（２）その他飲料

第５条（飲料の運搬、引渡）

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

第６条（費用）

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第７条（連絡窓口）
　この協定に関する連絡窓口は、添付別紙３「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

第８条（有効期間）
　この協定の有効期間は、この協定締結の日より１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議申し出がない限り、この契約は更に１年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第９条（協議）
　この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２２年１０月２７日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　東京都港区台場２丁目３番３号
　　サントリーフーズ株式会社
　　代表取締役社長　　粟原　信裕

６０．災害時における救援物資提供に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　徳島県阿南市に震度５弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、第１項の要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ケ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１０月２７日

甲　阿南市
阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県徳島市川内町旭野８２番地７
徳島ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役社長　友　成　　勝

６１．災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書

（主旨）

第１条　この協定は、阿南市（以下「甲」という。）と社団法人徳島県環境技術センター（以下「乙」という。）において、阿南市で発生した大規模な災害（以下「大規模災害」という。）時における浄化槽の復旧支援活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第２条　甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

２　前項の規定による要請は、原則として要請書（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日速やかに要請文書を乙に送付する。

３　乙は、業務終了後、実施した業務の報告書（様式第２号）を甲に報告するものとする。

（協力業務）

第３条　乙は、甲の要請があったときは、乙の職員及び会員を招集し、次の業務を行うものとする。

（１）避難所等における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
（２）浄化槽に関する住民相談の実施
（３）避難所等における被災浄化槽の応急復旧工事
（４）避難所等に対する会員企業が保有する仮設トイレの提供

（経費負担）

第４条　前条の業務に要する経費は、（１）（２）は乙が負担し、（３）（４）の経費については、甲が負担するものとし、その額は、復旧工事及びトイレを提供した乙の会員と甲が協議の上、可能な限り低廉な価格にて決定するものとする。

なお、決定した（３）（４）の経費については、復旧工事及びトイレを提供した乙の会員に支払うものとする。

（平常時の準備）

第５条　乙は、平常時においても、職員及び会員に対して、災害に備えた防災知識の普及や復旧資材あの調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（職員及び会員名簿等の提供）

第６条　乙は、職員及び会員名簿等を毎年１回（職員又は会員に変更があった場合は、その都度甲に提供するものとする。

（連絡窓口）
第７条　　この協定に関する連絡責任者は、阿南市市民安全局長とし、乙においては社団法人徳島県環境技術センター事務局長とする。

（協定の有効期間）
第８条　　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（その他）
第９条　　この協定の実施に関し、定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。又、対策本部の組織体制は別表１に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年１０月２７日

甲　　阿南市

阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　　徳島市新蔵町３丁目８０
社団法人　徳島県環境技術センター

会長　　松原　義輔

６２．災害時における車両の津峯スカイライン無料通行に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と津峯観光株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時・緊急時における車両の津峯スカイライン無料通行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における車両の津峯スカイライン無料通行に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害時）

第２条　この協定の対象となる災害時は、次のとおりとする。

（１）　徳島県沿岸部に津波警報・大津波警報が発表された場合、富岡・見能林地区で大規模な火災もしくは爆発等が発生した場合

（２）　その他前号と同程度の災害及び緊急事態において、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（対象となる車両）

第３条　この協定の対象は、前項の事態において、料金所ゲートを通行する必要のある車両とする。

（協力の要請）

第４条　甲は、第２条事態における応急対策のため料金ゲートを通行する必要が生じたときは、乙に対し協力を口頭で要請するものとする。

２　前号の要請をするいとまがない場合は、この限りでない。

（ゲート開放鍵の預託）

第５条　乙は、ゲート開放鍵を甲及び阿南市消防団見能林分団第５班長、見能林町石仏地区自主防災会長に預託しておくものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（補償）

第７条　甲は、第２条事態において、通行車両が料金ゲートを損傷した場合は、修理等により現状に復するものとする。

（協議）

第８条　この協定の定めにない事項若しくは協議のあるとき又はこの協議を変更する必要が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２３年８月１７日

甲　阿南市

阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　津峯観光株式会社

代表取締役　玉置　　潔

６３．災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と阿南市長（以下「乙」という。）は、阿南市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、阿南市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第３条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

（１）被害状況の把握及び提供

（２）情報連絡網の構築

（３）災害応急措置

（４）その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第４条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、阿南市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第５条　阿南市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第６条　甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第７条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月２６日

甲　　香川県高松市サンポート高松３番３３号
国土交通省　四国地方整備局
局長　　川　﨑　正　彦

乙　　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第３条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と阿南市長（以下「乙」という。）が平成２３年１０月２６日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第３条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

１．甲が災害初動時に第３条（１）（２）の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
　なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。

２．甲が災害初動時に第３条（３）（４）の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
　ただし、第３条（３）の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
①災害種別が大規模災害である場合
②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
④国土交通省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第５条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。

６４．災害時用医薬品等備蓄供給に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と阿南医師会中央病院（以下「乙」という。）とは、災害時用医薬品等備蓄供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における医療救護に万全を期するため、医療救護所等において使用する緊急医薬品等（以下「医薬品等」という。）を確保するとともに、その円滑な供給を図るため、医薬品等の備蓄供給に関して必要な事項を定める。
（実施方法）
第２条　乙は、医薬品等を確保するため、甲が指定する医薬品等の購入、既に購入した医薬品等の備蓄（今後購入する場合を含む。）及び供給を甲の指示により実施するものとする。
２　前項に定める医薬品等は、次のとおりとする。
（1）　種類
　ア　医薬品
　イ　衛生材料
（2）　備蓄品目及び数量
甲乙協議の上、別途定める。
（有効期間）
第３条　この協定の有効期間は、協定の締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了１ヶ月前迄に甲乙いずれからも書面による申し入れがない限りさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（費用負担）
第４条　甲は、第２条に定める事項を実施するため、金２４０、０００円を負担する。
２　第２条第１項で指定する医薬品等の購入代価の支弁については、乙の請求に基づき随時甲が別途負担する。
（保管管理）
第５条　乙は、医薬品等を良好な状態で、かつ、常に使用期限に注意し、期限切れとならないよう保管管理するものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。
２　乙は、医薬品等を供給したときは、甲と協議の上で速やかに医薬品等を補てんするものとする。
３　乙は、医薬品等の品目を変更し、又は備蓄場所を移転しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
（供給要請）
第７条　甲は、災害の発生に際し、医薬品等の供給の必要があると認められるときは、乙に対し供給の要請を行うことが出来るものとし、乙は、要請後速やかに甲が指定する場所に医薬品等を供給するものとする。ただし、災害対応等により、供給が困難なときは、これを甲に依頼することが出来る。
（報告）
第８条　乙は、３月３１日現在における医薬品等の備蓄状況等を記した報告書（様式１）を速やかに甲に提出するものとする。

（負担金の支払）
第９条　甲は、報告書受理後、処理状況を確認し、適正であると認めたときは、乙の請求に基づき、請求後３０日以内に第４条第１項の負担金を乙に支払うものとする。
（確認等）
第 10 条　甲は、乙の処理状況について、随時確認し、必要な報告を求め、乙に必要な指示を与えることができるものとする。
（疑義等の決定）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年４月１日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市宝田町川原２番地
阿南医師会中央病院
院　長　　澤　田　誠　三

災害時用医薬品等備蓄供給に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と阿南共栄病院（以下「乙」という。）とは、災害時用医薬品等備蓄供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 1 条　この協定は、災害時における医療救護に万全を期するため、医療救護所等において使用する緊急医薬品等（以下「医薬品等」という。）を確保するとともに、その円滑な供給を図るため、医薬品等の備蓄供給に関して必要な事項を定める。
（実施方法）
第 2 条　乙は、医薬品等を確保するため、甲が指定する医薬品等の購入、既に購入した医薬品等の備蓄（今後購入する場合を含む。）及び供給を甲の指示により実施するものとする。
２　前項に定める医薬品等は、次のとおりとする。
⑴　種類
ア　医薬品
イ　衛生材料
⑵　備蓄品目及び数量
甲乙協議の上、別途定める。
（有効期間）
第 3 条　この協定の有効期間は、協定の締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了１ヶ月前迄に甲乙いずれからも書面による申し入れがない限りさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。
（費用負担）
第 4 条　甲は、第２条に定める事項を実施するため、金２４０、０００円を負担する。
２　第２条第１項で指定する医薬品等の購入代価の支弁については、乙の請求に基づき随時甲が別途負担する。
（保管管理）
第 5 条　乙は、医薬品等を良好な状態で、かつ、常に使用期限に注意し、期限切れとならないよう保管管理するものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。
２　乙は、医薬品等を供給したときは、甲と協議の上で速やかに医薬品等を補てんするものとする。
３　乙は、医薬品等の品目を変更し、又は備蓄場所を移転しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
（供給要請）
第 7 条　甲は、災害の発生に際し、医薬品等の供給の必要があると認められるときは、乙に対し供給の要請を行うことが出来るものとし、乙は、要請後速やかに甲が指定する場所に医薬品等を供給するものとする。ただし、災害対応等により、供給が困難なときは、これを甲に依頼することが出来る。
（報告）
第 8 条　乙は、3月３１日現在における医薬品等の備蓄状況等を記した報告書（様式１）を速やかに甲に提出するものとする。

（負担金の支払）
第 9 条　甲は、報告書受理後、処理状況を確認し、適正であると認めたときは、乙の請求に基づき、請求後３０日以内に第４条第１項の負担金を乙に支払うものとする。
（確認等）
第 10 条　甲は、乙の処理状況について、随時確認し、必要な報告を求め、乙に必要な指示を与えることができるものとする。
（疑義等の決定）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年4月1日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ３６番地
阿南共栄病院
院　長　　三　宮　建　治

様式１

平成　　年　　月　　日

阿南市長　　殿

所在地
名　称
責任者名　　印

医薬品等の備蓄状況報告書

災害時用医薬品等備蓄供給に関する協定書、第８条の規定に基づき報告いたします。

１　医薬品等の備蓄場所

２　医薬品等の備蓄状況（平成　　年３月３１日現在）

(1)　医薬品

薬　効	品　名	容量・規格	数　量	備　考

(2)　衛生材料

品名・規格	包装規格	包装数量	備　考

６５-１．災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書（平成２４年度）
＜老人ホーム福寿荘、他９社＞

阿南市（以下「甲」という。）と老人ホーム福寿荘組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市畭町亀崎９３番地７
　　老人ホーム福寿荘組合
　　施　設　長　　尾　崎　正　憲

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
老人ホーム　福寿荘	阿南市畭町亀崎９３番地７

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人すだち会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島市大原町大神子１９番
　　社会福祉法人　すだち会
　　理事長　　鵜　尾　隆　啓

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
養護（盲人）老人ホーム　羽ノ浦荘	阿南市羽ノ浦町明見１３５番地
特別養護老人ホーム　コスモスの里	阿南市羽ノ浦町明見１３５番地

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人阿南福祉会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市宝田町今市金剛寺４３番地
　　社会福祉法人　阿南福祉会
　　理事長　　土　橋　哲　夫

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
特別養護老人ホーム　阿南荘	阿南市宝田町今市金剛寺４３番地
特別養護老人ホーム　琴江荘	阿南市宝田町今市久世ヶ瀬２４番地１

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人青彩会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市長生町西方５９番地
　　社会福祉法人　青　彩　会
　　理　事　長　　林　　法　生

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
特別養護老人ホーム　ライフライン長生	阿南市長生町西方５９番地

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑風会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　海部郡牟岐町中村字山田３０番地
　　社会福祉法人　緑　風　会
　　理　事　長　　西　谷　　功

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
特別養護老人ホーム緑風会ルネッサンス	阿南市福井町湊１－８

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人健祥会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島市国府町東高輪字天満３５６番地１
　　社会福祉法人　　健　祥　会
　　理　事　長　　中　村　博　彦

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
特別養護老人ホーム　健祥会バイエルン	阿南市那賀川町苅屋２８９番地２

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人平成記念会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島市勝占町松成４６番地
　　社会福祉法人　　平成記念会
　　理　事　長　　武　久　洋　三

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
ヴィラ羽ノ浦	阿南市羽ノ浦町岩脇上平６９番地

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西室苑（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市長生町間谷３２番地
　　社会福祉法人　　西室苑
　　理　事　長　　中　田　　弘

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
障害者支援施設　西室苑	阿南市長生町間谷３２番地

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人淡島会（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市西路見町姥６－７
　　社会福祉法人　阿南淡島会
　　理　事　長　　三　牧　ス　マ　子

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
障害者支援施設　淡島学園	阿南市西路見町姥６番地７

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人悠林舎（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、別記記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。

２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）

第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。

２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日

（２）福祉避難所への受入期間

（３）特別な配慮を要する事情

（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等

（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（福祉避難所の業務）

第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。

（福祉避難所の受入れ費用）

第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。

２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。

（福祉避難所への受入期間）

第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。

（個人情報の保護）

第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年８月１７日

甲　阿　南　市
　　阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市上中町南島１５番地１
　　社会福祉法人　　悠林舎
　　理　事　長　　林　　正敏

別記（第１条関係）

施設等の名称	施設等の所在地
障害者支援施設　シーズ	阿南市上中町南島１５番地１

６５-２．災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書（平成２６年度）
＜介護老人保健施設正静絹、他２３社＞

災害時の福祉避難所の設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と医療法人　医正会　介護老人保健施設　正静絹（以下「乙」という。）とは、災害発生時に一次避難所及び二次避難所へ避難した後、これらの避難所での生活には支障があり、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所の設置の要請等）
第１条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙記載の施設等に福祉避難所を設置するよう要請することができる。
２　前項の福祉避難所の設置の期間は、原則として避難してから１４日以内とする。ただし、甲が当該期間内に福祉避難所の設置を解除することが困難と認めるときは、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。
（要援護者等の福祉避難所への受入れ等）
第２条　乙は、福祉避難所を設置したときは、甲の指示により、要援護者をできる限り受け入れるものとする。
２　甲は、前項の指示に当たっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。
（１）要援護者の住所、氏名、性別及び生年月日
（２）福祉避難所への受入期間
（３）特別な配慮を要する事情
（４）身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先等
（５）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
（福祉避難所の業務）
第３条　乙は、甲の指示により要援護者を福祉避難所に受け入れたときは、当該要援護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うものとする。
（福祉避難所の受入れ費用）
第４条　福祉避難所への受入れに要する費用は、介護給付費等が支給される部分を除き、甲が負担するものとする。
２　前項の費用の額は、甲乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は必要な物資を乙に給付することにより、当該費用の負担に代えることができる。
（福祉避難所への受入期間）
第５条　福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、甲が定める期間とする。
２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の設置の期間の範囲内で、その受入期間の延長を指示することができる。
（個人情報の保護）
第６条　乙は、この協定による事務を処理するに当たっては、阿南市個人情報保護条例（平成１３年阿南市条例第４０号）第１２条各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、協定の有効期間満了の日前３０日までに甲又は乙のいずれかから書面により異議の申出がないときは、この協定は、向こう１年間延長したものとみなし、以後この例による。
（定めのない事項等の処理）
第８条　この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年３月２４日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅嘉仁

乙　阿南市桑野町岡元１番地１
　　医療法人　医正会
　　介護老人保健施設　正静絹
　　施設長　　原田　純

以下は、平成２６年度に災害時の福祉避難所の設置等に関する協定を結んだ２３社の２８施設である。また、協定書の内容は、上記の正静絹と同様である。

平成２６年度　締結協定

老人保健施設	住所	締結日
介護老人保健施設　正静絹	桑野町岡元１－１	平成27年3月24日
介護老人保健施設　阿南名月苑	上中町南島３２５－１	平成27年3月24日
介護老人保健施設　ロイヤルケアセンター	那賀川町芳崎３６７	平成27年3月5日

ケアハウス	住所	締結日
ケアハウス悠和館	新野町信里６５	平成27年3月24日
ケアハウス健祥会アンダルシア	羽ノ浦町中庄大知渕８－１	平成27年3月5日
ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林２６０－７	平成27年2月18日

認知症対応型共同生活事業所	住所	締結日
高齢者グループホーム双壽園	見能林町南林２５８－５	平成27年2月18日
グループホーム合歓の木	新野町西馬場３－３	平成27年2月18日
グループホームあすか	羽ノ浦町宮倉原ノ内４０	平成27年3月24日
グループホーム阿南向日葵	日開野町筒路１０－１	平成27年2月18日
グループホーム青葉園	見能林町青木７５－３	平成27年3月24日
グループホーム花乃苑	羽ノ浦町中庄大久保７８	平成27年3月24日
グループホーム那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面７１－１	平成27年2月18日
グループホーム笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大知渕１０	平成27年3月5日
グループホームなかがわ苑	那賀川町大京原３９３－１	平成27年3月5日
グループホームスマイル家族	那賀川町原２４５	平成27年2月18日
グループホーム高砂	那賀川町芳崎３６６－１	平成27年3月5日

小規模多機能型居宅介護事業所	住所	締結日
ウィズ双葉	見能林町南林２６０－２	平成27年2月18日
小規模多機能型居宅介護ホームいちご	那賀川町西原２４８	平成27年2月18日
多機能ホームキムラ	横見町高川原２９－１	平成27年3月24日
シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡２２２	平成27年3月24日
小規模多機能型居宅介護セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷１５６－２	平成27年3月24日
小規模多機能ホーム健祥会セビリア	羽ノ浦町中庄大知渕３１	平成27年3月5日
小規模多機能ホーム緑風会登子	下大野町五反畑１２６－１	平成27年3月5日
小規模多機能型居宅介護事業所花畑	中林町蟹田１－２	平成27年2月18日
菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前７４－１２	平成27年2月18日

複合型サービス事業所	住所	締結日
複合型サービスなかよしホーム	長生町坊ノ前５－１	平成27年3月24日
複合型サービスたちばなの里	橘町壱升ヶ森１２－１	平成27年3月24日

６６．大規模災害発生時のおける支援活動に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社　島　田　組　（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第　１　条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第　２　条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度６弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合

（２）　その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第　３　条　　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は次のとおりとする。

（１）　情報の収集、整理、提供

（２）　甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（３）　緊急を要する建設資機材の調達及び輸送

（４）　技術者の確保及び派遣

（５）　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（６）　避難者支援のための避難可能な建物を有する場合、一時避難場所として無償での提供

（協力の要請）

第　４　条　甲は災害時における応急対策のため緊急に支援を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、甲により前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第　５　条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

（１）　支援体制の整備

（２）　情報収集体制の整備

（３）　出勤可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第　６　条　甲は、第４条第１項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）
第 ７ 条　乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
（経費の負担）
第 ８ 条　乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。
（損害の負担）
第 ９ 条　支援活動に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。
（経費の請求）
第１０条　乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、すみやかにその費用を支払うものとする。
（協定の有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、締結日の属する年度の３月３１日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。
（協議）
第１２条　この協定に定めない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。
（施行）
第１３条　この協定は　平成　２４年１０月１日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙押印のうえ、各自１通を保持する。

平成２４年９月２８日

甲　阿南市
　　阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市那賀川町江野島８３０番地１６
　　株式会社　島　田　組
　　代 表 者　島田　和子

保　有　機　械　内　訳　表

事業者名	阿南市							
業者コード	保有者（業者名）	株式会社　島田組				連絡先	0884-42-0708	
	所在地	阿南市那賀川町色ケ島野上51番地1						
	緊急の連絡先	（昼）	0884-42-0708	（夜）	090-4975-8068	FAX	0884-42-2596	責任者　島田　和代
	作業員数	4名		重機オペレーター数		2名		

機材	規格	資材・機材名	規　格	対　象　種　別	単位	数量	保　管　場　所	オペレーター人数
		コマツ油圧ショベル	PC-30-7C	掘　削　積　込	台	1	阿南市那賀川町色ケ島野上51-1	2名
		〃	PC-138US-2	〃	台	1	〃	2名
		〃	PC-138US-2E1	〃	台	1	〃	2名
		〃	PC-30UU-3	〃	台	1	〃	2名
		〃	PC78US-6	〃	台	1	〃	2名
		いすずダンプトラック	２ｔ積	運　搬	台	1	〃	
		発電機			台	1	〃	
		高圧洗浄機		洗　浄	台	1	〃	

変　更　協　定　書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社　島　田　組（以下「乙」という。）が締結した「大規模災害発生時のおける支援活動に関する協定書（平成２４年１０月１日施行）」の一部を変更する。

協定書末尾署名欄を、以下のように変更する。

署名欄中「乙　阿南市那賀川町江野島８３０番地１６　株式会社　島田組　代表者　島田　和子」を「乙　阿南市那賀川町色ケ島野上５１番地１　株式会社　島田組　代表者　島田　和子」に変更する。

この変更を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年２月１日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市那賀川町色ケ島野上５１番地１
　　株式会社　　島　田　組
　　代表者　　島　田　　和　子

６７．徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島県市長会を構成する各市（以下「協定市」という。）が相互に協力して被災した協定市（以下「被災協定市」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

（対象となる災害）

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救護活動に必要な車両等の提供

（４）被災者を一時収容するための施設の提供

（５）被災児童、被災生徒等の一時受入れ

（６）救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣

（７）前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を受けようとする被災協定市は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の品名、物資の数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災児童、被災生徒等の学年、人数等

（５）前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種別人員

（６）応援場所及び応援場所への経路

（７）応援を必要とする期間

（８）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実　施）

第４条　応援を要請された協定市は、当該協定市が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

２　前条の規定にかかわらず、被災協定市以外の協定市は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災協定市の負担とする。

２　被災協定市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市から

要請があった場合は、応援する協定市が支弁し、応援終了後、被災協定市に請求するものとする。

（平常時における協力体制）

第６条　協定市は、災害発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築及び応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練等への参加、協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

第８条　この協定に関し必要な事項及び協定に定めない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書８通を作成し、各協定市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月５日

徳　島　市
徳島市長　　原　　秀　樹

吉野川市
吉野川市長　　川真田　哲哉

鳴　門　市
鳴門市長　　泉　　理　彦

美　馬　市
美馬市長　　牧田　　久

小松島市
小松島市長　　稲田　米昭

阿　波　市
阿波市長　　野崎　國勝

阿　南　市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

三　好　市
三好市長　　俵　徹太郎

６８．徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成２４年１０月５日付けで締結した徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定市において協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（経費の負担）

第２条　協定第２条第１号から第３号までに掲げる応援に関する経費のうち、次に掲げる経費は、被災協定市が負担するものとし、その他の経費は応援する協定市（以下「応援協定市」という。）が負担するものとする。

（１）協定第２条第１号又は第２号に掲げる応援に要請する経費中購入費及び輸送費

（２）協定第２条第３号に掲げる応援に要する経費中借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の経費

２　協定第２条第６号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

（１）被災協定市が負担する経費の額は、応援業務に従事する職員（以下「応援職員」という。）について、応援協定市の職員に関する法令の規定により算出した経費の額及び諸手当の額の範囲とする。

（２）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援協定市の負担とする。

（３）応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災協定市が、被災協定市への往復の途中において生じたもの又は応援業務の従事中であっても、応援職員の故意若しくは重大な過失によって生じたものについては応援協定市が賠償の責めを負う。

（４）前３号定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災協定市と応援協定市との間で協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援協定市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当課を経由して被災協定市の市長に対し行うものとする。

（応援職員の業務）

第４条　応援職員は、応援協定市名を表示した腕章等を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な食糧、被服等を携行するものとする。

（補則）

第５条　この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書８通を作成し、各協定市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月５日

徳　島　市
徳島市長　　原　　秀　樹

吉野川市
吉野川市長　　川真田　哲哉

鳴　門　市
鳴門市長　　泉　　理　彦

美　馬　市
美馬市長　　牧田　　久

小松島市
小松島市長　　稲田　米昭

阿　波　市
阿波市長　　野崎　國勝

阿　南　市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

三　好　市
三好市長　　俵　徹太郎

６９．津波避難ビルとしての使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県南部総合県民局長（以下「乙」という。）は、乙の管理する庁舎を津波避難ビルとして使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市内において津波が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の管理する施設を、住民が津波の危険から逃れ、緊急的、一時的に避難するための津波避難ビルとして利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして住民に使用させるものとする。

施設名称	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
所在地	阿南市領家町野神 319
構造等	鉄筋コンクリート３階建
建築年	平成１９年

（使用範囲）

第３条　津波避難ビルとして使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	３階休養室、廊下部分及び屋上
入口	開庁時は正面玄関、閉庁時は施設西側入口

２　乙は、業務上の必要に応じて、前項の使用する範囲を変更することができる。

（使用施設の構造設備変更等の報告）

第４条　乙は、使用施設の増改築等により当該施設に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第５条　津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。なお、この施設の利用の終了、住民の退去については、甲が責任をもって対応するものとする。

（費用の負担）
第　６　条　施設の利用は無料とする。
　２　使用施設を津波避難ビルとして使用したことにより生じた施設、備品等の汚損、紛失、毀損等は、甲が現状に復し、またはその損害を賠償するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第　７　条　住民が使用施設に避難したときに発生した事故等については、乙は一切責任を負わないものとする。

（住民への対応）
第　８　条　使用施設は、地震発災時には南部圏域の医療、保健に関する災害対応活動拠点となるため、津波のおそれがなくなったときは速やかに施設の利用を終了するよう、甲が責任もって住民に対応するものとする。

（住民への周知）
第　９　条　甲は、この協定について、住民に対し十分に周知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに、甲、乙いずれかからも何ら意思表示のないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月２４日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
上記代表者　阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　阿南市領家町野神３１９番地
徳島県南部総合県民局
局長　床桜　英二

７０．大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社那賀川開発土木（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

【目的】
第 1 条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

【対象となる災害】
第 2 条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。
（１）　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度 6 弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
（２）　その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

【支援活動の内容】
第 3 条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は次のとおりとする。
（１）　情報の収集、整理、提供
（２）　甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
（３）　緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
（４）　技術者の確保及び派遣
（５）　その他甲が必要と認める緊急応急作業
（６）　避難者支援のため避難可能な建物を有する場合、一時避難場所として無償での提供

【協力の要請】
第 4 条　1）甲は災害時における応急対策のための緊急に支援を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。
２）乙は、甲により前項の規定により協力要請を受けたいときは、特別の事情がある場合を除き甲の行う応急対策に協力するものとする。

【事前措置】
第 5 条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。
（１）支援体制の整備
（２）情報収集体制の整備
（３）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

【要請の方法】
第 6 条　甲は、第４条第１項の規定に基づき、乙に対してその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文章により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文章を交付するものとする。

【完了の報告】
第 7 条　乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文章により次の事項について報告するものとする。ただし、文章をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文章を提出するものとする。

【経費の負担】
第 8 条　1）乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
2）経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
3）情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

【損害の負担】
第 9 条　支援活動に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

【経費の請求】
第 10 条　1）乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。
2）甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

【協定の有効期間】
第１１条　この協定の有効期間は、締結日の属する年度の３月 31 日をもって終了するものとする。
ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示が内場合は、この協定は更新されたものとする。

【協議】
第１２条　この協定に定めない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

【施工】
第１３条　この協定は平成 24 年 12 月１日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保持する。

平成 24 年 11 月 25 日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市那賀川町黒地３１４－１
　　株式会社　　那賀川開発土木
　　代表取締役　鈴木トモ子

保　有　機　械　内　訳　表

業者コード	保有者（業者名）	株式会社　那賀川開発土木					連絡先	0884-42-1194
	所在地	阿南市那賀川町黒地314-1						
	緊急の連絡先	（昼）	0884-42-1194	（夜）	090-3186-6924	FAX	0884-42-1450	責任者　鈴木幹也
	作業員数	8名				重機オペレーター数		8名

機材	規格	資材・機材名	規　格	対 象 種 別	単位	数量	保管場所	オペレータ人数
		日立油圧ショベル	ZX225USR	掘削・積込	台	1	阿南市羽ノ浦町岩脇阿千田53番1	8名
		日立油圧ショベル	ZX35U-A	掘肖小積込	台	1	阿南市那賀川町敷地54番1	8名
		日立油圧ショベル	EX200-5HG	掘削・積込	台	1	阿南市那賀川町敷地54番1	8名
		日立油圧ショベル	EX135URG	掘削・積込	台	1	阿南市那賀川町敷地54番1	8名
		日立油圧ショベル	ZX225USR	掘削・積込	台	1	阿南市羽ノ浦町岩脇阿千田53番1	8名
		マツダダンプトラック	2t積	運搬	台	2	阿南市那賀川町黒地314-1	
		日野10tダンプトラック	10t積	運搬	台	1	阿南市那賀川町黒地314-1	
		発電機			台	1	阿南市那賀川町黒地314-1	
		高圧洗浄機		洗浄	台	1	阿南市那賀川町黒地314-1	

７１．津波時における一時避難施設としての阿南労働総合庁舎使用に関する協定書

阿南労働総合庁舎管理規則（以下「管理規則」という。）第 14 条第 2 項に基づき、阿南労働総合庁舎（以下「総合庁舎」という。）を地震により津波が発生し、又は発生する恐れがある場合に一時避難施設（以下「避難施設」という。）として地域住民等に使用させることに関し、管理庁阿南公共職業安定所長（以下「甲」という。）と阿南市長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用場所）

第１条　この協定書により、地域住民等に使用させる場所は、次に掲げる場所とする。

（別紙図の網かけ部分）

（1）　1 階西側正面玄関から 1 階西側正面玄関フロア部分

（2）　1 階西側正面玄関フロアから屋上までの来所者用階段部分

（3）　3 階事務室北側及び相談室（屋上部分通行用）

（4）　屋上部分

（使用の目的及び期間）

第２条　この協定書は、前条に掲げる場所を地域住民等の一時避難施設として使用することを目的とし、その使用期間は、開庁時間内に限り地震により津波が発生し、又は発生する恐れがあるときから、津波の恐れが無くなった時までとする。

（使用料等）

第３条　使用料については、国有財産法第 19 条により無償とする。ただし、地域住民等が使用時に建物器物等を汚損及び殿損した場合には、乙が原状回復費用を全額負担し、速やかに原形に回復するものとする。

（避難時の事項等に係る管理者責任）

第 4 条　甲は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任は、一切負わないこととする。

（協議事項）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めることとする。

（協定期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとし、以後は、４月１日より翌年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに甲乙いずれかから協定の解除または変更の申し出がない場合は更に 1 年延長するものとし、以後、この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、各１通をそれぞれが保有する。

平成 25 年 1 月 10 日

甲　阿南市領家町本荘ケ内１２０－６
阿南労働総合庁舎管理庁
阿南公共職業安定所長

乙　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長

７２．津波避難ビルとしての使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県南部総合県民局長（以下「乙」という。）は、乙の管理する庁舎を津波避難ビルとして使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第 １ 条　この協定は、阿南市内において津波が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の管理する施設を、住民が津波の危険から逃れ、緊急的、一時的に避難するための津波避難ビルとして利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）
第 ２ 条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、津波避難ビルとして住民に使用させるものとする。

施設名称	徳島県南部総合県民局　阿南庁舎　本館
所 在 地	阿南市富岡町あ王谷 46
建 造 寺	鉄筋コンクリート４階建
建 築 年	昭和 44 年

（使用範囲）
第 ３ 条　津波避難ビルとして使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	（開庁時） ４階小会議室、 ３階協議室及び屋上 （閉庁時）屋上
入口	開庁時は正面玄関、閉庁時は外側階段

２ 乙は、業務上の必要に応じて、前項の使用する範囲を変更することができる。

（使用施設の構造設備変更等の報告）
第 ４ 条　乙は、使用施設の増改築等により当該施設に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用期間）
第 ５ 条　津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。なお、この施設の利用の終了、住民の退去については、甲が責任をもって対応するものとする。

（費用の負担）
第 6 条　施設の利用は無料とする。
　　2　使用施設を津波避難ビルとして使用したことにより生じた施設、備品等の汚損、紛失、毀損等は、甲が現状に復し、またはその損害を賠償するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）
第 7 条　住民が使用施設に避難する際及び避難中に発生した事故等については、乙は一切責任を負わないものとする。

（住民への対応）
第 8 条　使用施設は、地震発災時には南部圏域の災害対応拠点となるため、津波のおそれがなくなったときは速やかに施設の利用を終了するよう、甲が責任をもって住民に対応するものとする。

（住民への周知）
第 9 条　甲は、この協定について、住民に対し十分に周知するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ケ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示のないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

　この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 1 月 25 日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
　　阿南市
　　上記代表者　阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　阿南市富岡町あ王谷 46 番地
　　徳島県南部総合県民局
　　局長　床桜　英二

７３．災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島南部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の市有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、阿南市内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、阿南市内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

（１）市有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること

（２）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること

（３）その他甲が特に必要と認める業務に関すること

２　甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第４条　乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第２号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第５条　乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第６条　この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書により報告するものとする。

２ 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年２月１３日

甲　阿南市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　徳島県阿南市富岡町滝の下２番地１
徳島南部電気工事業協同組合
理事長　　湯浅　将器

７４．災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う食料品及び飲料水等（以下「食料品等」という。）の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

（提供の要請）

第２条　甲は、災害時等において食料品等の調達が必要になったときは、乙に対し、食料品等の提供（その搬送を含む。）を要請することができるものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書によりするものとし、これにより難いときは、口頭により要請できるものとする。

２　甲は、口頭による要請をしたときは、後日、口頭による要請と同内容の文書を乙に送付するものとする。

３　乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供可能な場合にはその食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難いときは、口頭により回答できるものとする。

４　乙は、口頭により回答をしたときは、後日、口頭による回答と同内容の文書を甲に送付するものとする。

（災害対策自動販売機の設置）

第４条　乙は、甲乙別途協議の上決定した場所に災害対策自動販売機を設置することとし、フォロー体制に万全を期するものとする。また、災害発生時には当該自動販売機内に保管されている食料品等を無償で甲に提供することとする。なお、設置する自動販売機については別途甲乙間で自動販売機設置契約書を取り交わすこととする。

（免責）

第５条　乙が甲に対し、第３条第３項の規定に基づき提供可能な旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により食料品等の提供ができなかった場合には、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（食料品等の搬送）

第６条　搬送場所への食料品の搬送は、乙が行うものとする。

（報告）

第７条　乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間、その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）
第 8 条　第３条に基づき、乙が甲に食料品等を提供した場合、乙が甲に提供した食料品等の費用は（その搬送に係わる経費を除く。以下「提供費用」という。）甲が負担し、食料品等の搬送に係わる費用は乙が負担するものとする。
2 提供費用の額は、前条の規定による乙の報告後、甲乙協議の上、決定するものとする。
（費用の支払い）
第 9 条　乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。
2　甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。
（連絡責任者）
第 10 条この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲乙に連絡責任者を置くものとする。
（1）甲　防災対策課長
（2）乙　徳島支店長がこの協定に係わる対応を委任する徳島支店内の管理職
（有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から、 ５年間とする。ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに１年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議）
第 12 条　この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年２月２２日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　徳島県徳島市川内町平石夷野２２４－１８
大塚製薬株式会社　徳島支店
支店長　　吉川　佳克

７５．緊急時解放備蓄型自動販売機設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という）と大塚食品株式会社（以下「乙」という）は、乙の管理する緊急時解放備蓄型自動販売機（以下「本自動販売機」という）の取扱いに関し、以下のとおり協定（以下「本協定書」という）を締結する。

第１条　甲は、本自動販売機設置場所において災害が発生し、甲において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下のように本自動販売機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で使用できるものとする。ただし使用後には乙に連絡をする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度５強以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より７つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発令された場合。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時 ただし事後相談が必要。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
4	本社や地域本部等に開設される「災害対策本部またはそれに類するもの」との通信手段の途絶等の理由により本部被災現地間での指示命令が出来ない場合は、被災現地施設の責任者の判断をもって災害対策本部と看做す事が出来るものとする。	

第２条　乙は、前条の場合、甲に対し、甲が乙から貸与された本自動販売機の鍵を用いて庫内商品を無償で使用することを承諾する。

２　甲は、善良なる管理者の注意をもって本自動販売機の鍵を管理する。

第３条　本協定書の対象となる本自動販売機は別紙のとおりとする。

第４条　本協定書の有効期間は、平成 25 年２月 22 日から１年間とする。ただし、期間満了１か月前までに甲又は乙から終了の申し出のない場合は、同一条件にて１年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

第５条　本協定書締結をもって、平成 18 年 11 月 30 日付けで甲及び乙間で締結した「災害時における救援物資提供に関する協定書」は終了する。

第６条　本協定書に定めのない事項または本協定書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本協定書締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

平成 25 年 2 月 22 日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　広島県広島市西区楠木町 1―14―31
　　大塚食品株式会社　広島支店
　　支店長　　浅　野　泰　孝

７６．災害時の協力に関する協定書

阿南市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第３条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院）、災害復旧対策の中枢となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

２　甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

３　災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第５条　災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年３月１９日

阿南市富岡町トノ町１２番地３
甲　阿南市長　　岩浅　嘉仁

徳島県徳島市寺島本町東２丁目29
乙　四国電力株式会社
常務執行役員　徳島支店長　　岡川　和彰

７７．災害時の施設使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と有限会社大和（以下「乙」という。）とは、災害時に乙の管理する施設を使用することに関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、次に掲げる場合に、乙の管理する施設を、住民が利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（1）阿南市内において、津波が発生し、または発生する恐れがある場合に、一時避難所として市民を受け入れる場合。

（2）規模災害の発生等により、入浴環境を必要とする場合に、市民に入浴施設を提供する場合。

（使用施設）

第２条　乙は、次の施設（以下「使用施設」という）を住民に使用させるものとする。

施設名称	湯あそびひろば大和の郷
所在地	徳島県阿南市富岡町あ王谷 53 番地１

（使用範囲）

第３条　使用施設の内、使用する範囲は次のとおりとする。

（1）駐車場

（2）１階ロビー

（3）１階入浴施設

（使用期間）

第４条　使用期間は次のとおりとする。

（1）第１条（1）においては、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、大津波警報または、津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（2）第１条（2）においては、甲の要請により、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第５条　使用施設の使用料は無料とする。

２　使用施設を使用したことにより生じた費用、損害については、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第６条　使用施設に避難中に発生した事故等については、乙は一切責任を負わないものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までとし、以後は、４月１日より翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月までに甲又は乙のいずれかから協定の解除または変更の申し出がない場合は、更に１年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成25年3月29日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
　　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市富岡町あ王谷 ５３番地 １
　　有限会社　大和
　　代表取締役　　山　本　史　夫

７８．徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

（趣　　旨）

第 1 条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条　応援の種類は次のとおりとする。

（1）　応急対策等に必要な職員の派遣

（2）　食料、飲料水及び生活必需物資の提供

（3）　避難及び収容のための施設の提供

（4）　救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

（5）　救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供

（6）　被災児童、被災生徒等の一時受入れ

（7）　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

（8）　遺体の火葬のための施設の提供

（9）　その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第 3 条　応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（1）　被害の状況

（2）　応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品日・数量）

（3）　応援場所及び応援場所への経路

（4）　応援を必要とする期間

（5）　前各号に掲げるもののほか、要な事項

2　受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

（応援の実施）

第 4 条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2　応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

（自主応援の実施）

第 5 条　県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市

町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。
この場合、第３条第１項の応援の要請があったものとみなす。

２　前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

２　受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第８条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（県の役割）

第９条　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、　又は必要な調整を行うものとする。

２　県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

３　県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第７４条の２第１項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第１１条　この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 25 通を作成し、各自 １通を保有する。

平成２５年４月５日

徳島県
徳島県知事　　飯泉　嘉門

美馬市長
美馬市長　　牧田　久

徳島市
　徳島市長　　原　　秀樹

鳴門市
　鳴門市長　　泉　　理彦

小松島市
　小松島市長　　濱田　保徳

阿南市
　阿南市長　　岩浅　嘉仁

吉野川市
　吉野川市長　　川真田　哲哉

阿波市
　阿波市長　　野崎　國勝

那賀町
　那賀町長　　坂口　博文

牟岐町
　牟岐町長　　福井　雅彦

美波町
　美波町長　　影治　信良

海陽町
　海陽町長　　五軒家　憲次

松茂町
　松茂町長　　広瀬　憲発

藍住町
　藍住町長　　石川　智能

三好市
　三好市長　　俵徹太郎

勝浦町
　勝浦町長　　中田　丑五郎

上勝町
　上勝町長　　笠松　和市

佐那河内村
　佐那河内村長　　原　　仁志

石井町
　石井町長　　河野　俊明

神山町
　神山町長　　後藤　正和

板野町
　板野町長　　玉井　孝治

上板町
　上板町長　　納田　伸春

つるぎ町
　つるぎ町長　　兼西　　茂

東みよし町
　東みよし町長　　川原　義朗

北島町
　北島町長　　古川　保博

７９．津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と、株式会社レーザーシステム（以下「乙」という。）とは、乙の所有する建物の津波時における一時避難施設としての使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 １ 条　この協定は、阿南市内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を一時避難施設として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第 ２ 条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。

施設名称	株式会社レーザーシステム徳島事業所
所在地	阿南市那賀川町中島４１４番地１
構造等	鉄骨２階建
建築年	平成２５年７月

（使用範囲）

第 ３ 条　乙は、一時避難施設として使用する範囲は以下のとおりとする。

避難場所	屋上の一部（別紙図面参照）
入口	施設北側進入路及から避難階段へ（別紙図面参照）

（施設変更の報告）

第 ４ 条　乙は、使用施設の増改築等により、当核施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第 ５ 条　一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

２　甲は、前項の使用期間または第７条の避難訓練以外に、第３条に掲げる使用範囲を使用する場合もしくは立ち入る場合は、事前に乙に連絡するものとする。

（費用の負担等）

第 ６ 条　施設の使用料は無料とする。

２　使用施設を避難訓練又は避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲が現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

３　甲は、第３条に掲げる使用範囲の維持管理とともに、避難階段入口に、蹴破り戸等の侵入防止対策をおこなうものとする。

（避難訓練）

第 ７ 条　使用施設への避難訓練を行う場合、甲は乙に訓練内容等について事前協議を行うものとする。

（事故等に係る責任）

第 ８ 条　乙は、使用施設において、避難訓練、一時避難、不審者の侵入等により発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

２　乙は、第３条に掲げる使用範囲への不審者等の侵入を発見した場合は、直接注意することなく、警察に通報することができる。

（使用施設の指定、周知）
第 ９ 条　甲は、この協定による施設を、津波における一時避難施設として、市民に周知する。
２　前項の周知については、乙と事前に協議を行うものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。
（協定期間）
第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示ない場合は、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

上記協定の証として、協定２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年７月３０日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　岩浅嘉仁

乙　札幌市西区二十四軒１条４丁目１番１０号
株式会社レーザーシステム
代表取締役社長　土内　彰

８０．災害時における緊急放送に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県南メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、阿南市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（緊急放送の実施）

第２条　甲の同報系デジタル防災行政無線システムと乙のケーブルテレビシステムとを連動し、同報系デジタル防災行政無線システムにより同報通信した情報のうち、第３条に掲げる災害・防災情報を、乙が編集権を有している自主放送チャンネルに緊急かつ自動的に割り込み、文字および音声により放送する。

（緊急放送の内容）

第３条　甲が定める緊急放送は、次のとおりとする。

（1）阿南市に国民保護関係情報（ゲリラ攻撃・航空攻撃・ミサイル攻撃・大規模テロ攻撃等）が発表された場合

（2）阿南市に緊急地震速報が発表された場合

（3）阿南市に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合

（4）阿南市に震度４以上の地震が発生した場合

（5）阿南市が避難勧告・避難指示を発表した場合

（6）その他、前各号と同程度の災害および緊急事態が発生した場合

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、緊急放送を円滑にするため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、直ちに相手方に通知しなければならない。

（費用負担等）

第５条　乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。

（協定の期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協　議）

第７条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年8月２３日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　阿南市日開野町谷田４８５番地１
徳島県南メディアネットワーク株式会社
代表取締役社長　清原　裕登

災害時における緊急放送に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルテレビあなん（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、阿南市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の放送を通じて、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより、被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（緊急放送の実施）

第２条　甲の同報系デジタル防災行政無線システムと乙のケーブルテレビシステムとを連動し、同報系デジタル防災行政無線システムにより同報通信した情報のうち、第３条に掲げる災害・防災情報を、乙が編集権を有している自主放送チャンネルに緊急かつ自動的に割り込み、文字および音声により放送する。

（緊急放送の内容）

第３条　甲が定める緊急放送は、次のとおりとする。

（1）阿南市に国民保護関係情報（ゲリラ攻撃・航空攻撃・ミサイル攻撃・大規模テロ攻撃等）が発表された場合

（2）阿南市に緊急地震速報が発表された場合

（3）阿南市に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合

（4）阿南市に震度４以上の地震が発生した場合

（5）阿南市が避難勧告・避難指示を発表した場合

（6）その他、前各号と同程度の災害および緊急事態が発生した場合

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、緊急放送を円滑にするため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、直ちに相手方に通知しなければならない。

（費用負担等）

第５条　乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。

（協定の期間）

第６条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協　議）

第７条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年8月２３日

甲　　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　　阿南市宝田町今市イシン坊２７番地１
株式会社　ケーブルテレビあなん
代表取締役社長　近藤俊信

８１．光ファイバ芯線等の使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県南メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する光ファイバ芯線（以下「本物件」という。）の使用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の対象）
第 １ 条　本協定は、「別表 - １」に定める乙が所有する本物件を対象とする。

（使用の原則）
第 ２ 条　甲による本物件の使用は、本協定に別段の定めがない限り、甲の書面による同意なしに乙から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第３条に定める期間中、本物件を提供し、甲はこれを放送法（昭和２５年法律第１３２号）、並びに電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）に基づき、防災無線用回線として阿南市民の生命・財産を確保するための重要回線であるため、長期安定的に使用させるものとする。
２　乙は、本物件の運用管理を適正に行う。

（使用期間）
第 ３ 条　甲による本物件の使用期間は本協定締結の日から平成３５年３月３１日までとする。ただし、同条第２項の定めにより使用期間を延長した場合に使用開始日から通算して１０年を経過した後は、甲が１２ケ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく本協定を解除することができる。
２　甲は、本物件の使用期間の延長を希望する場合、使用期間の満了する日の６ヶ月前までに延長を希望する期間を明示し、書面により乙に申し入れを行うものとする。この場合、甲乙双方誠意をもって協議を行い、合意が得られた場合には使用期間を延長できるものとし、本協定は使用期間満了日の翌日から更に希望する期間、有効に存続するものとする。以後もまた同様とする。

（使用料）
第 ４ 条　甲による本物件の使用は、無償とする。

（関係行政官庁への手続）
第 ５ 条　甲は、本物件の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続きを甲の責任において行うものとする。
２　乙は、本物件の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続きを乙の責任において行うものとする。
（対象施設の変更）
第 ６ 条　乙は、本物件の一部を変更する場合には、甲に対し事前に書面による通知を行い、甲の合意を得なければならない。
２　乙は、前項の規定による施設の一部を変更する場合には、甲が行う業務に支障を及ぼさないよう乙は、その代替手段を甲へ提供しなければならない。

（光ファイバ芯線の移設等）

第 7 条　乙は、関係法規の変更、電柱・管路・道路管理者、官公庁もしくは地権者等からの要請に伴い、別表‐１に定める光ファイバ芯線を移設する必要が生じた場合、速やかに甲に対し通知を行い、移設工事の期間、工事方法について協議を行い、乙の負担により移設を実施するものとする。

２　乙は、前項の規定による光ファイバ芯線を移設する場合には、甲が行う業務に支障を及ぼさないよう乙は、その代替手段を甲へ提供しなければならない。

（施設の適正な利用）

第 8 条　甲は、本物件の設置される施設への入退室においては、本物件の維持、運用の目的にのみにおいて許可されるものとし、安全と秩序の維持に努めなければならない。

（保守・運用管理）

第 9 条　本物件のケーブル巡視・点検、運用管理は原則として乙が行うものとする。

２　乙は、本物件が常に良好に使用できるように保守管理に努めるものとする。

３　甲及び乙は、本物件の保守又は工事上やむを得ない場合は、本物件の使用を一時的に中断させることができる。この場合、乙は、その代替手段を甲へ提供しなければならない。

４　甲及び乙は、前項の規定により本物件の使用を中断させる場合には、その理由、中断日及び中断期間、その代替手段を予め書面により相手方に通知し、協議を行うものとする。

５　乙は、本物件の保守・運用管理等の業務を第三者（以下「保守委託会社等」という。）に委託することができる。この場合、乙は保守委託会社等に対して、業務遂行上必要な甲の情報を開示することができるものとし、その情報については、保守委託会社等に厳密な管理をさせるため、必要な措置を講じなければならないものとする。

６　本物件が老朽化により適切な品質を維持できなく業務の履行が不可能となる事態が生じた場合には、甲乙双方誠意をもって協議し、速やかに代替策を講じるものとする。

（障害時等の処理）

第１０条　本物件において次の各号の事由により通信障害、又は通信断になった場合は、乙は甲の有線一般放送事業及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、甲乙協議の上、速やかに対処するものとする。この場合における費用は、原則として乙が負担するものとする。

（１）火災、塩害、ガス害、地震、風水害及びその他天災地変又は異常電圧等外部要因に起因する故障及び損傷等。

（２）光ファイバ芯線の増設・撤去。

（損害賠償）

第１１条　甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。

２　乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損傷を与えた場合、乙はその責めを負う。

３　本物件が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１２条　甲及び乙は、本協定に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

（地位の承継）
第１３条　甲及び乙に地位の変動があった場合は、地位の承継した者が、承継した日から３０日以内に相手方に書面をもって通知するものとする。

（守秘義務）
第１４条　甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。本協定の解除又は本物件の使用期間満了後も同様とする。ただし、法令上必要とされているとき、相手方の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

（協定の解除）
第１５条　乙は、甲が次の各号いずれかに該当する場合、勧告をなさずに本協定を解除することができる。
（１）放送法第１３５条並びに電気通信事業法第１８条の規定に基づき、甲が本協定に係る有線一般放送事業又は電気通信事業の休止若しくは廃止したとき。
（２）放送法第１３１条並びに電気通信事業法第１４条の規定に基づき、甲の事業の登録又は許可が取り消されたとき。
２　甲及び乙は、相手方が次の各号いずれかに該当する場合、書面による催告の上、本協定を解除することができる。
（１）甲及び乙が、その責めによる事由により本協定に定める重要な事項に違反した場合や、重大な信義則違反又は正当な事由なく本協定に基づく業務を遂行しないとき。
（２）その他本協定の円滑な履行が困難になったとき。
３　甲は、乙が破産手続きの開始、会社整理の申し立てを受け、又はこれらの申し立てを自ら行った場合においても本協定を解除せず、本物件を継続的に使用するものとする。

（協定の変更）
第１６条　本協定の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

（協議）
第１７条　本協定に定めのない事項、あるいは疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決又は定めるものとする。
２　自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本協定に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

（管轄）
第１８条　本協定に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審合意裁判所と定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年　８月２３日

甲　　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市長　岩浅　義仁

乙　阿南市日開野町谷田４８５番地１
徳島県県南メディアネットワーク株式会社
代表取締役社長　清原　裕登

別表－１　財産の表示

項　目	数　量	備　考
光ファイバ	１区間	芯線数：１芯 総延長：３、１５０ｍ 詳細：別紙－１

別紙 - １　使用する光ファイバ（詳細）

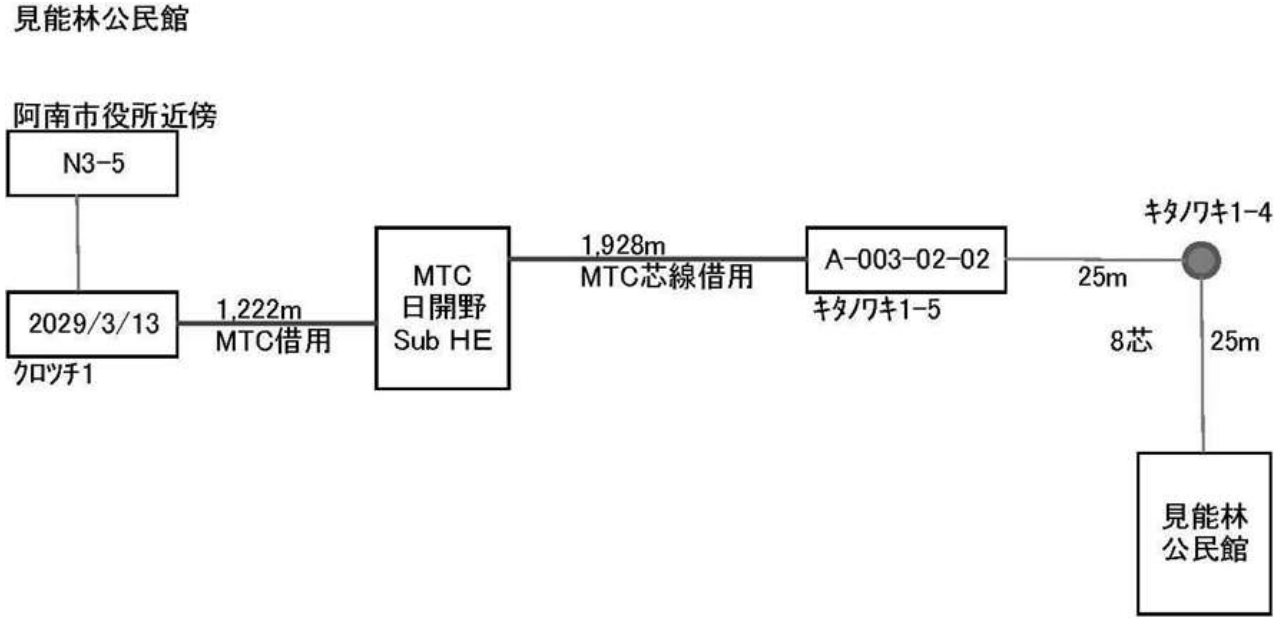

参考資料

四国地方整備局が管理する河川・管理用光ファイバの利用料金に基づき「光ファイバ芯線等の使用に関する協定書」の使用料相当額を試算

単価：１１円／芯／ｍ／年額（簡易敷設箇所）

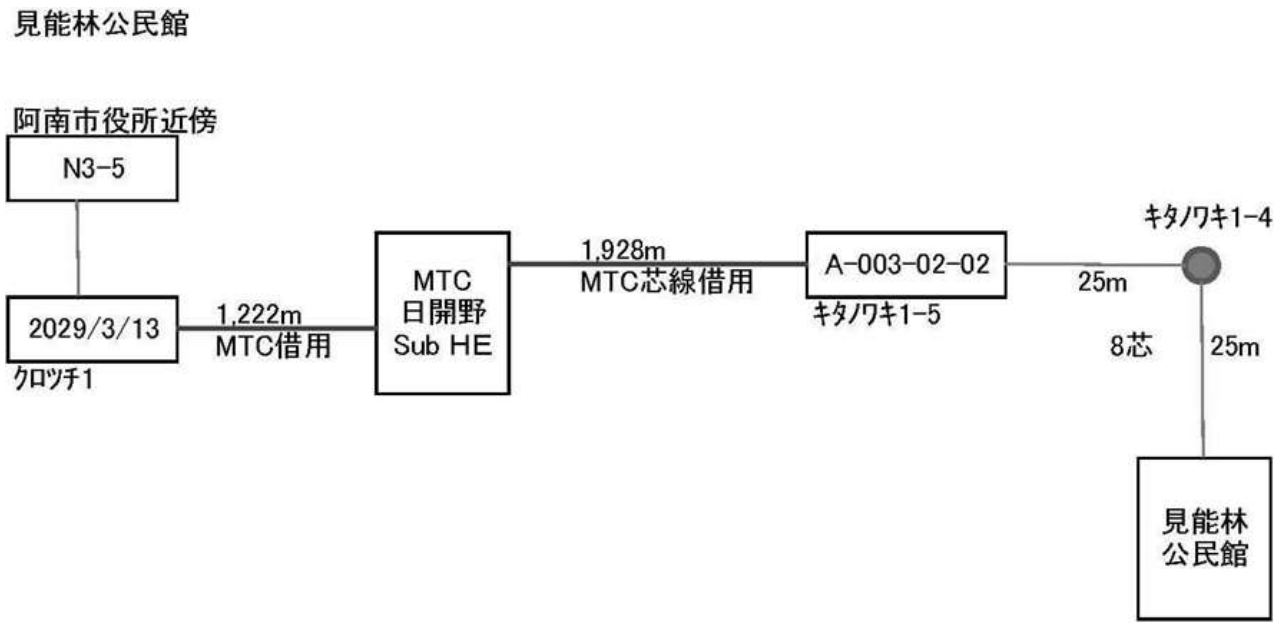

総延長は、３、１５０ｍ（協定書「別表 - １」より）

使用料相当額は、３４、６５０円／年額

８２．鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定

この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）の市長会を構成する各市において、地震や風水害等の自然災害はもとより、市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす又はもたらすおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、応援を実施する市（以下「応援市」という。）による効果的な応援及び危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

（応援内容）

第１条　応援の基本的な内容については、次のとおりとする。

（１）救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣

（２）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（４）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（両県幹事市の設置及び連絡調整）

第２条　両県の市長会会長市をこの協定の幹事市とし、危機事象発生時における連絡調整は、次のとおりとする。

（１）危機事象発生市との連絡及び情報収集

（２）危機事象発生県市長会幹事市から応援県市長会幹事市への応援要請ど清報提供

（３）応援県市長会構成市による応援市の調整と応援要請

（４）前各号に掲げるもののほか、危機事象発生市の応援に関し必要な事項

（応援要請の手続等）

第３条　応援を受けようとする危機事象発生市は、原則として、次の事項を明らかにして、その属する県市長会の幹事市を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援市に対して文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を要請する内容（職員の派遣については職種・人員及び業務内容、物資・資機材等の提供については物資等の品目・数量等）

（３）応援場所及び応援場所への経路

（４）応援を必要とする期間

（５）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

２　危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生市の負担とする。ただし、応援市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

（他の協定との関係）
第５条　この協定は、両県の各市が別に締結する災害時及び危機事象発生時の相互応援協定を妨げるものではない。

（その他）
第６条　この協定に定めのない事項については、その都度、両県市長会構成市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、両県市長会が署名押印するとともに、両県市長会構成市の同意書を添付のうえ、両県市長会が原本各１通を保有し、両県市長会構成市が写し各１通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

鳥取県市長会　会長
（構成市）
鳥取市
米子市
倉吉市
境港市
徳島県市長会　会長
（構成市）
徳島市
鳴門市
小松島市
阿南市
吉野川市
美馬市
阿波市
三好市

８３．徳島県排出油等防除協議会会則

（目的）

第１条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第４３条の６第１項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

（協議会の名称）

第２条　この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の業務）

第３条　協議会は、次の業務を行う。

（１）排出油等の防除計画の策定

イ　情報の共有化

ロ　人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整

ハ　出動船艇相互間の通信連絡

ニ　その他必要事項

（２）排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

（３）排出油等の防除活動の連携の推進

（４）排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

（５）排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

（６）その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

（７）その他排出油等の防除に必要な事項

（組織）

第４条　協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

２　会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

３　副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。

４　会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

（会議）

第５条　協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

２　定例会議は年１回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

（地区協議会）

第６条　協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の５地区に地区協議会を置く。

２　地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。

３　地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。

４　地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。

５　地区協議会に必要な細則は、別に定める。

（資料の提出等）

第 7 条　会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年１回（４月１日現在）会長へ提出する。
　ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。
①　設備及び資機材の整備並びに保有状況
②　情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間時の連絡先）
③　その他必要な事項
２　会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

（訓練）

第 8 条　排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年１回以上訓練を実施する。

（情報提供）

第 9 条　会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

（防除活動等）

第１０条　会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（隣接協議会等との協力）

第１１条　協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第１２条　会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。
２　会長は、必要に応じて、原因者、PI 等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）

第１３条　会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）

第１４条　前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２９条第１項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）

第１５条　排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）

第１６条　排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第１７条　協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４３条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第４３条の５第１項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができるものとする。

（経費）

第１８条　協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

（会計）

第１９条　会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

２　会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

３　会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

（庶務）

第２０条　協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

（協議）

第２１条　この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

附　則

この会則は、平成９年７月１４日から施行する。

改　正

平成１０年９月１日

平成１２年３月１日

平成１３年４月１日

平成１６年６月２８日

平成１７年５月３０日

平成１９年５月２２日

平成２０年６月１３日

８４．徳島県排出油等防除協議会　運営要領

１　防除活動の範囲について（第１条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

２　地区協議会について（第６条関連）

会則第６条第５項に基づく細則は、別添１のとおりとする。

３　資料の提出について（第７条関連）

（１）排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添２により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。

（２）会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。

（３）会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

４　訓練について（第８条関連）

（１）訓練は、会議の承諾を得て実施する。

（２）訓練は、原則として２～３年間に各地区が参加できる訓練とする。

（３）訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

５　情報提供について（第９条関連）

（１）会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。

（２）情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

６　排出油等防除活動の実施について（第１０条関連）

（１）会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

①　情報の収集及び伝達

イ　事故に関すること

ロ　付近海域及び地域に関すること

ハ　原因者の措置等に関すること

ニ　その他排出油等防除活動に必要なこと

②　警戒区域の安全対策

イ　警戒区域の設定

ロ　火気使用の制限

ハ　航行の制限、管制、立入禁止

ニ　移動命令、避難命令

③　広報活動
イ　沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
ロ　報道機関への広報
④　排出油等防除資材の提供及び輸送
オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送
⑤　排出油等防除作業
イ　排出源の油等瀬取り等排出防止作業
ロ　オイルフェンス等の展張作業
ハ　油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
ニ　油回収船等による排出油等の回収作業
ホ　砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
⑥　廃棄物等の処理
イ　使用済み吸着材等の処理
ロ　回収油等の処理
⑦　人命救助及び救護作業

（２）防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出動人員及び船艇名、出動予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

（３）防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお、会長は通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

７　総合調整本部の設置等について（第１２条関連）

（１）設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

（２）構成は、原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

（３）総合調整本部では、次の業務を行う。
①　事故実態の把握及び防御活動に必要な情報の収集・分析・整理
②　排出油等防除活動計画に関する調整
③　排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
④　会員以外の機関等との調整
⑤　広報に関する事項
⑥　その他必要な事項

（４）会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。

情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

８　経費の求償について（第１５条関連）

（１）防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

（２）会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

９　会計について（第１９条関連）

（１）協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第 19 条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。

（２）上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

８５．徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

１　地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会　鳴門地区協議会
〃　徳島地区協議会
〃　小松島地区協議会
〃　阿南地区協議会
〃　海部地区協議会

２　各地区の区域は、次のとおりとする。

（１）徳島県排出油等防除協議会　鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。

（２）徳島県排出油等防除協議会　徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。

（３）徳島県排出油等防除協議会　小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。

（４）徳島県排出油等防除協議会　阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。

（５）徳島県排出油等防除協議会　海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

３　地区協議会は、次の業務を行う。

（１）地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
（２）排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
（３）排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
（４）排出油等防除の実施
（５）総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
（６）その他排出油等防除に必要な事項

４　地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

５　地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が召集し開催する。

６　地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

８６．徳島県排出油等防除協議会阿南地区流出油等防除計画

１　目　的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第３条第１項に基づき策定するもので、阿南地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

２　組織及び指揮

（１）　組織の編成

イ　組　織

阿南地区協議会に、図１（＊「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ　総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

ａ．排出油等防除活動計画の策定

ｂ．排出油等防除活動の総合調整

ｃ．隣接地区協議会への応援等の調整

ｄ．その他

ハ　「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ　「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ　「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ　「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト　「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

（２）　情報提供

イ　協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ　地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

３　連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Ｆネット（ｉファックス）による一斉同時通報により行うものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び拠出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Ｆネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図２（＊「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式は別紙１のとおりとする。

４　排出油等防除活動要領

（１）　初動体制

イ　大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行なう。

ａ．排出油等の排出のあった日時及び場所

ｂ．排出した油等の量及び拡散の状況

ｃ．当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等

ｄ．当該船舶又は施設の破損状況等

ｅ．その他参考事項

ロ　通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図２の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ　排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

（２）　防除体制

イ　防除資機材の確保

①　総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表１（＊「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

②　報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表２へ記録する。

ロ　防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表１（＊「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙２－１記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ　防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

①　拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展張し行う。

なお、オイルフェンスの展張方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。

ａ．油回収船及び回収器等による回収

ｂ．吸着マットによる回収

ｃ．高粘度油回収装置による回収

ｄ．ひしゃく等による回収

ｅ．油処理剤による処理

ｆ．油ゲル化剤による処理

ｇ．航走攪拌による処理

ｈ．その他

③ その他

ａ．排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。

ｂ．報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表３へ記録する。

５ その他

（１） 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。

（２） 別紙２－２記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

別紙１

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油防除協議会事務局　あて
（Ｆａｘ　０８８５３－３－２２４５）

機関名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等

１　出動可能人数（　　名）

（１）代 表 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）通信手段

① 携帯電話　（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 無 線 機　（周波数）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　救出可能資機材等

（１）トラック ＿＿台（　　トン積み）＿＿台（　　トン積み）

（２）船　　舶 ＿＿＿＿＿＿＿＿隻（用途）＿＿＿＿＿＿

（３）資機材等

① オイルフェンス ＿＿＿＿型＿＿＿＿Ｍ

② 吸着マット ＿＿＿＿＿＿＿＿枚

③ 油処理剤 ＿＿＿＿＿＿＿＿Ｌ

④ ひしゃく ＿＿＿＿＿＿＿＿本

⑤ その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（図１）阿南地区協議会油防除組織図

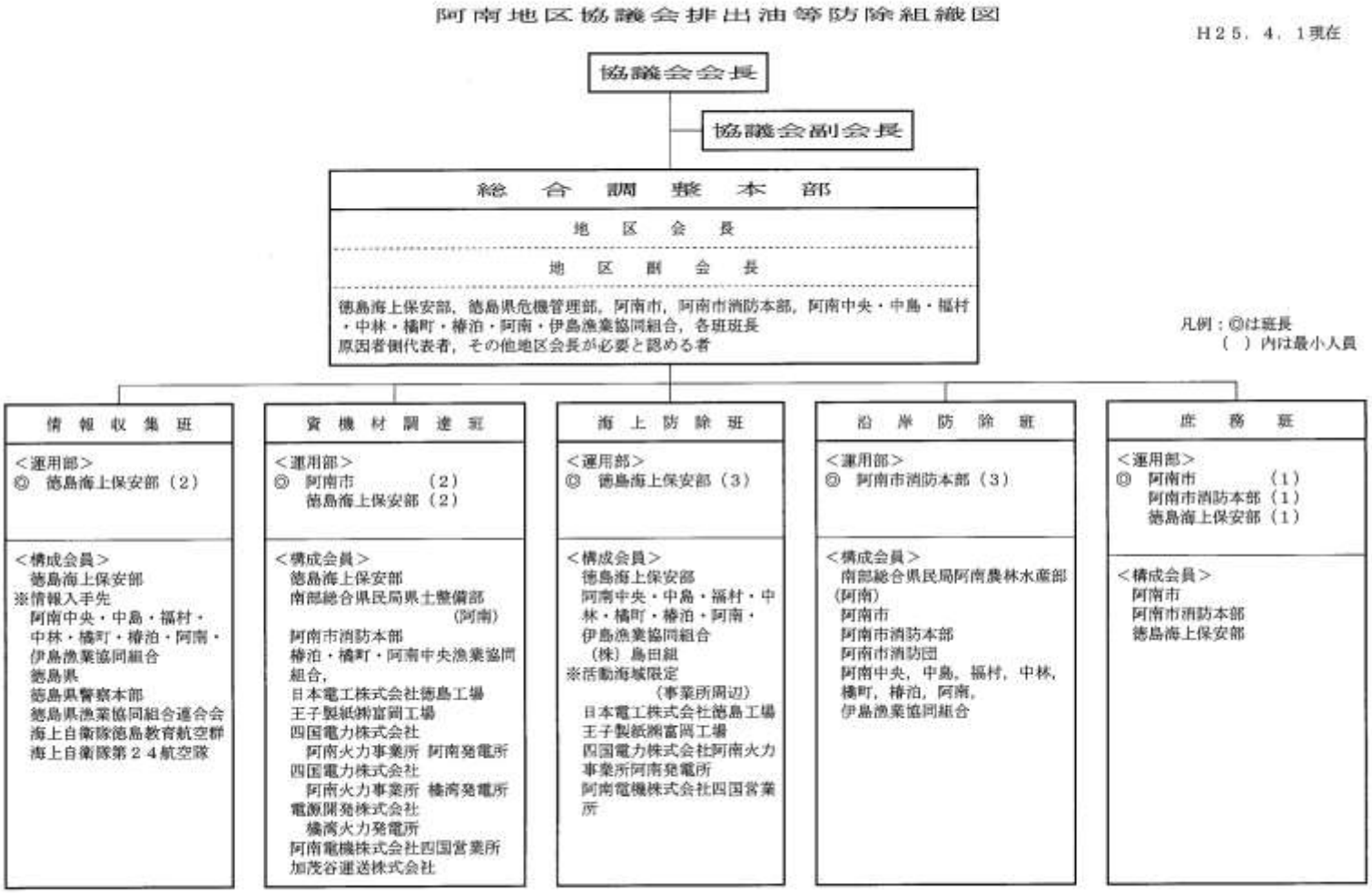

（図２）徳島県排出油等防除協議会情報伝達図（８６の図２）

R2.4　現在

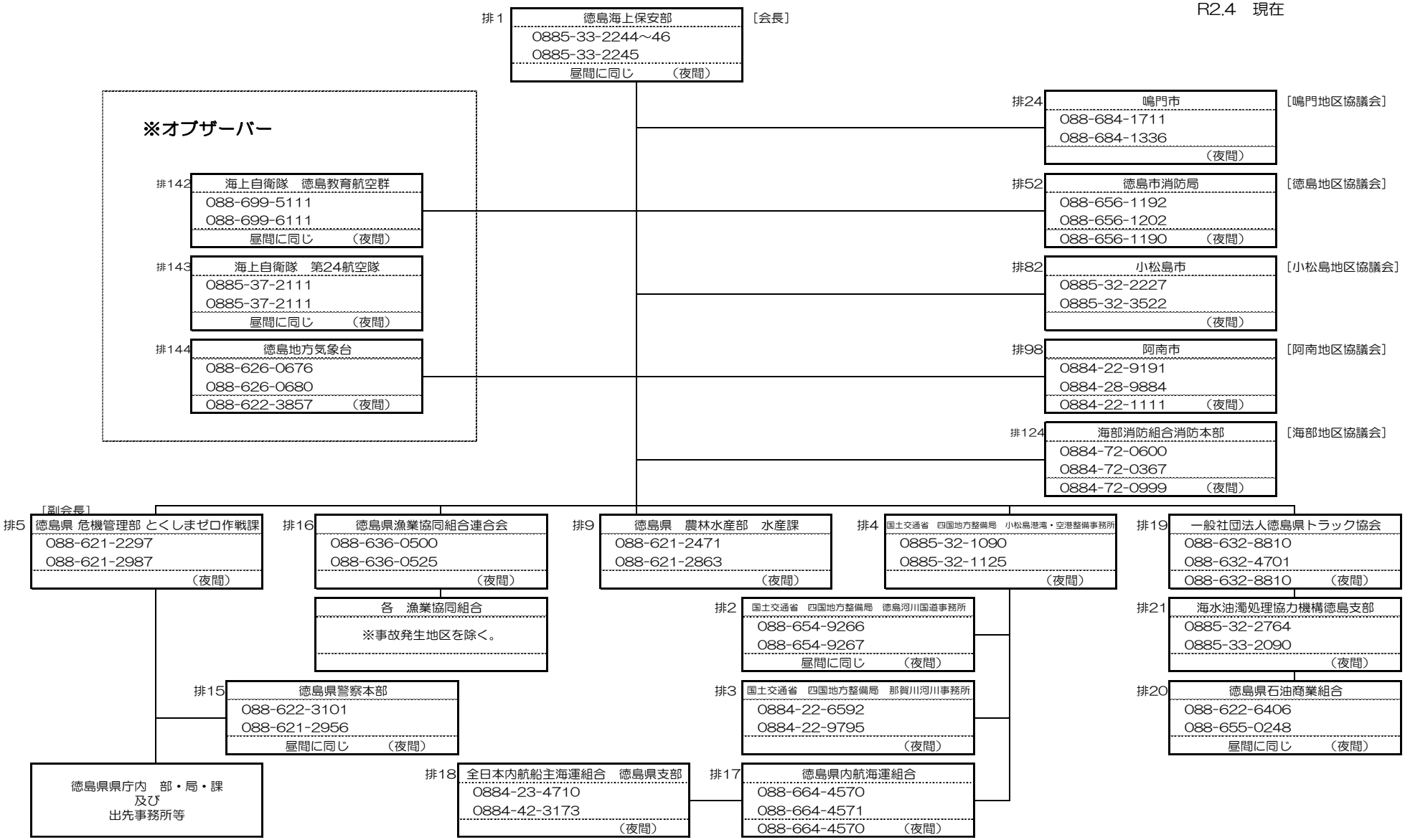

８７．阿南市防災士の会の活動支援に関する協定

阿南市（以下「甲」という。）と阿南防災士の会（以下「乙」という。）とは、阿南市における乙の活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市の防災力向上に貢献すること等を目的に発足し、市民等を対象とした防災啓発活動、地域防災力の向上に資する活動等の地道な活動を続ける乙に対して、甲が、必要かつ合理的な範囲内においてその活動のための費用を援助し、もって、阿南市の更なる防災力向上に資することを目的とする。

（援助の対象）

第２条　甲は、乙に対して、次に掲げる活動費用を援助するものとする。

（１）乙が阿南防災士の会会則（以下「会則」という。）の規定に従って入会を認められた会員に対して無償貸与するユニフォームの作製にかかる費用

（２）乙が開催する定例の交流会その他の会合の会場借上にかかる費用

（３）乙の防災啓発活動その他の公益的活動に係る広報、会員相互の情報共有その他交流を促進するための会報の発行等にかかる文書・通信費用

（４）前３号に掲げるほか、市長が乙の会則に従った活動に当たり、必要かつ相当と認める費用

（誠実義務）

第３条　乙は、前条の規定により甲から支給された費用を、乙の会則に定める目的に従って誠実に利用しなければならない。

（疑義の解決）

第４条　甲及び乙は、本協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項について、誠意をもって協議し、対処するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有することとした。

平成２５年４月３０日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
代表者市長　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南防災士の会
代表者会長　西　尾　博　幸

８８．指定各機関

１　指定行政機関（災害対策基本法第２条第３号）（平成 24 年９月 14 日内閣府告示第 263 号）
内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

２　指定地方行政機関（災害対策基本法第２条第４号）（平成 27 年４月１日時点）
沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

３　指定公共機関（災害対策基本法第２条第５号）（令和２年４月１日時点）
国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構 、国立研究開発法人水産研究・教育機構 、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道 路株式会社、本州四国連絡 高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新 関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社 、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JX TG エネルギー株式会社、 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、 西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、 北海道電力ネットワーク株式会社、 東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、 東京電力ホールディングス株式会社、東京電力 リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社 、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会 社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、 九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、 株式会社 JERA 、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、 日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 、ソフトバンク 株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブ ン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス、 公益社団法人全日本トラック

協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設 業 連合会 、一般社団法人全国中小建設業協会

４　指定地方公共機関（災害対策基本法第２条第６号）（平成 25 年９月 30 日徳島県告示第 569 号）
四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会

８９．阿南市消防本部及び消防署設置条例

平成１７年１２月２７日
阿南市条例第４５号

（設置）

第１条　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１０条第１項の規定に基づき、本市に消防本部及び消防署を置く。

（消防本部の名称及び位置）

第２条　消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
阿南市消防本部	阿南市辰己町１番地 33

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

第３条　消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置	管轄区域
阿南市消防署	阿南市辰己町１番地 33	阿南市全域

附　則

この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則（平成 18 年９月 22 日条例第４９号）

この条例は、公布の日から施行する。

９０．阿南市消防警防規程

平成 18 年 3 月 20 日
阿南市消防本部訓令第 23 号

目次

第１章　総則(第１条―第５条)
第２章　警防本部(第６条―第 10 条)
第３章　警防計画(第 11 条―第 14 条)
第４章　警防対策
　第１節　警防対策(第 15 条―第 18 条)
　第２節　消防水利(第 19 条―第 21 条)
第５章　警防調査及び警防査察(第 22 条―第 24 条)
第６章　訓練及び演習
　第１節　指針及び計画(第 25 条)
　第２節　訓練(第 26 条・第 27 条)
　第３節　演習(第 28 条・第 29 条)
　第４節　技能管理(第 30 条・第 31 条)
　第５節　消防訓練等の指導(第 32 条)
第７章　警防活動
　第１節　部隊編成(第 33 条―第 37 条)
　第２節　出動種別等(第 38 条―第 42 条)
　第３節　出動(第 43 条―第 50 条)
　第４節　指揮(第 51 条―第 55 条)
　第５節　火災防ぎょ活動(第 56 条―第 72 条)
　第６節　救急救助活動(第 73 条―第 78 条)
　第７節　その他の災害活動及び警戒(第 79 条―第 81 条)
　第８節　警防活動記録(第 82 条―第 85 条)
第８章　安全管理(第 86 条・第 87 条)
第９章　消防情報通信(第 88 条・第 89 条)
第 10 章　特別警戒(第 90 条―第 93 条)
第 11 章　警備(第 94 条・第 95 条)
第 12 章　非常招集(第 96 条―第 105 条)
第 13 章　消防応援活動(第 106 条―第 108 条)
第 14 章　警防活動検討会(第 109 条)
第 15 章　消防団の活動(第 110 条)
第 16 章　雑則(第 111 条)
附則

第１章　総則

(趣旨)

第１条　この訓令は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)及び消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)に基づき、水火災、震災、人命救助を要する災害その他災害又はそれらの発生のおそれのある事象(以下「火災等」という。)を警戒並びに鎮圧し、防除するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　警防活動　火災等の警戒及び被害の軽減並びに傷病者の迅速な救出、救護及び人命救助のために行う消防機関の行動をいう。

(2)　最高指揮者　火災等の現場に臨場した指揮者の内、最上位の者をいう。

(3)　鎮圧　消防隊の消火活動により延焼危険がなくなった状態のことをいう。

(4)　残火処理　鎮圧以降において、残り火を点検し、処理することをいう。

(5)　鎮火　現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと認めた状態をいう。

(6)　警防本部　消防本部組織の全部又は大部分を機能させて対応が必要な火災等が発生したときの消防活動全般を統括指揮する拠点をいう。

(7)　指揮本部　火災等の現場において、消防活動全般を統括指揮する拠点をいう。

(8)　管轄区域　阿南市消防本部及び消防署設置条例(平成 17 年阿南市条例第 45 号)に定める阿南市消防署(以下「署」という。)の管轄区域をいう。

(9)　訓練　消防職員が消防活動に必要な技術の習熟を図るため繰り返し行う行動をいう。

(10)　演習　訓練により習得した技術をもとに実災害等を想定して行う一連の消防活動訓練をいう。

(警防体制)

第３条　消防長は、警防業務及び警防活動を統括する。

２　消防長は、通常の警防体制では警防活動を実施することが困難と認める火災等の災害が発生し、又は発生することが予測されるときは、状況により警防本部を設置し、災害規模に応じた警防体制の強化を図るものとする。

(警防責任)

第４条　消防長は、消防事象を把握し、これに対する警防体制の確立を図るとともに、消防署長(以下「署長」という。)以下を指揮監督し、警防業務に万全を期さなければならない。

２　署長は、所属署員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに、管轄区域内の警防業務に万全を期さなければならない。

３　各課長は、平素から担当する任務に応じて警防事象の把握、消防活動に関する知識、技能の向上、体力の錬成に努めるとともに、所属職員を教育訓練しなければならない。

４　消防職員は、平素から担当する任務に応じて地理、水利、建物等の状況に精通するとともに、消防活動に関する知識、技能の向上及び体力の錬成に努めなければならない。

(関係機関との連絡協調)

第５条　消防長は、関係行政機関及び医療機関と緊密な連絡調整を図り、警防業務及び警防活動の効率的な推進を図らなければならない。

２　署長及び各課長は、火災等の発生時における関係機関への通報連絡及び発生現場における消防活動について、関係行政機関及び医療機関と緊密な連携を図り、効果的な消防活動を行わなければならない。

第２章　警防本部

(警防本部の設置)
第６条　消防長は次の各号に定める場合に、消防部隊の運用、指揮、統制、連絡及び情報収集並びに防ぎょ対策を樹立するため、警防本部を消防本部に設置する。
(1)　火災等で大規模な災害が発生し、又は、そのおそれがあるとき。
(2)　火災警報が発令されたとき。
(3)　石油コンビナート災害が発生し、又は、そのおそれがあるとき。
(4)　阿南市災害対策本部が設置されたとき。
(5)　動員配備基準で第３非常体制を消防長が指示したとき。
(6)　消防長が特別出動を指示したとき。
(7)　火災等で、第三出動で対応する必要がある災害が発生した場合
(8)　その他消防長が警防本部の設置を指示したとき。
２　阿南市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、警防本部組織を消防の対策本部として準用する。
(警防本部の編成と任務)
第７条　警防本部は、消防職員及び消防団員で編成し、編成は別図のとおりとし、任務は別表に掲げるとおりとする。
(警防本部の組織)
第８条　警防本部の組織は、次に掲げる者で構成する。
(1)　警防本部の長(以下「本部長」という。)は、消防長とする。
(2)　警防本部に副本部長を置き、消防次長(以下「次長」という。)及び署長並びに消防団長(以下「団長」という。)をもってこれに充てる。
(3)　本部員は、消防副署長(以下「副署長」という。)、警防課長、総務課長、予防課長、情報管制課長及び消防課長並びに副団長とする。
(4)　その他、本部長が必要と認め、指命した消防職員
２　警防本部の事務は、警防課長が掌理する。
(警防本部長等の任務)
第９条　本部長は、第６条の警防本部設置後は、警防本部を統括管理する。
２　副本部長は、本部長を補佐するとともに警防本部の事務を管理し、本部長が不在の場合は次長、署長、団長の順で、その任務を代行する。
(警防対策会議)
第10条　警防本部において、本部長は警防対策会議を開き、前条で定める火災等に対応するため、次の各号について審議又は調整を行い、警防活動方針を決定する。
(1)　消防部隊の運用及び警防活動方針の調整に関すること。
(2)　現場指揮、現場広報及び現場支援業務に関すること。
(3)　火災等の情報収集及び分析に関すること。
(4)　異常気象等に対する警防施策に関すること。
(5)　関係防災機関との連絡調整に関すること。
(6)　消防応援要請等に関すること。
(7)　その他本部長の命じた事項に関すること。
第３章　警防計画
(警防計画)
第11条　署長は、警防業務の充実を図るため必要な事項について、警防計画を作成し、次に掲げる対

応計画を策定する。
(1)　大規模災害等対応計画
(2)　大規模地震時の対応計画
(3)　石油コンビナート等災害時の対応計画
(4)　その他署長が必要と認める警防計画
(特殊消防対象物簿の作成)
第 12 条　署長は、消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の製造所、貯蔵所、取扱所販売所及び 4 階以上の中高層建築物並びにその他多数の収容人員を有する建築物(以下「特殊消防対象物」という。)については、その位置、建築物の構造等を調査し、特殊消防対象物調査表に記載しなければならない。
2　署長は、消防活動を効率的に行うため、特殊消防対象物、林野火災その他必要な火災防ぎょについて警防計画に盛り込まなければならない。
3　署長は、前項の警防計画を作成した場合は、消防長の承認を受けるものとする。
(警防計画の作成等)
第 13 条　警防計画の作成及び変更の要領は、別に定める。
(警防計画の周知)
第 14 条　署長は、第 11 条及び第 12 条の警防計画に関する図書等を整備し、その内容を関係各課長に通知するとともに所属職員に周知しなければならない。
第 4 章　警防対策
第 1 節　警防対策
(警防対策検討会)
第 15 条　署長、副署長、警防課長及び消防課長は、次に定める事項について警防体制を確立するため、警防対策検討会を開催する。
(1)　梯子車の架てい障害、消防車両等の通行障害及び消防活動上支障のある事象の関係者と協議する必要がある場合
(2)　特異な火災等の動向等を踏まえ、今後の警防業務に対応する必要があると認める場合
(3)　連続放火防止対策又は火災による死傷者防止対策を図る必要が生じた場合
(4)　その他警防対策上必要な措置を講ずる必要が生じた場合
(警防対策の樹立)
第 16 条　署長は、次に定める事項について消防活動上必要な措置を講ずるとともに、関係者に周知徹底する。
(1)　火災等の警戒が必要な気象予報、注意報及び警報が発表された場合
(2)　阿南市火災予防条例(平成 18 年阿南市条例第 7 号)第 45 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に規定する消防活動上支障があると認められる行為等の届出を受理した場合
(3)　梯子車の架てい障害、消防車両の通行障害及びホース延長障害等消防活動上支障があると認められる事象
(4)　法第 9 条の 3 の消火活動に重大な支障が生ずるおそれのある物質の届出を受理した場合
(5)　その他消防活動上支障があると認められる事象
(気象観測)
第 17 条　情報管制課は、警防対策等に資するため、気象観測を実施する。
(火災警報の発令及び処置)
第 18 条　法第 22 条第 3 項に基づく火災警報の発令及び解除は、消防長の判断に基づき市長が発令

する。
2　消防長は、火災警報が発令された場合は、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
(1)　関係機関に対する協力要請
(2)　警防装備、積載資機材の点検及び増強
(3)　広報及び警戒活動の実施
(4)　その他必要な措置
第２節　消防水利
(消防水利対策)
第 19 条　署長は、水利カードを作成し、その効率的な推進を図らなければならない。
2　署長は、消防水利の整備等について対策を必要とする場合は、警防課長と協議し、適切に措置しなければならない。
(消防水利の指定)
第 20 条　消防長は、法第 21 条に基づき消防水利を指定するときは、関係者の承諾を得るとともに、その指定及び保全管理について必要な措置を取らなければならない。
(消防水利の保全管理)
第 21 条　署長は、管轄区域内の消防水利を点検し、維持及び保全について関係者に通知しなければならない。
第５章　警防調査及び警防査察
(警防調査の実施)
第 22 条　署長は、管轄区域内の状況を把握するため、所属署員に警防調査を実施させなければならない。
(警防調査の種別)
第 23 条　警防調査は、次に掲げる事項について行う。
(1)　道路、橋梁、航路、地勢及びこれらに類する地理の状況
(2)　消火栓、貯水そう、プール、河川、海、溝梁、池、井戸及びこれらに類する水利の状況
(3)　消防対象物の施設、構造及び収容人員などの状況
(4)　前３号以外で署長が必要と認める事項
(警防査察)
第 24 条　署長は、警防活動の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項について警防査察を実施させ、必要な措置を講じなければならない。
(1)　警防活動上必要な資料の収集及び実態把握
(2)　警防活動上困難が予想される消防対象物の把握
(3)　警防活動上支障となる障害物等の把握
(4)　前各号以外で署長が必要と認める事項
第６章　訓練及び演習
第１節　指針及び計画
(指針及び計画)
第 25 条　消防長は、消防活動上の目標を効果的に達成するため、訓練及び演習の指針を示す。
2　署長は、管内の特性を考慮して訓練及び演習の重点を定め、計画を樹立する。
3　署長は、前項に規定する計画を樹立したときは、消防長の承認を受けなければならない。
第２節　訓練

(訓練の実施)
第 26 条　署長は、警防活動上の任務及び消防活動に必要な知識並びに技術を習熟させるため、計画的に訓練を実施しなければならない。
2　消防課長は、警防活動上必要があると認める場合は、特定の部隊又は隊員を指定して訓練を行うことができる。
(訓練の種別)
第 27 条　警防訓練の種別は、次の各号による。
(1)　訓練礼式訓練　消防訓練礼式の基準(昭和 40 年消防庁告示第 1 号)及び消防救助操法の基準(昭和 53 年消防庁告示第 4 号)に基づき実施し、隊員及び部隊の行動規範の修得を図るために行うもの
(2)　操法訓練　消防操法の基準(昭和 47 年消防庁告示第 2 号)に基づき実施し、消防用機械器具の基本的な取扱操作要領の修得を図るために行うもの
(3)　出動訓練　出動の迅速、確実性及び隊員装備等の着装要領を修得するために行うもの
(4)　放水訓練　迅速な消防操法及び放水操作要領を修得するために行うもの
(5)　機器操作訓練　消防用機器の操作、取扱技術の向上を図るために行うもの
(6)　機関運用訓練　消防車両の運転及び機関操作技術の向上を図るために行うもの
(7)　救助訓練　人命救助の迅速、確実性及び救助用機器の操作、取扱技術の向上を図るために行うもの
(8)　救急訓練　傷病者に対して行う適切な応急処置や「救急救命処置」の技術向上を図るために行うもの
(9)　通信訓練　有線、無線通信の適切な運用及び取扱要領の修得を図るために行うもの
(10)　指揮技術訓練　各級指揮者が、その任務を遂行する上で必要な指揮能力の向上を図るために行うもの
第 3 節　演習
(演習の実施)
第 28 条　消防長又は署長は、火災等を想定した総合的な演習を計画的に実施する。
2　演習の実施に当たっては、関係機関及び自衛消防隊等との連携を図るとともに、努めて住民参加の可能な演習とする。
3　署長は、必要があると認めるときは、消防課又は消防職員を指定して演習を行わせる。
4　演習を実施するときは、署長が消防長に報告する。
(演習の種別)
第 29 条　演習の種別は、次の各号による。
(1)　消防演習　火災等に対する消火、救助、救急等の活動及び指揮能力の向上を図るため行うもの
(2)　救助演習　救助、救急に対する資器材等を活用した活動及び指揮能力の向上を図るため行うもの
(3)　その他の演習　大規模災害等を想定した関係機関等との連携強化を図るため行うものの他、消防長、署長が必要と認めるもの
2　演習で関係機関等が参加する場合は、「総合」又は「合同」を冠称する。
第 4 節　技能管理
(隊員の技能管理)
第 30 条　署長は、消防隊員の消防活動技能の確認を行い、適正な技能管理を行う。
2　前項の消防活動技能の確認結果は、記録しておくとともに、消防隊員の技能向上に反映させる。
(消防活動技能の効果確認)
第 31 条　署長は、消防隊員の消防活動技能の確認を行い、その内容を検討評価して、消防活動並びに

訓練及び演習に反映させる。
2　署長は、前項の消防活動技能の効果確認を行った場合は、消防長に報告する。
第５節　消防訓練等の指導
(消防訓練等指導)
第 32 条　署長は、消防計画等に基づいて行われる自衛消防隊等の消防訓練等について、効果的な消防活動が実施されるよう積極的に対応する。
2　署長は、市民又は各種団体等から消防訓練等の指導について要請があった場合は、前項に準じて、積極的に対応する。
第７章　警防活動
第１節　部隊編成
(部隊編成)
第 33 条　消防部隊は、署の所属署員をもって署隊を編成し、大隊とし、大隊のもとに中隊を置く。
2　前項の署隊編成は、次の各号による。
(1)　大隊は、各課ごとの３中隊で編成し、大隊長には署長を充てる。
(2)　中隊は、署に所属する指揮、消防、救助及び救急の各隊で編成し、中隊には中隊長及び小隊長を、各隊には隊長を置くものとする。
3　火災等の現場における消防部隊は、前２項に基づいて編成した部隊を基幹とし、これに本部各課から出場した指揮隊、消防隊、救助隊及び救急隊(以下「消防隊等」という。)を補強して編成する。
(署隊の呼称)
第 34 条　署隊の呼称は、次のとおりとする。
(1)　中隊名の呼称は、第１消防課を第１中隊・第２消防課を第２中隊及び第３消防課を第３中隊とする。
(2)　隊名の呼称は、所属する中隊名の後に隊名若しくは特殊車両等の名称を冠称する。
(消防隊)
第 35 条　消防隊は、前条の中隊又は隊等に配備した消防ポンプ車等及び所属署員をもって編成する他、消防団に配備した消防ポンプ車等及び団員をもって編成する。
2　救急隊は、署所に配備した救急車及び所属署員をもって編成する。
3　特殊隊は、署所に配備した特殊車両及び所属署員をもって編成する。
(消防車等の配置)
第 36 条　消防車等の配置は、別に定める。
(警防活動体制の維持)
第 37 条　署長は、火災等に備えて人員の確保、出場の準備、警防資器材の確保等必要な措置を行い、警防活動体制を維持しておかなければならない。
第２節　出動種別等
(出動種別)
第 38 条　出動種別は、次のとおりとする。
(1)　災害出動　火災等を警戒・鎮圧・防除するための出動
(2)　警戒調査出動　怪煙偵察、危険物排除警戒作業、苦情調査処理、不審物調査、不明者捜索活動、潮位・水位調査、災害調査、応援、その他の出動
(3)　出向　警防訓練実施、警防査察、警防調査及び自衛消防訓練指導等署外業務のための出動
2　緊急出動は、次に掲げるものとする。
(1)　前項第１号に該当するもの

⑵　前項第２号のうち、緊急性のあるもの

(出場区域)

第 39 条　火災等の出動区域及び出動消防車両等は、阿南市消防出動計画に定める。

(出動区分)

第 40 条　消防隊等の火災等出動区分は、次のとおりとする。

⑴　偵察出動　火災発生の真偽が定かでない場合で出動範囲に属する署又は、出張所から１隊が確認のための出動をいう。

ア　火災の真偽不明の通報又は、火災とまぎらわしい怪煙を知った時の出動

イ　自動火災報知設備が作動していると住民からの通報及び警備会社から即時通報があった場合の出動

ウ　火災の事後聞知の場合は、確認及び調査の出動

エ　交通事故等の油漏れで、火災予防上危険と認められる場合及び緊急の確認を要する油漏れ処理のための出動

オ　住民からガス漏れ、毒劇物等の漏洩が発生又は、発生する恐れがあると通報があった場合の確認、調査及び処理のための出動

⑵　災害出動　火災等が発生したときは、出動順位に基づき出動させる。

ア　覚知後、情報管制課長の判断により、火災等が拡大の恐れがあると認める時は直ちに第 2 出動及び第３出動を指令することができる。

イ　現場において、最高指揮者が出動消防隊等では対応できないと判断した時は、第 2 出動及び第 3 出動を要請することができる。

⑶　特別出動　通常の警防体制では警防の万全を期しがたいと認める災害で、消防長が警防本部を設置して対応する災害出動をいう。

⑷　特命出動　消防長が特に必要と認める場合で、応援協定等による出動をいう。

(出動順位)

第 41 条　消防隊等の出動順位は、次のとおりとする。

⑴　第１出動　火災等の規模及び周囲の状況により、拡大の危険が少ないと認める場合

⑵　第２出動　火災等が拡大する恐れがあると認める場合

⑶　第３出動　火災等が拡大し、大規模災害となる恐れがあると認める場合

(増強部隊の出場要請)

第 42 条　最高指揮者は、火災等の状況により消防部隊を増強する必要があると認めるときは、前 2 条に定める出動区分及び出動順位の変更要請をしなければならない。

2　警防本部は、火災等の状況により必要と認めるときは、最高指揮者の要請を待つことなく前項に掲げる措置をとることができる。

第３節　出動

(出動命令)

第 43 条　消防隊等の出動は、阿南市消防出動計画に基づく消防長の出動指令による。ただし、駆け付け、自己覚知等により火災等を覚知した場合は、出動指令を待たずに出動することができる。この場合、速やかに情報管制課に報告しなければならない。

(消防長等の出動)

第 44 条　消防長及び消防次長は、火災等の状況により必要と認めるときに現場出動する。

2　総務課長、予防課長は、業務執行上必要と認めるとき、又は消防長の特別な命令により出動する。

(消防本部職員の出動)

第 45 条　消防本部職員は、第 3 出動の火災等及び所属長の出動命令により出動する。
(署長の出動)
第 46 条　署長は、火災等で必要と認めるときに出動する。
(出動強化)
第 47 条　消防長は、気象状況の悪化又は消防水利の使用不能等により初動時に消防部隊を強化する必要がある場合は、出動強化を命ずる。
(出向時の原則)
第 48 条　消防隊等は、火災等に出動可能な状態で出向することを原則とする。ただし、訓練、演習及び警戒等に従事する場合で署長が特に必要と認めた場合は、出動不能とすることができる。
2　出向中の消防隊等は、火災等の出動指令を受令した場合は、直ちに当該火災等に出動しなければならない。
3　出動が前項により難い場合は、直ちに情報管制課に報告しなければならない。
(出動不能時の措置)
第 49 条　消防課長は、所属の消防部隊が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに情報管制課に報告しなければならない。
(1)　車両等の整備のため出動不能となる場合
(2)　出動車両に変更等がある場合
(3)　出向及び火災等の現場から引揚げ途上で事故等が発生した場合
(任務遂行不可能時の措置)
第 50 条　出場途上の消防隊等が、車両の故障又はその他の理由により任務の遂行が不能となったときは、情報管制課に即報するとともに必要な措置をとらなければならない。
第 4 節　指揮
(指揮体制)
第 51 条　通常出動及び特別出動等における火災等の指揮本部長は、出動した最高指揮者が、その任に当たる。
2　指揮本部長は、消防活動の掌握に最も適した位置に指揮本部を設け、指揮活動に当たる。
3　指揮本部を設けたときは、標識を掲示する。
(指揮本部の任務)
第 52 条　指揮本部は、次に掲げる任務を遂行する。
(1)　火災等の実態の把握及び警防活動に必要な情報の収集
(2)　防ぎょ活動方針及び応援要請の検討
(3)　指揮本部長命令の伝達及び警防本部との通信連絡
(4)　出動部隊の把握及び消防部隊の増強、削減の決定
(5)　現場広報及び報道機関への広報
(6)　被災対象物の関係者及び関係機関との連絡調整
(7)　消防警戒区域及び火災警戒区域の設定範囲の決定
(8)　燃料及び食料等の補給の検討
(9)　危害防止措置
(10)　警防活動上支障となる物件の除去
(11)　指揮本部長の特命事項
(12)　前各号以外で必要と認められる措置
(指揮本部長の任務)

第 53 条　指揮本部長は、前条で定める任務を遂行するとともに、出動各隊を統括指揮して、効率的な警防活動の推進を図らなければならない。

2　署長は、消防長が現場に到着したときは、火災等の状況及びその消防活動概要を速やかに報告しなければならない。

(消防課長の任務)

第 54 条　消防課長は、署長の命を受けて署員を指揮し、消防活動に当たる。ただし、命令を受けるいとまがないときは、自己の判断によることができる。

2　消防課長は、火災等の状況、自己中隊の消防活動概要、処置等について署長に速やかに報告しなければならない。ただし、署長が現場に到着していない場合は、情報管制課に報告しなければならない。

3　消防課長は、署長が現場到着するまでその任務を代行する。

(隊長の任務)

第 55 条　隊長は、上級指揮者の命を受けて隊員を指揮し、速やかに自己隊員の担当任務を決定し、消防活動に当たる。ただし、命令を受けるいとまがないときは、自己の判断によることができる。

2　隊長は、自己隊の消防活動概要、処置等又は担当方面の火災状況について、上級指揮者に速やかに報告しなければならない。

第 5 節　火災防ぎょ活動

(火災防ぎょ活動の原則)

第 56 条　火災防ぎょ活動は、人命救助を最優先とし、延焼防止を主眼とした防ぎょ活動によって、火災の早期鎮圧を図るとともに火災による被害の軽減を図らなければならない。

(火災防ぎょ活動の基準)

第 57 条　火災防ぎょ活動を効果的に実施するため、消防課長は、特異な災害事例等について、警防資料を作成し、火災防ぎょ活動に有効に反映するように努めなければならない。

2　署長は、所属署員の教育及び訓練をし、火災防ぎょ活動に万全を期さなければならない。

3　隊長及び隊員は、指揮本部長統率のもとに各隊相互の連携を密にし、効果的な火災防ぎょ活動を行うように努めなければならない。

(状況判断)

第 58 条　最高指揮者は、現場到着と同時に速やかに火災の状況を把握し、各級指揮者等からの状況報告その他の情報に基づいて、火災全体の状況を把握し、的確な判断をして消防隊を運用しなければならない。

(水利部署)

第 59 条　出場した各隊は、人命救助及び延焼防止を主眼にして、先着隊から順次、火点直近で有効な消防水利に部署することを原則とする。

2　最高指揮者は、警防計画によるほか、必要に応じて水利統制を行う。

(水損防止)

第 60 条　各級指揮者は、火災の推移により不必要な注水は避け、水損防止に努めなければならない。

2　各隊は、資機材を有効に活用して、水損防止を図らなければならない。

(飛火警戒)

第 61 条　指揮本部長は、気象及び火勢の状況から判断して飛火警戒の必要があると認めるときは、飛火警戒隊を指定して飛火警戒に当たらせる。

2　飛火警戒隊は、気象及び消防対象物等の状況を考慮し、効果的な飛火警戒を行うとともに、現場広報により消防団・住民の協力を得るなど、飛火による延焼防止に努めなければならない。

(船舶火災の特例)

第 62 条　船舶火災の防ぎょは、必要に応じて海上保安部等の関係機関及び当該被災船の船長等と協議の上、防ぎょ方法を決定するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　ふ頭に繋留された船舶は、陸上の消防部隊と海上保安部隊との連携を緊密にし、防ぎょ効果の高揚に努めること。

(2)　消火活動は、燃焼物、火点を確認して消火手段を決定するとともに、注水に際しては、被災船の復元・傾斜等に十分注意すること。

(3)　ハッチ内進入は、最高指揮者の指示なくして行ってはならない。

(4)　最高指揮者は、ハッチ内進入を命ずる場合は、常に複数の隊員で行動させなければならない。

(現場保存)

第 63 条　火災防ぎょ活動に従事する各隊は、火災調査に必要と認められる現場の保存又は証拠の保全に努めなければならない。

(現場交代)

第 64 条　指揮本部長は、警防活動が長時間にわたり消防隊の交代が必要と認められるときは、情報管制課に要請し、必要な措置を講じなければならない。

(部隊の削減)

第 65 条　指揮本部長は、火災の鎮圧後、火災等の状況を考慮して、警防活動に従事している消防隊の削減を行う。

(鎮圧及び鎮火の決定)

第 66 条　鎮圧及び鎮火は、最高指揮者が決定し、速やかに情報管制課に報告しなければならない。

(鎮火の確認)

第 67 条　最高指揮者は、火災現場から引き揚げに際しては、完全消火を確認しなければならない。

(再燃火災の防止)

第 68 条　最高指揮者は、再燃火災の防止について、阿南市消防建物火災に関する再燃火災防止対策要領に定めるところにより実施する。

2　最高指揮者は、鎮火後において、引き続き警戒を行う必要があると認める場合には、消防隊等を指定して火災現場の警戒を行う。

(警戒区域)

第 69 条　指揮本部長は、法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく火災警戒区域を設定するときは、状況を的確に判断して措置し、その状況を速やかに消防長に報告しなければならない。

2　最高指揮者は、指揮本部長が現場到着する前、又は緊急に措置する必要があると認め、前項の措置をした場合は、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

3　最高指揮者は、火災等の現場において、法第 28 条第 1 項の規定に基づく消防警戒区域を設定するときは、前 2 項に準じた措置を行うとともに、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

4　火災警戒区域及び消防警戒区域の設定要領については、別に定める。

(緊急措置等)

第 70 条　指揮本部長は、火災等が発生せんとし、又は発生したときに、法第 27 条に規定する消防隊の緊急通行権及び法第 29 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 5 項に規定する消火活動中の緊急措置等及び法第 30 条第 1 項に規定する緊急水利の必要があるときは、火災等災害の状況を的確に判断して措置し、その状況を速やかに消防長に報告しなければならない。

2　最高指揮者は、指揮本部長が現場到着する前、又は緊急に措置する必要があると認め、前項の措置

をした場合は、その状況を速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

(現場引揚げ)

第71条　現場に出動した消防隊は、指揮本部長又は最高指揮者の指示により引き揚げる。

2　各隊長は、人員機材等の現場点検を行った後、帰署するものとし、火災現場から帰署した後は、速やかに資機材等を整備しなければならない。

(火災調査)

第72条　火災調査については、阿南市消防火災調査要綱(平成18年阿南市消防本部要綱第4号)に定めるところによる。

第6節　救急救助活動

(救急活動の原則)

第73条　救急隊員は、救急知識及び救急技術を発揮して、傷病者を観察するとともに緊急に適切な救急救命処置を行い、医療機関又はその他の場所(以下「医療機関等」という。)に安全かつ迅速に搬送しなければならない。

2　前項の医療機関等への搬送に際しては、傷病者の疾病に応じた適切な医療機関等を選択するとともに、努めて傷病者又は関係のある者の意思を尊重しなければならない。

(救急活動の基準)

第74条　救急活動については、阿南市消防救急業務要綱(平成18年阿南市消防本部要綱第6号)に定めるところによる。

(集団災害等における救急活動)

第75条　集団災害、その他の特異な災害による救急活動は、「集団救急事故計画」に基づき活動する。

(救助活動の原則)

第76条　救助活動は、他の警防活動に優先して行わなければならない。

2　救助活動は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速な方法により行わなければならない。

3　救助活動は、救助隊又は最先着の隊が当たるものとし、最高指揮者が必要と認めるときは、その他の消防隊を救助活動に従事させることができる。

(状況判断)

第77条　火災等の現場における各隊長は、災害状況を判断し、救助活動に必要な措置を的確に行わなければならない。

(救助活動基準)

第78条　救助活動は、阿南市消防救助業務要綱(平成18年阿南市消防本部要綱第5号)に定めるほか、次に掲げる事項に留意して実施しなければならない。

(1)　多数の要救助者がある場合は、危険の大なる者から救助すること。

(2)　複合した救助活動障害がある場合は、緊急性の高いものから排除すること。

(3)　隊員は、相互の連絡を緊密にし、特に単独で危険な行動をしないこと。

(4)　隊員は、任務分担を遵守し、救助技術を効率的に発揮すること。

(5)　進入して救助する場合は、適確な救助経路を選定するとともに、必ず退路を確保しておくこと。

(6)　最高指揮者は、要救助者の状況等により必要と認めるときは、災害現場に医師の出場を情報管制課に要請すること。

第7節　その他の災害活動及び警戒

(水災の活動基準)

第79条　洪水、高潮、津波、暴風雨及び豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、

非常警備又は水防活動が必要な場合の活動基準は、阿南市地域防災計画の定めによる。

(震災の活動基準)

第 80 条　地震により発生する火災、救助及び救急活動が必要な場合の活動基準は、阿南市地域防災計画(地震編)及び大規模地震時の対応計画による。

(警戒出動等)

第 81 条　ガス漏れ、危険物等の漏えい、自動火災報知設備の鳴動等の警戒出動をした場合は、現場の状況に応じて適切な措置を行う。

第 8 節　警防活動記録

(出動報告書)

第 82 条　火災等が発生し、警防活動を実施した場合は、出動報告書を作成する。

2　火災等に該当しない出動及び誤報により出動した場合も出動報告書を作成する。

(現場即報)

第 83 条　最高指揮者は、次に掲げる事項を情報管制課に報告し、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(1)　出場途上に現認した火災等の状況

(2)　火災等の種別、発生場所及び被災対象物

(3)　現場到着時の火災等の状況及び拡大危険の有無

(4)　要救助者の有無

(5)　応援隊の要否

(6)　出動消防隊の活動概況及び防ぎょの見通し

(7)　消防水利の状況

(8)　その他必要な事項

(消防活動即報)

第 84 条　最高指揮者は、消防活動で次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに消防長に報告しなければならない。

(1)　延焼拡大危険及び被害の拡大危険が認められる火災等

(2)　死傷者の発生が認められる火災等

(3)　消防職団員及び消火協力者に死傷者が発生した火災等

(4)　第三者行為による重大な消防活動障害があった火災等

(5)　消防活動に影響を及ぼす交通事故及び消防機器の損傷事故

(6)　火災等の鎮圧、鎮火又は消防活動等が終了したとき。

(7)　火災警戒区域及び消防警戒区域の設定を必要とする火災等

(8)　避難指示及び勧告の必要が認められる火災等

(9)　その他必要と認められるもの

(現場監察)

第 85 条　署長は、警防活動施策に反映させるため、必要と認める火災等について、消防活動実施状況を監察する。

2　署長及び消防課長は、現場監察の結果を消防訓練及び消防活動等に反映させる必要があると認めるときは、必要な改善措置を講じなければならない。

第 8 章　安全管理

(安全管理)

第 86 条　消防活動及び訓練時の必要な安全管理については、阿南市消防における訓練時安全管理要綱

(平成 18 年消防本部要綱第 2 号)及び安全管理マニュアルの定めるところによる。

(消防用自動車の管理)

第 87 条　消防用自動車の適正な運用を図るために必要な事項は、別に定める。

第 9 章　消防情報通信

(消防情報通信)

第 88 条　消防情報通信の管理及び取扱いに関する事項は、阿南市消防通信業務要綱(平成 18 年阿南市消防本部要綱第 3 号)に定めるところによるもののほか、情報管制課は、次に掲げる火災等の活動状況を記録しておかなければならない。

(1)　火災等の通報の受理及びその処理の状況

(2)　火災等の交信状況

(3)　その他必要と認める事項

(火災等の同時多発時の措置)

第 89 条　火災等が同時多発した場合は、消防活動上の重要度を情報管制課は判断し、消防隊等の出動を指令する。

第 10 章　特別警戒

(特別警戒の実施)

第 90 条　消防長は、気象その他の状況から火災等が発生し、又は発生の恐れがあるときは、警防体制を強化して特別警戒を実施しなければならない。

(特別警戒の種別)

第 91 条　特別警戒の種別は、次のとおりとする。

(1)　市長が法第 22 条第 3 項の規定により火災警報を発した時の特別警戒

(2)　年末及び火災の多発時における特別警戒

(3)　異常気象時等消防長が必要と認めたときの特別警戒

(警戒対策)

第 92 条　消防長は特別警戒の実施にあたっては、次に定める事項の内、必要な対策を行うものとする。

(1)　予防広報　市民に火気使用の制限又は取扱いの注意を広報し、又はその他適切な手段を用い火災の警戒注意を呼びかける。

(2)　巡回警戒　火災等の発生に即応するため区域及び消防隊等を指定し、管轄区域内を巡回し警戒にあたる。

(3)　情報収集　火気使用の制限に該当する事象及び気象に関する通報その他警戒を必要とする情報の収集に努め管内情勢を把握する。

(4)　警防体制の強化　職員に対し予め通常業務の制限、毎日勤務者の警防活動要員への編入、予備消防車両の活用及び勤務に服していない職員の自宅待機命令又は招集その他必要な措置を行う。

(5)　その他必要な対策

(特別警戒の解除)

第 93 条　消防長は、特別警戒を継続する必要がないと認めるときは、速やかに特別警戒を解除しなければならない。

第 11 章　警備

(消防警備)

第 94 条　消防長は、祭礼又は興行等により不特定多数の者が集まる催事(以下「催し物等」という。)において、主催者等から申し出があった場合に火災発生危険又は避難上の困難が予測され、不測の事態が発生したときは、重大事故に及ぶ恐れがあると見込まれるときは、災害の発生を防止し及び被害

の拡大を防止するため警備を命じるものとする。
2　消防長は、催し物等の規模及び不特定多数の者の参集状況を勘案し警備を命じるものとする。
3　署長及び課長は、消防長から警備を命じられたときは、催し物等の開催場所に職員、消防車両等必要な資機材を配置し及び、消防団並びに警察その他関係機関と協力し消防警備を行わなければならない。
(警備の実施要領)
第95条　警備を行う指揮者(以下「警備隊長」という。)は、不特定多数の者の参集状況及び現に潜在する災害の発生危険の把握に努め、警備を行う職員(以下「警備隊員」という。)を指揮して危険を排除し、不測の事態の発生の防止に努めなければならない。
2　警備隊長及び警備隊員は、警備に際し災害が発生したときは人命の安全確保を最優先に活動するとともに、情報収集、報告及び応援要請等適切に対応しなければならない。
3　警備隊長及び警備隊員は、通常勤務中に出向するときは、常に迅速な出動態勢を保持しなければならない。
第12章　非常招集
(非常招集)
第96条　非常招集は、火災等が発生し、又は発生するおそれがあり、平常勤務で消防の任務を遂行することができないと認められるとき実施するものとする。
2　職員の非常招集の発令及び解除は消防長が命ずるものとする。
(非常招集事務)
第97条　職員の非常招集事務は、情報管制課長がこれにあたるものとする。
(招集の区分)
第98条　非常招集は、火災等の状況により第1招集、第2招集及び第3招集に区分する。
2　第1招集は職員の一部、第2招集はおおむね勤務をしていない職員の2分の1、第3招集は残りの全職員を招集するものとする。
(非常招集呼出表)
第99条　情報管制課長は、職員の非常招集呼出表を作成し、消防長に提出しなければならない。
2　情報管制課長は、職員の身分に異動が生じたときは、その都度非常招集呼出表を整備するとともに、その旨を消防長に報告しなければならない。
(命令の伝達)
第100条　非常招集命令の伝達は、非常招集呼出表に基づき有線電話及び携帯電話により行うものとする。ただし有線電話及び携帯電話により伝達ができないときは、適宜その他の方法により行うものとする。
(職員の参集)
第101条　職員は、非常招集の命令を受けたときは、ただちに招集に応じなければならない。又、不測の災害等で招集伝達経路が不通時又は次の各号に該当するときは自主参集しなければならない。
(1)　管理職員及び消防長に指名された職員は震度4以上の地震が発生したとき。
(2)　その他の職員は震度5弱以上の地震が発生したとき。
(3)　台風情報により、本市に重大な被害の発生が予測され、通信及び交通機関の途絶が予測されるとき。
(4)　その他重大な事故、災害等が発生し、阿南市災害対策本部の設置が予測されるとき。
2　職員が、病気その他やむを得ない理由により非常招集に応ずることができないとき、又は遅参するおそれがあるときは、電話その他の方法によりその旨を所属長に報告しなければならない。

(参集場所)
第 102 条　非常招集の命令を受けたときの参集場所は、特に指定された場所をのぞき自己の所属する部署とする。
2　職員は、地震等で交通機関が途絶し、参集することが困難な場合は、直近の署所に参集しなければならない。
(服装)
第 103 条　非常招集に応じるときの服装は、指示された服装とする。ただし、外出先等で招集命令を受けたときはこの限りでない。
(参集報告)
第 104 条　職員が参集したときは、ただちにその旨を所属長に報告し、勤務について上司の指示を受けなければならない。
(非常招集訓練)
第 105 条　消防長は、必要と認めるときは非常招集訓練を実施することができる。
2　前項の非常招集訓練の実施は、この章の定めるところにより行う。
第 13 章　消防応援活動
(消防応援協定の優越)
第 106 条　応援協定又は関係機関等との消防に関する協定に本規程が抵触する場合は、これらの協定に基づく規定を優先する。
(消防応援協定に基づく出動及び受援)
第 107 条　消防組織法第 45 条の緊急消防援助隊及び応援協定に基づく消防隊の出動及び受援について必要な事項は、別に定める。
(消防防災ヘリコプターの要請)
第 108 条　徳島県が所有する消防防災ヘリコプターの要請は徳島県消防防災ヘリコプター応援協定に定めるところにより、消防長が行う。
第 14 章　警防活動検討会
(警防活動検討会)
第 109 条　署長及び消防課長は、消防活動上検討が必要と認められる火災等について、速やかに警防活動検討会を開催し、警防活動技術の向上に資する。
2　警防活動検討会について必要な事項は、別に定める。
第 15 章　消防団の活動
(消防団の活動)
第 110 条　消防団の活動について非常招集、消防活動及び訓練その他消防活動に必要な事項は、当該規程を準用するものとする。
2　消防団は、当該規程を準用するにあたり必要な事項は、別に定める。
第 16 章　雑則
(その他)
第 111 条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附　則
この訓令は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
附　則(平成 18 年 3 月 29 日消本訓令第 27 号)
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
付　則(平成 18 年 9 月 22 日消本訓令第 29 号)

この訓令は、平成 18 年９月 22 日から施行する。
附　則(平成 20 年３月 31 日消本訓令第１号)
この訓令は、公布の日から施行する。
附　則(平成 21 年５月 25 日消本訓令第４号)
この訓令は、平成 21 年５月 25 日から施行する。

別図（第７条関係）　　警防本部組織表

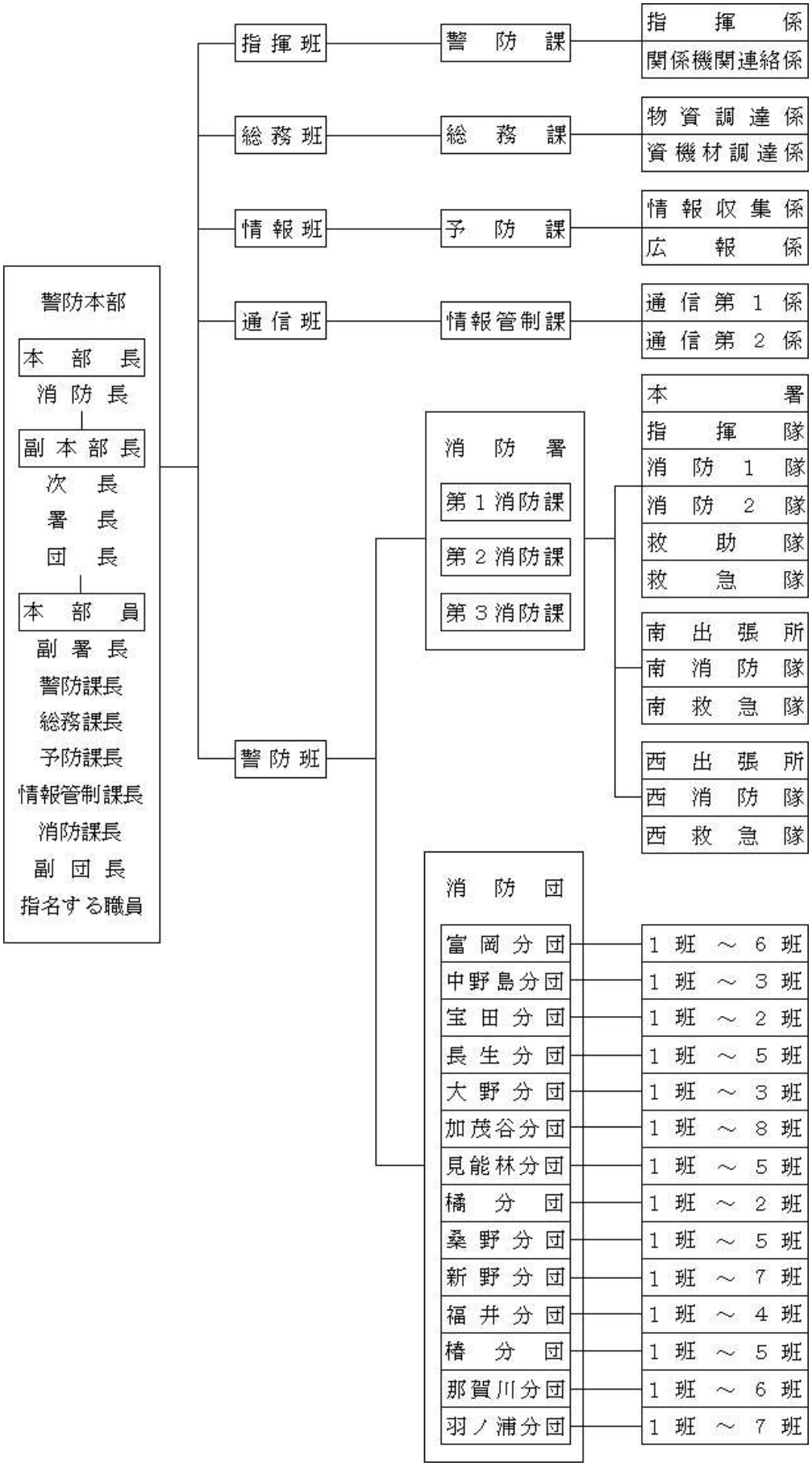

別表（第７条関係）　　警防本部事務分掌

名称	担当	分掌事務
警防本部	消防長(本部長) 次長(副本部長) 署長(副本部長) 団長(副本部長) 副署長 各課長 副団長 指名した職員	１　警防本部の設置及び廃止に関すること。 ２　災害全般の活動指針の決定に関すること。 ３　非常招集及び参集職・団員の運用方針に関すること。 ４　消防応援協定等の基づく応援要請に関すること。 ５　県・市の災害対策本部との統合的連絡調整に関すること。 ６　避難勧告または避難指示に関すること。 ７　その他組織全般に関すること。
指揮班	警防課	１　災害対策本部、現場調整本部との連絡調整に関すること。 ２　関係防災機関との連絡調整に関すること。 ３　消防隊の警防活動の把握及び指導・支援に関すること。 ４　警戒区域の設定に関すること。 ５　その他指揮全般に関すること。
総務班	総務課	１　消防施設・機械器具の被害の把握及び対策に関すること。 ２　応急資機材の調達・配備に関すること。 ３　職・団員及び応援部隊の食料等の供給に関すること。 ４　消火薬剤及び燃料の補給に関すること。 ５　その他庶務全般に関すること。
情報班	予防課	１　被害情報の調査、収集、記録及び整理に関すること。 ２　関係防災機関からの情報収集に関すること。 ３　危険物災害に対する警防活動への助言、指導に関すること。 ４　住民及び報道機関への情報提供及び広報に関すること。
通信班	情報管制課	１　災害通報の受信、指令及び車両の動態管理に関すること。 ２　災害関連情報の受信、収集及び伝達に関すること。 ３　災害事案及び警防活動の記録に関すること。 ４　通信施設の運用、管理統制及び保全に関すること。 ５　指揮本部及び消防隊との命令伝達に関すること。 ６　避難勧告または指示及び災害情報の伝達に関すること。 ７　職・団員の収集及び関係機関への連絡に関すること。

名称	担当	分掌事務
警防班	消防署(消防課)	１　消防隊等の指揮及び運用に関すること。 ２　災害現場における救助、消火、救急活動に関すること。 ３　巡回、警戒、監視活動に関すること。 ４　災害の拡大防止活動及び二次災害防止活動に関すること。 ５　避難勧告、指示の広報及び誘導等現地対策に関すること。 ６　延焼防止線の設定に関すること。 ７　応援消防隊及び他機関との連携活動に関すること。 ８　災害現場における消防団との連携及び調整に関すること。 ９　その他本部長が特に指示すること。
	消防団	１　消防分団の指揮及び運用に関すること。 ２　災害現場における救助、消火、救急活動に関すること。 ３　巡回、警戒、監視活動に関すること。 ４　災害の拡大防止活動及び二次災害防止活動に関すること。 ５　避難勧告、指示の広報及び誘導等現地対策に関すること。 ６　応援消防隊及び他機関との連携活動に関すること。 ７　災害現場における消防署との連携及び調整に関すること。 ８　その他本部長が特に指示すること。

９１．阿南市消防団条例

昭和３７年１２月２８日
阿南市条例第２７号

目次

第１章　総則（第１条・第１条の２）
第２章　定員及び任命（第２条―第５条）
第３章　分限及び賞罰（第６条―第１０条）
第４章　服務（第１１条―第１５条）
第５章　給与（第１６条・第１７条）
第６章　雑則（第１８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第１８条第１項、第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員（以下「消防団員」という。）の定数、任用及び服務等必要な事項について定めるものとする。

（消防団の設置等）

第１条の２　法第９条の規定により、阿南市（以下「市」という。）に消防団（以下「団」という。）を置く。

２　団の名称は、「阿南市消防団」とし、その管轄区域は、市の全域とする。

第２章　定員及び任命

（定数）

第２条　消防団員の定数は、１，５３０人とする。

（資格）

第３条　消防団員は、次の各号の資格を有しなければならない。

（１）　消防団の長以外の消防団員にあつては、市の区域内に居住し、又は勤務する者

（２）　入団者にあつては、消防団員たることを志願する１８歳以上４５歳未満の者

（３）　志操堅固、身体強健、品行方正であつて、消防団員たるにふさわしい者

（階級）

第４条　消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

（任命）

第５条　団長は、団の推薦に基づいて市長が任命する。

２　副団長は分団長の、分団長、副分団長及び部長は班長の、班長は団員の推薦に基づき、団長が市長の承認を得て任命する。

第３章　分限及び賞罰

（分限免職）

第６条　消防団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。

（１）　身体又は精神の故障により服務に堪えないとき。

（２）　消防団員の定数の改正により過員を生じたとき。

（３）　市外に転出したとき（団長及び市の区域内に勤務する者を除く。）。
（４）　勤務実績がよくないと認められたとき。
（定年による退職）
第６条の２　消防団員は、次の各号に掲げる階級ごとに、当該各号に定める年齢（以下「定年」という。）に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日（以下「定年退職日」という。）に退職する。
（１）　団長及び副団長　６５歳
（２）　分団長、副分団長、部長、班長及び団員　６０歳
（退職）
第６条の３　消防団員は、退職しようとする場合には、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。
（表彰）
第７条　任命権者は、消防団員のうち、その任務遂行に当たり、功労が抜群である者又は多年消防に従って功労の著しい者を表彰することができる。
（懲戒）
第８条　消防団員であつて次の各号の一に該当するものがあるときは、任命権者は、これを懲戒することができる。
（１）　消防に関する法令、条例又は規則その他の規程に違反したとき。
（２）　職務上の義務に背き、又は職務を怠つたとき。
（３）　消防団員たるにふさわしくない行いのあつたとき。
第９条　前条の懲戒は、次の区分によつて行う。
（１）　免職
（２）　停職
（３）　戒告
２　停職は、１か月以内の期間を定めて行う。
第１０条　懲戒（戒告を除く。以下この条において同じ。）は、情状に酌量すべきものがあるときは、１年以下の期間、その執行を猶予することができる。
２　前項の規定により懲戒の執行を猶予された者に、改悛(しゅん)の状が認められないときは、その猶予を取り消すことができる。
３　第１項の規定による懲戒の執行の猶予を取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、懲戒を行わない。

第４章　服務

（服務の宣誓）
第１１条　消防団員は、規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
（服務規律）
第１２条　消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
２　消防団員は、水火災　その他災害発生の場合を除き、団長の許可を受けないで所属消防車を運転してはならない。ただし、訓練及び　試運転等のため、市の区域内において定期に運転運行の事前承認を受けたときは、この限りでない。

３　消防団員が正規の手続を経ないで消防車を運転することによつて生じた第三者に与えた損害補償については、市は、一切の責任を負わないものとする。

第１３条　消防団員は、その職務に関してあらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

（消防団員の届出義務）

第１４条　消防団員が１０日以上居住地を離れる　場合は、団長にあつては市長に、その他の消防団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情によつて消防団員の半数以上が同時に居住地を離れる場合には、班長は、団長に届け出てその承認を得るものとする。

（消防団員の遵守事項）

第１５条　消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に務め、災害に際して率先これに当たる心構えを持つこと。

（２）　規律を厳守して上長の指揮命令の下　に上下一体事に当たること。

（３）　上下同僚相互に敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎むこと。

（４）　職務に関し、金品の寄贈、供応接待を受け、又はこれらを求めないこと。

（５）　団の名義をもつて、営利行為を為し、又は義務の負担となるようなことをしないこと。

（６）　職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

（７）　団又は消防団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれらに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

（８）　機械器具その他の団の設備資材は、大切に維持管理し、職務の外に使用しないこと。

（９）　消防長の命令のないときは、職務のためであつても建造物その他の物件を毀損しないこと。

第５章　給与

（手当）

第１６条　消防団員に支給する手当については、別に定める。

（公務災害補償）

第１７条　消防団員で職務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつたものの損害補償については、阿南市消防団員等公務災害補償条例（昭和４３年阿南市条例第１１号）による。

第６章　雑則

第１８条　この条例に定めるもののほか、団に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和３８年１月１日から適用する。

２　この条例施行の際現に本消防団員であるものは、この条例によつて任命されたものとみなす。

３　阿南市消防団条例(昭和３３年条例第１１号)は、これを廃止する。

附　則(昭和３９年１０月１日条例第４９号)

この条例は、昭和３９年１０月１日から施行する。

附　則(昭和４０年３月３０日条例第１０号)

この条例は、昭和４０年４月１日から施行する。

附　則(昭和４８年６月３０日条例第２６号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和５０年６月２５日条例第２９号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(昭和５６年１２月２４日条例第５２号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成４年３月２５日条例第１４号)
この条例は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第６条の２台２合の改正規定は、平成５年４月１日から施行する。
附　則(平成１３年６月２６日条例第２９号)
この条例は、平成１３年７月１日から施行する。
附　則(平成１７年３月３０日条例第１２号)
この条例は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則(平成１７年１２月２７日条例第８０号)
この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。
附　則(平成１８年９月２２日条例第４９号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成２０年９月２６日条例第２３号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成　年　月　日条例第　号)
この条例は、公布の日から施行する。

９２．阿南市消防団規則

昭和４１年３月１日
阿南市規則第１１号

（趣旨）
第１条　この規則は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条第２項及び第２３条第２項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。（組織）
第２条　消防団に消防団本部（以下「団本部」という。）及び分団を置き、分団に分団本部を置く。
２　団本部に女性消防班を置き、分団に数個の班を置く。
（階級）
第３条　消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。
２　消防団員の階級別定数は、別表１のとおりとする。
（役員）
第４条　役員として、団本部に団長及び副団長、分団に分団長及び副分団長並びに部長、班に班長を置く。
２　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、再任されることができる。
（分団等の名称及び管轄区域）
第５条　団本部及び分団の名称及び管轄区域は、別表２のとおりとする。
（班の名称及び位置）
第５条の２　班の名称及び詰所位置は、別表３のとおりとする。
（宣誓）
第６条　団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣誓書

私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並に偏見を避け、何人をも恐れず良心に従つて忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

平成　　年　　月　　日

阿南市消防団

氏名　　印

（水火災その他の災害出場）

第７条　消防車が水火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行粁に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第８条　出火出場又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

（１）　責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

（２）　病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

第９条　消防団は、消防長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにも拘らず現場に近づくに従つて管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

第１０条　水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当り、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第１１条　消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

（１）　消防団長の指揮の下に行動しなければならない。

（２）　消防作業は真摯に行わなければならない。

（３）　放水口数は、最大限に使用し、消防作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めなければならない。

（４）　分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第１２条　水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長又は消防署長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第１３条　放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

（１）　消防長又は消防署長及び警察職員に通報しなければならない。

（２）　現場保存に努めなければならない。

（３）　事件は慎重に取り扱うとともに公表は差し控えなければならない。

（教養及び訓練）

第１４条　団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

（表彰）

第１５条　市長は、消防団又は団員が、その任務遂行にあたつて功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

２　前項の場合、団員については、団長が表彰することができる。

第１６条　前条の表彰は、次の２種とする。

１　賞詞

１　賞状

第１７条　賞詞は、消防団員として功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

（１）　水火災の予防又は鎮圧

（２）　消防施設の強化拡充について協力
（３）　水火災現場における人命救助
（４）　水火災その他災害時における警戒防ぎよ救助に関し消防団に対してなした協力
（文書簿冊）
第１８条　消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。
（１）　団員名簿
（２）　沿革誌
（３）　日誌
（４）　設備資材台帳
（５）　給与品貸与品台帳
（６）　雑書綴
（服制）
第１９条　消防団の服制については、消防庁の定める準則による。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５６年１２月２４日規則第１０号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成３年４月１日規則第６号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成４年１２月２８日規則第１８号）
この規則は、平成５年４月１日から施行する。
附　則(平成１３年１２月２６日規則第３７号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成１７年３月３０日規則第３号）
（施行規則）
１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
（阿南市消防団員の階級規則の廃止）
２　阿南市消防団員の階級規則（昭和４１年阿南市規則第１０号）は廃止する。
附　則（平成１８年３月２０日規則第１１号）
この規則は、平成１８年３月 20 日から施行する。
附　則（平成１８年９月２２日規則第５４号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２０年３月１８日規則第６号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２１年３月２５日規則第６号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年３月３１日規則第７号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月８日規則第３号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月５日規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２５年３月２９日規則第１４号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成２５年１０月９日規則第３２号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表１（第３条関係）

団　　長	１人
副　団　長	６人
分　団　長	14人
副分団長	14人
部　　長	34人
班　　長	69人
団　　員	1、392人
計	1、530人

別表２（第５条関係）

名　　称	管　轄　区　域
団　本　部	全域
富岡分団	富岡町、黒津地町、領家町、学原町、日開野町、七見町、住吉町、福村町、原ヶ崎町、豊益町、出来町、西路見町、辰己町、向原町、畭町
中野島分団	柳島町、上中町、横見町
宝田分団	宝田町
長生分団	長生町
大野分団	下大野町、上大野町、中大野町
加茂谷分団	加茂町、楠根町、大井町、吉井町、深瀬町、十八女町、水井町、大田井町、細野町、熊谷町
見能林分団	見能林町、津乃峰町、大潟町、中林町、才見町
桑野分団	桑野町、内原町、阿瀬比町、山口町

橘　分　団	橘町
福 井 分 団	福井町
新 野 分 団	新野町
椿　分　団	椿町、椿泊町、伊島町
那賀川分団	那賀川町
羽ノ浦分団	羽ノ浦町

別表３（第５条の２関係）

名　　称	詰　所　位　置
女性消防班	阿南市辰己町１番33
富岡分団第一班	阿南市富岡町車ノ口１３番５地先
富岡分団第二班	阿南市富岡町トノ町96番地２
富岡分団第三班	阿南市富岡町小山６番地５
富岡分団第四班	阿南市日開野町九反ヶ坪939番地１
富岡分団第五班	阿南市畭町新はり221番地
富岡分団第六班	阿南市福村町南筋12番地４
中野島分団第一班	阿南市柳島町中川原６番１地先
中野島分団第二班	阿南市横見町上木戸16番地３
中野島分団第三班	阿南市上中町南島752番地８
宝田分団第一班	阿南市宝田町中友79番地１
宝田分団第二班	阿南市宝田町今市前ヶ原17番地１
長生分団第一班	阿南市長生町楠ノ元６番地２
長生分団第二班	阿南市長生町池ノ内１番地１
長生分団第三班	阿南市長生町舟田58番地
長生分団第四班	阿南市長生町北浦10番地８
長生分団第五班	阿南市長生町西方585番地１
大野分団第一班	阿南市下大野町松ノ本23番地６
大野分団第二班	阿南市上大野町城之内68番地１
大野分団第三班	阿南市中大野町北傍示614番地７
加茂谷分団第一班	阿南市楠根町奥山17番地９
加茂谷分団第二班	阿南市深瀬町岡崎31番地
加茂谷分団第三班	阿南市十八女町静80番地２
加茂谷分団第四班	阿南市大井町東平156番地７
加茂谷分団第五班	阿南市熊谷町定方38番地４
加茂谷分団第六班	阿南市吉井町地神南79番地２
加茂谷分団第七班	阿南市加茂町南不ケ35番地１
加茂谷分団第八班	阿南市水井町中野29番地２
見能林分団第一班	阿南市才見町田中23番地３
見能林分団第二班	阿南市津乃峰町戎山117番地３
見能林分団第三班	阿南市中林町原23番地１
見能林分団第四班	阿南市大潟町210番地62
見能林分団第五班	阿南市見能林町念仏免４番地１
橘分団第一班	阿南市橘町豊浜33番地１
橘分団第二班	阿南市橘町塩田７番地１
桑野分団第一班	阿南市桑野町中野115番地７

名　　称	詰　所　位　置
桑野分団第二班	阿南市阿瀬比町中村 20 番地 5
桑野分団第三班	阿南市桑野町宮ノ前 38 番地先
桑野分団第四班	阿南市内原町大谷 22 番地
桑野分団第五班	阿南市山口町森国 117 番地 1
新野分団第一班	阿南市新野町西馬場 21 番地 7
新野分団第二班	阿南市新野町信里 53 番地 5
新野分団第三班	阿南市新野町大歳 434 番地
新野分団第四班	阿南市新野町小砂取 37 番地 1
新野分団第五班	阿南市新野町久田 85 番地 1
新野分団第六班	阿南市新野町川亦 99 番地 1
新野分団第七班	阿南市新野町西光寺 179 番地 1
福井分団第一班	阿南市福井町大西 148 番地 5
福井分団第二班	阿南市福井町動々原 85 番地 5
福井分団第三班	阿南市福井町日の地 340 番地 3
福井分団第四班	阿南市福井町色面 142 番地 5
椿分団第一班	阿南市椿泊町寺谷 1 番地 1
椿分団第二班	阿南市椿泊町小吹川原 48 番地
椿分団第三班	阿南市椿町浜 14 番地
椿分団第四班	阿南市椿町加茂前 65 番 4 地先
椿分団第五班	阿南市伊島町瀬戸 168 番地
那賀川分団第一班	阿南市那賀川町中島 420 番地 6
那賀川分団第二班	阿南市那賀川町今津浦免許 159 番地
那賀川分団第三班	阿南市那賀川町大京原 422 番地 2
那賀川分団第四班	阿南市那賀川町江野島 649 番地 7
那賀川分団第五班	阿南市那賀川町上福井元畭 157 番地 5
那賀川分団第六班	阿南市那賀川町黒地 308 番地 3
羽ノ浦分団第一班	阿南市羽ノ浦中庄なかれ 16 番地 3
羽ノ浦分団第二班	阿南市羽ノ浦宮倉本村居内 50 番地 2
羽ノ浦分団第三班	阿南市羽ノ浦岩脇姥ヶ原 51 番１８地先
羽ノ浦分団第四班	阿南市羽ノ浦古庄古野神 13 番地 5
羽ノ浦分団第五班	阿南市羽ノ浦古毛中須賀 68 番地 9
羽ノ浦分団第六班	阿南市羽ノ浦中庄大知渕 41 番地 1
羽ノ浦分団第七班	阿南市羽ノ浦春日野 1 番地 117

９３．徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

（名称）
第１条　本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目的）
第２条　委員会は、徳島小松島港における台風・津波による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

（所掌事務）
第３条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。
（１）　台風・津波影響予測に関すること。
（２）　台風・津波の襲来が予測される場合の、入出港船舶及び在泊船舶の動静に関すること。
（３）　台風・津波災害防止に必要な措置に関すること。
（４）　その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

（決定事項の処理）
第４条　委員会は、決定した事項を徳島小松島港長（以下「港長」という）に具申する。
２　委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体に速やかに通報し、その実施を推進する。

（委員等）
第５条　委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。
２　委員は、関係団体の業種別グループのうちから各１名程度とし、別添のとおりとする。
３　オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

（委員長）
第６条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置き、委員が互選した者をもって充てる。
２　委員長は、議事その他会務を統括する。
３　副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

（委員会）
第７条　委員会は、年１回以上開催するものとし、委員長が必要と認めたとき、又は、港長の要請があったとき召集する。

（常任委員会）
第８条　委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第３条に掲げる事項について検討することができる。
２　常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

３　常任委員会の決定事項は、委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

（委員等の任期）
第９条　委員の任期は３年とし、留任を妨げない。

（規約改正）
第１０条　この規約を改正する場合は、委員の過半数の承認を得なければならない。

（実施要領の制定等）
第１１条　この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

（事務局）
第１２条　委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附　則
昭和４４年　８月　５日　施行
昭和６３年１０月　１日　改正
平成１６年　８月　２日　改正
平成１９年　４月　１日　改正
令和　元年　６月１７日　改正

別　添
オーシャントランス株式会社（委員長）
南海フェリー株式会社徳島営業所（副委員長）
徳島小松島港運協会
小松島水先区水先人会
共同港運株式会社
小松島漁業協同組合
井村造船株式会社
徳島県内航海運組合小松島支部
ENEOS 株式会社小松島油槽所
株式会社トクヤマ徳島サービスステーション
五洋建設株式会社四国支店徳島営業所
株式会社旭洋
徳島県外材輸入協会

９４．徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

（目的）

第１条　この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第１１条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（台風・津波等災害防止措置）

第２条　台風、発達した低気圧による暴風及び暴風雪（以下「台風等」と記す。）に関する対応は、別表１のとおりとする。

また、津波に関する対応は別表２のとおりとする。

（災害防止措置の連絡方法）

第３条　事務局から別表３のとおり連絡する。

（避泊位置の通報）

第４条　避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。

通報要領は、別表４のとおりとする。

（避難中の通信手段の確保）

第５条　避泊した船舶は、当直員（船舶当直・無線当直等）を配置し、無線の無線（国際 VHF　１６ｃｈ）の常時聴取及び船舶電話等、通信手段を確保する。

また、AIS 搭載船舶は AIS 常時作動を確認する。

（流出時の報告）

第６条　陸上にあるコンテナ、木材その他海上に流出し、船舶交通の妨げとなるおそれのある物件（以下「コンテナ等」という。）~~港内仮置木材~~の管理者等は、コンテナ等が流出したときは、速やかに港長に通報する。

別表１

台風等災害防止対応表

体制区分	台風等の状況	措　　置
第１体制	台風等が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがある場合 （※注意１）	（1）　在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整え、必要に応じて係留強化する。 　また、錨泊船舶は「走錨は起こりうる。」との前提に立ち、錨泊当直者の増員のほか錨鎖の延長、錨泊方法の変更等の走錨防止措置を実施する （2）　荷役中の船舶は、荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・工事作業については、中止基準を遵守する （3）　在港船舶は、避難海域の選定、避難及び転錨等の時期、その他航行安全上必要な対策を速やかに検討する （4）　コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を準備する
第２体制	台風等が徳島県に接近する公算が極めて大きい場合、或いは重大な災害が発生するおそれがある場合 （※注意２）	（1）　在港船舶及び入港予定船舶は、速やかに安全な場所に避難し、万全の措置をとる （2）　コンテナ等の管理者は、台風等による高潮によりコンテナ等が海上に流出しないよう、移動、固縛、その他必要な流出防止措置を講じる
解　　除	台風等の影響圏外になった場合	（※注意３）

備　考

※注意１　台風については、徳島県が強風域の圏内に入るおそれがある場合をいう
（台風来襲予想の概ね２日前から前日）

※注意２　台風については、徳島県が暴風域の圏内に入るおそれがある場合をいう
（台風来襲予想の概ね前日から当日）

※注意３　漂流物等により港の一部区域が 航行が制限されることがあるので注意すること

別表２

津波災害に対する体制区分、措置内容

<table>
<tr><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3" colspan="2">津波警報・注意報の種類</th><th rowspan="3">津波来襲までの時間的余裕</th><th colspan="3">港内着岸船（□：船舶対応、○：乗組員等の人命対応を示す。）</th><th rowspan="3">錨泊船、浮標係留船</th><th colspan="2">航行船</th></tr>
<tr><th colspan="2">大型船、中型船（漁船を含む）</th><th>小型船</th><th rowspan="2">大型船、中型船（漁船を含む）</th><th rowspan="2">小型船（プレジャーボート、小型漁船等）</th></tr>
<tr><th>危険物積載船</th><th>一般船舶（荷役・作業船含む）</th><th>（プレジャーボート、小型漁船等）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">津波第２体制</td><td rowspan="2">大津波警報</td><td rowspan="2">巨大
１０m超、
１０m、
５m</td><td>無し</td><td>□荷役中止
○陸上避難又は船内避難</td><td>□荷役中止
○陸上避難又は船内避難</td><td>－
○陸上避難</td><td>機関使用</td><td rowspan="2">港外避難</td><td>港外避難</td></tr>
<tr><td>有り</td><td>□荷役中止・港外避難
－</td><td>□荷役中止・港外避難
－</td><td>□陸揚げ固縛又は係留強化
（場合によっては港外避難）
○陸上避難</td><td>港外避難</td><td>港外避難・着岸のうえ陸上避難・係留強化又は陸揚げ固縛</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報</td><td rowspan="2">高い
３m</td><td>無し</td><td>□荷役中止
○陸上避難又は船内避難</td><td>□荷役中止
○陸上避難又は船内避難</td><td>－
○陸上避難</td><td>機関使用</td><td rowspan="2">港外準備</td><td>港外避難</td></tr>
<tr><td>有り</td><td>□荷役中止・港外避難
－</td><td>□荷役中止・港外避難
（場合によっては係留強化）
○船内避難</td><td>□陸揚げ固縛又は係留強化
（場合によっては港外避難）
○陸上避難</td><td>港外避難</td><td>港外避難・着岸のうえ陸上避難・係留強化又は陸揚げ固縛</td></tr>
<tr><td>津波第１体制</td><td>津波注意報
（津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。）</td><td>１m</td><td></td><td>□荷役中止・係留強化又は港外避難準備</td><td>□荷役中止・係留強化又は港外避難準備</td><td>□陸揚げ固縛又は係留強化</td><td>港外避難準備
（場合によっては、港外避難、機関使用）</td><td>港外避難準備
（場合によっては港外避難）</td><td>陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。</td><td>事業者側で予め対応マニュアルを作成</td><td>事業者側で予め対応マニュアルを作成</td><td>平常時から流出防止対策を留意しておくこと
小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可</td><td>錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく</td><td></td><td></td></tr>
</table>

【津波来襲までの時間的余裕】
無し　：　津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
有り　：　津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
【□：船舶対応】
港外避難　：　港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
係留強化　：　増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る（機関始動等含む）。
陸揚げ固縛　：　プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
機関使用　：　錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。
【○：乗組員等の人命対応】
陸上避難　：　船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
船内避難　：　船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

小型船　：　プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
中型船　：　大型船及び小型船以外の船舶をいう。
大型船　：　タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

別表３

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連　絡　方　法
注意喚起	Ｆネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。
第一体制 （津波第一体制）	Ｆネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゅう信号 （津波、台風等）	国際信号「ＮＤ」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「ＹＤ３」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
第二体制 （津波第二体制）	Ｆネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゅう信号 （津波、台風等）	国際信号「ＮＤ」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「ＶＬ」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解　　除	Ｆネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
注意喚起を除く	旗りゅう信号 （津波、台風等）	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「Fネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、Fネット、それ以外の日時又はFネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。
・津波に関する通報は、津波襲来に間に合わない場合がある。
徳島海上保安部ホームページアドレス
http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/

別表４

避泊位置の通報依頼

<table>
<tr><th>通報手段</th><th>通　報　先</th><th>通　　報　　内　　容</th></tr>
<tr><td>無線
（VHF）</td><td>こうべほあん
（CH16）</td><td rowspan="3">宛先；徳島小松島港長

１　船名
２　投錨時刻
３　投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離）
４　常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号
５　その他必要な事項</td></tr>
<tr><td>船舶電話</td><td>徳島海上保安部
（0885-32-0431）</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td>徳島海上保安部
（0885-32-0947）</td></tr>
</table>

９４-１．大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定（阿南警察署）

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県阿南警察署（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害が発生し、乙の庁舎が使用不能となった場合に代替施設として甲が管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定書は、地震等の大規模災害発生時において、乙庁舎が使用不能となった場合、乙が甲の所有管理する施設を使用するに必要な事項を定めることを目的とする。

（施設）
第２条　使用する施設は、次のとおりとする。
所在地　徳島県阿南市富岡町西池田 135 番地１
名称　　阿南市文化会館　２階研修室（以下「研修室」という。）

（使用通知）
第３条　乙は、研修室を使用するときは、甲に対し、その旨を文書又は口頭で通知し、甲は自ら使用する場合を除いて、第１条の目的を最優先し、使用を了承するものとする。

（施設の管理）
第４条　この協定に基づき使用する研修室の維持管理は、乙の責任において適正に行うものとする。

（費用負担）
第５条　乙の使用に伴う研修室の管理運営に係わる費用は、乙が負担する。ただし、研修室の基本使用料は免除するものとする。

（使用期間）
第６条　研修室の使用期間は、第３条に基づき通知した１ヶ月以内とし、甲に通知する。ただし、状況により使用期間を延長する必要がある場合は、乙は甲と協議するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、甲が使用する必要が生じた場合は、使用期間の短縮について、甲乙で協議するものとする。

（使用終了）
第７条　乙は、研修室の使用を終了した場合は、施設を現状に復旧させ、甲の確認を受けなければならない。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がない時は、さらに１年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙両者の記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１１月４日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　徳島県阿南警察署
　　署長　　岩佐　渡

９４-２．大規模災害における物資供給の応援に関する協定書（消防協定分）

（趣旨）

第１条　この協定は、阿南市内に地震・風水害による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、阿南市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料品及び生活必需品（以下「物資等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の要請等）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（「災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態の対策本部」をいう。）を設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

２　甲が、乙に要請する災害時の物資は、別表１の品目を基準とする。

（物資等供給の協力実施）

第３条　乙は、甲からの要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

２　乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（要請方法）

第４条　甲は、乙に協力を要請する場合は、「出荷要請書」（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引取り）

第５条　物資の引取り場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、甲は乙の提出する「出荷確認書」（様式第２号）を確認のうえ物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第６条　乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する「出荷確認書」（様式第２号）等により、算定する。

（平常時の活動）

第７条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡体制）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

（協議）
第９条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
２　この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年３月 18 日

甲　徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地３

阿 南 市 長　　岩 浅　嘉 仁

乙　広島県広島市南区段原南一丁目３番 52 号
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役　　加 栗　章 男

様式第１号

第　　号

平成　　年　　月　　日

殿

阿南市消防本部　消防長　　印

出　荷　要　請　書

平成　　年　　月　　日付け 災害時における物資供給の応援に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。

商　品　名	数　量	備　考

様式第２号

出　荷　確　認　書

平成　　年　　月　　日付け第　　号の出荷要請により

次の物資を出荷したことを確認します。

商　品　名	数　量	備　考

平成　　年　　月　　日

企業名　　印

阿南市消防本部　　印

別表１（第２条関係）

種　類	物　　資　　名
食料品	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、卵、菓子類、塩、調味料、お茶、水
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）、マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
医薬品類	

９４-３．阿南市・御坊市パートナーシティ協定書

紀伊水道をはさみ徳島県阿南市と和歌山県御坊市とは、対岸に位置し、それぞれ徳島県南部と和歌山県中部の中心都市として発展してきた。

豊かな自然、温暖な気候、伝統、文化といった地域資源を活用して、魅力あるまちづくりを目指し、観光・防災・文化を中心とした交流を推進することで、両市の観光振興と地域の活性化に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携及び協力する事項）

第１条　両市は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

（１）観光交流に関すること。

（２）災害時における相互支援に関すること。

（３）文化交流に関すること。

（４）その他両市の振興及び発展に関すること。

２　両市は、前項の事項の連携・協力に当たっては、事前に十分な協議を行い、双方合意の上、これを進めるものとする。

（協議）

第２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両市が協議をして定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２７年４月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、代表者が署名捺印の上、各１通を保有するものとする。

平成２６年１１月１７日

徳島県阿南市長

和歌山県御坊市長

９４-４．災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第⑴号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第１条（目　的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第２３条の２に基づく災害対策本部を設置、又はそれに準じる災害対応のための体制（以下「災害対策本部等」という。）時において、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第２条（定　義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴「住宅地図」とは、阿南市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵「広域図」とは、阿南市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

⑷「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

⑸「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第３条（地図製品等の貸与及び保管）

１．乙は、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２．甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びＩＤ等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。

３．乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該地図製品等を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

４．乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

５．乙は、甲が使用した地図製品等の回収後は、速やかに処分するものとする。

第４条（地図製品等の供給の要請等）

１．乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２．地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
３．甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
４．乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
５．本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議の上決定するものとする。

第５条（地図製品等の利用等）
１．甲は、第１条第⑴号に基づき災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から貸与又は供給された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
⑴災害対策本部等、設置期間中の閲覧
⑵災害対策本部等、設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２．甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
３．甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、広域図は甲の当該防災業務を統括する部署、又は災害対策のための調査、測量を行う部署において、ZNET TOWN は甲の当該防災業務を統括する部署において利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第６条（情報交換）
甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第７条（有効期間）
本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３カ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間　同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第８条（協　議）
甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２６年１２月１０日

甲　　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３

阿 南 市 長　　岩　浅　　嘉　仁

乙　　香川県高松市上福岡町８１６番地１

株式会社ゼンリン　四国エリア統括部
統括部長　　若　林　　康　司

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

１．趣旨

本細目は、阿南市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また、必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

２．貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	阿南市　B４判住宅地図	５冊
広域図	阿南市を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	阿南市　防災対策課　利用　閲覧地区：阿南市	１ID

３．甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	防災部 防災対策課	住所：徳島県阿南市富岡町トノ町 １２番地３ 電話：０８８４-２２-９１９１ FAX：０８８４-２８-９８８４
乙	連絡先１	第一事業本部 四国エリア統括部 徳島サービスセンター	住所：徳島県徳島市住吉６丁目 ７番地１７号 電話：０８８-６２２-１３０８ FAX：０８８-６２６-３６０６
	連絡先２	第一事業本部 四国エリア統括部	住所：香川県高松市上福岡町 ８１６番地１ 電話：０８７-８３７-３６１０ FAX：０８７-８３７-４６３８

以　上

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとする。

（1）「ID 等」とは、本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。

（2）「アクセス権者」とは、対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいう。

（3）「対象機器」とは、甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいう。

（4）「本サービス」とは、乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいう。

（5）「本システム」とは、本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいう。

（6）「本データ」とは、本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいう。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、災害時における地図製品等の供給等に関する協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとする。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとする。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとする。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとする。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとする。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、次の権利を許諾する。

（1）対象機器上で閲覧すること。

（2）本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

（3）本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において、紙媒体に印刷出力（以下「印刷地図」という。）すること。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、次の事項を遵守するものとする。

（1）　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

（2）　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

（3）　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

（4）　本条第１号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

（5）　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

（6）　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

（7）　本データを印刷出力するにあたり次の事項を遵守すること。ただし、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとする。

イ）　印刷地図を前条第３号に規定する目的以外で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）　印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）　印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。

（8）　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとする。

２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとする。

（権利の帰属）

第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は、乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

（その他）

第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

以　上

９４-５．大規模災害発生時における支援活動に関する協定（徳島建機）

　阿南市（以下「甲」という。）と　株式会社　徳島建機（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

【目的】
第１条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

【対象となる災害】
第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。
（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度 6 弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他の大規模な災害が発生した場合
（２）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

【支援活動の内容】
第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。
（１）情報の収集、整理、提供
（２）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（ 以下、「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
（３）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
（４）技術者の確保及び派遣
（５）その他甲が必要と認める緊急応急作業
（６）避難者支援のため避難可能な建物を有する場合、一時避難場所として無償での提供

【協力の要請】
第４条　１）甲は災害時における応急対策のための緊急に支援を図る必要が生じたときは、乙に対し　協力を要請するものとする。
　　２）乙は、甲により前項の規定により協力要請を受けたいときは、特別の事情がある場合を除き甲の行う応急対策に協力するものとする。

【事前措置】
第 5 条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。
（１）支援体制の整備
（２）情報収集体制の整備
（３）出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

【要請の方法】
第６条　甲は、第４条第１項の規定に基づき、乙に対してその協力を要請するときは、支援活動の内容日時、場所及びその他必要な事項等も明らかにし、文章により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文章を交付するものとする。

【完了の報告】
第７条　乙は、甲により要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文章により次の事項について報告するものとする。ただし、文章をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文章を提出するものとする。

【経費の負担】
第８条　１）乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２）経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
３）情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

【損害の負担】
第９条　支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

【経費の請求】
第10条　１）乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。
２）甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

【協定の有効期間】
第１１条　この協定の有効期間は､締結日の属する年度の３月31日をもって終了するものとする。ただし、有効期間満了日までに双方、またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

【協議】
第１２条　この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

【施行】
第１３条　この協定は　平成27年３月11日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保持する。

平成２７年３月１１日

甲　　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　　阿南市那賀川町黒地３１４-１
　　株式会社　徳島建機
　　代表取締役　　鈴木　茂夫

９４-６．大規模災害発生時における支援活動に関する協定（四国土木開発）

阿南市（以下「甲」という。）と　有限会社　四国土木開発（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

⑴　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度６弱以上の地震やそれに伴う津波、また風水害その他の大規模な災害が発生した場合

⑵　その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

⑴　被災情報の収集、整理、提供

⑵　甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

⑶　緊急を要する建設資機材の調達及び輸送

⑷　技術者の確保及び派遣

⑸　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援活動を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、甲より前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第５条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

⑴　支援体制の整備

⑵　情報収集体制の整備

⑶　出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第６条　甲は、第４条第１項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）
第７条　乙は、甲より要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　支援活動に従事した人員数や支援に要した建設資機材の内訳
⑵　支援活動の内容、期間及び場所
⑶　その他必要事項
（経費の負担）
第８条　乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。
（損害の負担）
第９条　支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。
（経費の請求）
第１０条　乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（協定の有効期間）
第 11 条　この協定の有効期間は、締結日から１年とする。ただし、有効期間満了日までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。
（施行）
第１３条　この協定は、平成２６年９月４日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年９月４日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市見能林町白かい谷２５番地２
有限会社　四国土木開発
代表取締役　近　藤　民　子

９４-７．大規模災害発生時における支援活動に関する協定（ダイケン美装商事）

阿南市（以下「甲」という。）と　有限会社　ダイケン美装商事（以下「乙」という。）とは、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における情報提供や応急復旧、その他応急措置（以下「支援活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時における混乱した初期段階において、乙の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

⑴　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害で、阿南市災害対策本部が設置され、震度６弱以上の地震やそれに伴う津波、また風水害その他の大規模な災害が発生した場合

⑵　その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（支援活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

⑴　被災情報の収集、整理、提供

⑵　甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

⑶　緊急を要する建設資機材の調達及び輸送

⑷　技術者の確保及び派遣

⑸　その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時における応急対策のため緊急に支援活動を図る必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、甲より前項の規定により協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（事前措置）

第５条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

⑴　支援体制の整備

⑵　情報収集体制の整備

⑶　出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第６条　甲は、第４条第１項の規定に基づき、乙に対しその協力を要請するときは、支援活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）
第７条　乙は、甲より要請された支援活動を完了した時は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない時は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。
⑴　支援活動に従事した人員数や支援に要した建設資機材の内訳
⑵　支援活動の内容、期間及び場所
⑶　その他必要事項
（経費の負担）
第８条　乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。
３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。
（損害の負担）
第９条　支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。
（経費の請求）
第１０条　乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
（協定の有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、締結日から１年とする。ただし、有効期間満了日までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。
（施行）
第１３条　この協定は、平成２６年９月４日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年９月４日

甲　阿南市
阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市吉井町皇神７番地１
有限会社　ダイケン美装商事
代表取締役　近　藤　浩　之

９４-８．避難所等施設利用に関する協定書（海部観光）

阿南市（以下「甲」という。）、海部観光株式会社（以下「乙」という。）、津乃峰町自主防災会合同会議（以下「丙」という。） 及び津乃峰小学校ＰＴＡ（以下「丁」という。）は、津乃峰町内に大規模な地震及び津波その他による災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき（以下「災害時等」という。）における一時避難施設として、津乃峰町西分にある海部観光内原車庫（以下「内原車庫」という。）の避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の所有する内原車庫の施設（バスを含む。）の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第２条　甲は、災害時等において必要が生じた場合、内原車庫を避難所等として開設することができる。

（開設の届出）

第３条　甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、乙に避難所等開設届出書（様式１号）を提出するものとする。

２　甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより、避難所等を開設することができるものとする。この場合において、甲は、開設後速やかに乙に避難所等開設届出書（様式１号）を提出するものとする。

３　乙は、甲が避難所等として開設する以前に、津乃峰小学校児童等の避難者が内原車庫に避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を通知するものとする。

４　乙は、甲が前条に基づき避難所等を開設した場合、又は甲へ前項に基づく通報を行った場合は、内原車庫の利用及び内原車庫に付随する物品の使用を承諾したものとする。

（避難所等の管理運営）

第４条　避難所等の管理運営は、丙及び丁が連携・協力して行うものとする。

（利用者責任）

第５条　乙は、避難所等における事故等に対し、一切の責任を負わないものとする。

（費用の負担）

第６条　津乃峰小学校児童等の避難者によって避難所等に損害が生じた場合は、甲が原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる費用を、甲に対して請求できないものとする。

⑴　避難所等の開設により生じた本来の業務の損失（避難所等の管理運営に係る光熱水費及び燃料費を含む）

⑵　内原車庫での避難所運営訓練等における施設使用料（バス賃借料等）

（開設期間）
第７条　避難所等の開設期間は、災害が発生、又は発生するおそれがある時から安全が確認された時までとする。

（避難所等の終了への努力）
第８条　甲は、乙が早期に本来の業務を再開できるように配慮するとともに、当該避難所等の早期の終了に努めるものとする。

（避難所等の終了）
第９条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届出書（様式２号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難所運営訓練等）
第１０条　乙は、甲や丙及び丁より避難所運営訓練等を目的とした内原車庫の使用の申し出がある場合、本来の業務に差し支えのない限り、これを承諾するものとする。

（協定の有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、毎年度末とし、甲乙丙丁に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）
第１２条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁は互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁の記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年４月２１日

甲　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　海部観光株式会社代表取締役社長　　打　山　秀　明

丙　津乃峰町自主防災会合同会議議長　　浦　田　　貞

丁　津乃峰小学校ＰＴＡ会長　　森　本　将　史

（様式１号）

第　　号
平成　　年　　月　　日

海部観光株式会社代表取締役社長　様

阿南市長

避難所等開設届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき，災害時における避難施設の利用について，下記のとおり避難所等を開設します。

記

１　使用施設名称
　海部観光株式会社内原車庫

２　所在地
　阿南市津乃峰町西分１９６の１，阿南市津乃峰町西分１９７の１，
　阿南市内原町宮国３１の１

３　使用期間の予定
　平成　　年　　月　　日から
　平成　　年　　月　　日まで

４　利用対象者等人数
　避難者　　人

５　連絡先
　阿南市　　課　　担当　　電話

（様式２号）

第　　号
平成　　年　　月　　日

海部観光株式会社代表取締役社長　様

阿南市長

避難所等使用終了届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき，災害時における避難施設の利用について，下記のとおり終了しました。

記

１　終了日
　平成　　年　　月　　日

２　引き渡し予定日
　平成　　年　　月　　日

３　連絡先
　阿南市　　課　　担当　　電話

９４-９．阿南市内郵便局及び阿南郵便局の協力に関する協定

徳島県阿南市(以下「甲」という。)と阿南市内郵便局(別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。)及び阿南郵便局(以下「丙」という。)は、阿南市内に発生した地震その他による　災害時において、甲と乙丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙丙は、阿南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（２）甲又は乙丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）乙丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

（７）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項(注)

(注) 避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　阿南市長
乙　日本郵便株式会社　福井郵便局長
丙　日本郵便株式会社　阿南郵便局長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、三者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、２０１５年6月２３日から２０１６年3月３１日までとする。
ただし、甲又は乙丙から書面による解約の申し出がないと きは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙が押印の上、各自１通を保有する。

２０１５年6月２３日

甲　徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地３
阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市福井町高田 116-5
阿南市内郵便局
代表　日本郵便株式会社　福井郵便局長　岨　真　也

丙　徳島県阿南市富岡町滝ノ下 4-2
日本郵便株式会社　阿南郵便局長　山　田　正　雄

（別添：阿南市）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、☐内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　阿南市役所　電話：0884－22－9191

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

（別添：郵便局）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、☐内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　阿南郵便局　電話：0884－22－0155

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

【別表】

阿南市内郵便局

局　名	郵便番号	住　所
羽ノ浦郵便局	779-1199	阿南市羽ノ浦町岩脇中須26－5
阿南西路見郵便局	774-0009	阿南市西路見町江川68－1
見能林郵便局	774-0017	阿南市見能林町念仏免8－8
阿南津乃峰郵便局	774-0021	阿南市津乃峰町長浜447－23
阿南富岡東郵便局	774-0030	阿南市富岡町佃町546－3
阿南富岡西郵便局	774-0030	阿南市富岡町東新町84－8
阿南宝田郵便局	774-0045	阿南市宝田町荒井83－3
中庄郵便局	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄市2－2
春日野郵便局	779-1103	阿南市羽ノ浦町春日野1－93
今津郵便局	779-1114	阿南市那賀川町今津浦宮面8－1
中島郵便局	779-1245	阿南市那賀川町中島547
桑野郵便局	779-1499	阿南市桑野町鳥居前1－1
福井郵便局	779-1699	阿南市福井町高田116－5
加茂谷郵便局	771-5199	阿南市加茂町不け105
長生郵便局	774-0046	阿南市長生町大津田10－16
阿南伊島郵便局	774-1760	阿南市伊島町瀬戸44
阿南山口郵便局	779-1403	阿南市山口町森国166－2
椿郵便局	779-1750	阿南市椿町庄田101－19
橘郵便局	774-0023	阿南市橘町幸野39－1
新野郵便局	779-1510	阿南市新野町馬場54－11
阿南大野郵便局	774-0048	阿南市中大野町北傍示351－8

９４-１０．大規模災害時における住民等の相談業務に関する協定書

阿南市（以下、「甲」という。）と徳島弁護士会（以下、「乙」という。）は、阿南市内に大規模な地震等の災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、阿南市内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣要請）
第２条　甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下、「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）
第３条　相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）
第４条　乙が第３条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）
第５条　乙が、第３条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

２　乙が、第３条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）
第６条　乙は、第３条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）
第７条　甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）
第８条　相談者の相談料は無料とする。ただし、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（謝礼）
第９条　第３条及び第７条に基づく甲の乙又は従事者に対する謝礼の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）
第１０条　乙が、大規模災害等の状況に照らし、第２条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第４条及び第５条第２項に定める協力をするものとする。

２　前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）
第１１条　甲は、乙が第２条（第１０条２項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協定の期間）
第１２条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとし、その後期間満了の日から１ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに３年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有する。

平成２８年２月１２日

甲　　阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　　徳島弁護士会
　　会長　上地　大三郎

９４-１１．災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、阿南市（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会阿南・那賀地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成７年１１月１日施行）第１に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第３条　この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

２　阿南市で震度６弱以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなすものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

（報告）

第５条　乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

⑴ 応急危険度判定の結果

⑵ 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間

⑶ 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報

⑷ その他必要な事項

（協力のための準備）

第６条　乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

２　乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

３　乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（支援体制の整備）

第７条　公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（訓練への協力）

第８条　甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

２　乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に１年延長され、以降同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年２月２３日

甲　　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

乙　　徳島県阿南市学原町松ノ久保２番地４
葵建設株式会社内
公益社団法人徳島県建築士会阿南・那賀地域会
会　　長　　青　木　　晃

丙　　徳島県徳島市富田浜２丁目１０番地
公益社団法人徳島県建築士会
会　　長　　佐　藤　　幸　好

９４-１２．災害時に必要な資機材の調達に関する協定（ナガワ）

災害時に必要な資機材の調達に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社　ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、阿南市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給及び運搬を要請するものとする。

（調達資機材の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

２　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第３条　第１条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたすことのないよう日頃から点検及び改善に努めるものとする。

３　資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取りをするものとする。

４　甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を賃借するものとする。

（資機材の運搬等）

第４条　乙は、第１条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先提供に積極的に努めるものとし、資機材の運搬は乙が行うものとする。この場合において、甲は、乙が資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（賃借料）

第５条　賃借料（次項に規定する損害保険に関する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

２　乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

３　資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

（賃借料の支払）

第６条　甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し、必要な細部の手続き及びこの協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年６月２８日

甲　阿 南 市
　　阿 南 市 長　　岩 浅 嘉 仁

乙　東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
　　株式会社　ナガワ
　　代表取締役社長　　髙橋　修

９４-１３．災害時における相互応援協定書（島原市）

阿南市及び島原市は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、法第８条第２項第１２号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「雲仙普賢岳噴火災害」の復興支援として、平成４年８月に開催した「島原・阿南げんき塾」を契機に、今日まで自治体同士で交流を重ね交友も培ってきているため、災害等が発生した場合、友愛的精神に基づき、阿南市と島原市間において相互に連携することで災害復旧を円滑に遂行することを目的とする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

⑴　救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑵　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
⑶　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
⑷　被害状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報のウェブサイト上での代行発信
⑸　被災者を一時収容するための施設の提供
⑹　被災した児童、生徒等の一時受入れ
⑺　ボランティアの斡旋
⑻　前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第３条　被災市は、この協定に基づく相手市（以下「協定市」という。）に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　応援を必要とする物資等の種類及び数量
⑶　応援を必要とする職員の職種及び人員
⑷　災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
⑸　応援場所及び応援場所への経路
⑹　応援を必要とする期間
⑺　前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

２　被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）
第５条　応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　応援に要した費用は、原則として、被災市の負担とするが、双方で協議が整った場合はこの限りでない。
２　被災市が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第９２条第２項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、協定市は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

（情報交換）
第７条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）
第８条　この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、各市長署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年7月２２日

阿 南 市
阿 南 市 長　　岩　浅　　嘉　仁

島 原 市
島 原 市 長　　古　川　　隆三郎

９４-１４．災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第１条

阿南市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、阿南市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品･衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第２条

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が阿南市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第３条

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第４条

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給および運搬に関する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具物資の内容)

第５条

甲が乙に要請する災害時の福祉用具物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

２ 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第６条

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭･電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第７条

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)
第８条
福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)
第９条
福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)
第１０条
甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(損害の負担)
第１１条
本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)
第１２条
第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２ 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
３ 甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)
第１３条
甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月３０日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)
第１４条
乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。
(1)甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
(2)その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)
第１５条
この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)
第１６条
本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２８年８月１日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３

阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　東京都港区浜松町２丁目７番１５号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　小野木　孝二

別表（第５条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ･おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品　等

別記様式（第６条関係）

要請 No　　-

福祉用具等物資供給要請書

年　　月　　日

一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　　様

阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第６条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

１　緊急に物資供給の必要が生じた理由

２　供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

３　引渡し場所

４　連絡先

９４-１５．GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と阿南市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有する GPS 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）
この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対し GPS 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第２条（情報送信に対する責任）
甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第３条（責任分界点等）
情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第４条（連絡窓口等）
甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第５条（提供された情報の取扱い等）
甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において阿南市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで阿南市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により阿南市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第６条（機器の設置等）
甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。
２　機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
３　機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第７条（訓練等）
　甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第８条（協議事項）
　この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第９条（有効期間）
　この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成 29 年３月 31 日までとする。
　ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに１年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

　この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年９月２７日

甲　　国土交通省　四国地方整備局　次長　　元野　一生

乙　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

分　掌　系　統　表

別　表

平成28年9月27日

区分	分掌	所属	役職	連絡先	その他
四国地方整備局	統括責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	skr-88-6551@docomo.ne.jp TEL：090-5279-2449	
	連絡責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長補佐	skr-88-6352@docomo.ne.jp TEL：090-8976-1105	
	連絡担当者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課 防災技術係長 沿岸安全係長	skr-88-6561@docomo.ne.jp TEL：090-8970-4838 skr-88-6566@docomo.ne.jp TEL：090-5147-8955	
阿南市	連絡担当課 配信先	防災部防災対策課	防災部防災対策課 課の代表メール	bosai@city.anan.tokushima.jp TEL：0884-22-9191	

別　図

ＧＰＳ波浪計観測情報配信システム情報提供系統

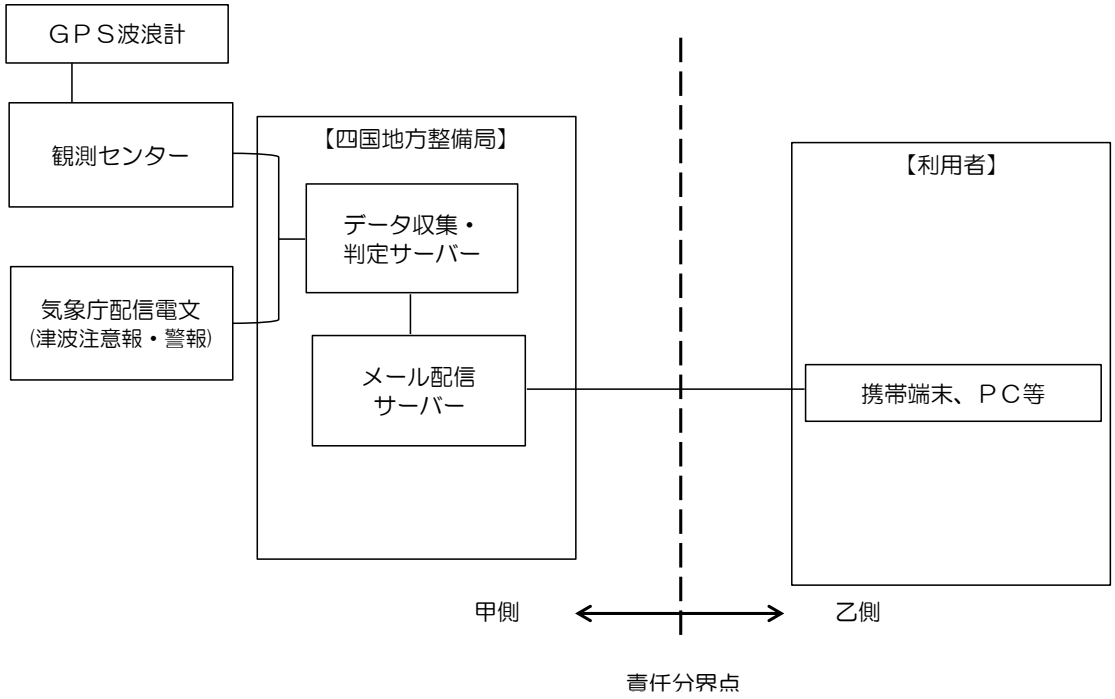

９４-１６．災害時における一時避難所等施設利用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と太龍寺（以下「乙」という。）は、阿南市内に大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難場所及び一時避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）
第１条　この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設及び設備の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）
第２条　乙は、災害時に避難所等として利用できる乙の管理する施設及び設備について、近隣滞在者及び避難者等の受け入れを承諾したものとする。
２　甲は、乙の管理する避難所等を有効的に利用する為に、市民への周知などの必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）
第３条　甲は、災害が発生し、太龍寺近隣居住者等が被害を受けた場合、その被害状況に応じて乙の管理する施設及び設備を避難所等として開設することができる。

（開設の手続き）
第４条　発災時には甲乙で連絡を交わし、速やかな避難所等の開設に努めるものとする。

（開設後の避難所等の管理）
第５条　避難所等の管理運営は、ボランティアの範囲で乙が主導し、可能な範囲で受け入れ対応を行うものとする。

（費用負担）
第６条　避難所等の管理運営に係る費用については、すべて乙の負担とする。

（避難所等解消への努力）
第７条　甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。
ただし、期間満了の３ヵ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）
第９条　この協定の各項目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月１０日

甲　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市加茂町龍山２
宗教法人　太龍寺
代表役員　島　村　泰　人

９４-１７．大規模災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と、独立行政法人国立高等専門学校機構阿南工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、大規模災害時における一時避難施設等としての施設使用及び阿南市が整備した災害用備蓄品の保管に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市内に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設を、住民等が災害の危険から退避し、緊急的、一時的に避難するための緊急避難場所（一次避難場所）及び避難した住民等の避難所（二次避難所）（以下「避難場所等」という。）としての利用、並びに災害用備蓄品の保管・提供にあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を避難場所等として住民等に使用させるものとする。

機　関　名（所在地）	独立行政法人国立高等専門学校機構
	阿南工業高等専門学校
	徳島県阿南市見能林町青木265番地

避難場所等	使　用　施　設
緊急避難場所 （一次避難場所）	管理棟、電気棟、機械棟及び建設・化学棟の各屋上
	陸上競技場及び野球場　※津波・洪水時は除く
避難所 （二次避難所）	第１体育館、第２体育館

（災害用備蓄品の保管・提供）

第３条　乙は、甲が整備した災害用備蓄品について、乙が定めた施設において適切に保管するものとする。

２　甲と乙が所有する災害用備蓄品は、災害時等に避難場所等において提供するものとする。

（施設変更の報告）

第４条　乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第５条　甲は、第２条に基づき避難場所等として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

２　甲は、避難場所等の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙に事前通知なく第２条に掲げる使用施設を避難場所等として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に使用した旨の通知を行うものとする。

（費用の負担）
第６条　使用施設及び災害用備蓄品の保管場所の使用料は無償とする。
２　使用施設を避難場所等として使用したことにより生じた施設、備品等の汚損、紛失、毀損等は、甲が原状に復し、またはその損害を賠償するものとする。ただし、災害発生に起因する破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

（避難時の事故等に係る責任）
第７条　住民等が避難した際に発生した事故等について、乙は一切責任を負わないものとする。

（避難場所等の利用の終了）
第８条　災害のおそれがなくなったときは、甲は乙の事業に支障が生じることがないよう、速やかに使用施設の使用を終了するよう、責任をもって住民等に対応するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（協定期間）
第１０条　この協定の締結期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１２月１４日

甲　徳島県阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　徳島県阿南市見能林町青木２６５番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
阿南工業高等専門学校長　寺　沢　計　二

９４-１８．災害時における民泊施設等の提供に関する協定書

阿南市(以下「甲」という。)と新野シームレス民泊推進協議会（以下「乙」という。)は、災害が発生した場合において、民泊施設等を災害時における一時的な避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける大規模災害時において、甲が災害時に配慮を要する方のための民泊施設等を必要とする場合に、一時的な避難措置として、当該災害時に配慮を要する方に対し民泊施設等を提供することを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、大規模災害が発生し、災害時に配慮を要する方に対し民泊施設等を提供するよう甲から要請があった場合には、甲乙密接な連携のもとで、その業務の範囲内で可能な限り当該要請に協力するものとする。

（協力内容）

第３条　前条の規定により乙が協力する内容は、次のとおりとする。

（１）民泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供等

（２）前号の提供を行うに当たっての空室等の状況把握及び調整

（民泊施設等）

第４条 前条第１号の規定による民泊施設等は、新野シームレス民泊推進協議会に加入し、民泊を開業する施設であり、別添「新野シームレス民泊施設一覧表」に記載の施設とする。

２　民泊施設等を開業または廃業した場合は、甲に報告するものとする。

３　民泊施設等は、災害に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修等を行うよう努めなければならない。

　なお、災害時の際には応急危険度判定士による調査を受け、適正とみなされた施設のみを使用し、配慮を要する方の受け入れを行うものとする。

４　民泊施設等は、施設利用者の避難計画を作成し、定期的に避難計画に基づく訓練実施に努めるものとする。

（受入対象期間）

第５条　災害時に配慮を要する方の民泊施設等への受入対象期間は、災害救助法の適用日から仮設住宅に入居完了する等、民泊施設等を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（費用負担）
第６条　民泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供等に要する経費については、甲が負担するものとし、その金額及び支払方法等は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 カ月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）
第８条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保管するものとする。

平成２９年１月２７日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市

阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

乙　阿南市新野町西馬場１８番地
新野シームレス民泊推進協議会

会　　長　　青　江　　徳　訓

（別添）新野シームレス民泊施設一覧表

	施設の名称	代表者	所在地
1	坊主の宿	谷口　真梁	徳島県阿南市新野町秋山 177
2	日の丸商店	谷崎　憲佑	徳島県阿南市新野町馬場 10-3
3	熊猫家（パンダヤ）	北村　英雄	徳島県阿南市新野町宮ノ北 36
4	体験民泊　とまこ	西川　達也	徳島県阿南市新野町片山 142-1
5	民宿　竹生	川原　守人	徳島県新野町東馬場 56 番地 3

９４－１９．大規模災害時における医療救護活動に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人アムダ（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、阿南市内で大規模災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、乙は災害時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請が無い場合は、自らの判断で医療救護班を編成し派遣することができる。

２　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第３条　医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の主たる業務）

第４条　乙は、医療救護活動を行うに当たり、阿南市医師会と協力し、以下の業務を行うものとする。

（１）　医療救護所等における傷病者の応急処置及び医療に関する活動

（２）　その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

２　甲は、乙が医療救護活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を乙に報告するものとする。

（医薬品等の供給）

第５条　医療救護班が使用する薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が必要な措置を講ずる。

（経費の負担）

第６条　この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費については、原則として、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ甲乙双方に連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）
第９条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２９年５月３０日

甲　阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　岡山県岡山市北区伊福町３丁目３１番１号
特定非営利活動法人アムダ
ＡＭＤＡグループ代表
菅　波　　茂

９４－２０．大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と美波町（以下「乙」という。）は、地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、福井町自主防災連絡会（以下「丙」という。）と美波町自主防災会連合会（以下「丁」という。）の間における避難所の開設及び避難者の受け入れ等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害時に、甲が管理する福井南小学校（休校中）等（以下、「避難所」という。）を利用して避難所を開設する場合、丙と丁が主体となり、当該避難所の開設・運営等にあたるとともに、甲と乙についても避難所運営に関する相互支援について、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

⑴　災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第２条第１項に規定する災害で、美波町災害対策本部が設置され、震度６弱以上の地震やそれに伴う津波、風水害及びその他大規模な災害が発生した場合。

⑵　その他前号と同程度の災害で、乙が甲の協力が必要であると認めた場合。

（協力の要請）

第３条　乙は、前条に定める災害が発生し、避難の必要が生じたときは、避難所の開設・運営等について甲に対し協力を要請するものとする。

２　甲は、乙から前項の規定による要請を受けたときは、直ちに丙に連絡するものとする。

（協力体制等）

第４条　前条の要請に基づき、避難所への避難が可能となった場合において、丙と丁は協力の上、当該避難所を直ちに開設し、速やかに避難者を受け入れる準備を行うものとする。なお、避難者の受け入れについては、丙の避難者を優先するとともに丁の避難者に関しては、受入可能な範囲で行うものとする。

２　避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲と乙が協議の上、必要な備蓄品及び資機材等を整備するものとする。

３　その他丙と丁が互いに協力できる範囲において相互協力を行うものとする。

（訓練・研修・交流事業等）

第５条　丙と丁は、定期的に以下の活動の実施に努めるとともに、甲と乙は、大規模災害時の相互協力を円滑に行うため、平時より相互に協力して活動を支援するものとする。

⑴　大規模災害時を想定した支援並びに受入訓練

⑵　防災、減災に関する研修事業

⑶　相互連携の強化に資する交流事業

（受入対象期間）

第６条　受入対象期間は、避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、いずれかの当事者から

他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の証として、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年６月２９日

甲　　阿南市

阿南市長　岩　浅　嘉　仁

乙　　美波町

美波町長　影　治　信　良

丙　　福井町協議会

福井町自主防災連絡会

会　長　　大　開　　覚

丁　　美波町自主防災会連合会

会　長　　酒　井　勝　利

９４－２１．災害時における物資提供等の協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社徳島工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
この協定は、阿南市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおいて、避難所の運営等に必要な物資の提供に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
甲は、災害が発生したとき、又は発生するおれがあるときにおいて、物資を必要とするときは、乙に対して物資の提供を要請することができる。
　　２．前項の規定による要請は、文書を以って行うものとする。ただし、文書を以ってする暇が無い時は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）
甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。
段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
その他乙が取扱う製品
　　２．前項の物資については、甲乙が協議の上、必要に応じて適時見直すものとする。

（提供の実施等）
乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
　　２．乙は、自身の被災等で第２条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）
物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）
物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）
物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。
　　２．費用は、協力要請時における適正な価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。
　　３．費用の支払方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（有効期間）
この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）
この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めの無い事項が生じたときは、甲乙が協議の上、決めるものとする。

　本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 29 年 10 月４日

甲　　阿南市

阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

乙　　徳島県鳴門市大津町吉永字四番越４６１
王子コンテナー株式会社　徳島工場

工場長　　橋　本　　和　典

９４－２２．阿南市と徳島文理大学との連携協力に関する包括協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島文理大学（短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙とが地域創生をテーマとして連携し、双方の有する知的・人的・物的資源を有効に活用しながら、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第２条　甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

⑴　地域の活性化を担う人材育成に関すること。
⑵　地域の経済・観光の振興や新たな働き方に関すること。
⑶　地域防災の推進に関すること。
⑷　地域の芸術・文化の振興に関すること。
⑸　地域の保健医療福祉の充実や青少年の健全育成に関すること。
⑹　その他、目的を達成するために必要と認める事項

（運営）

第３条　甲と乙とは、本協定による連携・協力を円滑、効果的に推進するため、必要に応じて協議するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定は、締結の日から発効し、有効期間は平成３０年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申出がなされないときは、さらに１年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第５条　この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めがない事項について必要があるときは、甲と乙との協議のもとその都度定めることとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書２通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年2月１５日

甲　　阿南市

阿南市長

乙　　徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部

学長

９４－２３．災害に係る情報発信等に関する協定

阿南市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条

本協定は、甲の地区で発生した地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   ⑴ 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   ⑵ 甲が、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   ⑶ 甲が、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   ⑷ 甲が、災害発生時の甲の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   ⑸ 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   ⑹ 乙が、提供するブログサービスにおいて、甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクを乙サービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   ⑺ 甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙サービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成 29 年２月 24 日

甲：徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地３
阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

乙：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

９４－２４．大規模災害時における物資の支援に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島県畳商工業組合　阿南支部（以下「乙」という。）は、南海トラフ巨大地震等による大規模災害の発生時（以下「災害時」という。）における物資支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が避難所等で畳の支援が必要と判断したとき、甲の要請により、乙が甲に協力して古畳の支援を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（物資の支援）
第２条　甲は、阿南市内での災害時、避難所等で畳の支援が必要なときは、乙に畳の支援を要請するものとする。
２　乙は、平時から備蓄している古畳を支援するための準備ができたときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（物資の支援場所）
第３条　甲は、乙が準備した古畳を災害現場等に設置する避難所等その他必要な場所に、乙の協力のもと畳を運搬するものとする。

（情報の共有）
第４条　甲は、災害時において避難所等の状況を確認し、必要に応じ乙と共有するものとする。
（１）　避難所等における必要物資の数量等の情報
（２）　避難場等に運搬するまでの交通情報等
２　甲は、乙が物資の支援を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を乙に報告するものとする。

（物資の供給）
第５条　畳の使用に関する必要なものについては、甲が必要な措置を講ずる。

（経費の負担）
第６条　この協定による古畳の支援に当たり、乙が支援する古畳の経費については、原則として、乙の負担とする。また、避難所等で使用した後の古畳の処分については、甲が処分し、経費については甲が負担するものとする。

（連絡責任者）
第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、あらかじめ甲乙それぞれに連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙で協議の上、決定する

ものとする。

（効力の発生）
第９条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し，甲乙の記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１１月１日

甲　阿南市

阿南市長　　岩　浅　嘉　仁

乙　阿南市宝田町今市中ヤシキ３１

徳島県畳商工業組合　阿南支部

組合長　萩　原　　實

９４－２５．災害時における物資の供給に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と王子ネピア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、阿南市に災害が発生した場合において、甲と乙が市民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

２　前項の要請は、別紙１「物資調達要請文書」により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡先等の指定）

第３条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め、文書で報告するものとする。

２　甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（物資の優先供給）

第４条　乙は、甲から第２条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について別紙２「物資調達実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

（調達物資の範囲等）

第５条　物資の種別は次のとおりとし、その数量は、要請があった時点で乙が備蓄保有し供給可能なもの及び調達確保できる範囲のものとする。

（１）トイレットペーパー

（２）ティッシュペーパー

（３）別表に掲げる物資

（４）その他甲が指定し、乙が保有する物資

（物資の引渡し等）
第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。
２　甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（代金及び支払）
第７条　乙が供給した物資の代金及び第６条に従って乙に生じた運搬等に係る費用（以下、総称して「本件対価」という。）は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する物資の代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、運搬等に係る費用については実費とする。本件対価は、乙からの適正な請求書を受理した日から３０日以内に甲が乙に支払うものとする。
３　前項において、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第８条に基づき協議を行うものとする。

（疑義等の決定）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力）
第９条　この協定の効力は、協定締結後１年間とし、期間満了の１ヵ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何ら意思表示がない場合は、さらに１年間延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１１月５日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　東京都中央区銀座５丁目１２番８号王子ＨＤ１号館
王子ネピア株式会社
代表取締役社長　　用名　浩之

別表

項目	主な品目
家庭紙	ポケットティッシュ、キッチンタオル、ウェットティッシュ、トイレ掃除シート
紙おむつ	赤ちゃん用おむつ、大人用おむつ

別紙１　物資調達要請文書

第　　号

平成　　年　　月　　日

（法　人　名）
（代　表　者　名）　殿

阿南市長

物資の調達について（要請）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第２条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、この要請に対する実施状況について、協定書第４条に定める実施状況報告書により報告をお願いします。

要請期間	要請品目	数量	引渡し場所

問い合わせ先

部　　課

担　当

電　話

ﾌｧｸｼﾐﾘ

電子ﾒｰﾙ

別紙２　物資調達実施状況報告書

平成　　年　　月　　日

阿　南　市　長　　殿

（法 人 名）
（代表者名）

物資調達の実施状況について（報告）

「災害時における物資の供給に関する協定書」第４条の規定に基づき、実施状況を次のとおり報告します。

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡し場所

問い合わせ先

部　　課

担　当

電　話

ﾌｧｸｼﾐﾘ

電子ﾒｰﾙ

９４－２６．大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）、株式会社コート・ベール徳島（以下「乙」という。）、那賀川地区自主防災連絡協議会（以下「丙」という。）及び徳島県（以下「丁」という。）は、阿南市内において、大規模災害が発生した場合、乙が管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法という。）第４９条の７の指定避難所（以下「避難所」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、阿南市に大規模災害が発生した場合に乙が管理する施設を避難所として使用することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として必要事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　避難所として使用する施設については、下表のとおりとする。

所　在　地	阿南市那賀川町みどり台１－１
所　有　者	株式会社コート・ベール徳島
名　　称	コート・ベール徳島ゴルフクラブ
構　造　等	ＲＣ（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
建　築　年	平成７年２月２２日
使　用　場　所	２Ｆ　クラブハウス（518.13㎡）

２　前項の使用場所以外でも、甲乙協議の上、使用の対象とすることができる。

（避難所の開設及び施設の使用期間）

第３条　避難所の開設は、大規模災害発生時、被災等により、他の避難所への避難者の収容が困難な場合において、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

２　乙は、本来の事業に支障のない範囲で、甲の施設使用に協力するものとする。

３　施設の使用期間は、第１項の協議において決定するものとし、原則として、甲が乙の施設の使用を開始したときから、避難者の減少等によって施設を使用する必要がなくなり、乙に引き渡したときまでとする。

（使用時の注意事項）

第４条　甲は、善良な管理者の注意をもって施設を管理するものとし、施設を使用する者に対し、適正使用や立入制限等について注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、第２条において定めた施設に、地域住民が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（原状回復義務）
第５条　甲は、乙が早期に本来の業務を再開できるよう努めるものとする。
２　甲は、避難している地域住民の減少等によって、第２条で定められた施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第６条　第３条に掲げる期間における施設使用にかかる施設使用料、その他経費等については、甲の負担とし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制等）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び丙が連携・協力して行うものとする。
２　避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲が乙と協議の上、整備するものとし、丁は支援するものとする。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。
２　乙は、第２条に定める施設を廃止、又は増改築等により使用場所等が変更となった場合は甲に情報提供し、必要に応じ甲乙協議し協定内容を更新する。

（協議）
第９条　本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、いずれかの当事者から他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年３月８日

甲　阿南市
　　阿南市長　岩浅　嘉仁

乙　株式会社　コート・ベール徳島
　　代表取締役社長　六車　洋二郎

丙　那賀川地区自主防災連絡協議会
　　会　　長　角谷　基喜

丁　徳島県
　　徳島県知事　飯泉　嘉門

９４－２７．災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

阿南市（以下、「甲」という。）と株式会社タチバナコンサルタント（以下、「乙」という。）は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等（以下、「災害」という。）における災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、阿南市内において発生した災害に伴う市民の救助活動及び災害の応急対策活動に関し、無人航空機システム（Unmanned Aircraft Systems）（以下、「UAS」という。）による緊急的な災害情報の収集活動等について定め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定めるものをいう。

２　その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（活動の実施区域）

第３条　甲が乙に対し出動を要請する活動の実施区域は、阿南市内において発生した災害の被災地域等で甲が必要と認める区域とする。

（活動内容）

第４条　甲が乙に対し出動を要請する活動の内容は、次のとおりとする。

（1）空撮による被災状況の初動調査。

（2）撮影データの３次元処理による被災範囲等の解析。

（3）救助活動に伴う情報収集。

（4）その他甲が必要と認める情報の収集に関すること。

（出動の要請）

第５条　甲は、乙に対し、第３条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話等で可）により要請するものとする。

２　甲及び乙は前項の出動要請等の連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

（業務の実施）

第６条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかにその業務を実施するものとする。

２　活動の直接の指示は、阿南市所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

３　甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

４　乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。

また、当該業務の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

５　当該業務中は、腕章等を着用し、作業の行為を明示するものとする。

（業務報告）

第７条　乙は、活動が完了したときは直ちに指示者に対し、口頭、電子データ並び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告するものとする。また、プライバシー保護のため、データの管理及びマスコミ等への譲渡、放映等については、甲と協議するものとする。

（契約の締結）

第８条　甲は、第５条により乙に出動を要請したときは、速やかに契約を締結するものとする。

２　契約の締結にあたっては乙が使用するUASが産業用無人ヘリコプター総合保険（対人・対物）等に加入していることを条件とする。

（費用の請求）

第９条　乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第８条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第１０条　甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第８条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（実施区域の特例）

第１１条　乙は、甲が特に必要として第３条に規定する区域以外に出動を要請した場合には、協議の上、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（損害の負担）

第１２条　本業務の実施に伴い、甲、乙いずれかの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処理について甲、乙協議して定めるものとする。

２　本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

３　本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に１年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（その他）
第１４条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
この協定の証として、本書２通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和元年８月２３日

甲　　阿南市
市　長　　岩浅　嘉仁

乙　　株式会社　タチバナコンサルタント
代表取締役　泉野　陽平

９４－２８．阿南市・合志市パートナーシティ協定書

徳島県阿南市は、同和問題を柱とした先進的な人権行政や野球を通じたスポーツツーリズムによる地域活性化という強みを持つ一方で、南海トラフ巨大地震による大規模な震災被害が懸念されている。

また、熊本県合志市は、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園を核とした人権教育や熊本地震を経験し「安全・安心なまち」として人口が増えている一方で、都市と農村の均衡あるまちづくりに取り組んでいる。

こうした特性を持つ両市が、真に心豊かな生活を送ることができる魅力あるまちづくりを目指し、人権・防災を中心とした交流を推進することにより、共通する強みに磨きをかけ（相乗効果）、お互いの課題解決に知恵を出しあうことで（相互補完）、両市のさらなる発展並びに地域の活性化に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携及び協力する事項）

第１条　両市は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携及び協力するものとする。

⑴　人権啓発・教育に関すること。

⑵　災害時における相互支援に関すること。

⑶　その他両市の振興及び発展に関すること。

２　両市は、前項の事項の連携及び協力に当たっては、事前に十分な協議を行い、双方合意の上、これを進めるものとする。

（協議）

第２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両市が協議をして定めるものとする。

附　則

１　この協定は、令和元年１０月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、代表者が署名捺印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年１０月１日

徳島県阿南市長　　岩浅　　嘉仁

熊本県合志市長　　荒木　　義行

９４－２９．広告付防災標識看板に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と株式会社アクセル徳島（以下「乙」という。）並びに株式会社井内（以下「丙」という。）は、阿南市内における電柱に設置する広告付防災標識看板（以下「標識看板」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、将来発生することが想定される南海トラフ地震等の大規模自然災害発生時における迅速かつ的確な避難行動や市民の防災意識の向上を図るため、標識看板の設置について必要な事項を定めるとともに、災害に強い安心・安全なまちづくりに資することを目的とする。

（情報提供）

第２条　甲は、標識看板の設置のために必要な避難所名、避難所までの距離等の情報を乙及び丙に提供するものとする。また、情報に変更が生じた場合においても、その都度、甲は乙及び丙に情報を提供するものとする。

（協力事項）

第３条　乙及び丙は、この協定に基づき、次の各号に掲げる事項を実行するものとする。

（１）標識看板の設置及び設置に必要な一切の手続き

（２）設置された標識看板の修繕・撤去等を含む維持管理

（３）標識看板設置時における記載内容等についての甲との事前協議

（４）標識看板の記載内容に変更があった場合の修正

（５）前各号に定めるものの他、甲乙丙が必要と認める事項

（広告の範囲）

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は標識看板には掲載しない。

（１）公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの。

（２）その他、標識看板に掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（報告）

第５条　乙及び丙は、甲に対し、次のとおり報告を行うものとする。

（１）標識看板の設置前には、設置予定箇所の位置図を作成し提出すること。

（２）標識看板の設置後には、設置個所の一覧、数量及び完了写真等の資料を提出すること。

（経費）

第６条　標識看板の設置等に要する一切の経費については、乙及び丙が負担するものとする。

（連絡体制）
第７条　甲乙丙の３者は、この協定の運用が円滑に行われるよう連絡体制を整備するとともに、適宜情報交換を行うものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙丙の３者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙の３者が各相手方に対し文書による協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自がその１通を保有する。

令和元年１０月１７日

甲　阿南市富岡町トノ町１２番地３
阿南市
阿南市長　　岩　浅　　嘉　仁

乙　徳島県徳島市南前川町５丁目１－１
株式会社　アクセル徳島
代表取締役　　仁　志　　吉　宏

丙　徳島県吉野川市山川町前川６２－４
株式会社　井内
代表取締役　　井　内　　高　志

９４－３０．大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人お山保育園（以下「乙」という。）は、阿南市内において、大規模災害が発生した場合、乙が管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法という。）第４９条の７の指定避難所（以下「避難所」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、阿南市に大規模災害が発生した場合に乙が管理する施設を避難所として使用することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として必要事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　避難所として使用する施設については、下表のとおりとする。

所　在　地	阿南市見能林町花谷５６番の２
施　設　名	社会福祉法人お山保育園
構　造　等	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
建　築　年	昭和５６年３月２６日（耐震診断実施済）
使用場所	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室 事務室、休養室、医務室、廊下（185.34 ㎡）

２　前項の使用場所以外でも、甲乙協議の上、使用の対象とすることができる。

（避難所の開設及び施設の使用期間）

第３条　避難所の開設は、大規模災害発生時、被災等により、他の避難所への避難者の収容が困難な場合において、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

２　乙は、本来の事業に支障のない範囲で、甲の施設使用に協力するものとする。

３　施設の使用期間は、第１項の協議において決定するものとし、原則として、甲が乙の施設の使用を開始したときから、避難者の減少等によって施設を使用する必要がなくなり、乙に引き渡したときまでとする。

（使用時の注意事項）

第４条　甲は、善良な管理者の注意をもって施設を管理するものとし、施設を使用する者に対し、適正使用や立入制限等について注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　避難所開設時における受け入れについては、乙施設への通園園児及びその保護者を優先的に入所させることとする。

３　乙は、第２条において定めた施設に、地域住民が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（原状回復義務）
第５条　甲は、避難している地域住民の減少等によって、第２条で定められた施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
２　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第６条　第３条に掲げる期間における施設使用にかかる施設使用料、その他経費等については、甲の負担とし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制等）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が連携・協力し行うものとする。
２　避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲が乙と協議の上、整備するものとする。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。
２　乙は、第２条に定める施設を廃止、又は増改築等により使用場所等が変更となった場合は甲に情報提供し、必要に応じ甲乙協議し協定内容を更新する。

（協議）
第９条　本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、いずれかの当事者から他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年１０月２８日

甲　阿南市
　　阿南市長　　岩浅　嘉仁

乙　阿南市見能林町花谷５６番の２
　　社会福祉法人　お山保育園
　　理 事 長　　森岡　稔人

９４－３１．阿南市と四国電力株式会社との連携協定書

阿南市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、市民の安全・安心な暮らしの向上等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、市民の安全・安心な暮らしの向上等を推進するため、甲及び乙が情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について、相互に連携し、協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

（１）　災害対応をはじめ、地域・暮らしの安全・安心に関すること。

（２）　エネルギー事業及び産業振興に関すること。

（３）　まちづくりに関すること。

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を協働により取り組むことについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

３　甲及び乙は、本協定が、相手方の自由で公正な政策上・経営上の判断を阻害するものではないことを相互に確認する。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、締結日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の１月前までに、甲及び乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに１年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、本協定の締結及び本協定に基づく協働による取組に当たって知り得た情報を相手方の書面による承認を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　前項の規定は、本協定の終了後もなお効力を有するものとする。

（その他）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年１１月２７日

（甲）　阿　南　市

阿　南　市　長　　岩　浅　嘉　仁

（乙）　徳島県徳島市寺島本町東２丁目２９

四国電力株式会社

執行役員徳島支店長　梅　田　真　司

９４－３２．災害時における仮設トイレの運搬及び設置等に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と有限会社三共クリーン羽ノ浦営業所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が市内の乙担当地域内で発生した場合において、仮設トイレの運搬及び設置等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（協力の要請）
第１条　甲は、市内の乙担当地域内で災害が発生し、仮設トイレを設置する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する仮設トイレの運搬及び設置等を要請することができる。

（協力要請の手続き）
第２条　甲は、前条の規定により乙に要請しようとするときは、書面（様式第１号）により通知するものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭で要請し、後日速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付するものとする。

（提供の実施）
第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、仮設トイレの運搬及び設置等を行うものとする。
２　前項に基づく、仮設トイレの設置数は２５基までとする。但し、基数に不足が生じた場合には、乙の仮設トイレ保有在庫数を勘案し、甲、乙協議の上、決定する。
３　第１項に基づく、仮設トイレの運搬及び設置並びに汲み取りにかかる経費は乙が負担するものとする。

（損害補償）
第４条　甲の使用方法・取扱いの不備などにより、乙の物品を滅失、毀損または汚損した場合は、甲は乙に、その損害に対する補償を行うものとする。

（有効期間）
第５条　本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）
第６条　本協定に定めのない事項または本協定の実施に関し必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年　４月　１日

甲　阿南市
阿南市長　表　原　　立　磨

乙　住所　阿南市羽ノ浦町春日野１－２２８
氏名　有限会社三共クリーン羽ノ浦営業所
所長　吉　本　　忍

９４－３３．大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と大和観光株式会社（以下「乙」という。）は、阿南市内において、大規模災害が発生した場合、乙が管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法という。）第４９条の７の指定避難所（以下「避難所」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、阿南市に大規模災害が発生した場合に乙が管理する施設を避難所として使用することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として必要事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　避難所として使用する施設については、下表のとおりとする。

所　在　地	阿南市富岡町あ王谷５２番地２
施　設　名	ロイヤルガーデンホテル
構　造　等	鉄筋コンクリート造
建　築　年	昭和６０年９月
使　用　場　所	２階宴集会場（サローネ）（400㎡）

２　前項の使用場所以外でも、甲乙協議の上、使用の対象とすることができる。

（避難所の開設及び施設の使用期間）

第３条　避難所の開設は、大規模災害発生時、被災等により、他の避難所への避難者の収容が困難な場合において、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

２　乙は、本来の事業に支障のない範囲で、甲の施設使用に協力するものとする。

３　施設の使用期間は、第１項の協議において決定するものとし、原則として、甲が乙の施設の使用を開始したときから、避難者の減少等によって施設を使用する必要がなくなり、乙に引き渡したときまでとする。

（使用時の注意事項）

第４条　甲は、善良な管理者の注意をもって施設を管理するものとし、施設を使用する者に対し、適正使用や立入制限等について注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、第２条において定めた施設に、地域住民が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（原状回復義務）
第５条　甲は、避難している地域住民の減少等によって、第２条で定められた施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
２　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第６条　第３条に掲げる期間における施設使用にかかる施設使用料、その他経費等については、甲の負担とし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制等）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が連携・協力し行うものとする。
２　避難所に必要な備蓄品及び資機材等については、甲が乙と協議の上、整備するものとする。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。
２　乙は、第２条に定める施設を廃止、又は増改築等により使用場所等が変更となった場合は甲に情報提供し、必要に応じ甲乙協議し協定内容を更新する。

（協議）
第９条　本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、いずれかの当事者から他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和２年５月２１日

甲　阿 南 市
　　阿 南 市 長　　表原　立磨

乙　阿南市富岡町あ王谷５２番地２
　　大和観光株式会社
　　代表取締役　　山本　史夫

９４－３４．大規模災害時における阿南市指定避難所としての施設使用に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と宮和海運株式会社（以下「乙」という。）は、阿南市内において、大規模災害が発生した場合、乙が管理する施設の一部を、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法という。）第４９条の７の指定避難所（以下「避難所」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、阿南市に大規模災害が発生した場合に乙が管理する施設を避難所として使用することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として必要事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　避難所として使用する施設については、下表のとおりとする。

所　在　地	阿南市富岡町滝ノ下４２
施　設　名	ホテル　サンオーシャン
構　造　等	鉄骨造６階建て
建　築　年	１９９２年（平成４年）
使 用 場 所	最大客室数の内、提供できる範囲（最大１０１部屋　１５０名）

２　前項の使用場所以外でも、甲乙協議の上、使用の対象とすることができる。

（避難所の開設及び施設の使用期間）

第３条　避難所の開設は、大規模災害発生時、被災等により、他の避難所への避難者の収容が困難な場合において、甲が乙と協議の上、決定するものとする。

２　乙は、本来の事業に支障のない範囲で、甲の施設使用に協力するものとする。

３　施設の使用期間は、第１項の協議において決定するものとし、原則として、甲が乙の施設の使用を開始したときから、避難者の減少等によって施設を使用する必要がなくなり、乙に引き渡したときまでとする。

（使用時の注意事項）

第４条　甲は、善良な管理者の注意をもって施設を管理するものとし、施設を使用する者に対し、適正使用や立入制限等について注意喚起を図り、指導を行うものとする。

２　乙は、第２条において定めた施設に、地域住民が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

（原状回復義務）

第５条　甲は、避難している地域住民の減少等によって、第２条で定められた施設の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

２　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費等の負担）
第６条　第３条に掲げる期間における施設使用にかかる経費等については、甲の負担とし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制等）
第７条　避難所の管理運営は、甲及び乙が連携・協力し行うものとする。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。
２　乙は、第２条に定める施設を廃止、又は増改築等により使用場所等が変更となった場合は甲に情報提供し、必要に応じ甲乙協議し協定内容を更新する。

（協議）
第９条　本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、いずれかの当事者から他の当事者に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

（協定の解除）
第１１条　甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことなどにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。
２　乙は、前項により協定が解除された場合においても、その損害を甲に請求しないものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和２年８月２８日

甲　住所　阿南市
名称　阿南市長　表原　立磨

乙　住所　阿南市黒津地町中地２２番地５
名称　宮和海運　株式会社
代表取締役　四宮　仁

９４－３５．
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）と徳島トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、阿南市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）
第２条　甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。
（１）燃料電池自動車
（２）電気自動車
（３）プラグイン・ハイブリッド自動車
（４）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）
第３条　甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第２号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
３　乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）
第４条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）
第５条　外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から５日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）
第６条　乙は、第３条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第３号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）
第７条　乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（費用負担）
第８条　甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。
２　前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第９条　甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）
第１０条　外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり

取り扱うものとする。
（１）事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
（２）自動車保険が適用される場合の取扱いは、第１１条の規定による。

（車両保険の扱い）
第１１条　乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）
第１２条　甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。
（１）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
（２）原則として、阿南市内で使用する。
（３）外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第１４条第３項の規定により、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）
第１３条　甲は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第１号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（外部給電可能な車両の情報提供）
第１４条　乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
２　甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
３　甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

（訓練等）
第１５条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（普及・周知活動）
第１６条　甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の２ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年１０月１３日

甲　　住所　　阿南市

名称　　阿南市長　　表原　立磨

乙　　住所　　徳島市中前川町５丁目１番地１

名称　　徳島トヨタ自動車株式会社
代表取締役　　髙瀬　謙一

９４－３６.
阿南市公共施設太陽光発電設備設置事業に関する協定書

阿南市（以下「市」という。）と株式会社ＮＴＴスマイルエナジー（以下、「事業者」という。）は、「阿南市公共施設太陽光発電設備設置事業プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という）に基づき、市の所有する施設（以下「施設という。」）に事業者が阿南市行政財産の目的外使用に関する条例(平成３年阿南市条例第１１号)の使用許可（以下「本件使用許可」という。）を受け、太陽光発電設備及び付属設備（以下「発電設備等」という。）を設置し、電気事業者に電力を売却する事業（以下「本事業」という。）について、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章　総則

（目的）

第１条　本協定は、市と事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するため必要な、基本的な事項を定めることを目的とする。

（公共性等の尊重）

第２条　事業者は、本事業の実施に当たり、本事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重し、次に掲げる目的の実現に努めなければならない。

⑴ 再生可能エネルギーの利用促進

⑵ 災害時等の停電時における公共施設への電気供給の確保

⑶ 公共施設の有効活用

（信義誠実の原則）

第３条　市及び事業者は互いに信義を重んじ、対等な関係に立って誠実に本協定を履行しなければならない。

（要号の定義）

第４条　本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

⑴ 「電気事業者」とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者、同項第 13 号に規定する特定送配電事業者をいう。

⑵ 「法令等」とは法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（執行機関の定める要綱を含む。）をいう。

⑶ 「不可抗力」とは、自然災害（地震・津波・落雷・暴風雨・洪水・異常降雨・土砂崩壊等）、人災（戦争・テロ・暴動等）の他、市及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。

（協定期間）

第５条　本協定の対象とする期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から事業者が発電設備等を撤去して本件使用許可の対象部分（以下「使用部分」という）を原状回復し、市に明け渡す日までとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の

調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第３条第１項の調達期間を含むものとする。ただし、第 26 条、第 29 条又は第 30 条のいずれかの規定により本協定の全部が解除された場合は、その日までとする。

（資料の提供等）

第６条　市は、事業者が本事業を実施するために必要な資料等を提供する。事業者は、市から提供を受けた資料等について、協定期間が終了した場合又は終了前に不要となった場合には、速やかに市に返却するものとする。

第２章　事業の実施

（対象施設）

第７条　本事業において、使用許可の対象となる公共施設（以下「対象施設」という。）及び使用許可の対象となる建物等は、別表第１に掲げるとおりとする。

（事業の実施）

第８条　事業者は、本協定のほか、法令等、本件使用許可に付された条件、公募要領並びに市に提出したシステム提案書に従って、本事業を実施しなければならない。

２　事業者は、市に提出したシステム提案書の内容を変更する場合は、事前に市の承認を得なければならない。

（第三者への委託）

第９条　事業者は、本事業を一括して第三者に委託してはならない。

２　事業者は本事業の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴ 市の承認を得ずに、第三者がさらに他の第三者に本業務を委託することを禁じること。

⑵ 市内中小企業者の受注機会の確保及び拡大を図るように努めること。

（守秘義務）

第 10 条　事業者は、本事業の実施に当たり、業務上知り得た秘密情報や個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　事業者は、本事業の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者が本事業の実施に当たり、業務上知り得た秘密情報や個人情報を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、協定期間終了後も同様とする。

（使用許可の申請）

第 11 条　事業者は、本協定締結後、市に対して、対象施設ごとに使用許可申請を行い、市の使用許可を受けなければならない。使用期間等については、市から発行される使用許可書に従うものとする。

２　事業者は、使用期間終了１か月前までに、市に対して再度使用許可を申請し市の

使用許可を受けなければならない。

（使用料）

第 12 条　事業者は、対象施設ごとの年間使用料を、使用許可の後に交付される納付書により、市の指定する期日までに納付しなければならない。

２　使用料の額を算定するに当たり、許可に係る使用の期間が１月未満であるときは、日割をもって計算することとし、使用の期間を年単位で定めている場合で許可に係る使用の期間が１月以上１年未満であるときは、月割をもって計算することとする。ただし、許可に係る使用の期間が１月を超える場合における１月未満の端数部分については、これを１月とみなして計算することとする。

第３章　事業実施に伴う責務

（設置目的の達成）

第 13 条　事業者は、発電設備等の設置工事完了後、速やかに、本件使用許可の目的を達成するため、電気事業者に電力を売却しなければならない。

（住民への事前説明等）

第 14 条　事業者は、発電設備等の設置工事、設置後に発電設備等の仕様を変更するための工事及び発電設備等の補修工事（以下「設置工事等」という。）を行うときは、市から要請があった場合には、工事着工前に、対象施設の周辺住民等に対して、工事内容に関する説明その他の周知を行わなければならない。

（環境への配慮義務）

第 15 条　事業者は、発電設備の設置に伴う太陽光の反射、その他の環境への影響について十分に配慮するとともに、著しい影響が予測される場合は、その影響を減じるために必要な対策を講じなければならない。

(設置工事等の監理)

第 16 条　事業者は、設置工事等を行うときは、対象施設の利用者の利用状況等を勘案し、市と利用者の安全確保について十分協議を行い、工事期間及び作業の時間帯を決定するものとする。

２　事業者は、設置工事等の期間中、工事の適切な監理を行い、対象施設の利用者及び工事従事者の安全管理並びに事故防止に努めなければならない。

(修繕工事の費用負担)

第 17 条　事業者は、発電設備等の設置が原因で、対象施設に雨漏りなどの不具合（以下、「不具合」という。）が生じた場合は、事業者の負担で不具合を解消するための修繕工事（以下「修繕工事」という。）を行わなければならない。

２　事業者は、不具合の原因が発電設備等の設置によるものではなく、対象施設の老朽化等に起因すると判断した場合は、その理由を市に通知するものとし、市は、当該通知を受け、不具合の原因が対象施設の老朽化等に起因すると確認した場合は、市の負担で修繕工事を行うものとする。

３　不具合の原因が明確でない場合、又は原因について市と事業者の見解が一致しない場合は、第三者である専門家の意見に基づき、双方で協議し、修繕工事の費用負担の割合を決定するものとする。

（発電設備等の管理）

第 18 条　事業者は、法令等、本件使用許可に付された条件、公募要領並びに市に提出したシステム提案書に従って、発電設備等の管理を行わなければならない。

２　発電設備の管理に関する費用は、前条第２項及び第３項、第 20 条第５項、第 21 条、第 22 条第２項又は第 24 条第２項のいずれかの規定で決定した市が負担すべき金額を除き、全て事業者の負担とする。

３　事業者は発電設備等の管理のため対象施設に立ち入るときは、事前に対象施設管理者の承諾を得るものとする。

（対象施設の用途廃止等）

第 19 条　市は、協定期間中に、対象施設について用途の変更、廃止又は建替え、改築もしくは譲渡等を行うことにより、又は使用部分等を公共の用に供する必要が生じたことにより、本件使用許可を更新しない場合又は取り消す場合は、その予定期日及び対象施設の名称について事業者に通知するものとする。

２　市は、前項の通知をするときは、事業者が発電設備等を撤去し、使用部分の原状回復（以下「原状回復等」という。）を行うのに必要な期間を考慮しなければならない。

３　前項の原状回復等に係る費用は、事業者の負担とする。

（施設改修工事の影響）

第 20 条　市は、対象施設の改修又は大規模な補修等に伴う工事（以下「施設改修工事」という。）を行うことにより、発電設備等の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、事業者に対して事前に通知するものとする。

２　市は、発電設備等の管理に影響が及ばないと見込んでいた前項の施設改修工事に着手し、当該工事の施工中又は施工後、発電設備等の管理に影響を及ぼすことが判明した場合は、速やかにその状況を事業者に通知するものとする。

３　事業者は、前項の通知を受け、発電設備等の管理に支障が生じると認めるときは、市に対してその支障を最小限に抑えるため、当該施設改修工事の仕様の変更又は対策を求めることができるものとし、市は、可能な限り事業者の要求の実現に努めるものとする。

４　事業者は、施設改修工事に起因して、損害又は損失又は費用の増加（以下「損害等」という。）が発生した場合には、その内容及び程度の詳細を市に通知するものとする。

５　市は、前項の通知を受け、事業者の損害等の状況を確認し、適正と認められる範囲で損害の賠償又は費用の負担に応じるものとする。ただし、発電設備等の撤去復旧に伴う費用及び事業者の責に帰すべき事由により生じた損害の賠償又は費用の負担には応じないものとする。

第４章　損害の賠償

（損害賠償）

第 21 条　市及び事業者が、本協定に定める業務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（第三者への賠償）

第 22 条　事業者は、設置工事等又は発電設備等の管理において、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、事業者の責任において直ちに損害発生を防止する措置を講じなければならない。

２　前項の損害が、市の責めに帰すべき事由による場合は、その損害は市が賠償するものとし、市と事業者の双方の責めに帰すべき事由による場合は、双方協議の上、その負担割合を定め損害を賠償するものとする。

（不可抗力による損害等）

第 23 条　市は、対象施設に関連する事故又は不可抗力により発電設備等への影響が予測される場合又は発生した場合には、直ちに事業者に通報するとともに、市と事業者の双方で協力して、その抑止又は抑制に努めるものとする。

２　事業者は、発電設備等に関連して事故が発生し、対象施設への影響が予測される場合又は影響が生じた場合は、直ちに市に通報するとともに、その抑止又は抑制に努めるものとする。

３　市及び事業者は、前２項の事故又は不可抗力による影響等の発生に備え、マニュアル及び緊急連絡網を作成するものとする。

（緊急発生時の対応等）

第 24 条　市及び事業者は、前条に定める事故又は不可抗力による影響等に起因して損害が生じた場合には、その内容や程度の詳細を相互に通知するものとする。

２　市及び事業者は、前項の通知を受けたときは、その対応並びに損害費用の負担割合等について、市と事業者で協議して決定するものとする。

（損害保険）

第 25 条　事業者は、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条に規定する損害及び賠償等に要する費用負担について、設置工事完了後速やかに発電設備等の管理に関する損害保険に加入するものとし、加入後、損害保険契約書の写しを市に提出するものとする。

第５章　その他

（協定の解除）

第 26 条　市は、次の各号に掲げる事態が発生した場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。

⑴ 事業者が、第８条、第９条、第 10 条、第 12 条、第 18 条第１項及び第 31 条の規定に違反した場合

⑵ 事業者が公募要領の応募要件資格を満たさなくなった場合

⑶ 事業者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続きの開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続きの申立てがなされた場合
⑷ 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業を継続することができないと認められる場合
⑸ その他、事業者がこの協定上の義務を履行しない場合

２　事業者は前項により、本協定の全部又は一部を解除された場合は、使用部分の全部又は一部の使用を取り止めなければならない。また、事業者は本協定の全部又は一部の解除により損失を被ることがあっても、その損失の補償を市に求めることはできない。

（原状回復等の義務）

第 27 条　事業者は、前条の規定により本協定を全部解除された場合には、市の指定する期日までに、原状回復等を行い、使用部分を市に明け渡さなければならない。

２　事業者は、前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、原状回復等は行わず、市が指定する状態で使用部分を明け渡すことができる。

３　市は、事業者が原状回復等の義務を履行しない場合は、原状回復等を自ら実施し、その費用を事業者から徴収することができる。

（違約金）

第 28 条　事業者は、使用料並びに本協定において定められた費用負担については、市が定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、費用の金額に年 14.6 パーセントを乗じた額の違約金を市に支払わなければならない。

（法令改定等による協定解除）

第 29 条　事業者は、次の各号に掲げる事由により本事業の継続が困難となった場合には、原状回復等の費用を負担することにより、本協定の全部又は一部を解除することができる。

⑴ 法令改正又は本事業の実施に関わる市場の変動等により、事業者が本事業を継続することが困難となった場合
⑵ 市又は事業者の責めによらず、対象施設の周囲において、発電設備等に到達する日射量に直接影響を及ぼす建物又は建築物等が設置されたことにより、事業者が本事業を継続することが困難となった場合

（特別な事情による変更又は解除）

第 30 条　本事業の内容を変更する場合又は特別な事情が生じた場合は、甲乙協議し、本協定の規定の変更又は全部もしくは一部の解除を行うことができるものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第 31 条　事業者は、本協定によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、電気事業者から売電収入を得る権利は、この限りではない。

（非常用電力の利用）
第 32 条　市は、停電時に電力を利用する場合は、事前に事業者に連絡し、電力を利用するものとする。ただし、災害時に電力を利用する場合はこの限りではない。
２　災害時に電力を利用する場合、市は事業者に事後報告を行うものとする。
３　本条に定める災害とは、市の地域防災計画に定められた災害をいう。
４　本条第１項に基づく電力の利用を除き、市が電力を利用する場合、事前に事業者との協議を行うものとする。
５　事業者は、本条第１項に基づく電力の利用について、無償で提供するものとする。
６　天候その他発電設備への影響に伴い、本条第１項又は第４項に基づく電力が利用できなかった場合、事業者はその責めを負わないものとする。

（市と事業者間の通知・請求等）
第３３条　本協定の解除並びに本協定に関する市と事業者間の通知及び請求は、書面により行うものとする。
２　本協定の履行に関して、市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
３　本協定の履行に関して、市と事業者間で用いる計量単位は、計量法（平成４年法律第 51 号）の定めるところによる。

（書類等の受領の意義）
第 34 条　市が本協定に基づく事業者からの書類等を受領し、又は通知を受けたことをもって、事業者の責任において行うべき役割の全部又は一部について、市が責任を負うことを意味するものではない。

（疑義等の決定）
第３５条　本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又は特別の定めのない事項については、市と事業者で協議して定めるものとする。

（特約）
第３６条　本協定において、特に注意すべき事項がある場合には、別に定めるものとする。

（法令遵守）
第３７条　本協定は法令等に基づき解釈され、かつ、履行を強制されるものとする。

（合意管轄）
第３８条　本協定について訴訟の必要が生じた場合は、被告の本店所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることについて合意する。

上記の協定締結を証するため協定書２通を作成し、市及び事業者が記名押印のうえ各自その１通を保管する。

令和３年４月１３日

徳島県阿南市富岡町トノ町 12-3
阿南市
阿南市長　表原　立磨

（主体となる事業者）
事業者所在地　大阪府大阪市中央区北浜２丁目 6-18
淀屋橋スクエア４階
事業者名　株式会社ＮＴＴスマイルエナジー
代表取締役　小鶴　慎吾

９４－３７.
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

阿南市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ徳島株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、阿南市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）
第２条　甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。
（１）燃料電池自動車
（２）電気自動車
（３）プラグイン・ハイブリッド自動車
（４）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）
第３条　甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第２号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
３　乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）
第４条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）
第５条　外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から５日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）
第６条　乙は、第３条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第３号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）
第７条　乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（費用負担）
第８条　甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。
２　前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第９条　甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）
第１０条　外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり

取り扱うものとする。
（１）事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
（２）自動車保険が適用される場合の取扱いは、第１１条の規定による。

（車両保険の扱い）
第１１条　乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）
第１２条　甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。
（１）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
（２）原則として、阿南市内で使用する。
（３）外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第１４条第３項の規定により、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）
第１３条　甲は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第１号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（外部給電可能な車両の情報提供）
第１４条　乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
２　甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
３　甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

（訓練等）
第１５条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（普及・周知活動）
第１６条　甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の２ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年４月２７日

甲　　住所　　阿南市

名称　　阿南市長　　表原　立磨

乙　　住所　　徳島市中前川町５丁目１番地１

名称　　ネッツトヨタ徳島株式会社
　　代表取締役　　柴田　淳

第４編　　様　　式

９５．罹災証明交付申請書

様式第１号（第５条関係）

罹災証明交付申請書

年　　月　　日

阿南市長　宛て

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者と罹災者との関係	□本人　□世帯員　□代理人（　　）	
罹　災　年　月　日	年　　月　　日　　時　　分頃	
罹　災　場　所	阿南市　　□申請者住所と同じ	
罹　災　原　因	□地震　□台風　　号　□竜巻　□豪雨　□豪雪　□洪水 □崖崩れ　□土石流　□その他（　　）	
罹　災　物　件　種　別	住　家　□持家　□借家　□貸家　（専用・併用） 非住家　□物置　□倉庫　□店舗・事務所 □その他（　　）	
罹災者と罹災物件の関係 ※	□所有者　□使用者　□管理者 住所：　　□申請者住所と同じ 氏名：　　□申請者氏名と同じ	
使用目的／必要枚数	□保険請求　□その他（　　）	枚
備　　考		

下記のとおり、罹災したことを証明願います。
※　申請者が世帯員の場合、世帯主について記入する。

＜職員確認欄＞

本人確認書類	□運転免許証　□旅券　□個人番号カード　□その他（　　）	
調　査　番　号		

９６．罹災届出証明交付申請書

様式第２号（第５条関係）

罹災届出証明交付申請書

年　　月　　日

阿南市長　宛て

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者と罹災者との関係	□本人　□世帯員　□代理人（　　）
罹災年月日	年　　月　　日　　時　　分頃
罹災場所	阿南市　　□申請者住所と同じ
罹災原因	□地震　□台風　　号　□竜巻　□豪雨　□豪雪　□洪水 □崖崩れ　□土石流　□その他（　　）
罹災種別	□住家（持家・借家・貸家）　□非住家　□附帯工作物 □自動車　□家財道具等の動産　□その他（　　）
罹災内容	
証明書の提出先	□市役所　□税務署　□保険会社　□勤務先 □その他（　　）
備考	

下記のとおり、罹災したことを届出します。また、届出したことを証明願います。

＜職員確認欄＞

本人確認書類	□運転免許証　□旅券　□個人番号カード　□その他（　　）		
調査番号		添付書類	□位置図　□写真　□その他（　　）

罹災届出証明書

上記のとおり罹災届出を受理したことを証明します。

第　　号

年　　月　　日

阿南市長　　㊞

この証明書は、罹災の状況を市に届け出たことを証明するもので、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

９７．自衛隊派遣要請文書様式

阿南防第　　号
令和　　年　　月　　日

徳 島 県 知 事 殿

阿　　南　　市　　長

自衛隊の災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記によりすみやかに自衛隊の派遣方を要請します。

記

１災害の状況及び派遣を要請する事由

２派遣を必要とする期間

自　令和　　年　　月　　日　　時より

至　令和　　年　　月　　日災害が終了するまで

３派遣を要請する人員等

４派遣を希望する区域及び活動内容

（１）派遣を希望する区域

（２）活動内容

５その他参考事項

（１）宿舎

（２）食糧

（３）資材

（注）緊急の場合は、電信、電話をもって要請し、事後すみやかに文書(２部)を提出すること。

９８．火災・災害等即報要領に基づく様式

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他(　　)		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時(処理完了)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他(　　)	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他(　　)		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部（署）	台 人	
			消防団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分		自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分		その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所							発生日時	月　日　時　分					
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）						（市町村）						
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１別紙）

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県		区分	被害	区分	被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他 田 流失・埋没	ha	公立文教施設	千円		市町村	
		田 冠水	ha	農林水産業施設	千円			
		畑 流失・埋没	ha	公共土木施設	千円			
		畑 冠水	ha	その他の公共施設	千円			
		文教施設	箇所	小計	千円			
報告者名		病院	箇所	公共施設被害市町村数	団体			
		道路	箇所	その他 農業被害	千円			
区分	被害	橋りょう	箇所	林業被害	千円			
人的被害 死者	人	河川	箇所	畜産被害	千円			
行方不明者	人	港湾	箇所	水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
負傷者 重傷	人	砂防	箇所	商工被害	千円			
負傷者 軽傷	人	清掃施設	箇所					
住家被害 全壊	棟	崖くずれ	箇所					
全壊	世帯	鉄道不通	箇所	その他	千円			
全壊	人	被害船舶	隻	被害総額	千円	１１９番通報件数	件	
半壊	棟	水道	戸	災害の概況				
半壊	世帯	電話	回線					
半壊	人	電気	戸					
一部破損	棟	ガス	戸					
一部破損	世帯	ブロック塀等	箇所	応急対策の状況 消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
一部破損	人							
床上浸水	棟							
床上浸水	世帯							
床上浸水	人							
床下浸水	棟	り災世帯数	世帯					
床下浸水	世帯	り災者数	人					
床下浸水	人	火災発生 建物	件	自衛隊の災害派遣		その他		
非住家 公共建物	棟	危険物	件					
非住家 その他	棟	その他	件					

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

９９．災害中間報告・災害確定報告

別紙様式

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　　月　　日　　時現在）	そ の 他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
				冠水	ha		農林水産業施設	千円		市町村	
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			文教施設		箇所		小計	千円			
報告者名			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所		その他 農業被害	千円			
区分	被害		橋りょう		箇所		林業被害	千円			
人的被害 死者	人		河川		箇所		畜産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	
行方不明者	人		港湾		箇所		水産被害	千円			
負傷者 重傷	人		砂防		箇所		商工被害	千円			
負傷者 軽傷	人		清掃施設		箇所					計	団体
住家被害 全壊	棟		崖くずれ		箇所						
	世帯		鉄道不通		箇所		その他	千円		消防職員出動延人数	人
	人		被害船舶		隻		被害総額	千円		消防団員出動延人数	人
半壊	棟		水道		戸		備考				
	世帯		電話		回線		災害発生場所				
	人		電気		戸		災害発生年月日				
一部破損	棟		ガス		戸		災害の種類・概況				
	世帯		ブロック塀等		箇所		応急対策の状況				
	人						119番通報件数				
床上浸水	棟						・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
	世帯						・避難の勧告・指示の状況				
	人						・避難所の設置状況				
床下浸水	棟		り災世帯数		世帯		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況				
	世帯		り災者数		人		・自衛隊の派遣要請、出動状況				
	人		火災発生 建物		件		・災害ボランティアの活動状況				
非住家 公共建物	棟		危険物		件						
その他	棟		その他		件						

１００．災害報告記入要領

１　人的被害

（1）　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

（2）　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

（3）　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

（4）　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

２　住家被害

（1）　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

（2）　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

（3）　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

（4）　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

（5）　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

（6）　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

３　非住家被害

（1）　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

（2）　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

（3）　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

（4）　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

４　その他

（1）　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

（2）　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

（3）　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

（4）　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

（5）　「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

（6）　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

（7）　「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

（8）　「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

（9）　「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

（10）　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

（11）　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

（12）　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

（13）　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

（14）　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

（15）　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

（16）　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

（17）　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

（18）　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

（19）　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被金額

（1）　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

（2）　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

（3）　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

（4）　「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

（5）　災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

（6）　「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

（7）　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

（8）　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

（9）　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

（10）　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

（11）　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

１０１．通行の禁止又は制限するときの標識（様式１）

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

１０２．緊急通行車両の標章（様式２）

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

１０３．緊急通行車両確認証明書（様式３）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日
緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

１０４．避難情報の放送に係る申し合わせ

徳島県と日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざんの各社（以下「放送事業者」という。）とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告、及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から放送事業者への避難情報の放送要請については、次の要領により行うものとする。

１．市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙１の様式により行うものとする。

２．放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。

３．徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系等は、別紙２のとおりとする。

４．徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。

５．その他
（１）この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
（２）この申し合わせは、平成１８年７月１日から実施する。

（別紙１）
日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島　　様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理局
（徳島県総合県民局）

（市・町・村）長　　㊞

住民への避難情報（第　　号）の周知について（依頼）

当市（町・村）において避難情報を発令しました（することとしました）ので、貴社（局）より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

<table>
<tr><td>市 町 村 名</td><td></td><td rowspan="4">避難情報の種類

※注１</td><td rowspan="4">□高齢者等避難
（□発令　□解除）
□避難指示
（□発令　□解除）
□緊急安全確保
（□発令　□解除）</td></tr>
<tr><td>所　属　名</td><td></td></tr>
<tr><td>発信者職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>発令・解除日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>想定される災害
（○印を記入）</td><td colspan="3">水害・土砂災害・高潮・津波・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>対象地区名等

（避難場所）
※注２</td><td colspan="3">地区　　世帯　　人
（　　）
地区　　世帯　　人
（　　）
地区　　世帯　　人
（　　）</td></tr>
<tr><td>備　　考
（発令理由など）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※注１　該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。
※注２　自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。
※注３　市町村長の押印について緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者（防災主管課長等）の押印に替えることとする。

（別紙２）

放送事業者との伝達系統

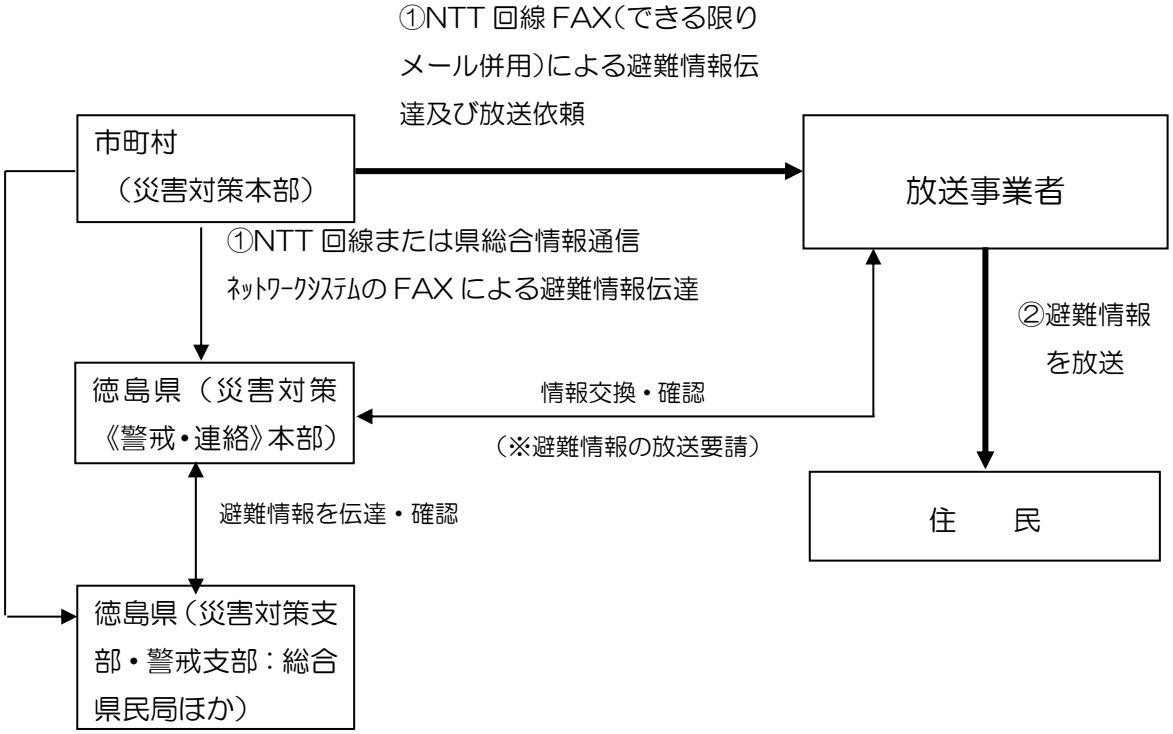

①　市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へＮＴＴ回線によるＦＡＸ（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。

また、同時に、徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）ＦＡＸを送信する。

・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者４社及び徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部（及び総合県民局）のＦＡＸ番号を登録しておく。

・市町村は、ＦＡＸが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。

②　放送事業者は、市町村からのＦＡＸ着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。

その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。

※　市町村が災害対策基本法第６０条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。

③　担当者リストの作成

年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

１０５．避難行動要支援者名簿

名簿例（１）

■■ 避難行動要支援者名簿 ■■

No	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	方書	電話自宅	電話携帯	高齢者	介護度	障害級	主障害	従障害	知的障害	精神障害	その他
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

同意を得るための様式例（２）

避難行動要支援者名簿情報提供同意書

災害が発生した場合に自力で避難することができない ため、避難支援に必要となる個人情報を避難支援者に事前に提供する ことについて下記のとおり同意します。

同意の有無 必ず✔点を入れてください。	私の名簿情報の提供に ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 ☐ 施設等に入所中			
本人署名			記入日 令和　　年　　月　　日	
代筆者			本人との続柄	
電話番号	自宅			
	携帯			

【提供する名簿情報】

フリガナ
氏　名
生年月日
性　別
住所又は居所
電話番号
支援を必要とする事由

個別計画の様式例（３）

個　別　計　画

要支援者 （ふりがな） 氏　名	（　　）	性別	男・女	生年月日	（明・大・昭・平） 年　月　日
住　所	〒		電話		
住所地の地形的特性	□津波浸水区域　□洪水浸水区域　□土砂災害警戒区域　□非該当				
避難時に配慮しなくてはならない事項	（あてはまるものすべてに☑） □手が不自由　□足が不自由　□目が不自由　□耳が不自由 □言葉や文字の理解が困難　□危険なことを判断できない □その他 （　　）				

同居家族等	

緊急時の連絡先①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号１： 電話番号２：
緊急時の連絡先②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号１： 電話番号２：
【特記事項】 （普段いる部屋、寝室の位置） （不在の時の目印、避難済みの目印） など		

避難行動要支援者情報　　支援者が必要な人の情報

避難支援者①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号１： 電話番号２：
避難支援者②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号１： 電話番号２：

避難場所等情報　※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

作成者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難行動要支援者情報　　支援者　支援団体の情報

１０６．消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

	受信日時	年　月　日　時　分		受信者	
1	要請機関名	(電話)		受信者	
2	災害の種別	(1) 救急　(2) 救助　(3) 災害応急　(4) 火災防御　(5) 広域応援			
3	活動内容	調査　広報　撮影　傷病者搬送　空中消火　救急　救助 搬送（種類　数量）　その他（　）			
4	発生場所及び発生時刻	（発生場所）　市町村 目　標： （目標が明確となる、地図を添付のこと。） 着陸現場： （発生時刻）　年　月　日　時　分頃			
5	現地の気象条件	天候　風向　風速　m／s　気温　℃ 視界　m　気象警報等（　警報・注意報）			
6	現場指揮者	所属・職・氏名			
7	現場との連絡手段	無線種別（全国波　県波　市町村波） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）			
8	要請を必要とする理由	※　災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。			
9	傷病者搬送の場合	傷病者	氏　名		年齢等　歳　男・女
			氏　名		年齢等　歳　男・女
		症　状			
		着陸現場の目標	出動先	所在地及び目標	
			搬送先	所在地及び目標	
		同乗者の氏名	医　師		関係者
			看護師		
		病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配
		受入病院	所在地 名　称		連絡先　(電話)
		搬送先の消防本部の担当者職・氏名	消防本部(局)　課 職・氏名　(電話)		
10	必要資機材				
11	他航空機への要請状況	無　： 有　：　要請機関名　要請機数　（機）			
12	その他必要事項				

※　以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1	使用無線等	無線種別（全国波　県波　その他） 現場指揮本部（車）・呼出名（コールサイン）
2	到着予定時刻	年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分
3	活動予定時間	時間　分
4	燃料の確保	手配必要・手配不要　燃料の量　リットル（ドラム缶　本）
5	その他必要事項	

１０７．徳島県管理河川水防警報発表受報用紙
（その１）

（　　）川（　　）
水防警報第（　　）号

令和　　年　　月　　日　　時　　分
徳　島　県　南　部　総　合　県　民　局

１　待　　機	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分現在 （　　）mに達し、なお増水する見込みです。 （　　）から（　　）までの水防団の待機を要します。
２　準　　備	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分現在 （　　）mに達し、なお増水する見込みです。 （　　）から（　　）までの水防団の準備を要します。
３　出　　動	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分現在 （　　）mに達し、 はん濫注意水位（警戒水位）を（　　）m超えており なお上昇のおそれがあるので、（　　）から（　　）までの 水防団の出動を要します。
４　解　　除 （水防警報）	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分現在 （　　）mになり、引き続き減少する見込みです。 （　　）から（　　）までの水防警報を解除します。

発　信	年　　月　　日　　時　　分	発信者	
受　信	年　　月　　日　　時　　分	受信者	

（その２）

（　　）川（　　）
水防情報第（　　）号

令和　　年　　月　　日　　時　　分
徳　島　県　南　部　総　合　県　民　局

No.	本　　文
1	（　　）日（　　）時現在の雨量は、 （　　）｛（　　／　　mm）｝、（　　）｛（　　／　　mm）｝ （　　）｛（　　／　　mm）｝、（　　）｛（　　／　　mm）｝です。
2	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分現在 （　　）mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分に （　　）水位を超えました。
6	（　　）地点の水位は、（　　）日（　　）時（　　）分最高水位 （　　）mに達しました。
7	（　　）地点の最高水位は、（　　）日（　　）時頃に起こると予想され （　　）mに達する見込みです。
8	（　　）地点の、（　　）時間後の水位は、（　　）mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	はん濫注意水位（警戒水位）を相当に上回る恐れがあります。
12	はん濫注意水位（警戒水位）を（　　）日（　　）時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	（　　）地点の、（　　）に（　　）が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	（　　）

発　信	年　　月　　日　　時　　分	発信者	
受　信	年　　月　　日　　時　　分	受信者	

１０８．徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙

（　　）川（　　）
水防警報（津波）第（　　）号

令和　　年　　月　　日　　時　　分
徳　島　県　南　部　総　合　県　民　局

津波に関する情報に十分注意してください。

１　待　　機	（　　）日（　　）時（　　）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 〔　　〕では（　　）mの津波が予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔　　〕から〔　　〕までの 水防団の安全な場所での待機を要します。
２　出　　動	（　　）日（　　）時（　　）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、 〔　　〕では（　　）mの津波が予想されています。 津波到達時刻は（　　）日（　　）時（　　）分頃と予想されています。 水防団員の安全確保を前提とし、〔　　〕から〔　　〕までの 水防団の出動を要します。 なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。
	（　　）日（　　）時（　　）分に〔　　〕に発表されていた 津波警報（大津波・津波）は、（　　）日（　　）時（　　）分に 解除されました。 被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 〔　　〕から〔　　〕までの水防団の出動を要します。
３　解　　除	巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 〔　　〕から〔　　〕までの水防警報を解除します。

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発　信	年　　月　　日　　時　　分	発信者	
受　信	年　　月　　日　　時　　分	受信者	

１０９．緊急消防援助隊応援要請連絡様式

別記様式１－１　　（ブロック内広域応援・県内広域応援用）

広域応援要請の求め

第　　報
令和　　年　　月　　日　　時　　分

ブロック代表消防本部　管理者等
代表消防本部　管理者等　　殿

（被災地消防本部　管理者等）

徳島県広域消防相互応援協定第５条の規定に基づき、令和　年　月　日　時　分に電話により行った広域応援の要請について、詳細の状況等を連絡します。

災害発生日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分頃
災害発生場所	
災害名	
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	

応援区分	ブロック内広域応援　・　県内広域応援				
応援等要請日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援部隊			Ｎ災害対応小隊	
	指揮隊			Ｂ災害対応小隊	
	消火小隊			Ｃ災害対応小隊	
	救助小隊			その他（　　）	
	救急小隊				
	はしご小隊		特殊装備小隊	津波・大規模風水害対策小隊	
	後方支援小隊			水難救助小隊	
	通信支援小隊			その他（　　）	
進出拠点					
その他参考となるべき事項（必要資機材等）					

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
ＮＴＴ回線電話		ＮＴＴ回線ＦＡＸ	
地域衛星電話		地域衛星ＦＡＸ	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

阿南市地域防災計画

平成２６年２月一般災害対策編、地震・津波災害対策編、資料編として全面改訂
平成２９年２月修正
平成３１年３月修正
令和　２年３月修正
令和　２年９月修正（資料編）
令和　３年３月修正
令和　４年２月修正

作　成　阿南市防災会議
事務局　阿南市危機管理部危機管理課